

## 目 次

1. 会期日程表	1
2. 平成28年11月28日(月曜日)	5
3. 議事日程(第1号)	5
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 市長提出議案上程(議第112号から議第142号まで)	12
9. 日程第5 提案理由の説明	12
10. 日程第6 請願・陳情の報告(請第6号・陳第9号から陳第11号 まで)	20
11. 日程第7 委員長報告	21
12. 決算特別委員長報告	21
13. 日程第8 質疑・討論・採決(議第82号から議第91号まで)	31
14. 散 会	38
15. 平成28年12月7日(水曜日)	41
16. 議事日程(第2号)	41
17. 開 議	45
18. 日程第1 一般質問	45
19. 吉田喜徳議員 質問	45
20. 福嶋讓治議員 質問	53
21. 北本将幸議員 質問	64
22. 田畑久吉議員 質問	91
23. 内田靖信議員 質問	100
24. 田中英雄議員 質問	111
25. 散 会	126
26. 平成28年12月8日(木曜日)	129
27. 議事日程(第3号)	129
28. 開 議	133
29. 日程第1 一般質問	133

30. 横手良弘議員 質問	133
31. 城戸 淳議員 質問	148
32. 松本憲二議員 質問	171
33. 前田正治議員 質問	184
34. 近松恵美子議員 質問	203
35. 散 会	236
36. 平成28年12月9日(金曜日)	239
37. 議事日程(第4号)	239
38. 開 議	242
39. 日程第1 一般質問	242
40. 宮田知美議員 質問	242
41. 多田隈啓二議員 質問	251
42. 徳村登志郎議員 質問	283
43. 西川裕文議員 質問	290
44. 江田計司議員 質問	301
45. 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	322
46. 散 会	325
47. 平成28年12月21日(水曜日)	329
48. 議事日程(第5号)	329
49. 開 議	332
50. 日程第1 委員長報告	332
51. 総務委員長報告	332
52. 建設経済委員長報告	338
53. 文教厚生委員長報告	343
54. 議会運営委員長報告	351
55. 日程第2 質疑・討論・採決(議第112号から議第138号まで、 請第6号、陳第9号及び陳第10号)	352
56. 日程第3 閉会中の継続審査の件	368
57. 日程第4 市長提出議案審議(質疑・討論・採決)(議第139号から 議第142号まで)	369
58. 日程第5 委員会の中間報告	370
59. 公共施設等建設特別委員長報告	370

60.	議会基本条例検討特別委員長報告	377
61.	日程第6 議員派遣の件	384
62.	日程第7 市長提出追加議案上程（議第143号）	385
63.	日程第8 提案理由の説明	386
64.	日程第9 追加報告（1件）	387
65.	日程第10 議案の委員会付託	388
66.	日程第11 委員長報告	389
67.	総務委員長報告	389
68.	建設経済委員長報告	389
69.	文教厚生委員長報告	390
70.	日程第12 質疑・討論・採決（議第143号）	390
71.	日程第13 意見書案上程（意見書案第7号）	391
72.	日程第14 意見書案審議（質疑・討論・採決）（意見書案第7号）	391
73.	閉会	392
74.	署名欄	393

**平成28年第6回玉名市議会定例会会期日程**  
 (会期 11月28日から12月21日までの24日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
11	28	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 請願・陳情の報告 委員長報告 質疑・討論・採決
11	29	火		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
11	30	水		休 会	
12	1	木		休 会	
12	2	金		休 会	
12	3	土		休 会	(市の休日)
12	4	日		休 会	(市の休日)
12	5	月		休 会	
12	6	火		休 会	
12	7	水	午前10時	本会議	一般質問
12	8	木	午前10時	本会議	一般質問
12	9	金	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願・陳情の委員会付託
12	10	土		休 会	(市の休日)
12	11	日		休 会	(市の休日)
12	12	月	午前10時	委員会	総務委員会
12	13	火	午前10時	委員会	建設経済委員会
12	14	水	午前10時	委員会	文教厚生委員会
12	15	木	午前10時	委員会	議会運営委員会
12	16	金		休 会	
12	17	土		休 会	(市の休日)
12	18	日		休 会	(市の休日)
12	19	月		休 会	
12	20	火		休 会	
12	21	水	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

1 1 月 2 8 日 (月)

## 平成28年第6回玉名市議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）

平成28年11月28日（月曜日）午前10時00分開会

#### 開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 市長あいさつ  
日程第4 市長提出議案上程（議第112号から議第142号まで）  
日程第5 提案理由の説明  
日程第6 請願・陳情の報告  
（請第6号・陳第9号から陳第11号まで）  
日程第7 委員長報告  
1 決算特別委員長報告  
日程第8 質疑・討論・採決  
（議第82号から議第91号まで）

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 市長あいさつ  
日程第4 市長提出議案上程（議第112号から議第142号まで）  
議第112号 専決処分事項の承認について 専決第11号  
平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）  
議第113号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）  
議第114号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議第115号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議第116号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）  
議第117号 平成28年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算  
（第2号）  
議第118号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）  
議第119号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）  
議第120号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

- 議第121号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第122号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第123号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第124号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第125号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第126号 玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第127号 指定管理者の指定について
- 議第128号 指定管理者の指定について
- 議第129号 指定管理者の指定について
- 議第130号 普通財産の無償譲渡について
- 議第131号 普通財産の無償譲渡について
- 議第132号 普通財産の無償譲渡について
- 議第133号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第134号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第135号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第136号 市道路線の認定について
- 議第137号 工事請負契約の変更について
- 議第138号 工事請負契約の変更について
- 議第139号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第140号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第141号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第142号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 請願・陳情の報告（請第6号・陳第9号から陳第11号まで）
- 請第6号 岱明町公民館建設に関する請願
- 陳第9号 玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情
- 陳第10号 全小中学校への冷暖房設備の導入を求める陳情
- 陳第11号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第7 委員長報告
- 1 決算特別委員長報告
- 日程第8 質疑・討論・採決

(議題82号から議第91号まで)

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君



午前10時00分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

冒頭に、私事で申しわけありませんが、本当に9月議会から大変皆さん方には、議会には迷惑をおかけしまして申しわけありませんでした。おかげで、こうやって元気に復帰できるようになりましたので、今までどおりしっかり議長職を務めたいというふうに思います。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成28年第6回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

14番議員 宮田知美君、15番議員 前田正治君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 会期の決定

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月21日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月21日までの24日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月21日までの24日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 市長あいさつ

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第6回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残すところ、あと一月となりました。この時期になり、気温もだんだんと寒く

なってきたおり、確実に冬が近づいていると感じられる気候になってまいりました。市民の皆さま、並びに議員各位におかれましては、風邪など引かれないう、くれぐれも健康に留意し、御自愛いただきますようお願い申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、いろいろなことがありました。国外に目を向けますと、今年には4年に一度のオリンピックが、8月、ブラジルのリオデジャネイロで開催されました。日本代表選手の活躍で、金メダル12個、銀メダル8個、銅メダル21個の合計41個と史上最多の獲得数でございました。金メダルは前回のロンドン五輪から5つふえ、3大会ぶりの2桁で世界6位に入りました。また、パラリンピックでも銀メダル10個、銅メダル14個を獲得し、日本の力を世界に向けて示したところでございます。ベテラン選手から若手選手まで存在感を示し、2020年の東京オリンピックへ期待の膨らむ年でございました。

さらには、アメリカ大リーグのイチロー選手が、ピート・ローズ氏の持つMLB通算最多安打記録4,256安打を日米通算安打で更新し、その後、メジャー史上30人目の3,000本安打も達成し、日本人の力を世界に示してくれましたことは、同じ日本人として誇りに思うところでございます。

一方、国内に目を向けてみますと、今年には特に災害の多い年となりました。1月半ばより日本列島を包んだ寒波は、記録的な大雪をもたらしたほか、この強烈な寒波の影響で長崎県では、記録的な積雪を観測したほか、沖縄県では39年ぶり、奄美大島では115年ぶりのみぞれが観測され、最低気温も北海道から九州まで氷点下となりました。県内においては、特に南部の降雪がひどく、あさぎり町では氷点下13.8度を記録するなど、最低気温も9カ所で観測史上最低となるなど猛烈に冷え込みました。

また、4月14日及び16日に発生いたしました「平成28年熊本地震」は、後世にわたって伝えていかなければならない未曾有の大災害をもたらしました。風水害への対策は日々行なっておりますが、ここ熊本県は比較的地震の少ないところと言われており、地震といった部分には虚をつかれた感があります。自然の猛威はこうも大災害をもたらすものかと改めて感じざるを得ませんでした。この地震により、震災関連死を含め、とうとい命を奪われた多くの方々、そして、ご家族、ご親族に改めてお悔やみを申し上げますとともに、被災され、いまだ不便な生活を余儀なくされている多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。本市におきましては、人命にかかわるような被害は発生しておりませんが、地域によっては家屋や石垣の倒壊、また、屋根瓦の損壊など数多くの被害を受けたところでございます。

本市では、災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されない本市被災者の方々を対象に、住宅や倉庫等の復旧工事等に対して交付する「被災住宅等復旧事業補助金」、農地災害復旧に対して交付する「玉名市農地小規模災害復旧事業補助金」を本市単独の補

助金制度として新たに創設したところがございますが、「被災住宅等復旧事業補助金」につきましては、受け付け期間を終了したあとも問い合わせがあっていることから、期間限定で再受け付けを行なう予定であり、専決処分による補正を行なったところがございます。

10月8日、平成26年に世界ジオパークに登録された阿蘇中岳で36年ぶりの爆発的噴火が発生し、噴煙は観測史上最高の1万1,000メートルの高さに達しました。熊本地震による復旧・復興の中での噴火であり、余震も続く中、今後も予断を許さない状況にあります。

10月21日には、鳥取県中部で震度6弱、また先日の11月22日には福島県沖で震度5弱の地震が発生し、津波が観測されるなど各地で大きな地震が発生をいたしております。熊本地震の余震も4,100回を超え、発生回数もだんだんと減少していますものの、いつ大きな地震が発生するかわかりません。議員各位、そして市民の皆さまにおかれましては、今後も引き続き十分注意していただきますようお願い申し上げます。

先日、本年1月から10月までの訪日外国人旅行者数が初めて2,000万人を突破したとの報道がございました。しかしながら、熊本地震以降、本県への観光客は、風評被害等により減少しており、もちろん温泉地である本市も例外ではございません。

国内旅行者の観光需要が低迷している中、この訪日外国人を取り込むチャンスであると考えております。そこで、本市の観光部門におけるインバウンド事業の一つとして、熊本県、菊池市、山鹿市、和水町の各首長とともに、先日、台湾を訪問し、熊本県北地域の魅力をアピールしてきたところがございます。

台湾では、約36万人が訪れた「台北市国際旅行博」に熊本県広域本部と3市1町で構成します「熊本県北観光協議会」が出展し、来場されたお客様に対し観光PRを行なったところがございます。また、本市が連携しております台湾の現地大手旅行社「ライオントラベル社」の出展ブースにおきましては、来年2月に本市で開催いたします「第40回玉名市横島町いちごマラソン大会」を軸とした本市への旅行商品を販売していただきました。

その後、阿蘇熊本空港と直行便があります台湾高雄市において熊本県を初め、菊池市、山鹿市、和水町の各首長で、高雄市政府や高雄市にあります現地旅行社を直接訪問し、県北一体となった観光客誘致活動を行なったところがございます。海外からの観光客誘致活動につきましては、今後も引き続き、熊本県と情報を共有し、県北の自治体と連携した誘致活動を推進していくとともに、本市におきましても、官民が一体となった受け入れ態勢の整備を構築していけるよう力を傾注していく所存でありますので、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

さて、本議会に提案いたしております専決処分案件といたしましては「平成28年度

玉名市一般会計補正予算」1件、予算案件といたしまして「平成28年度玉名市一般会計補正予算」など8件、条例案件といたしまして「玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」など6件、人事案件といたしまして「人権擁護委員候補者の推薦について」など4件、その他といたしまして「指定管理者の指定について」など12件、合計31件でございます。

一般会計の専決処分でございますが、熊本地震により被災した家屋の公費解体に係る経費、市単独補助である被災住宅等復旧事業補助金及び農地小規模災害復旧事業補助金につきまして、既決予算を超える申請があり、早急に対応する必要がありますので、専決を行なったものでございます。

また、一般会計の補正予算の主なものといたしましては、たまきな学童クラブ室新築工事の予算を計上いたしております。これは国の第2次補正予算により補助率が3分の1から3分の2にかさ上げされることから、本来、平成29年度に実施予定でありました事業を平成28年度に前倒して実施するものでございます。

次に、産地パワーアップ事業補助金についてでございますが、T P P対策として高性能な農業機械・設備の導入を支援し、収益力を高めて農業の国際競争力強化を図る事業でございます。9月議会の補正第5号で計上いたしました1経営体に加え、今回新たに県からの募集に対して実施要望のあった2つの経営体について予算を追加するもので、うち1つは国の第2次補正予算による追加でございます。

次に、夏場の教室温度の上昇を抑え学習環境を良好に保つため学校教室にエアコン設置を求める要望があり、近隣においては既に導入済みの市町村もあるなど、県下において空調設備の設置が加速化しております。このような状況に鑑み、本市におきましても今回空調設備設計に係る予算を計上し、市内全小中学校に早期の設置を図るものでございます。

次に、岱明町公民館につきましては、これまで老朽化や耐震安全性確保の未実施が指摘され、早急な建てかえが求められており、本年3月には、岱明地区4小学校区の前区長会長の連名で、また、本年度も岱明町区長会長から、しかるべき会合の席で、耐震安全性が確保された公民館を、岱明ふれあい健康センターを活用して、1日も早く建設するよう要望がなされております。また、先般の熊本地震の発生により、コミュニティーの推進はもとより、緊急避難所の役割も担うことのできる公民館は、可能な限り早期に確保する必要性がさらに高まっています。このような状況から、建設計画を具体化し、整備に着手するため、公共施設適正配置計画に基づき、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務委託料を計上いたしております。

そのほか、人事院勧告に基づく職員給与等の調整を計上いたしております。

以上、主なものにつきまして申し上げますが、詳しくは副市長、総務部長から提案

理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出議案上程（議第112号から議第142号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第112号専決処分事項の承認について、専決第11号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第142号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案31件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

私のほうからは、補正予算関係につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1ページをご覧ください。

まず、議第112号専決処分事項の承認について、専決第11号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

この補正予算は、熊本地震被災者支援を目的とした補助金等につきまして、既決予算を上回る支出が見込まれるため、11月7日付で専決処分を行ないましたので、地方自治法第179条の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,681万9,000円を追加し、総額を353億8,927万9,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、10款地方交付税は3,173万5,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。14款国庫支出金は5,179万8,000円の追加で、被災住宅解体・処理事業補助金でございます。19款繰越金は8,328万6,000円の追加でございます。

歳出につきましては、3款民生費は1億6,491万2,000円の追加で、熊本地震により被災した家屋の公費解体に係る経費9,782万5,000円の追加、市単独補助

であります被災住宅等復旧事業補助金6,629万5,000円の追加、また、6款農林水産業費は、市単独補助であります農地小規模災害復旧事業補助金190万7,000円の追加で、それぞれ既決予算を超える申請があり、早急に対応する必要がありましたので、専決により補正を行なったものでございます。

次に、議第113号から議第120号までの補正予算関係8件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたしますものでございます。なお、一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算の共通事項といたしまして、人事院勧告に基づく職員給与等の調整を行なっております。

初めに、議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億5,191万8,000円を追加し、総額を359億4,119万7,000円とするものでございます。

2ページでございます。

歳入の主なものを申し上げますと、10款地方交付税は1億740万8,000円の追加で、今回の補正の財源調整でございます。13款使用料及び手数料は882万5,000円の追加で、ごみ袋・粗大ごみシールの需要の増加による歳入増額でございます。14款国庫支出金は1億7,201万9,000円の追加で、障害者自立支援給付費負担金などがございます。15款県支出金は1億2,905万6,000円の追加で、産地パワーアップ事業補助金などがございます。20款諸収入は587万8,000円の追加、21款市債は1億2,873万2,000円の追加で、災害廃棄物対策事業債の追加と臨時財政対策債などの限度額変更でございます。

次に、歳出につきましては、1款議会費は216万7,000円の追加、2款総務費は1,131万5,000円の追加でございます。3款民生費は3億6,956万3,000円の追加で、利用者の増加による障害者介護給付・訓練等給付事業や生活保護扶助費などの追加でございます。また、玉陵小学校建設に伴うたまきな学童クラブ室新築工事につきましては、国の第2次補正予算により補助率3分の1が3分の2にかさ上げされることから、今年度に事業を前倒しして実施するものでございます。4款衛生費は3,024万3,000円の追加で、公立玉名中央病院事業負担金（小児医療体制支援分）などがございます。これは平成28年7月から小児科医が3名から4名になったことに伴う小児科医1名分の人件費を玉東町と負担するものでございます。6款農林水産業費は9,170万6,000円の追加で、産地パワーアップ事業補助金などがございます。これはTPP対策としまして、高性能な農業機械設備を導入することで、農産物の高品

質・低コスト化、産地の維持・拡大等を推進し、収益力を高め、農業の国際競争力の強化を図るもので、先の補正第5号で1つの経営体分を計上いたしました。今回、新たに県からの募集に対して、実施要望のあった2つの経営体につきまして追加するもので、うち1つは国の2次補正予算による追加でございます。7款商工費は92万4,000円の追加、8款土木費は658万9,000円の追加でございます。9款消防費は1,340万6,000円の追加で、有明広域行政事務組合消防費負担金の追加などがございます。10款教育費は2,600万5,000円の追加で、小中学校空調設備設計業務、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務などがございます。まず小中学校の空調設備につきましては、夏場の教室温度の上昇を抑え、良好な学習環境確保のため空調設備の導入が各市町村で進められていることから、本市におきましても市内全小中学校に対し早期設置を図るものでございます。また、岱明町公民館につきましては、老朽化と耐震対策未実施が指摘され、地区住民の皆さまからの早期建設要望もあり、早急な対策が求められております。以上を踏まえ、岱明ふれあい健康センターとの併設による機能的な複合施設として整備するための設計業務を計上いたしております。

3ページでございます。

第2表繰越明許費につきましては、放課後児童クラブ整備事業ほか3件の繰越限度額を設定し、第3表債務負担行為補正につきましては、重度心身障害者医療費助成申請処理業務ほか6件の限度額を設定するものでございます。また、第4表地方債補正につきましては、災害廃棄物対策事業を追加し、県営道路整備事業負担金ほか3件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

4ページでございます。

議第114号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,289万2,000円を追加し、総額を109億8,622万1,000円とするもので、歳出の11款諸支出金は、平成27年度療養給付費等の決定に伴う国への償還金でございます。

次に、議第115号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、総額を78億7,422万6,000円とするもので、5ページの歳出の保険給付費の組み替えに伴う財源の調整などがございます。

第2表債務負担行為については、短期集中型通所サービス事業業務ほか1件の限度額を定めるものでございます。

次に、議第116号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、総額を3,858万円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

次に、議第117号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,745万8,000円を追加し、総額を8億2,443万円とするもので、6ページの基金積立1,725万1,000円などがございます。

次に、議第118号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、45万4,000円を追加し、総額を8億6,923万9,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

次に、議第119号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、57万3,000円を追加し、総額を15億1,508万4,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

7ページでございます。

第3条債務負担行為補正につきましては、岱明汚水中継ポンプ場等維持管理業務の限度額を設定するものでございます。

最後に、議第120号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、9万6,000円を追加し、総額を4億4,147万円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

第4条債務負担行為につきましては、横島町及び天水町の農集配污水处理場施設等維持管理業務の限度額を設定するものでございます。

以上、補正予算関係の主な内容等につきまして御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]



○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、議第121号から議第138号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第121号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の175に、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成28年12月1日から適用し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第122号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、議第121号議案と同様に、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します市長等の期末手当の支給月数を100分の175に、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成28年12月1日から適用し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第123号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、議第121号議案と同様に、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します教育長の期末手当の支給月数を100分の175に、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成28年12月1日から適用し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、条例の施行の際に現に教育長の職にあるものが、教育委員として在職する間は、この条例による規定は適応せず、玉名市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により改正前の玉名市教育長の給与等に関する条例の規定が効力を有するものでございます。

6ページをお願いいたします。

議第124号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します職員の勤勉手当の支給月数を0.9に0.1月分引き上げ、あわせて職員給料月額を若年層に重点を置き、平均で0.2%引き上げる改定を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、給料月額の上げにつきましては平成28年4月1日から、勤勉手当については同年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条の改正規定につきましては、前条において引き上げました勤勉手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

12ページをお願いいたします。

議第125号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立玉名第1保育所の開所時間の延長及び玉名市立滑石保育所及び玉名市立睦合保育所の民営化に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市立玉名第1保育所の開所時間を「7時30分から」を「7時から」に、また、土曜日の開所時間を「15時まで」を「17時まで」に改めるとともに、玉名市立滑石保育所及び玉名市立睦合保育所の民営化に伴い、同園を廃止することによるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

13ページをお願いいたします。

議第126号玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市岱明図書館の位置を変更するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市岱明図書館の位置を「玉名市岱明町野口2129番地」に変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

14ページから17ページまでをお願いいたします。

議第127号から議第129号までの指定管理者の指定についてでございますが、これは各施設の条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、管理を行なわせる施設は、議第127号が既に指定管理者の指定を行なっている玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートを除く玉名市蛇ヶ谷公園でございまして、平成29年4月1日から平成31年3月31日までを指定の期間として公益社団法人玉名市シルバー人材センターを、議第128号が玉名市桃田運動公園でございまして、平成29年4月1日から平成34年3月31日までを指定の期間として玉名市体育施設管理運営共同企業体を、議第129号が玉名市岱明中央公園、玉名市横島グラウンド、玉名市天水グラウンド、玉名市天水テニスコート、玉名市横島体育館、玉名市天水体育館、玉名市天水相撲場及び玉名市岱明B&G海洋センターでございまして、平成29年4月1日から平成34年3月31日までを指定の期間として株式会社サンアメニティをそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第130号普通財産の無償譲渡についてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、農山村同和対策事業により平成51年度に建設した農機具保管施設が老朽化しましたことにより、従前から利用している田端地区共同利用農機具利用組合と今後の施設の用途について協議したところ、同組合から無償譲渡の申し出がありましたので、同組合へ平成28年12月22日付で無償譲渡するものでございます。

19ページ及び20ページをお願いいたします。

議第131号及び議第132号普通財産の無償譲渡についてでございますが、これも地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、保育所の民営化に伴い、建物を玉名市立滑石保育所にあつては、社会福祉法人天水若竹会に、玉名市立睦合保育所にあつては社会福祉法人天水福祉事業会に、平成29年4月1日付でそれぞれ無償譲渡するものでございます。

21ページをお願いいたします。

議第133号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、議第130号議案の関連でございまして、貸し付けします物

件は、土地1筆で貸し付け期間は平成28年12月22日から平成39年3月31日まででございます。貸し付けの相手方は、田端地区共同利用農機具利用組合でございます。

22ページ及び23ページをお願いいたします。

議第134号及び議第135号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これも地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、議第131号及び議第132号議案の関連でございまして、議第134号については、貸し付けします物件は土地3筆で、貸し付け期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、貸し付けの相手方を社会福祉法人天水若竹会として、議第135号については、貸し付けします物件は土地10筆で、貸し付け期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、貸し付けの相手方を社会福祉法人天水福祉事業会とするものでございます。

24ページをお願いいたします。

議第136号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回新たに認定する路線は、開発行為の完了に伴い帰属した玉中西2号線、富尾5号線及び寺田久保線の3路線でございます。

28ページをお願いいたします。

議第137号工事請負契約の変更についてでございますが、これは平成27年5月22日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

変更の理由としましては、石尾地区1号ため池改修工事において、掘削土が予測していた土質より軟弱であったことによる工程の追加に伴い、当初契約金額3億5,424万円に対しまして、2,347万3,609円の増額になりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額分につきましては、現在契約の相手方であります株式会社山田組と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に本契約の締結とするものでございます。

29ページをお願いいたします。

議第138号工事請負契約の変更についてでございますが、これは平成27年9月18日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

変更の理由といたしましては、石尾地区2号ため池改修工事において、排水断面の変更に伴い、当初契約金額1億8,933万4,800円に対しまして、436万8,609円の増額になりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額分につきましては、現在契約の相手方であります有限会社不動組と変更の

仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に本契約の締結とするものでございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 今議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明を申し上げます。

議第139号から議第142号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員4名の任期が平成29年3月31日をもちまして、任期満了となるために、現委員の松木幸美氏の後任に引き続き同氏を、永田幸男氏の後任に前田敏朗氏を、木村總子氏の後任に引き続き同氏を、上森繁美氏の後任に濱崎光邦氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員の委員法第6条第3号の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

以上、4件の人事案件につきまして、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 請願・陳情の報告（請第6号・陳第9号から陳第11号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第6号 岱明町公民館建設に関する請願

陳第9号 玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情

陳第10号 全小中学校への冷暖房設備の導入を求める陳情

陳第11号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情

以上、請願1件、陳情3件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願・陳情の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時06分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第7 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「委員長報告」を行ないます。

これよりさきの第5回定例会において決算特別委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第91号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案10件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 吉田喜徳君。

[決算特別委員長 吉田喜徳君 登壇]

○決算特別委員長（吉田喜徳君） ただいまから決算特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

今般の決算特別委員会は、10月24日、25日の2日間にわたり、審査を行ないました。委員会に付託されました案件は、議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第91号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算までの議案10件であります。

以下、各決算議案の審査経過について御報告申し上げます。

まず、第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてです。

歳入決算額309億7,357万3,905円、歳出決算額297億9,737万262円で、歳入歳出差引額は11億7,620万3,643円となり、翌年度繰越額9,118万6,334円を差し引いた実質収支額は10億8,501万7,309円となっております。執行部から、事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等の説明と各課における主要施策の成果について詳細な説明の後、質疑、応答に移りました。主な質疑について申し上げます。

まず歳入ですが、執行部からの説明のあと、委員から、ふるさと納税寄附金の現状はと質疑があり、執行部から、平成26年度決算額は292万円で、平成27年度が284万円となっているとの答弁があり、委員から、玉名市からの他の自治体への寄附額はどうかとの質問に、他市町村への寄附額は、平成26年寄附額は173万円で、市民税減収額として70万円、平成27年度が寄附金1,144万円で、減収額としては530万円となっており、玉名市から他市町村に寄附される方が増加している。平成28年度からふるさと寄附金の業務は民間業者に委託しており、10月20日時点で寄附額は480万円と伸びてはいるものの、玉名市に寄附が入ってくるような方策を考えていく必要がある。6次産品等の魅力ある返礼品の充実にも力を入れるとの答弁がありました。

次に委員から、地方消費税交付金がかなり増加しているが、要因は何かとの質疑に、執行部から、平成26年4月1日の消費税の税率改正により、交付金の増額によるものとの答弁があり、続いて委員から、株式等譲渡所得割交付金が前年度から減少しているが、毎年このように変動があるのかとの質疑に、執行部から、平成26年度決算が3,920万円、平成27年度決算が2,840万円となっている。譲渡所得の5%が県税であり、そのうちの59.4%が市町村に交付されるもので、前年中の株式の譲渡所得により、市町村への交付額が変わってくるとの答弁がありました。

次に委員から、入湯税について未納額がないか、過去の滞納分はどうなったのかとの質疑に、執行部から、平成26年度決算で不納欠損等を行ない、収入未済額がゼロとなっている。平成26年度に徴収強化を図り、現在、滞納額はないとの答弁があり、これに対して委員から、入湯税は1カ月ごとに納税するような指導をしているのかとの質疑に、執行部から、入湯税は毎月申告し、納税することになっており、遅延が発生する場合は催告等により指導をしているとの答弁がありました。

次に、歳出についての質疑で委員から、定住化促進事業について、住宅所得補助等の対象者は市外からの移住者のみとなっているが、市内在住者でアパート住まいの方が、新規に住宅を取得する場合を補助対象とする考えはないのかとの質疑があり、執行部から、市内でアパートに居住の方が同じ市内に新築される場合の補助は現在のところ考えていない。しかし、定住補助事業については、平成28年度より、市外から移住して1年間は補助対象としているとの答弁がありました。

次に委員から、行政事務外部評価委員会は何のために設置したのかとの質疑に、執行部から、市が実施している事務事業を外部の客観的な視点により適正かどうか評価してもらう目的で設置したものと答弁があり、委員から、現在の事務事業が適切なものか外部評価委員会で評価して、次年度予算に反映するのが目的と思われるが、平成28年度予算にどの程度反映されているのかとの質疑に、執行部から、外部評価委員会にお願いをするのは、300余りある事務事業のうちから市で15事業を選定し、15事業を評価委員により10事業に絞ってもらった上で評価してもらう。この10事業の分は、平成28年度予算要求などの際に活用しているとの答弁があり、これに対して委員から、評価対象事業を拡大して、次年度予算編成に生かせないかとの意見に、執行部から事務事業全般については内部で評価をしており、次年度予算に反映させるシステムを構築しているとの答弁がありました。

次に、委員から、支所窓口業務委託事業で、委託先の民間業社と市職員が行なう業務は、完全に分離できているのかとの質疑に、執行部から、1つの業務を行なうに当たって疑義が生じた場合の際は、委託業者の業務責任者と市職員で協議して解決する方法をとっているため、完全に業務を分離して行なっていることはなく、利用者に不都合が生

じないように対応している状況との答弁がありました。

次に、委員から、学童クラブでは保護者が負担する費用にどのくらいの差があるのかとの質疑に、執行部から、毎月の保育料は月当たり9,000円から3,000円までとなっており、月当たり6,000円の差がある。また、年会費は1万円、5,000円、3,000円、年会費がないところと、まちまちであるとの答弁があり、委員から、市からの補助金は一定かとの質疑に、執行部から、運営に係る事業費の2分の1に利用者から集めた個人負担を充てており、残りの2分の1に国、県、市で3分の1ずつ補助しているとの答弁がありました。

次に、委員から、敬老会は75歳以上の方に1人当たり1,300円の補助で、地区ごとに開催されているが、地区によっては敬老会を開催せずに個人に交付しているところもあると聞くがどうかとの質問に、執行部から、敬老会費委託料については、各地区の自主性に任せているため、地区ごとのやり方で構わない旨説明している。現金を交付している例は聞いていないとの答弁があり、これに対して委員から、市から敬老会をきちんと開催するように指導したほうがよいとの意見がありました。また、委員から、金婚表彰は申請した方だけの表彰となっているが、申請しない人も表彰すべきでないか、また、米寿表彰は全部の地区であっているのかとの質疑に、執行部から、金婚式については、戸籍の確認が非常に困難であり、また、事実婚の場合でも表彰対象としていることから、申請による表彰という方法をとっている。また、米寿表彰についても敬老会と同様に、やり方は地区ごとに違っていて、米寿表彰者は高齢であることから、1カ所に集まってもらうのは困難との理由から、地区公民館等での開催となっているとの答弁があり、これに対して委員から、金婚表彰についても、各地区での開催を望む声が多いとの意見がありました。

次に、委員から、農地に太陽光発電設備の設置ができるようになったと聞くが、農地法の改正があったのか、それとも応用でできるのか。また、いつから認められるようになったのかとの質疑に、執行部から、営農型太陽光発電設備についての取り扱いについては、農地法の改正によるものではなく、4年ほど前から農地法の応用により設置できることとなったとの答弁があり、これに対して委員から、設置基準等は定めているのか。また、固定資産税はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、基準は定めている。営農型の太陽光発電設備等については、地目変更は行なわないため、地目は農地のまま課税されるとの答弁がありました。

次に、委員から、岱明玉名線の文化財発掘調査は完了したのかとの質疑に、執行部から、未買収地を除いて現地での発掘調査はすべて完了しており、現在実施しているのは、その整理と報告書作成作業となっているとの答弁があり、これに対して委員から、作業は完了したら報告書を見ることはできるのか、出土遺物の保存はどうなっているのかとの



質疑に、執行部から、報告書は印刷物として刊行し、記録保存を目的とするもので、研究機関、大学等の教育機関に発送するほか、市の図書館に配付する予定。出土遺物は、現在のところ市役所第3別館と岱明の保育所跡地に保管をしており、展示などで活用を図りたいとの答弁がありました。

次に、委員から、数年前に幼稚園就園奨励費補助金の過大支給があったが、返還はどうなっているかとの質疑に、執行部から、今現在、完済には至っていない。日ごろから完済のお願いをしているが、引き続き納付の働きかけを続けていくとの答弁があり、委員から、対象者のうち未納は何人かとの質疑に、35件中、27件が完納。残り8名の方が完納されていない状況との答弁があり、委員から、過大支給は市に責任はあるが、当然返還すべき補助金であるので、早めの納付をお願いすべきとの意見がありました。

そのほか、歳出に関しては、LED防犯灯の普及率と防犯灯電気料補助金、職員援助プログラムの相談内容、本庁舎跡地等活用基本構想の冊子作成費用、マイナンバーカードの普及率と利用可能な行政事務、JR駅管理委託料、生活保護扶助事業、手提げ式ごみ袋導入の検討、子宮頸がんワクチンの対応状況、フッ化物洗口の実施状況、玉陵中学校区の小学校統廃合による跡地利用とスクールバスの運行方法、自主防災組織等に対する消火栓の開閉方法説明、35人学級教員と教育支援員等の給料格差など多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第82号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第83号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入決算額112億7,331万7,459円、歳出決算額109億4,985万1,882円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は3億2,346万5,577円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、不納欠損額4,795万5,916円の経緯はどの質疑に、執行部から、不納欠損額を事由別に見ると、法定納期限から5年が経過した分、いわゆる消滅時効による欠損をした分が、全体の6割を占めており、残りの4割は滞納処分により執行停止を行なった分である。この不納欠損額の大半を占める消滅時効に至る要因は、財産の調査を継続的に行なっても不明であり居住不明等で、本人と接触ができないなどの理由により、滞納処分ができず、納税誓約等も取れない。あるいは本人死亡等により、財産の承継もできない場合がある。あらゆる調査を実施した上で関係法令に従い滞納処分の執行に努めているとの答弁があり、また、委員から、未納者に対する国民健康保険証の発行はどうしているのかとの質疑に、執行部から、納付してもらうことで滞納期間に応じて短期保険証あるいは資格者証を発行しているとの答弁があり

ました。また、委員から、短期保険証の発行に際して納付指導はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、納付を継続してもらうことが重要であることから、被保険者の事情を十分に考慮して滞納額を見た上で、継続して納付するとの約束の上で発行しているとの答弁がありました。

次に、委員から、現年課税分と滞納繰越分の徴収率はどうなっているかとの質疑に、執行部から、平成27年度現年課税分の徴収率は93.41%、滞納繰越分は16.54%であり、現年課税分と滞納繰越分を合わせると72.44%となっているとの答弁に対して、委員から、滞納繰越分の徴収率が極端に低いことから、現年課税分の徴収強化が課題と思われ、現年課税分の徴収率を上げる方法はどの質疑に、執行部から、国民健康保険税は、国保の運営をする上で貴重な財源となっていることはもとより、徴収に関しては、税の不公平感の解消と自主財源確保のため、年間を通して徴収業務の強化に努めている。滞納が発生した場合は、督促状の発送、その後催告書を送付し、納税相談を実施して担税力を見きわめている。それでも納税が滞る場合は、滞納処分の執行を行なっているとの答弁があり、委員から、国保税の現年課税分を8期に分けて納入されるため、この8期の納入期限のうちに納付されるように納税相談等に力を入れてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、主要な施策の実施により医療費削減の成果は上がっているかとの質疑に、執行部から、全国的に医療費は年々増加傾向にあり、主要な施策は直接的には医療費削減にはつながっていない。特定健康診査等事業は、内臓脂肪症候群に着目し将来的に生活習慣病を阻止するために実施している特定健康診査と特定保健指導であり、重症化を予防するために支援を行なっている。また、産学官連携こくほ運動実践講座事業では、講座を通じて継続した運動実践の習慣を身につけてもらっており、将来的にはレセプト等にて健康が改善されたのかを解析していくことも可能との答弁があり、委員から、特定健康診査の受診率を上げる努力はなされているのかとの質疑に、執行部から、平成27年度は、年度当初に医療機関に対して市の国保財政について説明し、医療機関で治療中の方に特定健診の受診を勧めてもらおうようお願いしており、特定健診を周知するための壁掛け式のタペストリーを作成し、医療機関に配付をしている。ほかにも特定健診前の若年世代に対して、若人健診の若人国保人間ドックを積極的にPRしており、ひまわりてれびで紹介したり、ハロースタンプ会と連携してハローポイントを付与する取り組みなどを行なっている。若いうちから健診を受ける習慣をつけ、特定健診の受診率の向上に結びつけたいとの答弁がありました。また、委員から、旧天水町には、各地区に健康推進委員がいて、80%近くの受診率であったが、合併とともに廃止となった。これに類する制度の検討はできないかとの質疑に、執行部から、旧3町にはそういった組織があったが、旧玉名市においては推進員の選任が困難なことから新しい組織の立ち

上げには至っていないとの答弁があり、これに対して委員から、受診率向上のため、地区ごとにモデル地区をつかって実施してはどうかとの質疑があり、執行部から、各地区との協働により校区ごとにモデル地区を設定して実施している。平成26年度から実施している三ツ川校区では受診率が向上している。その他の校区でも区長や民生委員に健康診査の実情を説明し受診率の向上に向けて取り組んでおり、今後も広げていきたいとの答弁がありました。また、委員から、消費税増税の再延期による国保財政の影響はどうかとの質疑があり、執行部から、平成27年度から国保に対し国より投入されている1,700億円の財源は、消費税を5%から8%に引き上げたときのものであり、さらに追加として1,700億円が投入される分の財源については後期高齢者支援金の全面報酬導入による国費となっている。このため増税延期の直接的な影響はないと思われる。とはいえ、国の財政事情は非常に厳しいことから市長会を通じて確実に国の支援を得られるように要望しているとの答弁があり、これに対して委員から、特定健康診査の受診率によって、現在も国の財政的なペナルティーはあるのかとの質問に、執行部から、後期高齢者支援金では、特定健診の受診率を1つの基準としており、受診率が極端に低い場合は増額、逆に受診率が高いところでは、納付金を減額して支払うことになっている。玉名市はこの基準には該当していないとの答弁がありました。また、委員から、結果的に一般会計から繰り入れることで黒字になっているがとの質疑があり、執行部から、平成27年度の赤字を見込んで、一般会計から5億円程度繰り入れているが、決算の結果赤字額は2億円程度であったことから、繰り入れたことにより3億円の黒字となっているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第83号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第84号平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入決算額7億9,049万3,893円、歳出決算額7億8,936万5,667円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は112万8,226円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、滞納者に対して国民健康保険税の短期資格者証等の発行はするのかとの質疑に、執行部から、後期高齢者医療保険の場合、継続して少額でも納付があれば3カ月ごとの短期証を発行している。国民健康保険と違い資格者証は発行していないとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第84号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第85号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入決算額73億5,974万6,993円で、歳出決算額71億8,330万6,491

円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億7,644万502円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、要介護者と要支援者の認定数と割合はどうなっているかとの質疑に、執行部から、平成28年3月末現在で、要支援1が735名、要支援2が684名、要介護1が1,094名、要介護2が678名、要介護3が488名、要介護4が538名、要介護5が370名で、合計4,587名となっている。また、要支援1、2を含んだ割合は、対象者数の21.6%となっているとの答弁があり、委員から、介護保険料の滞納者に対する介護サービスを受ける上でのペナルティーはあるのか、その場合自己負担が2割になることはあるのかとの質疑に、執行部から、介護保険料は年金からの引き落としであるため、該当者はあまりいない。ただし、年金額が18万円以下の方や年金が支給される1年前の方へ納付が困難な場合に該当する場合があるが、その方の状況を勘案し納付をお願いしながら介護サービスを実施している。自己負担が2割になるのは一定所得以上の方の場合であるとの答弁がありました。また、委員から、介護保険で要支援1、2が、今後市町村事業となるが、市の方向性はどうか、また、財源はどうなるのかとの質疑に、執行部から、いわゆる総合事業ということで平成29年度から全国の市町村で開始する。内容としては、要支援1、2の方の施設に通う通所事業デイサービスとホームヘルパーなどによる居宅事業の2つが総合事業に移行する。要支援1、2は残るが、その中で利用できるのは福祉用具、住宅改造、訪問看護等になる。今後事業の条件が変わってくるため事業を進めながら改善できるところは改善しながら進めていきたい。また、総合事業は市町村事業であるが、国・県の補助事業で介護保険事業特別会計からの支出となるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第85号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第86号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入決算額1億3,180万1,407円、歳出決算額1億4,269万1,432円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はマイナス1,089万25円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、平成28年度より簡易水道事業は水道事業に統合され、歳入歳出差し引き歳入不足額は水道事業会計に引き継がれるが、簡易水道の基金から繰り入れて相殺されてこの額になったものかとの質疑があり、執行部から、簡易水道施設工事費等基金が811万390円であり、水道基金利子と合わせて811万6,900円繰り入れて、相殺して基金を廃止したとの答弁がありました。また、委員から、使用料の収入未済額についても水道事業会計に引き継ぐことになるのかとの質疑に、執行部から、この収入未済額は3月分の水道使用料であり、すでに水道事業で受け入れ済みであり、簡易水道事業を水道事業に統合したことに打ち切り決算となっている。通常5

月末まで出納整理期間があるが、3月31日で締めたため、収入未済金となっているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第86号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第87号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入決算額2,726万535円、歳出決算額2,634万8,401円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は91万2,134円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、浄化槽管理委託料の760万円は何基分の管理委託料か、何基ぐらい普及しているのかとの質疑に、執行部から、昨年度末までに147基を設置しているとの答弁があり、また、委員から、平成27年度は設置が10基未満であったため、国庫補助の対象にならなかったとのことだが、その財源はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、その一部分は県補助金で対応しているとの答弁がありました。

次に、委員から、公債費で元金と利子の支払いが発生しているが、財産に関する調書の中に、「債権はなし」となっているがどうしてかとの質疑があり、執行部から、これまで借り入れた金額が7,090万円であり、現在残高が6,783万2,000円となっているが、この調書には決算年度の歳入に係る債権以外の債権を記載しているためと答弁がありました。

次に、委員から、使用料の収入未済額があるが、料金徴収がなされていないのは何人分か、また、現在147基を設置とあるが、対象戸数は何件になるのかとの質疑があり、執行部から、市町村設置型浄化槽の対象戸数は1,509戸で、その中で147戸が整備済みとなっているとの答弁があり、委員から、グループの設置はできないのかとの質疑に、執行部から、グループでの設置は難しいとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第87号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第88号平成27年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額7億8,211万9,791円、歳出決算額7億5,572万2,051円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2,639万7,740円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、物品売払収入は何を売却したものかとの質疑に、執行部から、業務委託により伐採した支障木をチップ材にして売却したものとの答弁がありました。また、委員から、平成27年決算後の九州新幹線漏水対策事業基金の残額と事業完了時点での見込み残高はとの質疑に、執行部から、平成27年度決算後の基金

残高は21億9,563万2,000円で、事業完了後は7億円程度となる試算をしているとの答弁がありました。これに対して委員から、この基金残高がその後の施設等の維持管理料となると思われるが、維持管理組合設立の方向性はどうかとの質疑に、執行部から、今現在まだ工事を行なっている段階であり、残事業もあることから維持管理組合については今後検討していくとの答弁があり、委員から、地元ではその後の維持管理について心配する声もあることから、早めに維持管理組合の構想を地元と協議して進めてほしいとの意見がありました。

そのほか委員から、基金の運用、工事の進捗状況、工事の完成時期について確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第88号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第89号平成27年度玉名市水道事業会計決算についてです。

収益的収入9億1,320万1,938円、収益的支出7億3,429万7,979円、当年度純利益は1億713万2,178円、また、資本的収入119万8,800円、資本的支出3億1,300万1,593円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、現在の滞納額はどれだけあるのかとの質疑があり、執行部から、水道事業の滞納状況は平成23年度から平成27年度まで玉名地区で287万5,446円、岱明地区で14万2,356円となっているとの答弁があり、これに対して委員から、平成27年度中にどれだけ徴収することができたのかとの質疑に、執行部から、収納率についていえば、平成28年9月時点で平成23年度が99.951%、24年度が99.945%、25年度が99.929%、26年度が99.911%、27年度が99.811%となっているとの答弁がありました。

次に、委員から、未整備地区のうち新規工事の計画はどうなっているのか。横島地区では、先の熊本地震後、水道事業への関心が高まっているとの質疑に、執行部から、横島地区などの未整備地区で新規事業を実施するには、事業認可も必要となり、地元の意向を十分知る必要があるため、再度アンケートを実施するなど段階を踏んで調査をしていく必要があるとの答弁があり、委員から、時間はかかると思うが、行政主導のもとで働きかけをしてスムーズに事業に取り組めるよう導いてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、シェフコまでの間で配水管の引き込みをされた方はいるのか。裁判はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、伊倉南方配水管整備の問題であるが、シェフコ以外の給水の申し込みはない。裁判は現在係争中との答弁がありました。また、委員から、シェフコは年間どれだけ上水道を利用して製品化しているのかとの質疑に、執行部から、水量については個人情報に該当するおそれがあり、また、係争中でもあるためその場で回答は差し控えるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第89号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第90号平成27年度玉名市公共下水道事業会計決算についてであります。

収益的収入14億8,449万2,541円、収益的支出14億5,194万4,709円、当年度純利益は184万8,717円、また、資本的収入8億8,268万1,592円で、資本的支出13億3,537万5,871円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、公共下水道未整備の住民は我慢して生活しているとところもあり、定住化を進める上でも上下水道の整備については計画的な整備を進めてもらいたいとの意見があり、執行部から、現在長期財政計画を作成中であり、十分検討していくとの答弁がありました。

次に、委員から、3年ほど前だったと思うが、事務的な賦課漏れ事案があったが、現在どうなっているかとの質疑があり、執行部から、平成26年9月議会、平成27年3月議会にて報告しているが、現在の状況は賦課漏れ件数が55件で、請求可能な金額は1,337万6,223円となっており、このうち納付の承諾を得ている件数は49件で、1,263万9,293円となっている。承諾を得ている金額のうち1,016万3,457円は納入済みで、残りの247万5,836円は分割で納付していただいている。現在、継続中のものは6件の73万6,930円となっているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第90号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第91号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算についてであります。

収益的収入4億4,710万2,503円、収益的支出4億2,857万7,246円、当年度純利益は1,454万6,126円で、また、資本的収入3億1,437万9,220円、資本的支出4億2,753万9,150円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、農業集落排水事業の対象地区に対する普及率はどうかとの質疑に、執行部から、27年度末で全体で66.6%、地区ごとでは横島地区が84.7%、栗尾地区が82.2%、京泊地区が78.7%、九番地区が71.2%、大開地区が49.6%、尾田地区が78.2%、竹崎・野部田地区で85.4%、尾田川左岸が28.6%となっているとの答弁があり、委員から加入率を上げることは事業の健全化につながるため、加入率を上げる努力をお願いするとの意見がありました。

次に、委員から、以前は各地区に推進員がいたがどうなっているのか。また、水洗化のため宅内設備の改造や排水施設の工事のために利子補給等の制度があったと思うが、現在もあるのかとの質疑があり、執行部から、現在は推進員はいない。また、排水設備の工事に関する利子補給制度も行っていないとの答弁がありました。また、委員から、家を新築した方で農業集落排水地区の集落まで距離があることから合併浄化槽を設置さ

れた。下水道から宅内まで距離があり排水管布設の費用がかさむ場合に費用負担の軽減する制度が平成28年4月から創設されたが、農業集落排水事業には該当しないのかとの質疑に、執行部から、あくまで宅地内の排水管の距離が長く費用がかさむ場合の費用軽減する制度であり、農業集落排水設備の場合も該当する。また、農業集落排水の処理場は処理人口は決まっているため、区域を広げた場合、処理能力に問題が生じる可能性があることから処理区域外は浄化槽での対応をお願いしているとの答弁がありました。

次に、委員から、処理場の機能強化に工事を行なっているが、処理人口の増加を見越して処理能力の強化を行なっているのではないのかとの質疑があり、執行部から、処理場の設置から年数が経過しており、故障の原因になっている場所の改修を行なっているもので処理区域を広げるために処理能力を上げるというものではないとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第91号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

以上で、決算特別委員会に付託されたました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第8 質疑・討論・採決（議題82号から議第91号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいままでの委員長の報告について、質疑はありますか。

[福嶋譲治君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 無会派の福嶋です。

ただいまの委員長報告の中の企業局に係る報告に対する質問をいたします。

シェフコに水道管が引かれた。その中でほかに地域の中でその伊倉区、また、条例も変えて、天水の一部にも引けるように条例が変わったわけですけども、引いた人があるかということに対しては、ないという報告がありました。それともう1つ、水量について質問があったときに、個人情報だから出せないという答弁でその報告がありました。かなり委員からは、各委員からはそれは出していいんじゃないかという質問があった中で、休憩までとって検討された中で、やっぱり個人情報で出しにくい。出すのは難しいということでした。その後、私が監査委員の方に、監査委員としてはどういう判断をするか検討しておいてくれという要望を出しました。本会議までをお願いするという事を出しております。委員長に対してその報告があったのか質問いたします。



○議長（永野忠弘君） 決算特別委員長 吉田喜徳君。

[決算特別委員長 吉田喜徳君 登壇]

○決算特別委員長（吉田喜徳君） 質疑、討論はおっしゃったとおりでございますが、監査委員からの報告は、私は聞いておりません。

以上です。

[福嶋譲治君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） それでは、私がここで聞いていいのならば、監査委員のほうにその判断はどうなったのか聞きたいと思えますし、委員長に報告しなければいけない、委員長が報告を受けられる場合は、委員長のほうに監査委員のほうから、その判断の報告をお願いいたします。

[吉田喜徳君 「議長。今の決算特別委員長としての答弁ですね、ですか。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「いや、だから決算委員、あの。」と呼ぶ]

[吉田喜徳君 「そうですね。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「委員長に報告、私が、監査委員の方に直接その判断を、当時、その25日に聞いたのを答えていいなら答えてくれと。私じゃなくて、委員長に答えなければいけないのなら、委員長に報告をしてくれと。判断の報告をしてくれという、今の私の質問です。」と呼ぶ]

[吉田喜徳君 「だから議長の裁量ですね。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 吉田委員長。

[吉田喜徳君 「僕は聞いてないので、聞いてないというしか。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「いやいや、そうじゃなしに。」と呼ぶ]

[江田計司君 「休憩しゅうか。もう。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「聞いてないから。」と呼ぶ]

[田中英雄君 「聞いてないなら、答えられんたい。」と呼ぶ]

[江田計司君 「休憩、休憩。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「監査委員にはお願いしてるから、監査委員は報告、私は義務があると思うとです。だから監査委員から委員長にあのときの気持ちとしてはこうこうですと。」と呼ぶ]

[吉田喜徳君 「だから壇上でですか。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） はい、それじゃ、あとから監査委員に報告させるように、どがんですか、それでよかですか。

[福嶋譲治君 「いや、いや。きちっとやっぱりそれは報告してくれということ  
お願いしてますので、はい。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） ああ、監査委員に。

はい、それじゃどうぞ。監査委員 坂口勝秀君。

[監査委員 坂口勝秀君 登壇]

○監査委員（坂口勝秀君） 監査委員の坂口です。

福嶋議員に聞きますけど、正式にそういう要望があつて、委員長に報告するように言  
われましたか。

[福嶋譲治君 「きちっと報告じゃなくて、そのことを監査委員でしてくれと。そ  
れで私が受けていいのであれば、私が受けるんですけども、決算特別委員会で  
委員長がいらっしゃいますので、それならば決算特別委員長に報告されたほう  
がいいんじゃないかということ。」と呼ぶ]

○監査委員（坂口勝秀君） そういうのは言われましたか。私、聞いておりません。

[福嶋譲治君 「それは監査委員で判断してくれということは、言ったのは覚えて  
らっしゃいますか。」と呼ぶ]

○監査委員（坂口勝秀君） ええ、それはそれだけかと思ってました。それを委員長に  
報告するようなことは一切聞いておりません。

[福嶋譲治君 「じゃあ、委員長じゃなく、私にでもいいですよ。私にでもいいで  
すよ。」と呼ぶ]

○監査委員（坂口勝秀君） 報告をしてくれと言うことを、福嶋議員にしても、委員長  
にしても、正式に報告してくれということは聞いておりません。

○議長（永野忠弘君） それじゃ、監査委員の坂口さん。ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時58分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[福嶋譲治君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 先ほどは、委員会報告の形式を重視しなければいけないとい  
うことで、まず委員長にということで質問しました。ただ、委員会の中で監査委員さん  
のほうに、私、要望を出しておりましたので、直接ここで質問したいと思います。

先の委員会の中での要望、個人情報として発表できないということでしたが、執行部  
はそういう答弁で今回の今日に至っておりますが、監査委員のほうはどういう見解をも

っておられるでしょうか、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 監査委員 坂口勝秀君。

[監査委員 坂口勝秀君 登壇]

○監査委員（坂口勝秀君） 先ほど失礼しました。福嶋議員の御質問にお答えいたします。

監査委員としては、やはり個人情報もあるし、1つの裁判中でもありますので、執行部の言われるのはやむを得ないかなというふうに判断しております。

以上です。

[福嶋譲治君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 実は、私はシェフコに水道を引かれたことに対しては賛成しております。当時の予算に賛成しました。というのは、企業誘致の面、それと条例まで改正して地域に水道をふやさなければいけないという思いは、私もインフラ整備の面でも大事だと思いますので、そういう面から賛成しました。ただ、前回の特別委員会の中で、個人情報として出せないという答弁がありましたけれども、実はですね、平成27年第3回6月定例会で前田議員が質問されております。シェフコの問題で。それでその全く同じ質問をされております。1から幾つまでですかね、その中で、この前田議員覚えてらっしゃいますか。

[前田正治君 「覚えてます。」と呼ぶ]

○13番（福嶋譲治君） その中で水道の問題を質問されているんですよ。質問はもう同じような質問ですので、そのときの企業局長の答弁として、「また、4月、5月のシェフコ熊本工場における水道の使用料でございますけれども、4月1日から5月1日までの水道使用料は493立方メートル、5月11日から6月10日までは1,181立方メートル使用されております。シェフコ熊本工場が地下水を使用されていた1日当たり約30トン程度の使用を確認しております。」と答弁があっているわけです。だから、あそこでその答弁できない、個人情報として答弁できないというのは非常にこうおかしいと思いますし、監査委員には失礼ですけれども、十分検討されたとは思えません。その辺について、もう1回答弁を執行部と両方お願いいたします。

[福嶋譲治君 「検討する時間が必要なら、暫時休憩でもよかですよ。」と呼ぶ]

[田畑久吉君 「検討せんでいいよ、それぐらいのこと。進行しなさい。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 監査委員 坂口勝秀君。

[監査委員 坂口勝秀君 登壇]

○監査委員（坂口勝秀君） 坂口です。今の質問にお答えします。

会議録をよく確認しまして、それで日付等を見て、よく勉強したいと思います。  
以上です。

[福嶋譲治君 「会議録、ここにあります。議長、ちょっとやっぱり執行部のほうも一生懸命しよんなはる中で、悪かばってん不誠実だったんじゃないかと思えますけど、少し検討してもろて、どういう対応をされるか。ちょっと時間ばとって検討してもろうてください。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） それじゃ、暫時休憩してもろて、監査委員、意見ばちゃんとした答弁をいただきたいと思えます。

それでよろしいですかね。

[[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 暫時休憩します。

午後 1時06分 休憩

---

午後 1時36分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員長 吉田喜徳君。

[決算特別委員長 吉田喜徳君 登壇]

○決算特別委員長（吉田喜徳君） 執行部に企業局のほうに答弁がなされるところでありますけども、本会議での決算特別委員会でのあれは、差し支えるようになっておりますので、私のほうで答弁をさせていただくことをお許しいただきたいと思えます。

昨年27年6月22日に一般質問が行なわれて、そのときには福嶋議員も先ほど申されたようにきちっと数量が発表されたわけでありまして。その後、訴訟問題が起きて、7月6日にそれが玉名市執行部側にもそういうことであるということが判明いたし、そして経過を踏まえて今回の決算特別委員会の段階。つまり、今年の段階と今回の段階では、訴訟が行なわれ、裁判の係争中であるということで執行部が差し控えたいというようなことと理解し、福嶋議員も議長も私もそういうふうに理解いたしましたので、皆さんにおかれましても、そういうふうに御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 結果としましては、委員長がただいま報告されたとおりでありますけれども、議員に対してもともと数字は報告されていると。その後、特別、特段の変化はないと思われまして、議員に対して、議員の調査権といいますか、議員が何にも知らないでいっていいのかという。また、裁判とは関係ないぞというような意見も

何名かの議員さんから出ております。ただ、私も委員会で認定しておりますので、委員長の報告の結果に従います。

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

15番 前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番（前田正治君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の前田正治です。

ただいま、特別委員長の報告がありました。私はその中で、議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第85号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議第89号平成27年度水道事業会計決算、以上の3議案の認定について反対をします。

議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算であります。

平成27年4月1日から、子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴って、保育料の増額や延長保育料の新たな保護者負担が発生しました。そして、当時も保育所待機児童がいましたが、平成27年度中には解消されずに、28年度を迎え、待機児童数は新制度のもとで増加する結果になりました。この背景には、長年にわたって正職員保育士の採用がないまま、賃金が低い臨時保育士に頼る保育所運営にあったことは歴然としています。また、子ども医療費助成制度に現物給付を導入しないことについて、今日では県内14市の中で、唯一玉名市だけになり、県内45市町村の中でも少数になりました。保護者の声を聞き入れないかたくなな予算運営がなされております。また、正規の職員が減る中で、時間外勤務が増加しました。それに見合う時間外勤務手当が支給されているかということ、必ずしもそうではありません。時間外に仕事をして、予算の範囲内しか時間外の手当をつけない。いわゆる過少申告がまかり通る事務処理の実態があります。そして、このような状況の一方では、財政調整基金は確実に増加しております。私は、このような予算執行に反対をいたします。

次に、議第85号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。

平成27年4月1日から、第6期の介護保険事業が始まり、年金の受給額が減る中で、介護保険料は引き上げになりました。また、介護利用料の負担については、本人の資産や一定以上の所得があることなどが加味されて、8月からは利用料が引き上がりました。大もとは国が決定した介護保険制度に原因はありますが、市民生活に大きな影響が及ぶ改悪であり反対をいたします。

次に、議第89号平成27年度玉名市水道事業会計決算であります。

平成27年4月から、伊倉南方、佐藤病院付近より県道を通過してシェフコ付近まで配水管が延長されて、給水が開始しました。配水管を延長するに当たり、その周辺地域に加入促進を行なう議会答弁もありました。が、今日においてもシェフコ以外の給水申し込みは皆無であり、加入促進の努力が全く不十分と言わざるを得ません。企業会計水道事業でそのような予算執行に賛成はできません。

以上、討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） ほかになければ、これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議第82号 平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第85号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第89号 平成27年度玉名市水道事業会計決算

以上、決算議案3件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第83号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第84号 平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第86号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

議第87号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第88号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第90号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第91号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております決算議案7件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、決算議案7件については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第82号 平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第82号に対する委員長の報告は、認定であります  
が異議があります。

議第82号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を  
求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第82号については、原案の  
とおり認定することに決定いたしました。

議第85号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、採  
決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第85号に対する委員長の報告は、認定でありま  
すが異議があります。

議第85号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を  
求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第85号については、原案の  
とおり認定することに決定いたしました。

議第89号 平成27年度玉名市水道事業会計決算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第89号に対する委員長の報告は、認定でありま  
すが異議があります。

議第89号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を  
求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第89号については、原案の  
とおり認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明29日から12月6日までは休会とし、12月7日は定刻より会議を開き、一般質  
問を行ないます。

一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、明29日正午まで  
に事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時50分 散会

第 2 号

1 2 月 7 日 (水)



## 平成28年第6回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

平成28年12月7日（水曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
- 2 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
- 3 1番 北本 将幸 議員（無会派）
- 4 20番 田畑 久吉 議員（保守前進クラブ）
- 5 8番 内田 靖信 議員（自友クラブ）
- 6 10番 田中 英雄 議員（市民クラブ）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
  - 1 教育問題について
    - （1）教師の喜び・生きがいとは何か
  - 2 道路事情について
    - （1）都市計画道路について
    - （2）市道小浜繁根木線の進捗について
- 2 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
  - 1 教育問題について
    - （1）今期の教育予算について
    - （2）小学校統廃合について
- 3 1番 北本 将幸 議員（無会派）
  - 1 玉名市総合計画について
    - （1）玉名市総合計画の位置づけについて
    - （2）各種部門の個別計画との整合性について
    - （3）第1次総合計画10カ年の検証、評価について
    - （4）第2次総合計画の策定方法について
    - （5）第2次総合計画の課題、基本方針について
    - （6）第2次総合計画における市長のビジョンについて

- 2 学校部活動について
  - (1) 現在の部活動の現状について
  - (2) 部活動に関する補助金について
  - (3) 小学校部活動の社会体育移行における市の基本方針について
  - (4) 社会体育移行における検討委員会、コーディネーターの設置について
  - (5) 社会体育移行における保護者、児童に対する説明会の実施について
  - (6) 社会体育移行までのスケジュールについて
  - (7) 社会体育移行に伴う放課後児童クラブの整備について
- 4 20番 田畑 久吉 議員 (保守前進クラブ)
  - 1 税の徴収について
    - (1) 3カ月未満の未納件数及び金額は
    - (2) 6カ月未満の未納件数及び金額は
    - (3) 1カ年未満の未納件数及び金額は
    - (4) 1カ年以上の未納件数及び金額は
    - (5) 強制執行による徴収額及びその未納額に対する割合は
  - 2 サッカー場建設の構想について
    - (1) サッカー場の規模について
    - (2) 交通アクセスについて
    - (3) 雨水排水について
    - (4) 天然芝か、人工芝か
    - (5) 完成時期の設定は
- 5 8番 内田 靖信 議員 (自友クラブ)
  - 1 玉名市における「ふるさと納税」の実態について
    - (1) 制度創設からの「ふるさと納税」の年度ごとの納税額と他の自治体への納税額について
    - (2) 納税の使途と効果について
    - (3) 返礼品について
    - (4) 課題とその対応について
- 6 10番 田中 英雄 議員 (市民クラブ)
  - 1 地域猫の去勢・避妊費用の負担軽減について
  - 2 公立保育所のあり方について
    - (1) 玉名第1保育所の移転計画は

- (2) 豊水保育所の定員を増員すべきでは
- 3 観光ほっとプラザ「たまララ」の営業状況について
- (1) 経営状況について
- (2) 営業時間について
- (3) 活性化対策は
- 4 市役所の調整池の利活用について
- (1) 有効利用できないのか

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

- |      |           |      |            |
|------|-----------|------|------------|
| 1 番  | 北 本 将 幸 君 | 2 番  | 多田隈 啓 二 君  |
| 3 番  | 松 本 憲 二 君 | 4 番  | 徳 村 登志郎 君  |
| 5 番  | 城 戸 淳 君   | 6 番  | 西 川 裕 文 君  |
| 7 番  | 嶋 村 徹 君   | 8 番  | 内 田 靖 信 君  |
| 9 番  | 江 田 計 司 君 | 10 番 | 田 中 英 雄 君  |
| 11 番 | 横 手 良 弘 君 | 12 番 | 近 松 恵美子 さん |
| 13 番 | 福 嶋 譲 治 君 | 14 番 | 宮 田 知 美 君  |
| 15 番 | 前 田 正 治 君 | 16 番 | 作 本 幸 男 君  |
| 17 番 | 森 川 和 博 君 | 18 番 | 高 村 四 郎 君  |
| 19 番 | 中 尾 嘉 男 君 | 20 番 | 田 畑 久 吉 君  |
| 21 番 | 小屋野 幸 隆 君 | 22 番 | 竹 下 幸 治 君  |
| 23 番 | 吉 田 喜 徳 君 | 24 番 | 永 野 忠 弘 君  |

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

- |         |           |        |           |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 事務局 長   | 堀 内 政 信 君 | 事務局 次長 | 荒 木 勇 君   |
| 次 長 補 佐 | 平 川 伸 治 君 | 書 記    | 松 尾 和 俊 君 |
| 書 記     | 富 田 享 助 君 |        |           |

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

- |         |           |        |           |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 市 長     | 高 寄 哲 哉 君 | 副 市 長  | 斉 藤 誠 君   |
| 総 務 部 長 | 上 嶋 晃 君   | 企画経営部長 | 原 口 和 義 君 |
| 市民生活部長  | 小 山 眞 二 君 | 健康福祉部長 | 村 上 隆 之 君 |

産業經濟部長  
會計管理者  
教育委員長  
教育部長

吉永訓啓君  
今田幸治君  
桑本隆則君  
伊子裕幸君

建設部長  
企業局長  
教育長  
監查委員

礪谷章君  
北本義博君  
池田誠一君  
坂口勝秀君

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 議長のお許しを得て、この場をお借りいたしまして、先の市税の滞納処分にかかわる損害賠償事件におきまして、事務手続きにおける違法性と過失があったとの判決を受けましたこと、それにつきまして、市民の皆さま並びに議員各位に対しまして、御迷惑と御心配をおかけし、誠に申しわけなく、ここに深くおわびを申し上げます。

徴税の手続きはすべて法律に基づいて定めなければならないと解されておりますことから、法律の規定に基づかない滞納処分の事務手続きを行なった事実に対する判決を真摯に受けとめ、滞納処分にかかわる関係法令の遵守と適正な事務取り扱いの徹底を図り、今後このようなことがないよう指導に努め、公平かつ適正な税務行政に取り組んでまいります。

○議長（永野忠弘君） それでは、これより議事に入ります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） おはようございます。早速でありますけれども、質問をさせていただきますと思います。

本日は、教育問題の、教師の喜び・生きがいとは何か。これは実例を挙げてまず発表し、教育長等にお尋ねをいたします。

次は、道路事情について。特に都市計画道路、今現在残っている都市計画道路、あるいは市道小浜繁根木線の進捗とこれからの対策と申しますか、より交通量がふえるであろう、それに対する執行部の見解をお尋ねするわけでございます。

教育問題。まずは、近ごろ発表されました、題といたしましては、「教師の喜び・生きがいとは何か」小中学生の15年国際教育動向調査に触れてみたいと思います。国際

教育到達度評価学会（IEA）本部はアムステルダムにあるそうですが、29日、2015年国際数学・理科教育動向調査の結果を公表しました。世界の小学4年と中学2年に当たる学年が対象で、日本は小中とも全教科で平均得点が前回は上回り過去最高となったのであります。順位も前回に続きすべて5位以内。学習意欲を尋ねた質問で、「数学・理科は楽しい。」「日常生活に役立つ。」と答えた中学生がふえ、国際平均との差が縮まるなど、理数離れが一定程度改善したとあります。文部科学省は事業時間や学ぶ知識量がふえた現行の学習指導要綱の影響が大きいと分析。脱ゆとり教育のほか、少人数学級の実践といった学校現場の取り組みも功を奏したと分析をしております。また、本日の公表されている新聞によりますと、経済協力開発機構（OECD）は、6日に72カ国・地域の15歳約54万人が参加した2015年の「生徒の学習到達度調査」結果を発表したのであります。日本の高校1年生は科学的応用力が2位、数学的応用力が5位で、前回12年調査からさらに順位を上げ、トップレベルを維持。逆にそのかわり、読解力というのが平均得点が22点下がり、順位も4位から8位に落ちたと、こういうような発表がされております。指導要領の検証が必要になってきたというようなことではありますが、経済協力開発機構の2015年学習到達度調査で、先ほど申しましたように、日本の読解力は、平均、得点、順位とも低下したと。これは何を意味するかと、情報を読み取り、理解する読解力を伸ばそうとしているが、OECDが育成を求める力とかみ合っていないと。これはどこの国もそうだと思うんですけど、特になれないコンピュータ形式への移行が低下の一因とされております。指導要領を改訂して、学習内容をふやし、全国学力テストを復活させた。このことが先ほど申しました科学・数学等の向上につながったということは言うをまたないんじゃないかと言われております。学習到達度調査というのは、15歳を対象に、義務教育で学んだ知識や技能を実生活で活用する力を見るテストだと言われております。ただいま申し上げました小中学生の15歳国際教育動向調査と15歳の学習到達度調査で、科学・数学、いわゆる科学・理科・数学、このことだけの調査でありましたが、各全国の中学校、小学校の担当教師、自分が教えているこの数学・科学・理科分野において、こういうふうな結果が出たことに対しても、自分の子どもたちに自分の教育が理解され、成績が向上したときも教師の喜びであると思えます。

次に、私も所属しております私の母校の専修大学教育学会、これは現在、全国に卒業生が教員として働いているあるいは元教員でつくっている団体であります。第63回大会から、まずは東京都豊島区立千早小学校の女性教諭の発表の内容について申し上げたいと思えます。

このことは、10年のキャリアがある女性の教諭でございまして、奇跡という場面に遭遇したとき、「これは変化、その瞬間、こういうことに遭遇したときに学校生活の中

で、子どもが変わる瞬間に立ち会えることが、やはり仕事の喜びと思います。」と、こういうふうに発表しております。例えば、卒業のときにクラスで墨絵を描かせたと、普段は寡黙でほとんどしゃべらない子どもが、その時間になると積極的に、そしておしゃべりもし、描くようになった。そういうようなときを身近に感じ、あるいはその瞬間に立ち会ったときに教師になってよかったなというような喜びや生きがいを感じたそうでもあります。また、学校には、運動会や文化祭や音楽会やいろいろな行事がありますが、今まで全然自分たちの白組が優勝したことはないのに、いろいろ工夫して、クラスであるいは全体で話しあい、作戦を練ってようやく10年ぶりぐらいに白組が勝ったというそのときの喜び、あるいは棒引きのときに、得てして力の強いものは得意であり、走ったりいろいろほかの競技に強いものは、案外力が弱いと。そういうときに力が強いものがあまり前へ出らなかったのが、その棒引きによって自分の力が発揮できたと、そしてみんなで喜んだというときを迎えた瞬間に、教師の喜びを感じたというような発表であります。子どもたちがいるから自分もこの教師の職について、本当によかったなというような発表でありました。

続いて、男子教諭の横浜市立鶴ヶ峰中学校のまだまだ教師になったばかり、2、3年の男子教諭であります。この人は、目標を持ってみんなで助け合いながら、それに到達したときの喜び、あるいは、田植えをして稲を実らせ、そして一緒になって御飯を炊いて、釜のふたをあけたときのぱっとしたそのにおいと、その瞬間が非常にみんなで喜んでくれたと。あるいは、1分間のスピーチをほとんどやれない、できない生徒が重ねるごとに1分間の朝のスピーチができた。そしてまた、保護者に通信をそのたびにやったときに、学級通信に対して非常に保護者から喜ばれたと、こういうのが教師の生きがいであり、あるいはまた、喜びであったと、これは2つの例であります、私も経験があります。

ところで、大変僭越でありますけど、教育長の現職時代、教師の喜び・生きがいを感じられたこと、感動されたことはいかがでしたでしょうか。また、現代の教師像や今教師の皆さんが、教師の喜び・生きがい等をどう感じておられるのでしょうか、質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） おはようございます。

ただいまの吉田議員の教師の喜び・生きがいとは何かについての御質問にお答えいたします。

私自身は教職を退いて12年過ぎております。思い起こしますと中学校に着任し、理科の教師としてのスタートでした。38年間の教職生活の中で多くの喜びや生きがいを

感じたものです。学校における子どもたちの学びの中心は、教科の学習ですが、朝の登校から給食、掃除、児童会、生徒会活動やあるいは部活動などなど、そして、下校のさまざまな活動場面で子どもたちは学び、成長していきます。その中に一人一人の児童生徒の具体的な変化や成長の姿を見たとき、感じたとき、教師としての喜びや生きがい強く感じたものです。成長の姿は子どもたちにさまざまな形であらわれてきます。理科の授業の中で、「先生、わかったよ。」「実験うまくできたよ。」「解けたよ。」「難しかったけど、だれだれさんと一緒に頑張ってきたよ。」「次にこれをやってみます。」といった子どもたちの言葉や言動、瞳の輝きや表情に具体的に表れてきます。このような子どもたちの変化を喜び、さらに次の成長につなげていこうと努力していたことを懐かしく、しかも鮮明に思い出すことができます。子どもたちの成長過程に対する教師の深い理解と励ましが教育の成果に大きく結びつくものと考えています。さらに、教師であったことの喜びと充実感は、教職を退いたあとも味わえるものでございます。教師として子どもたちのさまざまな成長過程にかかわり、子どもたちと共に過ごした思い出やきずなは、私たち教師が認識している以上に強いものです。同窓会や結婚式などで久々に会う子どもたちは、友人や家族との関係とは違った人間関係を感じさせてくれます。この喜びは教師でなければ味わうことが難しいのではないかと思えるほどです。私は在職中、そして退職後もたくさんの場面で、かつての子どもたちに教師としての喜びや満足感を感じさせてもらったことは、大変ありがたく感じております。

次に、今、教育活動に携わる先生方が、教師をしていて喜びや生きがいを感じるのとはどんなときかについて、具体的な事例を御紹介いたします。

今も昔の教師の喜びや生きがいは、子どもたちの成長を感じるということでは、変わりありません。不易の部分だと思えます。そこで、教師にとっても大きな労力を要する重要な教育的課題であるいじめの問題に対する1つの事例を御紹介いたします。

その事例とは、ある中学校の女子生徒がちよっとしたきっかけで、いやなあだ名を呼ばれるようになり、廊下ですれ違いざま本人に聞こえるようにそのあだ名をいうことが起こりました。最初は数人から始まり、少しずつ同調する生徒がふえていきました。周囲は何も言えず、見て見ぬふりをする。まさしくいじめの構図ができあがっていったそうです。本人を心配した友人の訴えで、教師がいじめを把握しました。そこでこの問題をクラス全体の問題としてとらえ、解決に向けた取り組みが始まりました。話し合いを重ねて、クラス全体で女子生徒の思いを受けとめ解決に至ったという事例があります。その女子生徒が卒業式の日最後の学活の時間に、苦しかった当時のことをクラスの仲間と保護者の前で勇気を出して話したそうです。そしてその生徒が述べた「みんなあのとき、私のことで真剣に話しあってくれてありがとう。私はいじめを受け本当に辛かった。学校にも行きたくなかった。でも、みんなが私の辛さをわかってくれたので、とて



もうれしかった。そして何よりも、私のことに気づき、クラスを動かして助けてくれた先生、ありがとう。」この言葉を聞いたとき、その教師は「教師をしていて本当によかった。」とあふれる涙をとめることができなかつたということです。このように教師は子どもと共に歩み、さらに成長するという職業だけに、学習面や生活面で望ましい環境を整え、人としての魅力と人格によって直接的な影響を与え、それを契機に子どもたちが成長した姿を見せてくれたとき、それこそが教師にとっても達成感であり、充実感を味わう瞬間であると思います。このような気持ちになることが教師としての喜びや生きがいを感じるときだと思えます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 1つだけ御質問をいたします。

現在、全国の小中学校でもそうだと思いますけど、事務量、その他いろいろな会議、いろいろなレポート書く、研究、そのために錯綜する教師の毎日の仕事のために9時、いやこの中学校の横浜市はまだ3年目の教師は、11時、平均どんなに早くても9時、9時半という毎日だそうでありますけれども、若いせいか、そのことについては、自分はそう不平は持っていないけれども、これは小学校の場合と思いますが、社会体育移行になった場合に、もうなろうとしているこの直前に、今の学校の先生はそれに対して寂しい思い、自分が受け持つクラブですね、部活、さみしい思いをされているのか、少しは「ああ、いいようになるかな。」「少しは時間がとれるようになるかな。」と、どのように思った心境でありますでしょうか。よかったですらお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまの吉田議員の再質問にお答えいたします。

議員も御存じのとおり、先生方は時代とともに多様化、深刻化するさまざまな教育問題を解決すべく、日々教育実践に取り組まれております。そのような中に、精神的に追い込まれ休職を余儀なくされているという現状があることも事実であり、残念ながら本市におきましても、現在4名の先生方が精神的な病気で休職や病気休暇を取得されている状況であります。そのような中、本市においても県の方針に基づき、小学校部活動の社会体育移行が進められております。これまで部活動の果たしてきた教育的効果は大きなものがありますが、今後はその部分を学校と家庭とそして地域が協力して補っていく必要があると考えております。そしてこれまで先生方が、部活動の指導に費やされていた莫大な時間を子どもたちと向き合う貴重な時間として活用することで、先生方の負担は少しなりとも軽減されるのではないかと考えます。

教育委員会といたしましても、これを契機に先生方が教師という職業に対して、少しでも多くの喜びと生きがいを感じることができるよう職員と取り巻く環境を整えていきたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） いま一つ。直接玉名市は教員採用ということには、携わらない、県の採用、任用だと思いますので、面接のとき、教師像とかあるいはどうして教師になりたいと思っているのかというのを恐らく質問があるんじゃないかなと思うんですね。また、玉名市においてもそういうようなことに携わられる人を採用するのが玉名市の裁量だと思うんですけど、教育委員会はどんなような質問を、そのような質問をされているのか。されているとしたら、どんなような質問をされているんですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） お尋ねにお答えいたします。

熊本県の職員として、教職員を採用される場合には、筆記試験とそれから面接試験、あるいは模擬授業といった内容が行なわれます。その中で、面接の中での質問事項の中には、恐らく熊本県が目指す教職員像というのが規定されておりますので、それに関連した質問がされると思います。私たちも玉名市で職員を臨時的に任用するときも、そのような視点で、玉名市が目指している教師像、そういったものを考えながら採用している状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 日ごろの教育委員会の指導により、各小中学校、玉名市でもそんな問題もなく展開していることに深く敬意を表したいと思います。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 次に、道路事情についてであります。

まず1つは都市計画道路についてでありますけれども、松木地区からガード下を通り国道までつながる都市計画道路、これは前田東線と言うそうではありますが、この計画はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

これは、一度数年前に旧玉名市時代でありましたか、合併してからでしたでしょうか。都市計画道路の見直しというのがありまして、ただいま申したのが、玉名町小学校まで伸びていたんです。それを地元の人々の希望もあり、人家が建ち並びちょっと難しいということで見直されましたけれども、ただいま松木からガード下を通り国道までつながるのは、いわゆる208号線までは残しておこうということで鋭意検討されてきたんですけれども、その辺はどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

いま一つは、現在、着々と進んでおります小浜繁根木線、いわゆる通称砂天神踏切であります。これに対しては、非常に担当課、あるいは市長であられましても鋭意努力されて、いよいよ平成29年は日の目を見ることに予定どおり着々と進んでいることではありますが、この道路が完成いたしますと、今でも大変混雑する、時間帯によりまして、あるいは非常に踏切が狭くて、その辺で戸惑っているドライバーの皆さんでありま

すが、これが完成しますとその踏切の事情は大いに変わりますが、今度はそれを抜けるのに非常に混雑して、どうなっていくんだろうかというようなことで地域の人、私もそうでありますけれども心配しているわけでございます。したがって、まず第一に、現在の29年の完成を目指して、特にJR側の仕事とされる、これには予算をどのくらいJR側に提供するのか。そしていつごろ着工し、現在、各地域、その地域に対して通行どめの通知、案内というか、特に松木地区、あるいは六田地区にその通知が届いております。それは、いつごろからいつごろまで通行どめになさるのか。こういうようなことについて、そういうようなことについてまずお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） おはようございます。

吉田議員御質問の道路事情についての中の都市計画道路についてお答えいたします。

本市には、都市計画法に基づいて計画された道路が、平成17年10月の市町合併時に、旧玉名市に15路線、旧岱明町に7路線の22路線が計画されておりました。その後、平成18年に見直しを行ない、平成20年度に2路線の部分廃止を決定しましたので、現在20路線の都市計画道路がございます。このうち一部を含め、供用開始している路線が13路線、未整備路線が7路線で、御承知のとおり都市計画道路岱明玉名線においては、平成32年を完了目標に整備しているところでございます。

御質問の都市計画道路前田東線は、松木方面からJRの線路をアンダーパスで通過し、市道高瀬大橋春出線（通称駅通り）に到達する箇所を起点とし、その北側の国道208号を終点とする延長約200メートル、幅員16メートルの都市計画道路でございます。松木方面から国道208号まで縦断する道路計画としましては、現在整備中の砂天神踏切を通る、市道小浜繁根木線と都市計画道路前田東線という同じ機能を有する2路線の計画がありましたので、財政面等を考慮したしまして、まずは市道小浜繁根木線道路改良事業を行なったという経緯がございます。前田東線につきましては、起終点の間にかかなりの高低差があり、沿線の家からの取り付けの問題等も幾つかの課題もございますので、今後整備に向けてその課題を解決する手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、小浜繁根木線の道路改良事業の進捗状況についてにお答えいたします。

市道小浜繁根木線は、1級河川菊池川及び繁根木川に沿い、本市の南部地区と中心市街地を結ぶ主要道路でございます。しかし、本路線には一部狭小なところがあるため、平成19年度から延長500メートル区間において、幅員の拡幅事業に取り組んでいるところでございます。整備の進捗につきましては、平成28年度末の事業費ベースで約73%の進捗でございます。現在、JR鹿児島本線の砂天神踏切拡幅工事と踏切より北

側及び南側の盛土工事を行なっており、平成29年度の完成を目指し整備を進めているところであります。今年度の交通規制でございますが、来年1月中旬から3月中旬までの踏切の工事に伴い、終日全面通行どめを行なう予定でございます。

次に、市道小浜繁根木線の開通後は、その影響で旧庁舎跡地東側にあります市道横町橋錦橋線が混雑するのではとの御質問でございますが、道路拡幅により離合が円滑になり、交通量が増加することも予測されますので、今後の状況の変化を注視しながら対応などを検討してまいりたいと考えております。

それから、JR砂天神踏切拡幅工事につきましては、JR九州に委託しております。平成28年9月12日に協定を締結しております。また、工事期間につきましては12月中旬から平成29年3月末の予定でJR九州の工事の負担金額は約9,700万円でございます。

次に、工事期間中の電車運行への影響でございますが、踏切内の工事につきましては、終電後から始発までの時間帯で行なわれるため運行への影響はないと見ております。そして交通規制のお知らせでございますが、まず一番御利用されます松木区、六田区、南繁根木区、14区、15区につきましては、11月下旬に交通規制のお知らせを全戸配付しております。また、1月中旬からの交通規制全面通行どめにつきましては、1月号の広報たまなと玉名市ホームページへ掲載し、全世帯へ周知いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 踏切が一番問題ですね、しかし、これはJRが請け負って遺憾なくこれから進むと思いますが、踏切の幅は何メートルぐらいになるんでしょうかね。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 踏切の幅員は、約11メートルということになります。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 次に、先ほどから私も申し上げておりますように、29年度中にこれが完成いたしますと非常にまた交通量が多くなり、右回り、左回り、特に右回りのほうの錦橋それから東、旧庁舎跡の東、通称染め物屋どおりを通過して、市役所の4差路に差しかかる。こういうようなところで、どういうふうな交通渋滞がというふうに考えますと、これは企画経営部長にもお尋ねしたいんですけど、私ども玉名町出身議員3議員もちろん入ってますが、旧庁舎跡地周辺開発促進協議会の人を中心としたその周辺の人が、現在の最初の計画、いわゆる保育園だけ移転しても活性化にはならないというようなところで、その考えが転換されたと思うんですけども、やはり自分の管轄

じゃなくても横の連携を一つにし、例えば、建設部と企画経営部が連携してですね、旧庁舎の周辺整備も兼ねた、これが周辺開発促進協議会の目標でありますので、一体となるそういうような俯瞰図というか、将来像というか、そういうのは描けないものでしょうか。見解を企画経営部長にお尋ねしたい。土地利用ですね、いわゆる、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問にお答えをいたします。

跡地の利用に関しては、御承知のとおり旧庁舎跡地の一体的な開発構想案として取りまとめをいたしました「玉名市本庁舎跡地統括用基本構想」の関連予算につきまして、本年3月議会において否決という判断をいただきました。そういったことから、現時点では、現在検討が進められております玉名第1保育所の建てかえに伴う建設用地の候補の1つである旧庁舎敷地及び文化センター駐車場の土地利用方針が明確になるタイミングを見計らって、旧庁舎跡地やこれに隣接する民地の利活用、東側市道であります横町橋錦橋線の拡幅改良など、包括した一体的な土地活用策の検討を開始したいと、今現段階では考えております。

それから、議員御指摘の道路の改良でございますけども、この事業につきましては、もう1、2年で整備ができる事業ではないというふうに想定をされます。跡地の開発についても関係部署と整合性をとりながら、整備計画、土地活用策を策定する必要があると、私どもも認識をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 今の御答弁でおおよそわかりますけど、やはり何と言っても縦割りというと語弊がありますが、担当部署だけのみじゃなくてですね、この道路問題、それから交通量の混雑問題、そして跡地の活性化、こういうようなものと非常に密接にあの地域は関連してくるわけですから、市長におかれましてもどうかその辺も念頭に置いていただいて、今後総合的に進められるようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） おはようございます。13番、福嶋譲治です。

きょうは、教育問題について質問いたします。

まず、1番目に今期教育予算について。開会日の全員協議会におきまして、教育総務

課より小中学校のエアコン導入計画についてと、玉陵小学校整備事業についての説明がありました。まず、小中学校のエアコン導入計画についてでありますけれども、これまで何人かの議員より導入を求める要望、質問がなされております。特に前議会では、3人の議員がこのことについて一般質問されております。それに対するこれまでの答弁では、「市内の全小中学校への計画的な導入を図る。導入に当たっては、それぞれの学校の大規模改修や学校再編の時期などを考慮し、計画的な導入を図っていく」となっております。保護者にとりましては、今回の一斉導入計画につきまして、非常に喜ばしいことだと思われてると思えますけれども、今まで一貫した方針での導入計画が、ここに来て急に転換された理由はどこにあるのか質問いたします。

私は、大規模改修や学校再編の時期などを考慮しながらの導入計画は真に的を射た政策だと感じておりました。市長の日ごろの何と言いますか、後世に負担を残さない。無駄な金を使わないというような、日ごろの市長とも合致したものと思っておりました。ここに来ての転換は特別な理由があるのか、その辺もお尋ねします。

次に、玉陵小学校整備事業について、約1億5,000万円の追加の予算が説明されました。玉陵小学校統廃合の問題につきましては、計画そのものは99%進んだものと思っております。そういうふうを受けとめておりました。ここまで来ての1億5,000万円という大幅増額はどういうことなのか。全員協議会でも計画が甘かったのではとの指摘に、そういうふうに言われても仕方がないとの返答もありました。周辺は水田地帯でありまして、農業振興地域でもあります。排水対策等は農政のほうとも協議しながら計画を進める必要性は当然あったと考えております。平成29年開校予定が30年にずれ込むことになって、それに合わせたいがために、急ぐ余地十分な検討が怠られたのではないかと考えます。学校施設自体の排水対策の1つ、調整池は埋設型とのことですが、こういうことも影響はなかったのか。ポンプによる強制排水の方法をとることになるようですが、維持費の負担はどこにあるのか。答弁をいただいてから、また質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 福嶋議員の今期の教育予算についての御質問にお答えいたします。

まず、小中学校エアコン導入計画についてでございますが、議員御指摘のとおりこれまで、現在工事を行っております玉陵小学校・中学校、それから玉名町小学校におきましては、校舎完成までにエアコンもあわせて整備し、その他の小中学校につきましては、それぞれの学校施設の大規模改修や学校再編の時期などを考慮して、計画的な導入を図っていくと、これまで答弁を行ってきたところです。しかしながら、最近近隣の

市、町及び熊本市などの導入状況や導入予定、さらには玉名市PTA連絡協議会からも早期導入の要望をいただいていること。また、今回、国の補正予算により補助金の採択の見込みがあり、財政的な優遇措置を得られる可能性が高くなったことなど、状況が変化いたしましたことから、今議会に玉名町小学校、玉陵小中学校を除く、全小中学校の実施設計業務委託料を今年度補正予算として計上させていただいたところです。

次に、玉陵小学校整備事業についてでございます。現在行なっております玉陵小学校校舎新築工事及び玉陵中学校校舎改築工事の整備計画着手に当たりましては、都市計画法第29条の規定に基づき、熊本県知事宛て開発行為許可申請を行ない、事前協議を重ねながら用地の造成工事の設計を実施してまいりました。しかしながら、最終的な開発行為許可内容が事前協議と異なる結果となったため、工事内容の見直しを行なってまいりました。その結果、当初計画しておりました工事内容の変更が必要となり、50年に1度の大雨を想定した対応が必要となったところです。具体的には、既存施設である玉陵中学校を中心とする西側用地の排水経路の変更が必要となり、その排水方法としてコンパクトによる排水及びその排水路の付けかえ、さらには既存排水施設である側溝などの排水経路の変更等が必要になったところです。これに伴うポンプ設置費5,000万円程度、その他排水工事に1億円程度の事業費が必要となりました。なお、この維持費については、当然、玉名市の負担ということになります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 教育部長にまた、ちょっと追加で質問要項を出しておりましたので、その辺は届いてないですかね。埋設型の調整池の問題は。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 埋設型の調整池にした理由ということですか。

埋設型、今、調整池につきましては、地下貯留槽を設けて行なう調整池、貯留槽です。それと砕石による貯留槽のやり方、この2点の方法で今実施を、計画をしております。この方法をとったというのは、その当時開放型の調整池になりますと、用地を新たに確保する必要があるということで、その辺の比較検討をした結果、地下貯留槽で行なったということでございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） まず、2つ質問したわけですがけれども、小中学校エアコン導入計画について、また質問いたします。

説明では、答弁では、近隣でもうどこも入っているということ。それと、PTAの協議会のほうから要望があったと、それと、もう1つ補助金がつく可能性があったということですがけれども、補助金が満額つかなかった場合、また、補助金が全然つかなかった

場合の可能性もあると思いますけれども、そのときは補助金が満額なかった場合は、市の単独でもやるのかということと、前議会でもこの質問でも言いましたけれども、前議会3人の議員が質問されております。要望されております。その前にもあったように記憶しております。今の部長の答弁には、議会からの要望等々は全然考慮に入ってるような答弁ではありませんでした。日ごろ議会と執行部の関係の中で、議会、まだ何と言いますか、議会から議案を出してというのは非常に少ないわけですが、それに近いような、本当に議会の要望3名の議員も同じように質問されたということは重いものと私たちは考えておりますし、常にそういった動きもしてほしいと思うわけでありまして、その辺は全然考慮になかったのでしょうか。

それについて、まず答弁を求めます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

当然、9月議会の中で議員の一般質問の中で御指摘もいただいております。近年の異常気象、それからPM2.5 こういったところで、早く空調設備の導入をした方がいいんじゃないかというようなところの御意見もいただいております。当然、そのことも踏まえながら、今回、補助金の採択の可能性も出てきたということで教育環境のやはり整備という点で、子どもたちの健康あたりを考えた場合は、この時期を逃すのはどうかというような検討をしたところです。

それで、もしも補助金がつかなかったときはということでございますが、こちらについても学校教育の環境整備ということで、できるだけ短い期間で導入のほうを検討していきたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） 今回の答弁では、前回もあったことも含めてということでしたけれども、最初の答弁では余りにも議会からの要望等々は関係ないような答弁でありましたので、やっぱりその辺は今までの答弁は全然一緒に、一遍にやるんじゃないかと計画的にやるんだと、私はその方法は非常にいいことだと思っておりましたけれども、そういう答弁に終始されてきた中で、急にこういった方法をとられるというのは、やっぱり何らかの理由があったと思いますし、また、議会からあれだけの要望があったことは十分考慮していただけたと思っておりましたけれども、そのことがなかったのにちょっと残念な思いがしたところです。

次に、玉陵小学校区の小学校整備事業についてですけれども、埋設型と調整池の開放型と埋設型についてですけれども、学校教育面だけでなく、ここの市役所の調整池は埋設型でどうだという話も議会からも幾つかありました。あったように思っております。それでも埋設型はもう金が非常にかかるから、開放型でいくということでやってこ



られました。ところがサッカー場の建設のときも埋設型の話が出ましたし、ここでも私も埋設型というのは、あんまりこの玉陵小学校区については、頭になかったわけですが、聞いたところによりますと、グラウンドもそうだし、グラウンドが碎石ですか、碎石を入れた形。駐車場が、空洞を準備での埋設型というような答弁だったと思います。この玉陵小学校の学校づくり委員会から非常に駐車場をもっとというような要望があつてるように思います。聞いております。そういう中で、このオープン型の、開放型の駐車場にした場合、普段は臨時的に駐車場に利用できるわけですよ、例えば、熊本の済生会病院あたりも駐車場に調整池を駐車場に使っておられますし、KKWING（ケー・ケー・ウイング）あたりもそういった形で使っておられます。そういう考えはなかったのか、また、そういうふうな形にした場合に金銭的な差はどれくらいになるかわかりますか。ただそういう検討はなされなかったのか。その市の方針、開放型にするというのが、私は市の方針、市長の方針だと思ってたわけですよ。この市役所の前の調整池の場合、相当検討され、意見も出た中でこういう形をとられたわけですし、そういう検討はなされなかったのか、質問を1つ。それと、計画を進める中で、農政との話し合いがあんまりなされなかった結果が、こういうことになったんじゃないかと思えます。そういうふうに私は理解しております。ずっと、もう最初のことから言っておりましたけれども、このことじゃなくて、ほかのすべての行政において、どうしても市役所の仕事を見ていると縦割りできていて、ほかの部署との連絡が、連絡といいますか連携がとれていない。やっぱりあれだけの農振地域に土地を求めて、広くするために土地を求めてする場合は、そういった排水問題どうなっているのか、そういうのを十分検討されるべきではなかったかと思えますけれども、その辺についての質問を2つ質問します。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 幾つか質問がございましたが、まず、1点目の調整池の件、開放型が駐車場等の利用にもできるんじゃないかということでございます。この地下貯留式の調整池と開放型の調整池、どちらにするかという検討の中で、やはりそれぞれ建設の現場といいますか、地域の関係も出てくるかと思えます。話の中で金額のほうはどうだったのかということでしたが、そちらのほうはちょっと把握をしておりますが、開放型の調整池についてもあくまで調整池という目的のためにつくりますので、教育委員会としてもそこを駐車場に活用するとか、そういうことは難しいんじゃないかというふうに考えております。

それと、こういった開発に伴って他の部署との連携はどうかということですが、当然、用地の拡張、造成をしますので、こちらについては、県の開発行為の許可申請というのが必要になります。もちろん、農振地域でございますので、こちらについても農

政のほうとの協議が必要でございます。排水についても当然、農政部門との協議、それから道路の整備については、建設部署との協議、こういったところを含めて連携をとりながらやってきたところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） もうグラウンド、駐車場計画の中で埋設型で、その調整池は埋設型であるというふうに今さらかえなさいとか、そういうことでもありませんので、それはそれでいいですけど、考え方としてこの市役所前の調整池の問題のときに、問題が出たときに、市はもうそういった形でいくんだらうと、金がかかりすぎるということが一番表に出て、そういう意味でここも開放型になっております。それはもう皆さんが御存じのことです。やっぱりその辺の一貫性のなさは非常に疑問に思いますし、ポンプアップ方式を取り入れなきゃいけなかった。絶対できなかった、自然流水でできなかったのかどうかというのは、私も専門家ではありませんので、わかりませんので、一生その維持費が必要であるということにおいては、非常にもう少しじっくり十分な検討がなされた上でされたほうができたらよかったんじゃないかと思えますし、やっぱり最初からもう全小学校一緒の1小学校1中学校式で29年開校でやるんだということでどんどん進められた、じっくり話し合いがなされなかったという結果が今あらわれてるんじゃないかというふうに、私は受けとめております。着々と進められるでしょうから、いい小学校ができて、いい教育の現場となることを期待して、この質問については終わります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 次に、天水中学校区小学校の統廃合について質問いたします。

広報たまの11月号にこの「天水中学校区、小中一貫教育グランドデザイン」というパンフレットが入ってございました。このことで一部ちょっと天水だけどうなんだということがあって、同僚議員に横島あたりも連絡をとって聞きましたら、全然その地区、地区で内容が違うんだと、その地区の分を出しているんだということで、勘違いであるということも私どももわかりましたけれども、現在、玉陵中学校、小学校区の統廃合が進められております。次には、平成32年を目標に天水中学校区の3小学校の統廃合の計画が発表されております。この冒頭に言いましたグランドデザインのパンフレットには、統廃合の期日については全然書いてありません。統廃合についての説明ではないということの確認を担当部署と話しまして、確認はとってございまして、ただ、これが入ってきたことで地元天水地区住民の皆さんの中には、当然、これは統廃合を含んだものというような受け取り方をされてる方が多々いらっしゃる。私どももぱっと見たときに

「ああ、そのことだ。」と思って受けとめたわけで、その辺の配慮をもう少ししてほしかったなというのをこのパンフレットを見て感じたところです。

[福嶋譲治君 実物を示す]

○13番(福嶋譲治君) ただ、それはそれとして、統廃合の計画があると、続いているというのは事実でありまして、そういうふうに私も認識しております。先の6月の定例会におきまして、玉水小学校の存続、発展に関する請願が出されました。全会一致でこれは議会で採択されております。そういう中で、やっぱり計画どおりに粛々と統廃合を進めていかれるのか、そういう考えなのか、また、その目的について答弁を求めます。

目的といたしますのは、非常に表向き、きれいごとだけで「いい学校をつくるんだ。」「こうやってこれらも含めていい学校をつくるんだ。」と、そういうことだけを、いい学校をつくるために統廃合をするんだということしか表に出ておりませんが、本当にそれだけなのか。違った目的はないのか。その辺について答弁を求めたいと思います。

統廃合につきましては、小学校ですから、児童の教育環境を第一に考えるのは当然だとは思いますが、ほかにも考慮すべき点が多々あると思っております。地域性、地理的要因、特に天水の場合は山坂のところ小学校1つあります。また、地域の衰退、存続、その辺についてはどう考えるのか質問いたします。

○議長(永野忠弘君) 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長(池田誠一君) ただいまの福嶋議員の小学校統廃合についてのお尋ねにお答えいたします。

小学校の統廃合につきましては、玉名市学校規模・配置適正化基本計画に基づき、教育の教育機会の均等と子どもにとって望ましい教育環境の創出という観点から推進しています。このことについては、議員も御承知のとおりでございます。この取り組みは、単に学校施設の効率的な運営、つまりコスト面での財政的な理由ではなく、子どもたちによりよい教育的環境を整備することを第一に考え、望まれる学校規模基準を設けて取り組んでいるものでございます。また、本市の将来を担う子どもたちのためにとすることはもちろんのことですが、学校は地域のコミュニティ形成の役割も担っておりますので、学校・児童への負担、地域への影響などに配慮しながら進めているところでございます。このような考えに基づき、天水中校区におきましても、これまで平成27年から計8回の説明会を行なってまいりました。その中でも賛否両論あり、反対意見が多いことも事実であります。教育委員会といたしましても、まだ地域からの理解を得ているとは考えておりません。当初のスケジュールには、平成32年4月の開校を目指しておりましたが、開校予定年度を1年延伸し、平成29年度も学校編制についての教育委員

会の考えを丁寧に説明させていただくことで、まずは地域の御理解を得ていきたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） はい、答弁いただきました。

コスト面じゃないんだと、いうふうに答弁がありましたけれども、私は基本的には一番最初に、一番にくるのはコスト面だと思いますよ、国の方針としては。国の方針を受けて、こういう統廃合も進められていると思いますので、基本的にはコスト面だと。ただ、私自身は地元の小学校、私の出身の小学校、小天東小学校のことを考えたときに、統廃合にすべて反対じゃありません。今のままでいいのかと、非常に自問自答もしておりますし、地域の人たちの意見を保護者、これから保護者になる方、老人も含めて、年寄りも含めて、いろんな人の話を聞いて進めていかなければいけないかなというふうに思っております。

きのう、小天東小学校に行って校長先生と話してきました。しばらく話しました。御存じのように小天東小学校は、前の教育長は例に出されて、非常にいい学校なんだと、成績もいいし、体力面もいいんだという話がありまして、話も出されておりました、すばらしい結果を出されている、先生方も出されているんですけども、ただ、開校予定といたしますか、天水の成果をもともと予定されていた平成32年ぐらいは、もう11名しか、今の予定では11名しかいないと。そういう中で、いやすべての学校を残していけないで、私は毛頭思っておりませんし、ただ、玉水小学校からは、いろんな理由もあって多くの方が存続してほしいと、統廃合をしないで玉水小学校を残してほしいというような意見がありました。請願が出されました。もともとの地域の成り立ち、町の成り立ち、小天村、玉水村が合併した。もともと合併して天水村になって、天水町にその後移行して。もともと小学校は別にあったわけですけども、いろんな考え方もあると思うんです。小学校、小天東小学校と小天小学校がまず合併するとか、一緒にするとか。そういうのは、地域の人たちに、そういうことなら受け入れていただけるのか、どういう形なら受け入れていただけるのかというのをもっと十分検討していただきたい。画的にもう1小学校、1中学校でいくんだというような決まり文句のようなこと、決めごとみたいなことをしないで、もっとどういう方法があるのか模索してほしい。例えば、小天東小学校区で、あの地域、地区として赤仁田地区、上有所地区、下有所地区、主に3地区です。ただ、大平地区も前は来ていましたし、八久保地区の一部も来ていました。熊本市からも来ておりました。熊本市の一部からも来ておりました。そういうところに小学校がなくなる。残してくれじゃないですよ。すべて必ず残してくれじゃないけれども、小学校がなくなったときに、じゃあ、若い人は住むかと。行く行くは地域がなくなっていくという形になりはしないかと。そういうところが幾つか出てくれば、玉名市

全体の発展そのものにも影響してくるというふうに私は思っております。そういう中で、ベストの方法をもう少しこうじっくり、じっくりといいましてもあんまり長くはできないんですけども、一方的にこう、一方的にと1つの形だけを提示して、これを理解してほしい、理解してほしいというやり方はどうなのかなと思いますし、少し延期すると、検討期間を設けるということでしたので、その辺は非常にありがたいと思っております。その辺について、どういうふうにお考えでしょうか。地域のこと、また、ほかの方法もありはしないかと、ちょっと言いましたけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） お答えをいたします。今のお尋ねについてお答えいたしません。

小天小学校、それから小天東小学校、玉水小学校の学校3校を合わせて統合した学校をつくりたいということで、今、地域の方への御理解を得る努力もしておりますし、今後もその努力は続けていきたいという思いです。その統合の適正化の基準となってる考え方につきましては、1学年2クラス以上で、いろんな組がえ、人間関係が子どもたち固定化するところがあったりしたり、クラスマッチだとかそういったものだとか、教育活動の中で、よりよい子どもたちへの機会の提供ができるというのは、やはり2クラス以上だと考えて、その計画がなされておりますので、そういったことも御理解をさせていただく努力を進めてまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） 教育長は天水のことも十分御存じですので、もう少しこう何というか、内容の思いのこもった別な答弁もいただけるのかなと思いましたが、画一的な答弁で、何かおもしろくないですね。地域は地域の特徴がある。玉名市は玉名市の特徴がある。玉名市は全体を見ましても、特徴のある行政をするとか、教育、きょうはもうこの学校統廃合のことですので、統廃合のことについて言いますけれども、芦北のほうですか、球磨のほうですか、槻木地区というのはわざわざ1人の小学校をつくられたと、それは地域のことを考えてのこととあります。皆さん御存じかと思えますけれども、私はもう自分個人では、密かに統廃合の中で、小天東小学校は分校みたいな形で、特に1、2年でも残していただけたらと、学校として残していただけたらと。それか、休校かなんかにしていただきたい。もう1つ、そっちの統廃合と人数が少なくなるんですよ、もう統廃合しないとだめなんですよ、私もわかります。それはわかりますけれども、片方で人をふやす努力は全然されてませんよ、この人口減の中で。500人、4000人から600人の間ぐらいを毎年減っていく。その中で、定住化地域を決めて、定住化促進もうたい文句になっております。定住化地域として、3地区指定されたと思えます。もう何年、もう10年近く前になるかと思えますけれども、そのことについても

全然動きがない。定住化地区に指定はあるけども、何にもしてない。私はかつて、小天東地区の広域農道沿いか、あの県道沿いにごく少数の分譲地をできないかとそういう提案をしましたがけれども、もう高寄市長から、「俺にでけんごたるこつば言う。」と一蹴されました。いろんな方法をとっている地区、所がありますよ。外からの留学ですか、山村留学みたいなことで50人も60人も集めているところもあると聞いております。そういうのは、私が聞いたのは、その町か市かが主導でやっていると聞きましたけれども、そういう方法もあるんじゃないかと思えますし、それはもう民間主導でやらなければ民間がやらなければいけないんですけども、そういう努力は全然見えてこない。定住化に対する努力はゼロじゃありませんよ。新幹線の旅費の補助の問題だったり、よそから来られた人に対する家を建てられる方に対する補助金だったり、非常に玉名市独自のこともやっておられますけれども、根本的にそれを補う、500人を何百人にしようという目標が立てられるわけでもなく、漫然としておられることに非常にその辺にも疑問を感じております。これは市長どう思いますか。人口減に対しては、何回も何人かが聞いておりますけれども、もうなくなったら、小学校がなくなったらそこには人は恐らく住まなくなるんですよ。教育長もう1回、何かよければ思いを、自分の思いを込めて話していただければいいかなと思えますけれども。

まず、教育長にお話を。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 思いということでございますけれども、先ほど私の説明したとおり、やはり学校教育の充実のためには、やはり一定規模の学級をつくりたいという思いが強くなります。地域性につきまして、福嶋議員の話だと思えますけれども、そういったことにつきましては、やはり地域の御理解を得るということで進めていかなければならないというふうに思っております。

○13番（福嶋譲治君） はい、わかりました。市長、何か。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 統廃合のことですか。

○13番（福嶋譲治君） 統廃合を絡めて、人口問題を。

○市長（高寄哲哉君） それでは、福嶋議員の統廃合ということで御質問がございましたけれども、学校の再編を推進する理由の1つは、議員御指摘のとおり児童の減少、つまり少子化が進行し、学校の小規模化が顕著となってきておりました、複式学級がふえたりというようなことが現状であるということがそれを進める1つの大きな理由だろうと思えます。小規模学校、あるいは複式学校にもよい点はあるということは、もう皆さんお思いであると思えますけれども、小規模が進みますと交友関係の狭小化や人間関係の序列化が進んだりするなど、デメリットも大きいというふうに考えられます。教育機会の

均等と子どもにとりましても望ましい教育環境の創出という観点から定住化政策等とは切り離して、何よりも本市の将来を担う子どもたちのことを第一に考えて、望まれる学校規模基準を設けて推進しているというふうなところでございます。また、人口減少の問題やこれを克服するための課題の解消、あるいは解決が市政を運営する上で重要であるということも十分に認識をいたしております。人口減少というものの自体は最近亡くなる方が非常にふえているというのも現実でございますし、その半面少子化という中で、子どもさんは出生率も非常に低いというような状況でございます。しかしながら、この玉名においては、全国的にといいますか、熊本県の中でもいいほうじゃないかなというふうに思っておりますけども、人口減少の問題等々はこれからの過程や結果として労働力の減少、人口の現象を引き起こすということになります。供給力の減少や消費の減少、それに伴う市場の縮小によりまして地域経済の衰退をさせます。また、高齢化の進展による社会福祉費や医療費等の増大が相乗的に影響し、自治体の財政基盤への影響を及ぼすだけではなくて、地域交流の減退を引き起こしまして、地域コミュニティーが弱体化していくということにも案に予測はできるということでございまして、従いまして、人口の減少を少しでも食いとめるために努力をしていくということ、また、減少率を低下させるために、人口増加や人口流出の抑制に資する定住化の促進施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきました。

近隣だけを見ましても、玉東町は今どうなのかわかりませんが、ごく最近まで微増ということでした。荒尾市にしましても非常に経済状態は、市の経済状態は悪い、悪いと言いながら、人口減は微減でした。南関町も長洲町もそれほど正確なパーセンテージを把握しているわけではありませんけれども、そんなに減っていないというなかで、玉名は毎年なかなか人口減少の数に変化なく、さっきも申しましたように500人前後で推移している。地域の中でふえてるところもあるんですけども、近隣のまた、ふえてるところ、合志市とか向こうの方はどんどんふえているということでもありますけれども、そういうところはどのような施策なのか、どういう違いがあるのか、そういうのを考えて特徴を出しながら、なんかこう方策をみんな考えていかないと、思い切った施策をとらないと、企業誘致はもう私は非常に厳しいと思っております。何にも準備がしてない中で、ずっと企業誘致についても考えてきましたけれども、いろんな話をしてきましたけれども、なかなか今の玉名市の状態の中で、大きく雇用を延ばす企業誘致は厳しいというのは、皆さんが考えておられることだと思っております。わかっておられることだと思っております。ただ、市民の皆さんと話す、「仕事場んでけにゃ。」「仕事場ばもってこに

ゃん。」というふうな話はよく聞きます。非常に私もジレンマを感じるわけです。定住の動きが少ない。私の身内、親戚のがごく最近家を建てるということで、地元で建てるということで喜んでおりました。ところが、インフラの問題、水道、水道はもう天水町の山の上はあるんですけども、下水の問題、土地の造成の問題、はたまた農地の転用の問題、もうちょっとあきらめたというようなことを、つい2、3日前ここで会いまして、聞きまして、「ああ、そうか、じゃあ、それは残念だな。」という話をしました。若い人たちが、若い夫婦が済むということは、非常に楽しみなんですけれども、そういうことがやっぱり難しい地域であるということ。定住化人口をふやすというのは、要件がいろいろ今言いましたように、インフラだったり、仕事場だったり、教育の問題だったりありますんで、難しいとは思いますが、学校問題含めまして、やっぱりなんかこういう策を、強い策を立てないと無理じゃないかと思っておりますので、みんなでこう行政も、議会のほうも一緒に考えていかなければいけないと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

---

午前11時45分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） おはようございます。1番、無会派の北本将幸です。

市議会議員の任期も残すところ1年を切り、定例議会も今回を含め、あと4回となりました。最近では、議員の政務活動費における不祥事などが相次いでおり、議会、議員に対する不信感は日に日に大きくなっているように感じます。玉名市では、前回の議会において、議会基本条例検討特別委員会が設置されましたが、地方議会のあるべき姿が問われている現代において、今後の玉名市の議会がもっと活性化し、市民の方々にさらに信頼されていくような議会になる条例の制定に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、玉名市総合計画についてお伺いします。総合計画は、平成23年の法改正まで地方自治法により、市町村は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すために、基本構想を策定することが義務づけられていました。そして、基本構想の下に基本計画、実施計画が策定され、この全体を総合計画としていました。玉名市に



においても、平成19年に10年間の第1次玉名市総合計画が策定されています。現在、新たな総合計画を策定中で、来年度からの計画となります。しかし、先ほど申したように、この総合計画というのは、地方分権が進められる中で法改正が行なわれ、市町村において基本構想を策定する法的な義務はなくなりました。つまり、自治体として、法的な枠組みがなくなった中で、改めて総合計画の位置づけとその内容をしっかりと見直し、市、みずからの責任と判断のもとに、本当に玉名市にとって必要かつ有効な計画の策定とその運用の仕組みを確立していくことが重要になってきます。そうすることで確実に計画を実行させることができ、少しずつでも玉名市が活気あるまちになっていくのではないかと考えます。

そこで、玉名市総合計画に対して、6点質問させていただきます。

- 1、玉名市総合計画の位置づけについて
- 2、各種部門の個別計画との整合性について
- 3、第1次総合計画10カ年の検証、評価について
- 4、第2次総合計画の策定方法について
- 5、第2次総合計画の課題、基本方針について
- 6、第2次総合計画における市長のビジョンについて

以上、6点について質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、玉名市総合計画の位置づけについてお答えをいたします。総合計画は、昭和44年の地方自治法改正において、第2条第4項に基づき、よりよいまちづくりのためのさまざまな施策を計画的及び効果的に進めていくための基本的な指針として、全国の地方自治体において策定をされてきました。このような中、長引く景気低迷による国や地方の厳しい財政状況に加えて、地方分権改革の推進、地域主権の実現、地域の自主性の尊重という視点から、平成23年8月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、基本構想策定の自治体への義務づけは廃止をされたところでございます。しかし、本市におきましては、地方自治体の自主性を尊重しながら、創意工夫を発揮していくためには、市民、議会、行政組織の目指す都市づくりの共有と協働が必要であることから、総合計画の基本構想の議会決定を継続することを平成28年6月議会で議会決定をしたところでございます。

第2次玉名市総合計画では、近年の人口減少時代の到来、さらなる少子高齢社会、そして地方分権の推進、地球規模での環境問題への対応、国内外の地域との交流拡大が進み、市民ニーズの多様化・高度化はますます進んでおりまして、こうした新しい時代の

潮流、地方創生の動きをとらえながら、国や県の計画を視野に入れつつ、また、第1次玉名市総合計画の達成状況を踏まえ、本市の個性を磨き、住みよさと魅力のあるまちづくりを進めるための指針として策定をするものでございます。

次に、2点でありますけども、個別計画との整合性について、整合性をとるため見直しを行なうのかについてお答えをいたします。

総合計画は、本市が進むべき方向を示すとともに、市の最上位の計画として策定をするもので、今後各課が策定をする個別計画につきましては、市としての一貫性を保つという趣旨からも、玉名市総合計画と整合性を持たせる必要があるものと考えております。また、総合計画の内容が個別計画の内容と相反する場合については、見直しをする必要が出てきます。しかしながら、現状においては、そのような事例はないものと認識をしております。

次に、3点目です。第1次総合計画10カ年の検証、評価についてお答えをいたします。

第1次総合計画の検証及び評価のため、地方施策の基礎となる施策の進捗状況について、庁内全課を対象に、各課ヒアリングでの詳細な協議を行ない、その結果を外部委員25名で構成をする「玉名市総合計画策定審議会」で十分に審議をされ、御承認をいただいたところでございます。

次、4点目です。第2次玉名市総合計画の策定方法及び策定の流れについてお答えをいたします。

まず、先ほど申しましたけども、各課ヒアリングで第1次総合計画の検証及び評価を行なうとともに、市民の意見を反映させるため、「玉名未来カフェ」を開催いたしました。そこで御提案をいただいたアイデアや意見等を集約し、基本構想の策定に着手し、まとめたものを各地域協議会に諮問し、答申をいただいたところです。そこでさまざまな意見を集約し、反映させたものを「基本構想（案）」として、議員6名を含む25名の外部委員で構成します総合計画策定審議会において4回の審議がなされ、平成28年3月、会長である九州看護福祉大学副学長の安藤氏より市長に答申をされました。その後、6月議会に提案をし、議決に至ったところでございます。この基本構想を踏まえ、前期の基本計画を現在策定をしております、その間、第2回目の玉名未来カフェの開催や1カ月間各課ヒアリングを行ない、具体的な施策について協議を行なうとともに、平成28年度には3回にわたる審議会を経て、前期基本計画（案）をまとめたところでございます。

現在、パブリックコメントの手続き中でありまして、今後、最後の策定審議会等を開催するなどして、3月末に策定予定でございます。また、来年4月号の広報たまなと一緒に概要版を全世帯に配布する予定でございます。

次に、5点目でございますけれども、第2次総合計画の課題、基本方針についてお答えをいたします。

策定に当たっては、第1次総合計画の検証及び評価を踏まえ、各課ヒアリングではそれぞれの現状と課題を分析し、深く掘り下げた上でその課題を克服するための具体的な施策について検討をいたしました。その施策をまとめたものが「主要施策」であり、その主要施策の目標が「基本目標」となります。基本目標は、将来像である「人と自然が輝き、優しさと笑顔にあふれるまち玉名」を目指すために、1、自然と暮らしを守るふるさとづくり。2、人と文化を育む地域づくり。3、にぎわいと活力ある産業づくり。4、便利で快適な都市づくり。5、健康で安心な福祉づくり。6、公平で誇りの持てる社会づくり。7、健全な行政運営、の7項目で構成をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 北本議員の第2次総合計画における市長のビジョンについてにお答えをいたします。

第2次玉名市総合計画における私のビジョンでございますけれども、総合計画は本市が進むべき方向を示すとともに、市の最上位の計画として策定するものでございまして、第2次玉名市総合計画の策定には、第1次総合計画の検証及び評価を十分に行なうことが重要であり、それを踏まえて第2次の策定に当たっているところでございます。

検証及び評価につきましては、各課を対象に各課ヒアリングを十分に協議をして、また、平成27年5月に市民3,000名を対象として実施をいたしました市民意識調査では、今後重点的、優先的に取り組むべき施策として多かった上位5項目、これは医療体制、学校教育、雇用、企業誘致、高齢者支援ということでございました。第2次総合計画では、この結果などを十分に反映させ、また、玉名未来カフェ等での意見を集約し、総合計画策定審議会で十分に審議をされた基本構想を策定し、本年の6月議会で議決をいただいたところでございます。現在は、この基本構想に基づく基本計画の策定中でありまして、市民の関心が高い医療体制、学校教育、雇用、企業誘致、高齢者支援など、十分に反映させた計画となるよう鋭意取り組んでおります。平成29年度からは第2次総合計画の基本計画に沿いまして、各施策を実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

午前中に引き続き、総合計画について質問させていただきたいと思います。

まず初めの、玉名市総合計画の位置づけについてですが、答弁でも言われたように、この総合計画というのは、市のさまざまな計画において最上位計画として、これからの玉名市の目指すべき姿を明確にし、それに関する事業全般にわたり示すものであると思います。第1次総合計画でもさまざまな事業が掲載されていましたが、事業の優先順位が明確でなかったり、計画自体が漠然としており、実際何が達成されて、何が達成されていないのかわかりにくかったように思います。冒頭でも申したように、平成23年の地方自治法の改正により、この総合計画の基本構想の法的な策定義務がなくなったわけですから、市独自の計画を今後つくっていく必要があります。ただ、今回10年たったから見直して、また新たに10年の計画を立てるのではなく、総合計画自体を検証して、新たな体制を構築する必要があるのではないかと思います。この機会に改めて、今までの基本構想、基本計画、実施計画という、こういう計画体制自体を見直して、より実効性のあるものをつくっていく必要があります。

再質問ですけど、今まで第1次総合計画を立てられ、途中で5年の後期総合計画、今回新たに第2次総合計画を作成されるわけですが、作成される予算としてはどれくらいかかっているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の総合計画策定に関する事業費についてお答えをいたします。

まず、平成18年度に策定をいたしました第1次総合計画時におきましては、基本構想及び基本計画にかかる委託料としまして719万3,000円を支出し、このほかに印刷製本費218万8,000円や総合計画策定審議会委員25名分の謝金、食料費等に85万4,000円を支出しております。合計で1,023万5,000円でございます。また、平成23年度の第1次総合計画の後期基本計画策定時におきましては、委託料が429万5,000円、印刷製本費137万1,000円、その他謝金、食料費等65万1,000円の合計631万7,000円でございます。今回の第2次総合計画におきましては、平成27年度、28年度の2カ年で策定をしております。平成27年度の基本構想策定の委託料446万1,000円に加えまして、その他謝金、食料費等で48万円の合計494万1,000円支出をしております。また、今年度、平成28年度の基本計画策定には、委託料780万9,000円や印刷製本費125万5,000円を含む973万2,000円かかる予定でございまして、合計1,467万3,000

円でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、答弁あったように、ここにあるんですけど、

[北本将幸君 実物を示す]

○1番（北本将幸君） 第1次と途中の後期基本計画といい、冊子でつくられて、内容もいろいろ書いてあるんですけど、その結局この総合計画というのは、この玉名市の方向性を決める玉名市の核となるような計画であるんですけど、その第1次で委託料が719万円で、今回第2次においても委託されて、いろいろあわせると1,400万円ぐらいかかるわけですけど、その結局、第1次計画するときには土台として委託してつくられてもいいのかなと思いますけど、それを見直して新たにつくっていく場合、もしその市の職員さんたちが一生懸命になって第2次つくり上げて、これで頑張っていくぞという形をとってもいいのかなと思うんですけど、そのやはり委託したほうがいいんですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 5年に1回支出をしておりますけども、例えば、職員だけでできる作業と職員、ヒアリングであったり、聞き取りであったりというのはできますけども、例えば、そのワークショップであったり、アンケートであったり、いろんな基本計画、総合計画を策定するに当たり、やっぱりそのコンサルの手助けが必要というところもございますので、今のところ今後検討はしていきますけども、ある程度コンサルのお力も借りるというふうなことが必要になるかと思えます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり、その玉名市の核となる計画なんで、結局第1次1,000万円ぐらいで、5年の後期計画でも600万円ぐらいかかって、今回また新たに1,400万円ぐらいという結構お金がかかっているわけなんで、計画を立てられるのであればできる限りみんなで一生懸命になってつくって、予算削減できるところは削減して、つくるからにはより実効性のあるやっぱり計画にしていけないといけないんじゃないかなと思います。

次、2番目の各種部門の個別計画との整合性についてですが、ちょっと答弁のほうがちよっと間違っていたら済みませんが、最後のほうで、今回はなんか見直しの必要がないみたいな感じで言われたんですけど、今回は見直しはされないんですか。聞き間違いだったら済みません。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほどちょっと答弁いたしましたところを、ちょっともう一度読ませてもらいますけども、総合計画の内容が個別計画の内容と相反するということは、相反する場合については見直しが必要になってくるというふうに考えております。ただ、当然、個別計画についても各所管課あたりというのは、先ほど議員おっしゃったとおり、市の一番上位の計画である総合計画に基づいた個別の計画を立てますので、今まではそういった事例はございませんので、見直し等もやってないというふうなところをお答えさせていただきました。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり今回、新たに第2次総合計画を立てられるわけなので、結局、恐らく第1次から第2次の間に変わることも大分含まれてると思うんで、ぜひその個別計画があると思いますけど、ちゃんと整合性にとって見直しもしていただきたいと思います。今、いろいろその個別計画が策定されていますが、実際のところ玉名市では現在、総合計画のほかに何個ぐらいの個別計画があるのか。その中で、法的にどうしてもつくりたくないといけない計画もあると思いますが、玉名市独自の計画もあると思いますが、そういう割合もわかればあわせてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問ですけども、個別計画が幾つあるのかという御質問だというふうに思います。個別計画数につきましては、平成24年3月策定の後期計画、第1次でございますけども、主な個別計画として掲載をしているものが33本ございます。そのうち、玉名市都市計画マスタープランでありますとか、玉名市農業振興整備計画などの15本の計画の策定が法律で定められている計画でございます、割合としては45%というふうになります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり、その今、33個あるといわれたんですけど、総合計画のほかにそれだけ計画があるわけで、やはりその結局整合性をしっかりとって、総合計画はトップにあって、それを実行するために個別計画があるというような連携をしっかりとって、実行できるようにしていただきたいと思います。それだけ総合計画のほかに計画があるわけですが、さらに市の計画としては、もう1つ市長のマニフェストがあると思います。近年選挙において、マニフェストという言葉が用いられるようになり、玉名市においても高崙市長は、現在の公約である「輝け玉名「戦略21」」の実現に向けて取り組まれていると思います。で、輝け玉名のこの概要版をちょっと持ってきたんですけど、

[北本将幸君 実物を示す]

○1番（北本将幸君） 見開きでこの計画の位置づけというところがあるんですけど、総合計画と市長の公約、並行してあって、その下に各種事業が行なわれているという形で市長の公約の位置づけがしてあるわけなんですけど、この並行してあって、実際どちらも6つの分野に分けられていて進められていると思います。似ているところもあるけど、市長独自の考えがあるところもあります。このように玉名市の核となる計画が2つあると、実際どっちを主に進めているかわからなくなり、実効性に乏しくなると思います。結局、評価についても二重にしないといけないような状態が出てきて、結果的に効率が悪くなるような感じがするんですけど、そこでそうならないように市長の公約と総合計画を関連づけて調整して1本化するような形をとったほうがより実効性が高まると思うんですけど、公約の位置づけとしては、市としてはどのような考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問ですけれども、総合計画と行政施策集であります「輝け玉名「戦略21」」の整合性についてでございますけれども、先ほど議員もおっしゃったとおり総合計画の構成につきましては、市の最上位の計画で計画期間が10年の基本構想、その10年を前期と後期で分けている基本計画が、前期、後期の基本計画。それと、基本計画を3年間として毎年ローリングをしている、その時々諸事情の変化や財源を踏まえて計画を見直していきます実施計画。この3本によって総合計画というのは成り立っております。「輝け玉名「戦略21」」につきましては、4年間の市長の任期中に行なう行政施策集ということでございます。確かに、策定の趣旨や目的の違い、計画期間、計画策定期間について違いがあるために、すべて整合をとっている、とってできてないというのがあるかもしれません。しかしながら、市の一体的な市の行政サービス、総合計画に掲げている行政サービスという観点から一体的な取り組みという観点から、整合の必要性は十分認識して、その都度施策・事業に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり、そこの核となる部分はやはり1本化していったほうがいいと思うんですけど、10年で今計画立てられるわけですけど、その間に少なくとも2回、多ければ3回以上選挙があるわけですから、結局、2重な計画を生まないためにも双方の位置づけをしっかりと考えておく必要があります。以外と、この市長の公約のほうは、こういう冊子が毎回毎回配られて、進捗状況とかわかりやすく市民に対して公表されるので、それだったらもう総合計画と一緒にして、こういう方針で進んでいますよというので、市民にもわかりやすく示したほうが、よりいいんじゃないかなと思いがし

ます。

結局、総合計画というのがしっかりしていれば、恐らく市長として選ばれてくる人たちのそのマニフェストともそう違いは出てこないんじゃないかなと思います。そこでよっぽど違う市長が出てくるんだったら、総合計画自体がそのちゃんとした計画になってないんじゃないかなと思います。中心となる計画なんで、しっかり整合性はとって進められたほうがいいのではないかなと思います。

このように総合計画のほかに市長の公約、30以上の個別計画があるわけですが、今の行政運営においてはこの計画だけが先行され、本当にそれを実施して、検証できる体制ができているのかが疑問に感じられます。法的に立てなければいけない計画もあると思いますが、より実効性を高めるためには、総合計画を軸としてそれに市長のマニフェストも含めた上で、それを実行するためにその下に個別計画を立てていく。この体系をいかに単純化して、目標を明確にし、実行しやすくする。そして実行したら、そのあときっちり事例を検証し、次に生かしていくかだと思えます。しかし、今の体制はたくさん計画があって、あるのはいいんですけど、しかもそれが総合計画を頂点として、ピラミッド型になっていないで複雑化して、どの計画が実行されて、どこがまだ未達成なのかははっきりしないように感じます。予算編成においてもわかりにくく、どこにどの事業の予算が組まれているかとか、わかりにくい体制がとられているんじゃないかなと感じます。やはりこの単純化していくことで市民にも私たち議会に対しても情報が見える化されることによって、市民からのパブリックコメントもふえ、市民も行政運営に参画しやすくなると思えますし、また、予算の見える化により議会での議論もさらに活発化し、さらにはそれを現場で実行している職員の方たちも今自分がやってる事業というのがより明確になるのではないかなと思います。

今回、整合性のところでもう1点質問なんですけど、結局、今、10年あってその間に個別計画が3年ごとに見直したり、5年ごとに見直したりする個別計画が30ぐらいあるわけなんですけど、今回、新たに来年度から10年の計画をスタートされるわけですから、下にある個別計画もこの際全部見直しをして、新たにスタートするというような形でスタートするとよりわかりやすくなるんじゃないかなと思いますけど、個別計画の年数をもう1回見直して、スタートを一緒にするというようなことはできないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今回の御質問でございますけども、総合計画の中の下にぶら下がっている個別計画でございますけども、先ほど例を申しました都市計画マスタープランであったり、農業振興基本計画であったり、ほかに例を言うならば上下水道の認可であったりとか、全体計画であったりいろんなやつがございます。これについては、



先ほど法的に定めている個別計画等については、例えば、その見直し期間を5年と定めておったりとか、いろんな計画の期間というやつもございます。ですから、これをたまたま平成17年に合併した玉名市の17年からスタートということで、これに合わせて5年間、10年間のスパンで見直しをかけていくというのは非常に厳しいのではないかとこのように思います。ただ、先ほどおっしゃったその総合計画の進捗状況であったりとか、「輝け玉名「戦略21」」の市長のマニフェストについてもいろんな公表等しておりますけれども、その辺については、それとあわせて個別計画にあります事務事業の評価等にも公表しておりますけれども、できる限りわかりやすいような公表の仕方というのは今後ちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） せっかく今度新たに総合計画を立てられるので、計画体制自体も新たにスタートするような形をできる限りとっていただきたいと思います。

結局今は10年で組まれているんですけど、その総合計画自体の設定期間の見直しもできるなら必要なんじゃないかなと思います。現段階で総合計画は期間が10年ということになっていますが、10年ということは、もちろん作成するときは10年後を想定しながら策定されると思います。しかし、現在、社会経済状況が大きく変化する現代において、この10年後を想定するというのはなかなか極めて難しいことですし、例えどんなに頑張っても、想定しても結果的に違ってきたり、今年起きた熊本地震のような大規模な自然災害が起きたりしたら、計画も大きく変わってくる可能性があります。今までは法的な義務もあり、10年を1つの期間としていましたが、結局はそれを前期と後期に分けられて5年ごとの計画冊子つくられてるわけですから、長期間の構想自体は持ちながらも、その計画というのは先ほど言った市長のマニフェストと整合を合わせるために4年で計画を立てていくとか、4年ごとの前期、後期で8年しっかり見ていくとかというようなこの10年という設定期間自体をもう1回見直したほうがより市が進みやすい計画ができるのではないかと思いますけど、この10年という期間設定については、どのような考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 10年、総合計画の10年、それと基本計画の5年というのは先ほど申しました自治法上に定められたというところで、そういった格好で自治体が計画してやっております。ただ、これを10年を長いと見るのか、短いと見るのかというのは、非常に難しいところがございます。今現在では、今後は今のところ10年と5年、5年、それと3年間の実施計画というようなところのやつの期間設定というのが一番そのスムーズに回りやすいといえますか、というふうには考えております。

かなりのこの総合計画、基本計画を策定するには労力であったりとか時間がかかりますので、今回の総合計画についても2年間かけてやってる状況でございます。これを例えば、4年間であったり、3年間であったり、3年間はおっしゃいませんでしたけども、そういったところにしたほうがいいのかというのは、勉強しますけども、今のところ5年、5年、それと総合計画10年、実施計画3年というのがなじみやすいというふうには考えておりますけども、検討はいたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその長期の計画も必要なんですけど、計画を立てる上で、実際それが実行されて前に進んでいくような計画を立てないと、余り意味がないと思うので、その今回、10年たったからもう1回ただ10年でいくだけではなく、そこをきちんといろいろ考えた上で、次の10年という方向性でいていただきたいと思えます。

メディアでも最近毎日のように取り上げられている東京都のように、トップは変わればあれだけ方向性が変わってくるわけですから、その総合計画の期間もやはり市長の任期と合わせる4年ごとでいったり、あるいは1年の見直しを含めて、4足す1で5年ごとにもうしっかり玉名市はこれで進めるという形で計画されて、もう1回、次、市長がかわるかかわらないにしろ、もう1回そのマニフェストと計画を合わせてこれで進んでいくというようなサイクルをしっかりと立てていったほうが、より実効性があるものができるんじゃないかなと思います。国も今後は地方分権化をさらに進めていくと思いますので、玉名市独自でしっかりした形態を今後確立していただきたいと思えます。

次に、3点目の第1次総合計画10カ年の検証、評価についてですが、計画を立てる上では、実際この評価、検証のところが一番重要になります。現在、第1次総合計画、10年の見直しがされ、第2次の策定が行なわれているわけですが、いかにこの1次計画を検証し、よかった点、悪かった点、課題などを見つけて、次の計画につなげてよりよい政策をつくっていくかが重要になるんですが、総合計画の策定から現時点に至るまで、やはり成果と課題を十分にその評価するシステムがまだないように思います。総合計画の策定の段階、いわゆるプラン（Plan）ですね、策定された総合計画を用いて施策を実施する運用の段階、いわゆるドゥ（Do）、施策を実施した成果を分析し、評価する段階、いわゆるチェック（Check）の段階、そしてよりよい計画の運用に向けて改善を図り、次の取り組みを行なう段階、いわゆるアクション（Action）からなる今よく使われるPDCAサイクルを確立して検討していく必要があると思えますが、今、検証されて次の計画をつくられるに当たって、この計画する段階で実行する段階、評価する段階、この改善する段階、それぞれ4段階あるんですけど、それぞれの体

制は市としてはしっかりできている、確立されているという考えなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問ですけれども、まず、総合計画の検証の公表の話ですけれども、今、まだ今進行中であります第1次の玉名市総合計画、後期の基本計画、これについて毎年度、毎年末に進捗状況等をホームページで公表をしております。それから先ほどから総合計画の構成というのが話が出てきておりますけれども、総合計画につきましても、将来像があって、その下に基本目標がある、その下に主要施策がというふうな体系でつくっております。その主要施策の下にもう1つ、今度は個別の事業というのがもうすごい数の事業がございます。これについて、要するにチェックはやっているのか、見直しはやっているのかという御質問ですけれども、この個別の事業ごとに事務事業評価、年度の終わったとき、前年度の事業の評価する事後評価、それと次年度に行なう事業の事前評価というのをしております。これの検証と見直しであったりとかがこの総合計画の上に上がってくる主要施策ということになっていきますので、そういったチェックは毎年やっていっておるというふうなところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 評価されていってるということなんですけど、1年ごとに私たちにも、議員にもこの主要な施策に関する成果の説明書とあって、こう分厚いのを配られるわけなんですけど、これ平成27年度のやつなんですけど、

[北本将幸君 実物を示す]

○1番（北本将幸君） この説明書をちょっと見てみると、例えば、最初の2ページなんですけど、人材育成事業と書いてあるんですけど、成果として派遣、研修事業として38人研修に派遣したと書いてあるんですけど、これは成果というよりはしたことだと思えますよね、実際、成果というんだったら、この38人の人が研修に参加されて、こういう資格を持った、専門的資格を持った職員がふえましたというようなのが成果だと思し、そういう成果が出てないんであれば、どういう研修に職員を派遣したほうがいいんじゃないかというような改善策も出てくると思います。もうちょっとほかのページを見てみると、地域活性化事業で自主事業への参加者は17講座を実施して、5,447人だったと書いてあるんですけど、これも成果というよりは、どっちかというとしたことだと思えますよね、成果でいうんだったら、今年こういう新たな講座をしたから、5,400人になって、前年度より100人ぐらいふえましたというのがやっぱり成果につながっていく、今後につながっていくんじゃないかなと思います。もう1つ、この49ページのこれは、私も別のあれで一般質問したんですけど、このフッ化物洗口事業で、事業の成果として、小中学校のフッ化物洗口率実施率は27校中27校で10

0%で、これも結局したことで、これをしたことによって子どもたちの歯に対する意識が強くなったとか、虫歯の本数が減ったとかいうようなのが、やはり成果だと思いません。こういう評価の私たちに示されるのを見ても、やはりその今の行政運営では、やっぱり計画、実行、いわゆるP D C AサイクルのP Dまでは結構力を入れて、このいい計画書を立ててされるところまでいくんですけど、その評価、見直し、P D C AサイクルのC Aのほうがちよっとまだ弱いんじゃないかなという思いがします。そのためにもやはりこう今みたいにやっぱり客観的にその計画や運営を評価し、達成していないところには、ある課があんまり事業が進んでいないという課があるんだったら、ちよっと進んでいないよと言ったり、それを実行するためにこういう補助金があるよとか、こういう施策を実施してみたらどうというような政策実行課みたいな各課を客観的に見て、助言できるような新しい課があってもいいんじゃないかと思うんですけど、そういう機構改革もしてもいいんじゃないですけど、補助金を取ってきたり、政策を提言したりという、そういう課の、新しい課について、取り組んではと思うんですが、市の考えをお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけども、先ほど申しました事前評価、事後評価については、企画経営課の経営戦略係というところでその事業を、事務事業の業務を行なっております。その中で、かなりその所管課、事業を行なっている所管課に対して嫌われるような、嫌われるようなと言いますか、厳しく、前年度の評価を見て、改善点あたりが改善されているとか、拡大するようなやつであれば拡大しているのかとか、その辺のチェックはやっております。あとは確かにおっしゃるとおり、それが実行できるか、できないかというような話ですけども、それが改善できないということになればもっと厳しく予算の面であったりのところに対応していくべきだろうと思います。ただ、それをチェックするだけのところというところで組織を見直すということは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、その企画課の人たちが嫌がられるというか、厳しく追及してるということなんですけど、やっぱりその厳しく客観的に見て、できてないところはできてないからしたほうが良いというような体制をしっかりとっておかないと、やっぱりまっすぐ進まないと思うんで、そこをより力を入れてしていただきたいなと思います。

4点目の第2次総合計画の策定についてですが、現在策定されているわけですが、実効性がより高くなるためにも、その計画と連動した財政計画を立てておく必要があると

思います。今後玉名市では、市民会館の建設や小学校の統廃合、サッカー場の建設、新玉名駅周辺の整備や介護保険事業の一部市町村移行による総合事業の実施など、ハード面、ソフト面において新たな多くの財源が想定されます。より実効性のある計画にするために、この総合計画に連動したしっかりとした財政計画をつくっておく必要があると思います。この財政計画について市の考えをお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今、議員の財政計画はつくっているのかというお話ですけれども、総合計画に関する財政計画というのは、総合計画というのは、今度2次ですけれども、平成29年度から38年度を対象とする第2次の計画になりますけれども、この10年間についての財政計画というのは作成しておりません。しかしながら、先ほどから申しております総合計画の中の一部である実施計画、計画期間を3年間としたこの実施計画につきましては、その時々諸事情の変化や財源を踏まえ計画を見直すということをやっております。計画期間であったり詳しい財源等について記載をして、その都度毎年議員さん方にもお配りをしているというところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 財政もしっかり計画立てられているということなんで、ちゃんと財政の裏づけもとった実効性のある計画にしていきたいと思います。けれども、財政の計画も立てられるんですけど、やはりこの10年の財政計画というのはなかなか難しい面があると思います。その1つの要因が、少子高齢に伴う人口減少の問題ですが、国にとっても地方自治体にとっても大きな課題であります。実際、第1次計画においては、玉名市の将来人口予想は、平成28年の人口を7万500人とされておりました。しかし、実際は平成22年の国勢調査時点で6万9,514人、この時点でもう既に下回っていたんですが、平成28年、今ですね、10月の人口推計は6万7,636人で、この結局、第1次で目標としていたもの、目標というか推移、こんぐらいになるだろうとしていたものとは3,000人の開きがあります。目標とされていたのは7万5,000人で、実際7,500人ぐらいの開きがあります。これでは、税収の面でも大きな誤差が出てくると思いますし、こういう事業をしようと思ってた事業自体にも7,500人想定が変わるとなると、かなり変わると思うんですけど、今回、第2次計画においても将来人口の推移目標をもって、こんぐらいの人口になるかもしれないからこんぐらいの人口目標にしようと思って立てられていると思いますが、この人口の推移については、今回どのような考えで計画されているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけれども、確かに第1次の総合

計画につきましては、平成28年の人口を7万500人とするといった計画を立てております。この総合計画の人口フレーム、将来人口については、もう何十年も前から、合併前以前から将来人口については、本当にシビアな人口推計あたりが、少なくなるところはそれになるだけ近い人口推計を掲示をする自治体であったり、何千人か政策の実行によりふやすといった総合計画のつくり方で人口の将来人口というのは設定をしております。ですから、前回の1次総合計画が無理があったのかどうかというのは、確かに10年間の施策等検証等が必要でありますけども、今回の2次の総合計画については、そんなに無理な人口推計については設定はしてないというところを考えて設定をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり、結局第1次でこれだけ開きが、10年で出たわけですから、やっぱり10年先を見通すというのは、かなり難しいことだと思うので、実際、その今回、10年で計画されるわけですが、しっかり10年先を見るのはなかなか難しいですけど、想定しながらより実現できるような計画体制をとっていただきたいと思っております。

もう1つ別の市民参加の機会についてちょっとお伺いしたいんですけど、2回未来カフェを開催されたりして、市民参加をされてると思いますが、このほかどういう形で市民参加をされたとか、未来カフェだけですか。ほかいろいろあればお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問にお答えいたします。

策定の中で、段階では当然多数の職員の意見を聞きながら策定をしておりますし、それと先ほど市長の答弁の中にもありましたけども、市民意識調査というのをやっております。これの意向、意識、市民の意向、希望というのはかなりやっぱり今度の総合計画の中には生かされて、今回が市民意識調査は2回目か3回目ぐらい、2回目ですかね、なんですけど、かなり細やかなアンケート、ちょっとわかりにくいというふうな評判があるんですけども、そういった市民意識調査をもとに策定の段階で意向を反映させているというふうな状況です。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり、今、職員さんたちの参加も、意見もしっかり聞いてされてるとのことですが、やはりもうこの市民参加の機会を設けて、そこで得られた生の貴重な意見を計画に反映させていくことが求められてると思います。この玉名市自治基本条例でも第27条で、「執行機関は政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階にお

いて、継続的かつ多様な手段で市民の参画を推進するよう配慮しなければならない。」とか、15条の2項で、「総合計画の策定に当たっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。」と定められているので、しっかりその市民の意見も3,000名でしたか、アンケートを実施されてることなので、ちゃんと意見をすくい上げるようにしていただきたいと思います。で、地方分権化が進められ、地域住民のトップである市長に権限が大きく委譲されました。なぜかというと、国主体の行政運営が行き詰まってきて、地方、地方に権限を移行して地域独自の運営をしていってくださいというのが現在の流れだと思います。玉名市独自の特色をもった制度や事業など、今後取り組んでいく必要があります。今回、未来カフェを開催されてますけど、同じような取り組みで、東京都三鷹市の取り組みで長期総合計画の策定やまちづくり施策を推進するため、無作為抽出により呼びかけた市民の参加を得て、まちづくりディスカッションというのをされてます。この無作為にアンケートを恐らく送られると思うんですけど、恐らく未来カフェに来ませんかと言って、来たい人が来て参加してると思うんですけど、無作為に選んで、その本人の同意を得てきてるんですけど、パブリックコメントなども実施されてると思うんですけど、ただ広報に載せたりとかパブリックコメントをしてもなかなか意見が上がってこない現状があると思うので、こういう逆に行政側から参加してもらうような機会をどんどんつくって行って、結局その市民の参加意識というのを高めるのも必要なんじゃないかなと思います。

5点目の第2次総合計画の課題、基本方針ですが、第2次総合計画は1次を検証して結構詳しくつくられてると思いますけど、第1次から第2次にかけて大きく変わった点とかこういうのを重点に進めていきたいというようなところがわかればお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。目標ごとに審議会であったり、策定審議会であったり、庁内の企画審議会の中で、第1次の総合計画等の中であったやつを廃止したりとか、2次で追加したりとかいうふうな表を見ていただきながら策定審議会あたりは策定しております。ちょっと今、それがどういふやつがあるかというのをちょっと資料を持ってきておりませんので、ただそれに関しては、見ていただきながら今策定できつつあるというところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 2次計画立てられて市長のビジョンも聞いたんですけど、そのしっかりしたこういう市にしていきたいというようなものをもって、せっかくこれだけいい冊子の計画をまたつくられるわけですから、よりちゃんとしたものにしていただきたいと思います。

今回、総合計画に対して質問しましたが、総合計画を実現していくためには、それに財政的な裏づけが必要であり、常に見直していく必要があります。行政運営では、議会もそうですけど、首長選挙もあり、かじ取りがかわる場合も想定されます。そのようなことも踏まえた上で総合計画は玉名市として方向性をしっかり決めるものなので、市長の公約との整合性、その下にある各種計画との連動性をきちんととり、より単純化して実効性のあるものにしていただきたいと思います。その中で、予期せぬ災害であったり、また、国の大幅な制度変更であったり、また、市民の要望など中身については変動があり得ると考えられます。しっかりと検証し、実行できるような体制を構築し、先ほど言いました政策実行課のような新たな課を設置して、機構改革も必要なんじゃないかなと思います。実施するだけでなく、PDCAサイクルのPD、PDばかりにならないで、CAのほうがちやんと機能してPDCAサイクルがうまく機能するようにしていただきたいと思います。

今回の計画が玉名市のまちづくりの方向性を明確にし、時代の変化や市民のニーズ、課題を認識し、実行解決できるような計画になることを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、学校部活動についてお伺いいたします。

現在、玉名市では小学校、中学校において部活動が実施されています。各学校にて、さまざまな種目をされてると思います。部活動は子どもたちの体力向上やスポーツを通じた仲間づくり、目標に向かって頑張った達成感など、本当に子どもたちにとって大きな影響をもたらしていると思います。その中には、全国大会に玉名市の代表として出場する部活もあります。その背景には、保護者や地域のサポートもありますが、やはり現場で頑張られている先生方の力が大きいと思います。しかし、そのほとんどは半ボランティア的な状態にあり、教職員の先生方は休みの日も試合など、部活関連の授業があることも少なくありません。このような中、熊本県教育委員会は、小学校の部活動を社会体育、いわゆる地域クラブに移行する方針を決めています。要因としては、少子化による部員の減少や先ほど申した担当教職員の負担軽減などが上げられています。このように県が方針を出している中、玉名市でも一般質問や委員会などで、部活動について議論されていますが、いま一度、今後の部活動について、また、子どもたちの放課後のあり方について市の考え、方向性を確認したいので質問いたします。

- 1、現在の部活動の現状について
- 2、部活動に関する補助金について
- 3、小学校部活動の社会体育移行における市の基本方針について
- 4、社会体育移行における検討委員会、コーディネーターの設置について



5、社会体育移行における保護者、児童に対する説明会の実施について

6、社会体育移行までのスケジュールについて

7、社会体育移行に伴う放課後児童クラブの整備について

以上、7点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員の御質問にお答えいたします。私のほうからは、1番から6番までについてお答えをいたします。

まず最初の、現在の部活動の現状は、ということですが、現在、部活動には運動部活動と文化系の部活動がございます。今回は運動部活動の現状についてお答えいたします。

まず、小学校については、すべての学校に何らかの運動部活動があり、種目としては、サッカー、ミニバスケットボール、季節ごとの体育的行事に合わせて練習を行なう総合運動部など、7種目あります。大きい学校では、6種目で活動しておりますが、小規模校では総合運動部の1種目のみ活動している状況もあります。なお、4学年から6学年の児童の加入率は、市全体で56.6%となっております。

次に、中学校ですが、すべての学校に部活動はあり、大規模校で軟式野球、バスケットボール、陸上部などの17種目、小規模校でも7種目で部活動が行なわれており、1年から3学年の生徒の加入率は69%となっております。

次に、部活動の補助金についてお答えします。

現在、小中学校の部活動補助金として、21校の各小学校に年間それぞれ5万円、6校の中学校に年間それぞれ35万円の補助を行なっております。なお、小学校におきましては、学校教育の一環である小学校体育連盟主催の大会の出場費用には、この部活動補助金で対応をされております。中学校につきましては、学校教育の一環である中体連主体の県大会以上の大会参加の際は、一定の基準額を規定しているものの宿泊費や交通費については、ほぼ全額の補助を行なっているところです。中学校の県大会以上の出場補助金の実績といたしましては、平成27年度バスケットボール、ソフトテニス等の県大会に79万1,490円、柔道、ラグビーなどの九州大会に120万6,658円、さらには柔道、体操等の全国大会に対して211万4,234円、そのほか陸上競技大会6万7,403円、駅伝大会31万7,000円の合計449万6,785円の補助を行なっているところです。ちなみに、平成28年度の現在までの実績といたしましては、バレーボール、剣道等の県大会に58万6,350円、柔道、バドミントン等の九州大会に183万1,938円、ハンドボールの全国大会に87万4,020円の合計371万4,744円の補助を行なっております。

次に、小学校部活動の社会体育移行における市の基本方針についてですが、小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、平成27年3月の熊本県教育委員会の基本方針を受けて、平成30年度末には小学校の運動部活動は廃止となり、引き続き活動を継続したい希望者は、社会体育に移行するという方針を学校に通知をしております。玉名市における社会体育の受け皿としては、各種クラブチームを含む各競技団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどを想定しております。また、保護者が現在の部活動組織をそのまま社会体育に移行することを希望する場合は、スポーツ少年団の結成、登録について啓発を行なっているところでございます。

次に、社会体育移行における検討委員会、コーディネーターの設置についてでございます。本市では、21の小学校があり、それぞれの実態が大きく異なるため、市全体で画一的な社会体育移行には無理があるため、それぞれの学校の実態に応じた社会体育移行が求められております。本市といたしましては、基本的にはこのような中、まずは各学校で方向性を検討していただくよう各小学校、PTAの方々をお願いをしており、決定していただく方向で進めさせていただいております。しかしながら、すべて学校で判断するには情報が不足しており、各学校に対し情報提供やアドバイスを行なっていく必要があることから、現在、社会体育移行を見据えたコーディネーターを配置し、それに対応していく準備を進めているところです。また、玉名市PTA連絡協議会とも連携し、中学校単位での検討委員会設置を進め、市全体の検討委員会も立ち上げる予定です。具体的な内容を中学校単位での検討委員会で、市全体に係る内容については市の検討委員会で協議するという役割を明確にして進めていきます。

次に、社会体育移行における保護者、児童に対する説明会の実施について。先ほども触れましたとおり、平成27年3月に示されました熊本県教育委員会の基本方針を受けて、玉名市の基本方針を校長会において学校にお伝えしたところです。さらに今年度6月には、各学校の校長とPTA代表の方々に再度基本方針をお伝えし、各学校での保護者の方々への説明会等による周知をお願いしたところです。10月に各学校に対してヒアリングを行なった際には、すべての学校でPTA総会や部活動総会等での保護者の方々への説明を行なった旨確認はいたしておりますが、まだ御存じでない保護者の方もおられるようです。今後はさらなる周知徹底を図るため、保護者、児童に対するアンケートの実施、広報たまな、ホームページでの積極的な周知を行なってまいりたいと考えております。

次に、社会体育移行までのスケジュールについてお答えいたします。

繰り返しになりますが、熊本県教育委員会の基本方針は、平成30年度末には小学校運動部活動は社会体育へ移行するとあります。この間を移行期間として、各学校で方向性を検討し、決定してまいります。当然スケジュールも各学校によって異なりますが、平

成30年度末には社会体育移行を終えるよう取り組んでいるところです。玉名市としては、各学校との進捗状況を把握し、必要な情報提供やアドバイスを行ないながら学校、教育委員会との連携を図り取り組んでまいります。本年度は各学校ごとに方向性を明確にいただき、平成29年度にはコーディネーターを配置し、さらなる取り組み、推進を図ってまいりたいと考えております。既に幾つかの小学校では、来年度スポーツ少年団に登録して、社会体育移行を予定している学校もあり、それぞれの実情を考慮しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の7点目の御質問にお答えします。

社会体育移行に伴う放課後児童クラブの整備についてでございますが、現在、21小学校区で13の放課後児童クラブに委託し、537人の児童が利用をしているところでございます。議員御指摘のとおり、平成31年度には部活動が廃止され社会体育に移行されることから、児童やその保護者は塾やスポーツクラブ等の習い事や家での留守番又は放課後児童クラブの利用など、放課後の過ごし方を選択することになります。そこで市でも放課後児童クラブの利用増加がどの程度見込まれるかを把握するために、平成29年度に小学生の保護者を対象に意向調査を実施することとしております。また、意向調査の結果、定員を超える利用児童の大幅な増加が見込まれる校区につきましては、平成30年度中に新規クラブの増設準備や受け入れ定員の拡大に必要な環境整備等を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず初めの部活動の現状についてですけど、小学校で56.6%、中学校で69%部活をして子どもたちがいるわけですけど、半分以上運動しているわけですが、その中で小学校部活動が社会体育へ移行していくわけですけど、この小学校の56.6%の子どもの放課後3時ぐらいから6時ぐらいまでの間をどう考えていくかというのが問題になっていくと思います。ちょっとその前に、この2番目の部活動に関する補助金についてですが、定額的に小学校には年5万円で、中学校には年35万円補助金やられて、中体連やそれに見合う小学校の大会には県大会、九州大会、全国大会等に補助金を今までやられてるとのことですが、一昨年議会で中体連以外の全国大会などにおける補助金を求める請願が全会一致で可決されたと思いますけど、その後のそれに対しての市の考えをお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今の御指摘がありましたとおり、平成28年3月定例会における中体連主催以外の大会等への出場に伴う交通費等に対する助成を求める請願がなされ、議会のほうでは全会一致で採択されたところです。また、請願にもありましたとおり、遠方で開催される場合など、多額の保護者負担が生じていることも承知いたしておりますし、市としましては小中学校の児童・生徒のさらなる活躍を期待するところでもあります。市としましては、現在学校教育の一環である中体連主催の大会、こちらについては、一定の基準はありますが、交通費、宿泊費等の全額を補助しております。しかしながら、小中学校の部活動ではなく、社会体育としてのクラブチーム等へ加入し、活動している多くの児童・生徒がいることも事実であります。市としましては、今後も全市民を対象とした玉名市全国大会等出場激励金交付要綱に基づき、金額的にはわずかではございますが、こちらを交付しておりますので、激励金制度で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今の答弁だと、中体連の大会には今までどおり補助金出されて、それ以外は社会体育と同じでその激励金という形で、今1万円だったですかね、をやる形をとられるということなんで、新たにその中体連以外の全国大会などに補助金を出される考えはないとの答弁だと思いますけど、この結局、請願が議会で議決されたわけですけど、この請願が議決されたということに対して、教育委員会としてはどういう受けとめ方をされますか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 請願にありました、言うならば中学校の中体連に関しては交通費、宿泊費を補助しておりますので問題ないかと思いますが、小学校の部活動に対してそのよりどころといいますか、学校教育に基づくという点からすると1つ基準のところからは外れるのかなというふうに考えております。ただ、激励金の取り扱いについては、現在国内が1万円、全国大会が1万円、国際大会が2万円という基準でされております。これらについても担当課のほうで検討はしておりますが、現時点ではこのまま取り扱いをさせていただきたいというふうに、現時点では考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり、その中体連とかそれに属する大会以外は今は出さないというお考えだと思いますけど、やはり全国大会とかなかなか簡単に行けるようなものじゃないと思うし、結局、玉名という名前を背負って行くわけですから、そういう補助みたいなのがあってもいいのかなと思います。結局、議会で請願が全会一致で議決され

ているわけですし、この前の質問で福嶋議員が言われた玉水小学校の請願も全会一致で採択されてるわけですので、その市民の意見が上がってきて、議会で議論して議決したというのを、行政運営される中でもうちょっと重く考えて取り組んでいただきたいなと思います。

次に、3点目の小学校部活動の社会体育移行における市の基本方針ですが、答弁を聞くと、前と変わってないんですけど、平成31年4月から実施ということなので、結局、この平成31年の4月から小学校の部活動はなくなるということになります。このなくなるということをも、保護者や児童たちにしっかり説明しておく必要があると思います。結局、今回「移行」という言葉を用いられているので、中には社会体育というものにかわるんだろかなというように受けとめ方をされてる方も多くいると思います。平成31年4月からは部活はなくなります。そこまでは今の答弁でわかりましたが、それでは再質問ですけど、現時点で結局、部活がなくなるわけですが、その部活があった3時から6時ぐらいまでの間の放課後の時間帯にその部活にかわるようなものを行政のほうで何か行なう予定、計画は現時点でおありなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今ありましたとおり、学校での部活動が、運動部活動がなくなると、放課後の対応についてはどうするのかと、この放課後の時間帯への対応というのが最大のやっぱり課題であろうと、なによりも指導者の確保というのが問題にあります。現時点ではその指導者なり見守りをしていただく指導者や地域の方々をやはり見つけると、確保するということが大事かと思えます。教育委員会でそこを今の段階で見つけるといのは、ちょっと今難しいところかなというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、現時点でその結局、部活動にかわるのを行政主体としてやっていくのは難しいというか、まだ考えてないという答弁だと思いますけど、されないということであれば、まずはその情報統一が、まず必要だと思います。保護者に対して、平成31年4月から部活はなくなります。今のところその時間帯に結局、部活にかわる何かを市としてする計画は今のところですけど、ないですという、まず意思表示というか、そういうのをちゃんと説明しておく必要があるんじゃないかと思えます。先ほど申したように、結局、移行という形なので、もし運動をする場合は地域クラブなどで行なってもらうことになると思いますけど、現在、校長先生やPTAの役員の形に対して、移行について説明されているとのことですが、それだけではなかなか伝わっていないのが現状だと思います。保護者への直接の説明が十分にあるとはまだ言えないのが現状だと思います。今回、アンケート調査を実施されて全員に知らせるということなので、きちんと全員にその情報が行くようにしていただきたいと思えます。やはり何回も

言ってますけど、移行という言葉が使われたんで、認識、受けとめ方にもやはり誤差があるように感じられます。時間的ずれも大きくあります。結局のところ現状の体制では、今部活動があつて放課後3時から6時ぐらいまでの間は空洞化することになります。それを整理していくと、この社会体育移行についての問題点は、部活があつていた時間帯の子どもたちの放課後のあり方をどうするかということと、子どもたちの運動の機会をどう確保していくかの2つだと思いますけど、この意思統一が全員できれば地域でどうにかしようかというような動きも出てくるかもしれないし、実際答弁にもありましたけど、実際既に動いている地域もあられます。各家庭でどうするかというように考える人もいるかもしれないし、市のほうにどうしたらいいかというような相談も出てくると思います。今はやっぱりなんか曖昧な感じで、結局説明が全部に行き渡ってなくて、そこに総合型スポーツクラブの設立などが合わさってきたんで、保護者の方にはなんかよくわからんけど、社会体育か地域総合スポーツクラブというのに移行していくんだらうなというようなやはり考えを持ってくる方が多いと思います。やはり部活動がなくなって、しっかりその空洞化する時間帯を考えていかないといけないというスタートを早く切らないといけないのかなと思います。運動の機会を確保することが必要になると思いますが、現在、市で部活のかわりにすることはないという考えなんですけど、地域クラブなどは6時以降ぐらいから保護者などに送迎してやってもらうという形になると思いますが、部活は年何万円か市から補助金がいったりして、比較的小金がかからなかったんですけど、その地域クラブになると多少なりとも費用がかかってくるし、もしかしたら家庭の経済状況などによって運動できない子どもたちが出てくる可能性もありますけど、そのことについてはどういうお考えなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほどの質問でも、市としてその放課後の時間帯をどうするのかということでしたが、現在考えておりますのは、その受け皿となる地域スポーツクラブとかですね、スポーツ少年団、こういったところで受け皿になればいいという思いは持っております。ただ、それにはその時間帯で見ていただく指導者、地域の方々、保護者、そういった方が必要ということです。地域スポーツクラブ、各種競技団体のクラブチーム、こちらのほうで指導者の確保ができているところは放課後の時間帯でも今実施されてるところもございますので、そういったところについては、幾らかの部費といいますか、会費が必要ということになります。小学校の部活動においても同じように部費をとってやっておりますので、その辺の負担についてはちょっと詳しくは調べておりませんが、2、3、000円の負担であるというふうに聞いております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその家庭の事情などにおいてその運動する機会が減らな

いように取り組んでいただきたいと思います。

もう1点質問ですけど、アンケート調査を実施されるということだったんですけど、  
どういうアンケートを実施されるんですかね。まだ内容は決まってないですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、アンケートの実施をするということは、今後進めてい  
きますけど、内容についても大方決まっておりますけど、済みません、ここにちょっと  
資料を持ってきておりませんので、はい、申し上げられません。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） しっかりと調査できるようなアンケートを行なって、それを集  
計されて、生かしていただきたいと思います。

今までこの社会体育移行について質問してるんですけど、玉名市の基本方針としては  
県の方針があって、県教育委員会のほうで基本方針出されたから社会体育に移行します  
ということだと思いますけど、この県の教育委員会の基本方針では、この社会体育移行  
については、活動の環境が整った地域、学校、種目から社会体育へ移行するとなってま  
す。この活動の環境が整うという点なんですけど、この玉名市としては、この社会体育  
移行という平成31年4月にゴールがあるわけですけど、そのスタートというその理想  
型みたいなもの、どういうのが備わって準備ができれば社会体育の移行が完成するとい  
うか、終わるといふそういう目標みたいなのはお持ちなのでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） この社会体育への移行というのが平成30年度までにという、  
平成31年度4月ということですので、それまでに各学校、保護者と協議をしながらそ  
の受け皿となる何らかの組織が立ち上がることが理想型なのかと思います。そしてそ  
の組織が放課後の時間帯、いうなら今まで小学校の部活動があっていた時間帯をそのカ  
バーできるという組織になればそれが一番の理想型だというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひともそうなるように今後、あとちょっとですけど、2年ぐ  
らいですけど、取り組んでいただきたいと思います。

その検討委員会を設置されて、そこにコーディネーターも配置して、今後保護者や地  
域との意見交換、既存の地域クラブなどと話し合いを設けられていって、その方向に  
進められると思いますけど、現時点で次の4月の4年生、大体4年生から部活している  
ところが多いと思うんですけど、4年生で新たに部活を始める子は、結局6年生のとき  
に部活動がなくなるわけですけど、その子どもたちに対する対応はどうなっているのか  
お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） まさにそのところが今後どういうふうな周知をしていくかということになるかと思えます。これは大体4年生からの部活動でありますので、もう31年にどういうふうになるというふうな各学校保護者のほうに周知をしておりますので、その中で選択肢が幾つかあると思えますので、その辺も含めて考えていただきたいし、教育委員会としてもその辺の情報提供、コーディネートをしていきたいというふうを考えております。

先ほどアンケートの件がありましたけど、ちょっと資料をいただきましたので、内容について、まず1つ目が、「あなたは運動スポーツが好きですか。」「体育の授業以外に運動やスポーツをしていますか。」「はい」と答えた人に聞きますと。どこで活動をしていますか。「今後やってみたい運動はありますか。」といった基本的なアンケートを採っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） アンケート調査もとられてちゃんと集計して、どういう種目とかわかると思うんで、ちゃんと対応していただきたいと思えます。

その4年生で今度部活する子どもたちの対応がやっぱり問題となってくると思うんですけど、もう入れないというやり方もあるし、入れるけど6年生でなくなるというやり方いろいろあると思えますけど、その実際、部活動をやる保護者にもそうですけど、子どもたちに対してもちゃんと説明されるようお願いしときたいと思えます。「部活あるのに、なんで部活入れないんだ。」と純粹に多分子どもたち思ったりするかもしれないんで、そこはしっかり説明して、さらにその子どもたちがちゃんと運動できる機会を、受け皿を市としてつくっていただきたいと思えます。

7番目の社会体育移行に伴う放課後児童クラブの整備についてですけど、やはり部活動がなくなるということは、この放課後のあり方をどうしていくかというのが一番問題になってくると思えます。結局、一番理想なのは、さっき伊子部長が言われたように、部活があった時間帯が地域にかわってそのまま残るのが一番いい形ですけど、なかなかそれが指導者の面もあって難しくなると思えます。そこで、結局放課後3時から6時ぐらいまでの子どもたちの受け皿として考えられるのが、1つとして放課後児童クラブということになります。社会体育移行により、学童クラブを利用する子どもたちがふえることも予想されます。放課後児童クラブの整備をどのように進めていくのか、しっかり検討していく必要があります。アンケート調査を実施されるとのことですので、しっかり状況を把握して、対応をしていただきたいと思えます。

一応答弁では、きちんと対応をとっていくと言われたんですけど、もう1回確認ですけど、その結局、学童は、結局、今、いっぱいいっぱいのところもやられてるところも



あると思うんですけど、アンケート調査をして結局、こんぐらいふえるだろうなという  
ような予想される場所は、きっちり対応は増員なりなんなり、新しい学童を設置する  
とかいう対応はきっちりとられるということでもいいんですよ。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の再質問にお答えします。

とにかく、その29年度に意向調査をかけまして、その状況を見ながら判断をするわけ  
でございますけれども、なかなか今施設の中でもういっぱいというふうなところがあり  
まして、委託しているその児童クラブの皆さん方に、もうそのクラブで探していただ  
くというふうな、今、状況が続いております。しかしながら、そういう時間もございま  
すので、29年度に調査をしっかりと、かなり多くなるというふうな判断が出まし  
たならば、きっちり対応をしたいというふうにご考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり共働きがふえて、保育園もそうですけど、やっぱり学童  
保育の利用も今後多くなるというのが予想されるんで、アンケート調査もされるとい  
うことなんでしっかり対応をとっていただきたいと思います。

これまでは当たり前のように小学校で部活動が行なわれてまいりました。しかし、少  
子化によるチーム編成の困難さや指導者不足、また、先生方の負担感など、多くの課題  
を抱えているのが現状であり、小学校部活動の社会体育移行の方向性が出されました。  
部活動がなくなるということは、今まで部活をしていた子どもたちの放課後のあり方が  
大きく変わることになります。一番いいのは、やはり部活動が社会体育へ移行した場  
合、これまでの部活動指導者が、教職員から社会人、地域の方にかわるだけで、つま  
り、今まで先生たちが行なってきた部分を、そのまま指導者が社会人にかわって行な  
っていくのが理想ですが、現実的に、時間帯を考えると無理な面も出てくると思いま  
す。実際ほかの地域においても、その時間帯の指導者不足はどの地域もが抱えている問題だ  
と思います。そんな時間帯に来られる社会人が多くいるというのは、やはり考えにくい  
からです。そこで放課後の受け皿として考えられる1つが学童保育であります。今、部  
長答弁あったように、しっかりアンケート調査実施して対応していくとのことなんで、  
対応していただきたいと思います。社会体育の移行の運動の受け皿としては、地域クラ  
ブやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの取り組みがあると思います。こ  
れは、主に午後7時以降、6時以降ぐらいの話になるんじゃないかなと思いますけど、  
子どもたちの運動する機会が以前よりも確保されて、家庭の経済状況などに余り左右さ  
れないような体制をとっていただきたいと思います。

今回は社会体育移行について質問しましたが、また、自治基本条例を1つ例に挙げる  
んですが、第4条の第4項で、「自治体としての自立性を確保し、国及び県と対等な立

場で連携していくこと。」とされています。しかし、やはり今の行政運営においては、県が言ったから、国が言ったからしらすという流れが強すぎるのではないかという感じがします。前の質問で福嶋議員が統廃合についての質問が出ましたが、国の方針で進められているので、玉名市でも進めていきますではなく、まず玉名市の場合は、今、玉陵中校区が統合され、学校建設も進んでいるわけですから、まずはそこに全力投球して進め、学校が開校し、実際スタートしてその中でうまくいった点、うまくいかなかった点など、課題が見えてくるはずです。しっかりそこを検証した上で、そのいわゆる玉名市のモデル地区になるわけですから、そこを検証して通ってる子どもたちが友だちがいっぱいできてよかったとか、運動をみんなと一緒にできるからよかったとか、子どもたちの学力が上がったとか、そういういいところも出てくるかもしれないし、逆にその地域のつながりがちょっと弱くなってきたとかいうような何か課題も見えてくると思います。そういうのをしっかり検証した上で、次、天水地区に行くなら天水地区。こういう課題を解消するために、こういうことをしらすというように感じて進めていかない限りは、結局、統合というすること、最初言ったP D C Aのする段階のところばかりに力をやっぱり入れていくんで、結局、玉陵中をする、次、天水中に行くというようなやっぱり形がとられるんじゃないかと思うんで、しっかりするならするでいいんで、検証して、課題、いい点見つけた上で次にいくような体制をしていただきたいと思います。

社会体育移行においても、県が方向性を出したからそのまましらすではなく、結局、玉名市として現状、市民の意見、地域の意見、いろいろ聞きながら、玉名市としてはこうしらすという方向性を持って、それに向かって一自治体として進んでいきたいと、進んでいってもらいたいと思います。教育行政だけではなく、今後さまざまな事業に取り組まれると思いますけど、しっかり取り組んでいってほしいと思います。

今回の社会体育移行が児童の成長にプラスになるとともに、地域の教育力の向上や活性化につなげていけるよう行政としてしっかりサポートできる体制をつくっていただきたいと強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時47分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 先ほど北本議員の答弁の中で、私、第1総合計画の目標人口を7万500人と申しましたけども、7万5,000人の誤りでございます。

大変失礼しました。

○議長（永野忠弘君） それでは続けます。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 保守改革クラブの田畑でございます。間違えましたね、保守前進クラブだったですね、ちょっと空気を和らげて出発しますので。

税の徴収でございますんで、非常に寂しい話で、まずは空気を和らげて、それから出発したいと思います。ちょうど食事の時間終わったあとで2時間たちましたか、眠気が差すところでございますんで、眠気を覚ますようなきれいな話はございませんので、耳だけは傾けていただいて、目は閉じたままで結構でございます。

最近、非常に景気の回復を感じないわけですね、安倍首相三本の矢もなんかこう中折れしたような形で景気の回復を感じません。黒田日銀総裁もマイナス金利まで取り入れたんですけど、政策を入れたんですけど、その後もう1つぴんとこないわけでございます。

アメリカにおいてはトランプ旋風が吹き荒れて、トランプ次期大統領が確定しました。早速トランプがクリントンにババを引かせまして、ね、ババを引かせました、クリントンに。そうしたらそれを見て、今度は安倍首相がトランプさんに会談を申し込んだ。まだ大統領決定していないのに前代未聞ということで、世界の何カ国かからはなんか批判があっているようでございますけども、さすがこれもオバマ政権もクレームつけて、非公式であればいいというふうな条件をつけて、あれトランプタワーで会談をしたわけです。そこまではよかったんですけども、安倍首相が帰ってくるなり、自分が最初に会談したんだということで、大見えのつもりだと思いうんですけども、どうですか、あの言葉。「トランプさんは信用できる」と大見え切りました。そのとたん明る日はトランプ氏がTPPですね、環太平洋戦略的経済連携協定ですか、トランス パシフィック パートナーシップ (Trans Pacific Partnership) と言うんですけども、これを自分が大統領になったとたんに離脱すると、大見えを切って言いましたね。これはいかんということで、安倍さんは早速、APEC（アジア太平洋経済協力会議）の席で立ち話ですけど、オバマ氏に話しかけてハワイの真珠湾に慰霊に訪問しますと言ったわけですよ。しかしオバマさんはこちらから強制するようなことではございませんとはっきり念をおしたんですね。そういったエピソードも入れて、余り税の話ですから、暗い話ですから、そういうことで始めたいと思います。

私も最近非常に昨今の自分の税の重さに非常に苦慮しているわけです。たいがい私

は、催促状が来てから100円つけて、払うのは慌てて払っております。そういうことは私事で関係ないんですけども、なんというかな、この貧乏暇なしといいますか、そういうのが毎日女房に文句言われて、家庭に身の置き所がないのが私の現状でございます。

さて、本題でございますけども税の徴収、ここに4区分ほど分けて提示を要求しておりますけども、私の要求の仕方、仕分けのほうでも大変算出しにくい面もあったかと思えます。といいますのは、何カ月、何カ月と言ってますんで、支払いの納期の期限の関係もありまして、ちょっとわかりにくいかと思うんですけども、まず1から4までの数値をお示し願いたいと思えます。

5点目、強制執行による徴収額又はその未納額に対する割合ですか、としておりますが、強制執行差し押さえをしまして、どれほどの滞納、差し押さえするときにどれほどの滞納期間の方に対して差し押え実行するのか、またその徴収額は執行時未納額に対して、その回収割合はどの程度なのか。もちろん全額を回収するつもりで差し押さえされると思うんですけど、当然そうですね。実情はどうなのかということ。差し押さえを実行する、滞納期間の基準はどういうふうに決めておられるのか、その辺をまずお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） 田畑議員の御質問にお答えいたします。

まず、3カ月未満、6カ月未満、1カ年未満、1カ年以上の各未納件数及び金額についてお答えいたします。

なお、税目ごとに納期が異なりますことから、年4回の納期でかつ一般会計の主要税目であります市民税普通徴収分及び固定資産税について御説明させていただきます。また、本年度第2期分を3カ月未満、同じく第1期分を6カ月未満の未納分として、平成27年度第3期分を1カ年未満の未納分として、平成26年度以前の滞納繰越調定額を1カ年以上の未納分としてそれぞれ置きかえてお答えさせていただきます。

まず、市民税普通徴収分についてでございますが、3カ月未満の未納分として置きかえます。本年度第2期分、本年8月末納期限でございます。未納額が568件1,430万円で、6カ月未満の未納分として置きかえます同じく第1期分、本年6月末納期限の未納額が503件の1,100万円となっており、1カ年未満の未納分として置きかえます平成27年度第3期分、昨年10月末の納期限でございます、の未納額が328件の760万円、1カ年以上の未納分として置きかえます平成26年度以前の滞納繰越分の調定額が7,850万円となっております。

次に、固定資産税についてでございますが、3カ月未満の未納分として置きかえます

本年度第2期分、本年9月末納期限の未納額が1,265件の1,720万円で、6カ月未満の未納分として置きかえます同じく第1期分、本年5月末納期限の未納額が917件の1,190万円となっており、1カ年未満の未納分として置きかえます平成27年度第3期分、昨年12月末納期限の未納額が736件の750万円、1カ年以上の未納分として置きかえます平成26年度以前の滞納繰越分の調停額が1億3,350万円となっております。

次に、強制執行による徴収額及びその未納額に対する割合でございますが、強制執行、つまり税の滞納処分として差し押さえを行ないました平成27年度の決算に基づく実績額といたしまして8,700万円で、滞納額に占める割合としましては7.6%でございます。また、差し押さえの基準でございますけれども、やはりまず督促状、これは納期限までに納付がない場合は納期限後20日以内に督促状を発送しまして、4月、11月の年2回催告書を発送いたします。納付をお知らせするわけでございます。納付が困難な場合、納税相談により滞納者の生活や経済状況を把握して個別の納付期限を立てていただいているところでございます。一方で納付の履行がない場合や納税相談等がない場合においては、適切に滞納処分を執行しているところでございます。差し押さえについては、事前に財産調査として預貯金等の調査などを行なっておりますが、生活状況については納税相談により生活実態を把握できることでございますので、このまずは納税相談というのをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） ただいまお伺いしたところ、件数にしても金額にしても相当な金額がありますし、これをいちいち調査されて税務課のほうにおかれましても大変御苦労だと思うんですね。というのは、相手方のいろんな状況も絡みますので、その状況に合わせた対応の仕方というのも大変必要かと思っております。差し押さえの実行滞納期間は、まず催告書を出して、4月、11月に催告書を出して、それに何の返答もない場合は、もう一度これなんかの連絡するわけでしょ。催告出したままで即差し押さえするんですか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） まず先ほどの督促状、そのあとの催告書を出します。その催告書で何も返事等、またなければ期間をおきまして適切な滞納処理というふうな業務の流れということになっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 催告したあとの相当の期間というのは、大体どれくらいなん

ですかね。本人に連絡をとって、いつまでには払わないとこうしますよということとははっきり明示するわけですか。あるいは明示はない、催告書出しただけですか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、催告書、最後の催告書、最後といいますか、催告書を出す文章でございますけども、「このまま滞納が続きますと、延滞金が加算され負担が重くなります」ということで、「納付なき場合は、法律に基づきあなたの財産を調査し、差し押さえます」というふうな文面を添えた催告書をもって滞納者の方への通知ということで出しておるところでございます。それ以後については、やはり滞納者の方々からの相談等の連絡を受けまして、納付計画を一緒に立てて完納までお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 私が今ちょっと質問の趣旨とちょっと違うと思うんですけども、催告書を出して、もちろんそれに期限は切っていない、何月何日までとか。切っているんですか、切っていないんですか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 期限は直接は切っておりません。ただ、その催告の内容を今申し上げたとおりでございます。まずもっては、やはり連絡をしてほしいという思いでの催告でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） その点は期限を切って、もう一度本人さんなり、こういう何月何日までには必ず来てくださいという確認はしたほうがいいと思いますね。それが行政の親切じゃないかと思うんですよね。これ高利貸しの金融屋じゃないんですからですね、その辺はやっぱりきちんとした丁寧にしたほうがいいと思います。これだけの未納処理をしているのに、大変税務課の方も御苦労しておられるのはよく理解できますし、さらに少し、もう少しの親切さというのをに入れていただいて、丁寧にもうちょっとやっていただきたいと思います。

このことについては、もう以上でございます。

国民はこれは自分に課せられた税金を払うのは義務ですからね、当然これは払わなければいけません。しかし、いろんな事情が重なって、払いたくても払えないという方が割と多いんですよね、そういう方のこともよく考えていただいて、もうちょっと親切さを加えていただいたほうがいいと思いますね。

それから、これはちょっと例を言いますが、昨年、年金生活者の方が年金の振り込みの日に全額差し押さえを受けて、非常に困っておられた。「あしたからどう生活す

ればいいんですか。」と、「私に死ねというのかね。」と、そういうことを相談を受けてまして、私も税務課は税務課でいろいろな状況がありますんで、その辺はちょっとこうだあだと結論は言えませんという返事はしたんですけど、そのときの状況を私が今ここで言葉にうまく表現できませんけども、非常に寂しい、わびしい思いも、相談受けたほうもそういう思いをしたわけですね。それからこれ今年先月ですか、給料を振り込みの日に差し押さえを受けて、この人はまた「きょうからどうしろというんですか。」と、私に駆け込んでこられてですね、私も最初どんな状況かちょっと理解に苦しんで、よく話を聞いておきますと、その方もなんかのほかのことで連帯保証倒れで、それを払わないかんとすることで、どうしても税金のほうがおろそかになったということではないね。だから話を聞いているうちに、だんだん、だんだん行政に対する批判というかな、行政は血も涙もないのかという話になってきましてですね、個々の、個人の名前も出して言われましたけど、それはここではもう言いませんけどですね、その先のことは話しません。ただ、そのときそういった相談受けたほうもどうしようもないというのかな、ただ、現状はあなたが払わないのがそれはいけない。しかし、事情はもう少し酌んでやってもいいんじゃないかと思うわけですよ、行政のほう。高利貸しの取り立てじゃないですから、その辺のことはもう少し酌んでやったほうがいいんじゃないかと思います。私が言いたいのは、その年金や給与、これ全部差し押さえて全部押収するのとか、その辺のちょっと疑問点もありましたので、個人には個人の生活権がありますよね、ただ、年金者のときは市に言ったら「どっからか借りたい。」と、「親戚でもどこでもあるじゃないですか。」と言われたと。そう簡単なもんじゃないですよ。少し生活できる程度残してあげてたらどうかと思うんで、その点どうですかね。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 議員の御質問にお答えいたします。

給与でございますけども、給与については一部の額について差し押さえが法律上禁止されているところでございますが、仮に差し押さえた預貯金が、振り込まれた給与であったとしても、口座へ振り込まれた時点で、その給与は金融機関に対する預貯金債、債券、つまり一般財産に転化することから差押禁止財産としての属性は継承されないと解されているところでもございます。繰り返しになりますが、この場合におきましても、預貯金の差し押さえは一般財産としての預貯金債権の差し押さえでありまして、給与等の差し押さえを行なうものではなく、過去の判例においても許されているところでもございます。

いずれにしましても、滞納者の個別の実情を把握する上においても、滞納者との接触機会を得るため、今後も夜間及び休日納税相談等を継続して、適切な、また、公正な徴税業務に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 小山部長が言われた一定どおりのことは、もう理解できません、私もね。しかし、皆さんが御存じのとおり、皆さんの給料も、地方職員の皆さんもみんな今振り込みでしょ。給料日にね。昔は給料は別に封筒でもらったから、それで差し押さえもよかったですよね、だからみんな今の社会も地方自治体、皆振り込みになってます。だから振り込み日の前に残った分をこれは預貯金として判断していいですよ。その前の日までに残ってる分は全額差し押さえでよかですたいね。だけど今の社会のように振り込みになってるときに、給料が振り込んできたものを押さえたら、これは給料ですよ。預貯金じゃない。預貯金とは余ったものをしてるのが預貯金。だからせめて差し押さえするんだったら、調べてその給料日でその振り込み日の前の日に残ってる分を差し押さえしてね、給料差し押さえしてもいいけど、せめてそれぐらいのことはやっぱり残してあげるのがこれは行政のやるべきことじゃないですかね。私はそう思って言ってるわけです。憲法の何条ですか、25条ですか、国民はみんな保証されてますね、最低の保障はですね。だから社会通念上そういった保障、保護はされておりますんでですね、最低生活保護を受ける同額程度の金額は残してあげたらどうかねという思いで今、ここに立ってるわけです。だから立場は立場で、通念上銀行にあるものは預貯金だと判断されるけども、今の社会通念が皆ほら振り込みになっとなるでしょうが、その辺はよく考えてあげないとね、今後、そういったことを十分行政の皆さんも考えていただいて、心の温まるね、行政を執行してほしいんですよ。だから皆さんがやっておられることは、もう首つりでもしなさいとね、首つりできんなら下から足引っ張ってあげますよというようなことをしてるんですよ。悪徳金融屋じゃないから、それ以上そういうことはしないほうがいい。これは今後の課題として、お願いをしておきます。

以上です、これについては。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 続きまして、サッカー場建設の構想について、サッカー場の規模についてお尋ねします。11月24日でしたかね、公共施設等建設特別委員会が開始されまして、サッカー場建設予定の説明があったと数日後に私は聞いたわけですが、まず、私が傍聴しておりませんでしたので、多くの全容について知ることができませんでした。ということで、きょうこの登壇となったわけですが、前回の特別委員会の席で、そしてまた、私は一般質問で当初提案された建設位置、建設の内容等、その形状について異論を述べさせていただきました。到底賛同できる建設形状じゃなかったと記憶しております。その素案では、到底もちろん賛成できないとの意思を私は表明いたしました。私だけの反対だけではなかったと思いますけども、先のような経緯と事情



で、担当課は多くのこの時間と労を使って新しいサッカー場の建設場を探されたと思っております。サッカー場建設の意思、計画が執行部で表明されてから相当の時間が経過いたしました。サッカー場関係者の方、あるいはサッカーファンの方、あるいは個人の方から何回となく、その後どのような経緯かとなっているのか電話で問い合わせされたことがあります。私もその後どのような進捗状況か非常にこの気がかりではあったわけですが、その特別委員会で、その概要が説明されましたので一安心はしたところで、担当課に行って、その内容を具体的に聞けばいいんですけども、誘導や圧力と受け取られてもいけませんので、この公的な場でお尋ねするわけでございます。今回示された構想の規模について、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田畑議員のサッカー場建設の構想についてお答えをいたします。

まず、建設予定地については、玉名市サッカー場建設検討委員会の建議書をもとに、施設の規模、市民から見た交通アクセス、公共施設適正化に伴う施設の集約化及び複合化による既存のスポーツ施設との連携等から桃田運動公園正面進入道路南側を考えておりました。しかしながら、公共施設等建設特別委員会などからの御指摘により、メイングラウンドとサブグラウンドとの高低差や湿地帯での排水、県道1号線高瀬大橋左岸交差点の交通渋滞の課題などにより、建設予定地の見直しを図っているところでございます。建設予定地を見直すに当たり、公共施設等建設特別委員会からの課題をできる限り解消するとともに、桃田運動公園内体育施設と合わせた一体的な管理運営や大会開催時の駐車場、練習会場の連携等を考慮し、桃田運動公園周辺に候補地を設定する方向で考えております。建設規模については、グラウンド2面で、2面とも人工芝及び照明設備の設置を予定しており、サッカーのみならず、グラウンドゴルフやラグビー等の種目が対応できるものと考えております。また、附帯施設として管理室、トイレ、更衣室、シャワー室等のある管理等、約250台程度の駐車場、それに調整池等の整備を考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 今、部長より説明の中で、建設予定地を桃田運動公園周辺との答弁をいただきました。建設規模についても内容の充実した立派な施設のように聞き取りができました。サッカーのみならず、グラウンドゴルフ、それからラグビー等の種目も対応でき、附帯施設も完備な内容であると理解できるところでございます。

細動を内容を問い詰めて質問する課題はありませんが、まず3点ほど質問させていただきます。

まず、交通アクセスについて。建設予定位置が桃田運動公園周辺とのことですが、建設内容につきましてもそれだけの施設を充実建設するには、周辺といっても場所が限られてくると思うんですね、私は毎日何回もあの周辺を通りますので、周辺のことは知り尽くしているつもりですが、私の想像した場所を仮定した場合、それだけの仮定した場合ですね、行政が説明された場所と大体一致するのではないかという思いがします。そのほかにそれだけの施設を建設する場所はその周辺では見受けられないと思いますので、私が仮定した場所を想定して質問をいたします。

まず、最初に考えますが、どうしても道路網、車の流れ、大会時の交通の渋滞はどのように判断しておられるのかですね、私は私なりの判断をもっておりますが、その点はいかがかということ。

それから次に、雨水の排水処理。次に懸念しますが、どうしてもやっぱり梅雨時期あるいは集中大雨等の排水処理はどのように判断されているのかということですね。先ほどの全体構想の中で、中の答弁で、野外調整池の施設も完備して、雨水排水の対応をするということだったと思うんですけども、これはやっぱり十分な先見の必要かと思えますので、その点またいかがかということです。

それから3つ目、天然芝か人工芝か。これも先ほどの全体構想の答弁の中で2面とも人工芝で整備をするとの答弁があったように思います。天然芝、人工芝、それぞれ一長一短があると思いますけども、人工芝で施工した場合、どのような経済的なメリットがあるのか。また、耐用年数等どのような判断をされているか。この3点をまずもってお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回、候補地として計画しております場所については、田畑議員が思いの中で考えておられるということですが、桃田運動公園の周囲ということで、当初の計画の桃田運動公園中央登り口の南側、そちらよりもずっと伊倉側というようなことで考えております。そのことも含めて交通アクセスについては、県道1号線からの進入路が一番重要かと考えておりますので、そちらのほうは3カ所程度の整備を計画しているところでございます。また、課題でありました高瀬大橋左岸交差点の交通渋滞についても、その高瀬大橋交差点から建設予定地をより遠ざけることでサッカー場への侵入及び退出が分散され、交通渋滞の緩和になるものと考えております。

次に、雨水排水についてですが、まず全体の整備面をかき上げするとともに、先ほど申し上げました調整池、屋外の調整池を整備し計画的に排水することとしております。なお、詳細な内容については、基本設計を作成する中で調査を行ない、決定をしていきたいと考えております。

次に、天然芝か人工芝かということですが、グラウンドの舗装については、先ほど申

上げましたが、2面とも人工芝で整備することとしております。人工芝のメリットとして、利用効率や安全面において天然芝や土のグラウンドよりもすぐれており、また、コスト面においても天然芝に比べ維持管理費がかからないものと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 交通アクセスの答弁で、今部長の答弁の中で、県道1号線という言葉言われましたよね、1号線という言葉が出ましたので、大体私の想像している場所と大体一致しているように思いますので、その位置、視点、観点で言葉を加えさせていただきます。

部長の答弁のとおり、高瀬大橋左岸交差点より遠く離れていることは間違いありません。交通渋滞は、私もこれは避けられると思います。判断します。なぜなら想像したその場所にサッカー場が仮にできたとした場合、サッカー場からどっちに出口がするかわかりませんが、3カ所ということでございますので、右に出ても左に出ても道路の分岐点が多数ありまして、車の流れはスムーズにできると私は判断するんです。この場所ほど、道路の分岐点が多数あるところはほかには見当たりませんね、あの周辺では。また、桃田運動公園では今までにも市の主管スポーツ大会とか大きなもろもろの大会がありました。交通渋滞の件はそうクリアされているように私は思っております。また、雨水排水につきまして、部長答弁のとおり、野外調整池で、オープン調整池でね、野外調整池で、オープン型の調整池の設置で十分対応できると私も判断しますし、私も伊倉住まいでございますので、その1号線通りは小さいときから高校卒業まで、自転車でいつも往復しておりました。その間、何十年間の間に、一度たりとも1号線が冠水した記憶はありません。オープン調整池の整備で十分対応できると、私は思います。5,000平方メートル以上の開発だと思いますので、当然、調整池の義務づけがされているのは、当然御存じのはずだと思います。1つこの一般質問の中でちょっと触れておきたいのは、私が今、想像していた場所の左側の傾斜面のところに非常に大規模な太陽光パネルの設置の構想が出ております。これもう6,000平方メートル、6反ぐらいになると思うんですけどね、それでその業者さんともちょっとそういうことが、排水関係がありましたんで、ちょっとお会いして話したことがあるんですけども、当然、太陽光パネルの設置は、あれは調整池の義務はないのかな。確かないようなことだと思うんですけどね、それでは困るということで、排水雨水はきちっと、排水処理はしてくれということでお願いはしてあります。だからそう事業者の担当者も関係者の方もそれはきちっとしますということでありましたけども、農業委員会のほうにそれが申請されておりますので、それはもう管轄が産業経済部長でもないらしいんでちょっと答弁をもらえないんですけど、しっかりとその辺の指導をしていただきたいと思います。それはこちらから強

く要望をしておきます。

それから天然芝か人工芝か、建設施工時はやっぱり専門家の意見を十分取り上げて、聞いていただいて、経費のやっぱり削減、維持管理費はやっぱり後世に負担がかからないような最善の努力をしてほしいと、そういった思いであります。

それから5点目の完成時期の設定についてお尋ねします。サッカー場の建設といいましても、総事業費が12、3億円だったですかね、前回の、当初の予定では。当然、合併特例債は使われると思いますので、早く予算化をしないと建設期間を逆算しましても厳しい建設期間になるように思われますが、最終完成年度はどのように考えておられるのか。

それから、サッカー場の規模の質問のところ、全体開発の面積がちょっと出てなかったと思うんですけども、その辺ちょっとわかればついでに御答弁お願いします。全体の面積ですね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） まず、完成時期の設定でございますが、こちらのほうは平成32年度末を考えております。

面積については、ちょっと調べてからお答えをいたします。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） あまり細かいことをあだこうだ言いますと、時間もかかりますので、再質問ではありませんけども、サッカー場建設も10何億円もかける大事業ですのでですね、担当課、行政当局におかれましても私が望むこと、また、強く要望することは、後世に悔いの残らないような最善の努力と注意を払って建設に当たっていただきたい。それを願っております。

以上で、もう細かいことは言いません。これで一般質問を終わりますので、執行部の皆さん方も頑張って、いいサッカー場をつくっていただきますように期待をしております。

終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番の自友クラブの内田です。

早速、玉名市における「ふるさと納税」の実態について一般質問を行ないたいと存じます。

昨今の日本社会は人口減少と低成長によりまして格差社会となり、大都市と私たちの住む地方格差もまた、より拡大しているとの共通の認識がお互いがございます。この東

京を初めとする大都市と地方の格差は、高度成長期以降に地方から大都市へ仕事を求め、特に若者が中心に大量の人口が流出をしまして、その結果として東京、大阪、名古屋を初めとする大都会に人と富が集中したものであります。このようなことから、地方自治体と国の財源配分を見直すとした、かつての小泉内閣での三位一体の改革における税源移譲がなされましたものの、私たち地方自治体にとりましてはそれほど期待したほどの効果はございませんでした。そこで第1次安倍内閣の総務大臣でありました現在の菅官房長官の発案、提唱により平成20年度よりふるさと納税制度が創設されたとされております。この制度は金額の2,000円を超えたものが所得税と住民税から減税をされ、平成27年度からは減税対象となる寄附額が約2倍に引き上げられておりまして、手続きも従来より簡単になっておりまして、それにより各地方自治体への寄附額は大幅な伸びを見せているようでございます。総務省の発表によりますと、平成27年度で全国の自治体が受け取った寄附額は、平成26年度の約4倍を超える1,653億円になったと公表をしております。その中で、平成27年度でふるさと納税を多く受けた自治体は宮崎県の都城市が返礼品としては牛肉と焼酎で42億3,100万円と最も多く、全国10位までに九州では4位に鹿児島県の大崎町で返礼品としてウナギの27億2,000万円、6位に佐世保市で返礼品が海産物で26億4,800万円、7位に平戸市で返礼品として海産物の26億円、9位に佐賀県の上宮町で返礼品が牛肉で21億7,000万円となっております。上位10位までに九州の地方自治体がその半数を占めているということになっております。恐らく年間予算の歳入に占めます割合は相当なもので、地方自治体による財政にとってもまた、農産物や海産物の需要増、さらに自体地のPR戦略にも大きな効果を発揮しているものと考えております。このようにふるさと納税制度で地方自治体財政が潤う半面、都市部の自治体などでは福祉や子育て支援等の行政サービスに充当するその財源が減少をしております。東京23区では昨年度129億円が他の地方自治体にふるさと納税として納税をされているようでございます。このような状況を受けて、東京23区でも返礼品の見直しやその用途についての見直しを行なうこととしております。ただ、このふるさと納税制度も昨今の報道等でもありますように、大きな課題点を抱えております。多くの自治体では寄附を募るために返礼品を送る品物、カタログ感覚で選べる民間事業者へのサイトやガイド本も普及しておりまして、事実上2,000円で豪華な返礼品がもらえる制度となっております。高所得者ほど2,000円で多くの恩恵を受けることとなり、この制度はより格差を拡大させる側面があると指摘をされております。このようなことから特に金品や貴金属、家庭電化製品などの金銭類似性の高いものや資産性の高い返礼品を送る自治体には富裕層を中心に節税目的と思われる寄附が集中しているとして、総務省は今年4月1日、返礼品競争の過熱化を問題として大臣通知でふるさと納税の趣旨に反する返礼品は取りやめ

るよう求めたところでございます。ただ一方、今回の熊本地震では返礼品の見返りを求めることなく、被災自治体に多くのふるさと納税が寄せられており、熊本県のまとめでは、4月から9月までの6カ月間で、熊本県に48億2,258万円の寄附があり、昨年同時期と比較して、金額は約1.37倍になっております。一方、市町村に対しては、7月末の集計で寄附を受けた44市町村の合計が10億6,146万円に達し、前年同時期の8.5倍の金額となっており、寄附をされた多くの方々が返礼品を不要とされ、特に被災者支援、災害支援の目的でのふるさと納税が行なわれたというふうに見てとれます。先にも述べましたように、このふるさと納税制度は大きな問題点、課題点を抱えておりますものの国に納める所得税、また、それぞれ生活する都道府県と市町村に納める住民税の一部を自分が生まれ育ったふるさとやあるいは自分が選んだ好みの自治体に財源の支援をするものであります。人口減少の中、財政上も厳しさを増す私たちの玉名市にとっても、ふるさと納税制度の充実が財源確保や特産品のPR、また、地域振興、さらに情報発信の向上の観点からも今後の重点施策の1つと言えます。

そこで伺います。まず、平成20年度の制度創設からのふるさと納税の年度ごとの納税額と玉名市民から他の自治体への納税額の水位について伺います。

2点目に、ふるさと納税の使途と効果について伺います。

3点目に、返礼品について伺います。

4点目に、玉名市の課題と対応について伺います。

○議長（永野忠弘君） 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の玉名市における「ふるさと納税」の実態についての質問にお答えをいたします。

まず、制度創設からの「ふるさと納税」の年度ごとの納税額と他の自治体への寄附額についてでございますが、制度は平成20年度に創設されておりますけれども、課税データが残っているのが平成21年度以降でございますので、そちらでお答えをさせていただきます。

平成21年度から平成27年度までのふるさと納税の実績でございますけれども、21年度は26件で約277万円、22年度は16件で約160万円、23年度は13件で約140万円、24年度は18件で約170万円、25年度は18件で約224万円、26年度は61件で約292万円、27年度は60件で約284万円で、合計で212件の総額約1,547万円の寄附をいただいております。また、玉名市民が玉名市以外の市町村へ寄附した額は、21年度は38件で115万円、22年度は13件で約36万円、23年度は175件で約675万円、24年度は30件で約70万円、25年度

は13件で約30万円、26年度は69件で約181万円、27年度は196件で約1,213万円で、合計で534件、総額約2,320万円でございますが、税額控除され減収となった玉名市の市民税の合計は約860万円でございます。

次に、納税の使途と効果についてお答えをいたします。ふるさと納税の使途についてでございますが、1、元気で長寿のまちづくり。2、小中学生のスポーツの振興と児童図書の購入。3、花いっぱいのもちづくり。4、ふるさと玉名の環境づくり。5、音楽の都たまなづくりの5つの分野の中から寄附をされた方が使途を指定し、翌年度に予算化しているところでございます。これまでの主な事業といたしましては、元気で長寿のまちづくりのため、20年度から27年度までの合計で約522万円を介護予防活動の用具購入やいきいきふれあい活動の経費等に、また、小中学生のスポーツの振興や児童図書の購入のため、約740万円をスポーツ用品や児童図書の購入に使わせていただいております。このほか、花いっぱいのもちづくり、環境づくり、音楽の都づくりの各分野におきましても、貴重な財源として使わせていただいております。

次に、返礼品についてお答えをいたします。返礼品の送付が平成26年度から始めております。26年度は1万円以上の寄附に対し、玉名市6次産品の中から3品程度を、また、平成27年度は1万円以上3万円未満の寄附に対し、玉名市6次産品を、また、3万円以上の寄附に対しましては、イチゴやミカン、トマトなどの地元農産物をお礼として送っております。返礼にかかった経費につきましては、返礼品を始めた26年度は約20万円、27年度は約25万円で、玉名観光協会とJAたまなへの品代、送料などの委託料でございます。また、平成20年度から27年度で県内31名、県外214名の方から総額1,730万円の寄附をいただいております。

次に、課題とその対応についてでございますけれども、平成26年度から返礼品の送付を始めましたが、ふるさと納税制度創設移行の寄附金が平均で年間約200万円と残念ながら寄附金の増加にはつながっていない状況でございましたので、周知方法の検討や返礼品の充実が課題であると考えてまいりました。そこで多くの方がふるさと納税関連のポータルサイトを閲覧されていることから、本市におきましても平成28年4月からインターネットを利用したクレジットカードによる寄附金の受け入れと返礼品の開拓、そしてインターネットによる本市のPR等を一括して民間業社に業務委託しております。1万円から3万円コース、3万円から5万円コース、5万円から10万円コース、10万円以上コースなど、寄附金額に応じまして4つのコースを設定し、寄附される方が返礼品を選択できるようにしております。業務委託を始めた平成28年度は、11月末の時点でございますが、約948万円の寄附をいただいております。平成27年度の同時期と比べ大幅にふえているところでございます。熊本地震からの復興応援で寄附がふえたことは考えられますけれども、業務委託による利便性の向上やPR効果とあわせ、返礼品の

品数、内容が充実してきたことが増加の理由の1つと考えております。経費といたしましては、業者への業務委託料が発生しておりますけれども、内訳は寄附金額の12%と返礼品代、配送料などでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 再質問を行ないます。

まず1点目に、平成28年度から、今年度からですね、民間事業者にインターネットを利用したクレジットカードによる寄附金の受付、あるいはインターネットによる玉名市のPR、また、返礼品の選定、開拓等を委託したということになっております。この委託料12%ということですが、具体的には幾らぐらいの委託料になるのか。また、平成26年度から返礼品を送っているということで、その返礼品の購入代金、あるいはふるさと納税をされた方への送料等経費、これは年間どれくらいかかるのかお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、平成28年度の業務委託の経費についてでございますけれども、28年度の本市への寄附額は先ほど申しあげました948万円でございます。それに対する業務委託の経費としましては、約400万円でございます。その内訳としましては、寄附金の12%、先ほどお答えをしましたが12%が業者への委託料で約115万円になります。それと返礼品代が約230万円、配送料が155万円でございます。

26、27年度につきましては、先ほどちょっとお答えしましたけれども、26年度で返礼品代、配送料含めまして約20万円、27年度で約25万円となっております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局はそれぞれ、今年は特に、これはあとで、もう先ほども申しあげましたが、熊本地震この災害支援等々のふるさと納税、これが非常に大きな伸びを示しておるようですね、その中でも経費としては400万円から恐らくパンフレットもろもろの人件費等々を入れますならば、やはり450万円程度は経費として当然かかると、そうしますと、現在の玉名市にとってのふるさと納税制度、これは収支面から考えますと、それほど大きな効果は、私は上がっていないというふうに見てとれるのではなかろうかと思っております。先ほど申しあげました九州の都城市や平戸市などでも、返礼品の購入費やあるいは諸経費、他自治体へのふるさと納税による市民への減収等を勘案しましても、50%から60%程度はやはり経費が必要だということになっておるようでございます。それでも収支面では相当の黒字になっております。このことから、



それぞれの一般財源は豊かになり、また、先ほども申しましたように特産品の需要増にもなります。地域経済活性化の1つともなっております。このようなことから、もちろんその都城市や平戸市と比較することは少々酷なところもありますが、玉名市のふるさと納税の実態と現状は平成27年度の納税額、これはもう制度が改正されると申し上げましたように、制度改正もありまして相当伸びておる。また、28年度の上半期は、熊本地震の災害支援という形で相当増加しておりますものの、余りにふるさと納税制度そのものの自体の収支については、効果が余り見られないというふうには私は受けとめております。このことについては、執行部はどのような受けとめ方をなさっておりますか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

平成27年度が、先ほど申し上げましたけど、284万円の寄附があっております。このうち市のいわゆる減収分、いわゆる控除額でございますけれども、これがいわゆる他市への寄附額に応じて当然、控除されるというようなことでございますので、他市への寄附額が27年度でございますけれども、1,213万円ほどあっております。それで控除したのが554万円ほどしております。経費としましては、ちょっと25万円ほどかかっておりますけれども、実質、そのあたりで27年度においてはちょっとやはり他市への、玉名市民の他市への寄附が多かったというような状況の中でございましたので、非常に結果としてはマイナスになっているかなと思っております。ただ、28年度につきましては、先ほど申し上げましたように業務委託を始めております。すでに948万円ほど寄附があっております。他市への寄附額については、まだ28年度ですので、まだちょっと出ていない分がございますけれども、経費については約400万円ほど出ております。ですから単純にそれを差し引いて、昨年並みの他市への状況、寄附の状況とかした中で、控除額が昨年並みとした場合は恐らく今現在ではちょっととんとんぐらいいかなというようなことをちょっと思っているところです。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 恐らく今認識された状況のとおりだろうというふうに、私も見てとっております。平成26年度から6次産品を返礼品として加えた。平成27年度からそれにイチゴ、ミカン、トマトなどの農産物を返礼品として送り始めたと、このようなことでございます。これは従来より、玉名市の議会でも6次産品だけでなく、地元の全国に誇れる農産物、あるいは海産物、玉名ブランド商品などを返礼品に加えたほうがいいとの意見、発言もあっておったようです。平成28年度から民間の業者委託によりまして、返礼品の開拓をしているということでございますが、この返礼品について従来と民間委託をなさった今年との比較しましてどのような形で返礼品は変遷を遂げて、現在に至っておるのか伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

28年度から業務委託をしております。現在、返礼品につきましては、市内の10業者に17品目を返礼品という形でお願いをしているところでございます。それは先ほど申し上げましたように、金額によって例えば、3,000円相当とか、5,000円相当という形で、金額によって4つのコースに分かれているところでございます。確かに、26、27年度につきましては、6次産品だけだったとか、あるいは6次産品にプラス農産物を加えた27年度の返礼品でございました。この分やはり今回は、それは26、27年度については、寄附をされた方というのがいわゆる選択できなかったというような状況でございましたので、6次産品か農産物という形になっておりました。今回は、17品目の中から当然、寄附に応じて寄附をされた方がチョイスできるというふうな状況でございますので、このあたりにつきましては、非常に幅が広がってきたなど、自分で好きなものを選ぶ、チョイスできるというふうなことで変わってきているというふうな状況かなと思っております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） やはりしばしばそういう話があったおりましたですね、もう少し選択肢を広げたほうがふるさと納税につながるのではないかと、というふうな意見はしばしば耳にしておりました。また、議会でもそういうふうな発言があったようです。各自治体ともども金額は別にしまして、やっぱりさまざまな地元の農産物、海産物、あるいは加工品、これを組み合わせたセットをそれぞれ提示して、納税者の方に選択肢を多くより広げることが効果の1つになっているようです。ぜひ、このあたりは民間事業の委託者と協議をなさって、さらに返礼品競争に乗るということではございませんが、地元の特色ある返礼品、この開発を続けていっていただきたいと思っております。

また、玉名ブランドの検討協議、これはなされたことはございますか。返礼品として、玉名ブランド商品ですね、これを協議なさったことはございますか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

今の、確かに28年度から民間委託を始めるときにおいて、当然、募集をかけたというふうな状況でございました。その中で、だんだんふえてきたというのが、今事業者の17品目になってきたというふうなところでございます。当然、市からもブランド品とか、あるいは6次産品そういうものを業者のほうで、結局、選んでもらえるような、そういうような働きかけというのは当然やってきたところでございますので、ブランドについても当然考えてきたところではございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、結局、民間に委託を平成28年度4月からなされたということですか。この間、今データが出てる時点まで結構です。ふるさと納税をされた方々は返礼品として大体どのような選択をされてるのか、施行はどのような傾向にあるのか、データがありましたらば答弁をいただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたコースが4つ、金額によってコースが4つございます。1万円から3万円未満のコースにつきましては、3,000円相当の品をお返ししております。あと3万円から5万円未満については1万円相当、5万円から10万円未満には2万円と、あと10万円以上については3万円相当の品を返礼品という形で送りをしておりますけれども、3,000円相当の品いわゆる1万円から3万円の間については、これは11月末でございますけど、830件でございます。あと3万円から5万円のいわゆる1万円相当の品については11件、それと5万円から10万円未満いわゆる2万円相当の品については2件、10万円以上について3万円相当の品でございますけれども、これは1件、合計で844件を現在、11月末でございまして、発送をいたしております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、もう一般的に言いますならば、1万円から3万円コース、結局これは地元の農産物、あるいは海産物、あるいは玉名ブランド、あるいは6次産品、さまざまなこれは組み合わせの中で選択肢として1万円から3万円の間は設定をされておりますか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 1万円から3万円までのいわゆる3,000円相当の品につきましては、13品目を選択できるようにしております。あと1万円相当が1品、1品目ですね、2万円相当が2品目、3万円相当が1品目というような状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、次に、ふるさと納税の用途について、分野としては元気で長寿のまちづくり、あるいは小中学生のスポーツ振興と児童図書購入、また、花いっぱいのもちづくり、ふるさと玉名の環境づくりに用途を指定して、ふるさと納税を納付をやってこられた。また、それを次年度に予算化をされて事業を執行されてきた。こういうことになります。現在の先進地の例を見てますと、玉名市のような用途より、自治体それぞれで具体的な事業を指定して、ふるさと納税の誘導、あるいは促進を図っているようでございます。玉名市で例えますならば、観光事業としましては、花しょう

ぶまつり、あるいはスポーツ振興事業としては横島のいちごマラソン大会、あるいは観光や地域振興事業としては、みかんと草枕の里づくり事業やあるいは松原海岸の保全事業など、やはり観光、スポーツ大会、地域づくり、それぞれより具体的でそれぞれのふるさとを代表するイベントや観光、地域振興事業が上げられておるようでございます。これが1つの受け皿としては、新しい先進地の例でございます。やはり今後、玉名もふるさと納税の使途を見直しまして、やはり自分たちが育ったふるさとを直接イメージできる事務事業、これを全国に情報発信をしまして、ふるさと納税の増加といいますか、充実といいますか、それを図る必要があると考えておりますが、この点について執行部の見解を伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

確かに、今、全国でもそういう祭り、もしくはイベント等について、その資金使途を限定した形でのふるさと納税の使途というのがあってるところがございます。今、確かに内田議員おっしゃいましたように、そういう本市に観光資源というのも確かに玉名市内にもたくさんございますし、祭りとかあるいは伝統あるイベントとかもたくさんございますんで、そのあたりにつきましては、当然、市としてもPRにはなるかとは思いますが、そのあたりにつきましては、本当に我々としても検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） ぜひ検討を進められて、新しい今の受け皿と、また、それに加えた魅力ある受け皿をつくっていただくならばというふうに考えております。

これは情報発信のやり方としまして、5年前からふるさと納税のサイト、今ふるさとチョイスというのがあるようでございまして、これを運営されております。いわゆるふるさと納税部分の立役者と評されております。須永珠代さんによりますとふるさと納税そのものはふるさとを元気にできるものである非常に大切な事業だと、しかし、自治体の情報発信が非常に不足をしている、このような指摘をなさっております。玉名市にとっても、現状の情報発信不足は、私は、これは否めんというふうに思っております。平成28年度から行政委託をされたのもやはり一つの危機感の表れがこのような形になったものと、それは受けとめておりますが、返礼品の精査、あるいは選定はもとよりも玉名市の事務事業を磨き、あるいは魅力ある地域づくりを全国に発信する必要があると考えております。この自治体の情報発信について、玉名市は今度どのような戦略で臨まれるのか、このふるさと納税に限っても結構ですので、お尋ねをしたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

現在、市のホームページとか、あるいは定住フェアとかそういう物産展とかのイベント時にパンフレットとかを配布しているというふうな状況でございます。当然、業務委託をしたときから、委託業者のほうも登録のユーザーとかへも情報発信とか、各種イベントでのPRをしていただいているところでございます。どうしてもそのあたりのところをやはり強化していく必要があるかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、市長にお尋ねをいたします。

この情報発信で、市長は東京、大阪などの大都市でのイベントにさまざまな形で出席をされておるようでございます。このようなふるさと納税のPR等々についても直接お集まりなった方々に訴えられるというケースもしばしばあると思っておりますが、このあたりはどのようなPRを市長はなさっておりますか、お尋ねを申し上げたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） トップセールスという形で、PRしに行くときには、やはり玉名をPRするということが当然でございますので、ふるさと納税のことも話をしながら、こういったものがございますということをお話をするとか、あるいは玉名のことをお話をするということで、少しでもふるさと納税に御協力はできますようお願いしているというふうな状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 今年は、ちょっと特異な、先ほど申しますように、災害、熊本地震という災害がありまして、その災害支援というものが多分に含まれておるようで、先ほど申しましたように市町村平均をしますと、従来の8.5倍になっておるということでもございます。どうか市長におかれましては、さまざまな出張、あるいはイベント出席等々、あるいは東京での会合、大阪、名古屋での会合あると思っております。やはり地元の魅力ある地域づくりをさまざまな形で発信をされて、このふるさと納税の充実に努めていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、このふるさと納税、先ほどから申されますように平成28年度は民間委託をなされた、それも1つの効果という見方もあるかもしれませんが、玉名市が948万円あって、前年度からは相当な伸びを見せておるようです。ただ、先ほども申しましたように、熊本県内市町村の44自治体のふるさと納税は、これはほぼ熊本地震により伸びたと、約平均8.5%の伸びを見せたと、このような報道もなされております。このことから推測しますと、平成28年度の伸びそのものはこれは業者の民間委託というよりも、大部分が熊本地震によるものととらえたほうが適切だと思っております。この今年、ふるさと納税幾らまで伸びるか、2,000万円なのか、2,000万円を超える

のかわかりません。ただ、例年のふるさと納税という使途とは違って、先ほど5分野という紹介をされましたが、この28年度のふるさと納税分につきましては、主に熊本地震ということならば、これは今までの従来の予算編成等々、これは組み替えをされて、やはりその相当分を熊本地震の被災者支援の財源、あるいは災害支援の財源というふうにされたほうが寄附をされた方の意思にそうものというふうに考えておりますが、この点について執行部の見解を求めたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えします。

やはりふるさと寄附金というのは、今回のやっぱり業務委託をした中において、傾向としては、やはり品物が欲しいというような方々が結構いらっしゃいます。ですから、やはり先ほど申し上げましたように、1万円での寄附というのが3,000円相当ですけど、そのあたりが非常に多くなってきているような状況でございます。ですから、寄附金は寄附金で当然熊本地震による寄附というの中にはいらっしゃるかもしれませんが、それはそれで玉名市に対する義援金という形で別にいただいております。今、義援金としては11月末現在で850万円ほどございます。それは全くふるさと寄附金とはまた別でございますので、それぞれのやはり使途というか、それは当然ちょっと変わってまいりますので、この850万円、熊本地震が起きたことによって義援金としていただいている850万円は当然、市の公共事業として使わせてもらうという形になっておりますので、ふるさと納税につきましては、やはり従来の使途を貫いていった方がいいのかなというふうなところで考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 義援金そのものは直接これは850万円ほど玉名市に今寄附がなされておる。公共事業等に結局は災害等々のインフラ整備等々に使われるという考えでしようが、しかし、ほとんどの各自治体を押しなべてみますと、この平成28年度に急激にふるさと納税の寄附金がふえたのは熊本地震の被災者支援、あるいは災害支援によると、このような背景があるようです。やはりそのふえた分はやっぱりきちっとした形で思いに沿って、やはり義援金等々で各被災者の方々、災害を被った方々に何らかの形で制度化されて、予算化され、執行される。こういう必要があると思いますが、再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、今回業務委託を始めたことによって大幅に昨年と比べて寄附金が伸びているというようなことでございますので、義援金は義援金で当然ちょっとありますけども、中にはその948万円の中には、当然、その熊本地震によるとい

うようなところもございますでしょうが、やはり業務委託をすることによって伸びてきたというようなところをちょっと我々はちょっと感じておりますんで、このあたりについては、やはりどうしてもそちらのほうでやっていきたいなというふうなところもございます。時としては、やはり検討するときは検討させてもらいたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然、その先ほど申しましたように、業務委託の効果も、それはあったと思いますよ。ただ、これだけ特異に伸びたということは、これは熊本県下のさまざまな自治体が急激な伸びを示して、平均8.5倍ほど伸びるとということは、やはりその背景には被災者支援、あるいは災害支援というものが多分に含まれておると、このように私は考えたほうが適切と思っております。ぜひ、従来の5分野に対する予算化、それはそれとしてきちっと確保しながらも、これだけ増加した分については、やはり何らかの形で被災者支援、あるいは災害支援に予算化をされ、このようなことを切に要望しまして私の一般質問を終わりたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 4時12分 休憩

---

午後 4時26分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 市民クラブの田中英雄です。通告の順によって質問をいたします。

私は本日6番目の質問者であり、皆さまお疲れのことでしょうから、単刀直入に質問をしてお伺いしたいと思います。執行部の明快な、かつ誠意ある答弁を期待いたします。

まず、地域猫、いわゆる地域猫の去勢・避妊費用の負担軽減についてお伺いいたします。まさに今朝、テレビで山梨県での野良猫に対する餌やりの是非や苦情への対応について論じられておりました。近年、犬、猫などペットに対しての飼い主の責任と自覚が公共のマナーとしてしっかり守っていくべきものと認識され、多くの市民の皆さんもその責務を十分に理解して実行していらっしゃることと思います。また、犬については狂犬病対策もあり、野犬の保護については有明保健所が対応されて、最近では滅多に見かけるものではありません。ただ、猫については、登録制度はなく、捨て猫が野生化し、見かねた住民がボランティアの感覚で餌をやり、結果としてふえてしまいふんの始末や

悪臭に対して市への対応を望む声も多く寄せられていると聞き及びます。いわゆる地域猫、これは各地域の皆さんが自主的に避妊・去勢の費用を負担して餌をやったり世話をしていच्छる猫のことを言いますが、こういうものはいいとして、本来野良猫に餌をやるのは好ましくなく、自治体によってはペットの猫も室内から出さないで飼うように、動物愛護条例を定め周知し、一部手術費用に補助金を出している例もあります。県内熊本市においては、区域を定め、その地域の野良猫を避妊手術した場合に動物愛護協会から5,000円の補助、上天草市においては平成28年度から獣医師会支部からの強い要望により1万円の出術の補助金が支出されております。地域猫、野良猫の去勢・避妊費用について、玉名市においても補助してほしいと思いますが、現在の実情も踏まえて執行部の見解をお伺いいたします。

次に、公立保育所のあり方についてお伺いいたします。

1、玉名第1保育所の移転計画の進捗状況。

2、玉名市立豊水保育所の定員を増員すべきではないかというふうに題しております。

現在、子育て支援課を中心にして、玉名市公立保育所のあり方検討委員会が開かれ、今後の保育行政の方向性について熱心な議論がなされていることは、私も委員会をたびたび傍聴させていただいて勉強しているところであります。玉名第1保育所は旧玉名市役所跡地利用計画の中で、児童センター建設とあわせて旧市役所跡地に建てかえの計画が発表されましたが、多くの地域住民の反対との意見や議会での予算削除もあり、私もこれに対しては他の場所への建てかえを検討すべきと過去の一般質問でも提案したところでもあります。また、9月議会では、耐震性の強度不足もあり、早急な建てかえを望むとの陳情も採択されました。また、豊水保育所については廃園の方向が示されましたが、現在、待機児童が多くいる現状では、廃園にすべきではないとの意見もこの一般質問の場で申し上げたところであります。私は、豊水保育園は廃園にすべきではなく、むしろ玉名第1保育所は現計画では公立保育所として計画されておる、建てかえが計画されておりますけれども、むしろ豊水保育所を定員を増員し、公立保育所として残す。また、園舎、園庭も増築、拡充してあの豊水地域に公立保育所として残すべきではないかという考え方を持っているところであります。そうすれば都市部と違い、伸び伸びと園児も保育所の方も保護者も子育てできる施設として、今後位置づけていくことができることかと思っております。執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） 田中議員の地域猫の去勢・避妊費用の負担軽減についての御質問にお答えいたします。



まず、本市における地域猫、いわゆる捨て猫、野良猫に対する各種相談要望に対する現状について御報告させていただきます。相談は主に電話によるものが多く、地域の公園や空き地、市有地に捨て猫や野良猫が多く存在しており、ふん・尿による悪臭などの始末に苦慮しているなどの相談が寄せられております。市の対応といたしましては、猫用捕獲器の貸し出しを行なうなど、熊本県有明保健所と連携しながら捨て猫、野良猫の減少に努めているところでございます。

議員御質問の市の去勢・避妊費用の助成補助につきましては、まずは捨て猫、野良猫を出さない対応として、一時的な感情だけで猫を飼ったり、不要になったからと飼育、保育せず、最後まで責任を持っていただくように、飼い主の皆さんを初め、市民の方々へ市広報やホームページなどによって周知が必要と考えているところでもございます。また、捨て猫や野良猫に対する避妊・去勢手術費用の助成につきましては、熊本県獣医師会有明支部、有明保健所及び荒尾玉名管内2市4町で構成しております有明地域動物愛護推進協議会において動物愛護法に基づき、飼育意思のない動物出生を未然に防止する目的で、同協議会が引き取りを申し出た方へ譲渡した犬及び猫を対象に、同協議会会員の動物医療機関で手術を行なうことを条件に、費用の一部を助成しており、飼い猫として引き取られる一部の地域猫が対象となるところでございます。助成金は、避妊手術・去勢手術共に手術費用の3割、限度額がございまして、避妊では1万円、去勢で5,000円でございます。を助成しているところでございます。平成27年度、猫に対する助成実績としましては避妊手術2件、去勢手術1件でございました。

次に、同協議会の運営に対する構成市町からの助成については、現在のところ行なっておりません。また、同協議会の財源の主なものとしていたしましては、犬の狂犬病予防注射代の一部、それと熊本県獣医師会有明支部からの助成金で賄われているところでございます。市としましては、同協議会に対しての助成につきましては、広域に取り組むことの重要性から、今後構成市町と十分協議を重ね検討していくことが必要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 田中議員の公立保育所のあり方についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の玉名第1保育所の移転計画についてでございますが、玉名第1保育所は昭和47年に建築され、旧耐震基準の建物で耐震安全性が確保されていない状況であるため、玉名市本庁舎跡地統括用基本構想策定の中で旧庁舎跡地への建てかえを検討してまいりましたが、本年の3月議会での審議、保護者会からの請願の審議もあり、旧庁舎

跡地への建てかえについては白紙の状況でございます。

先般の熊本地震において、玉名第1保育所への大きな被害はございませんでしたが、耐震基準でないことには変わりはないことから、早急な建てかえが必要と考え、これまで市有地を基本に検討してまいりました。しかしながら、保護者の利便性、敷地面積など条件的に厳しいことから、今後は文化センターの駐車場を含めた現在地及び現在地周辺の民地を基本に検討を行なっていく方針でございます。

次に、豊水保育所の定員を増員すべきではないかということにつきましては、豊水保育所の現状でございますが、定員40名に対し、11月末現在の入所児童数は44名となっており、地元からの入所が11名、その他は33名でございます。保護者の就業地等の関係、希望する保育所に入所できなかった方等の他の地域からの入所となっております。また、豊水地域の保育所入所児童は、26人対象者がおられます。そのうち15人が他の地域の保育所を利用されており、保護者の就業地に近い保育所を利用される傾向にあります。さらに玉名市では、28名の待機児童を抱えておりますが、待機児童解消のための保育所整備、民営化、少子化の進行などの要因により、豊水保育所は将来的には入所児童数が減少し、集団保育が困難になる懸念がございます。議員も御承知のとおり、現在公立保育所のあり方検討委員会を設置し、今後の公立保育所の方向性について協議しているところでございます。公立保育所7園の今後のあり方としましては、平成29年度に滑石保育所、睦合保育所の民営化、その後の他の保育所の民営化を進めると同時に、数年後には入所児童の減少が進行する見込みであることから、豊水保育所は統廃合とする保育所と位置づけ検討し、最終的には建てかえ後の玉名第1保育所1園を公立保育所として残す方向で協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

まずは地域猫の補助金制度について、再質問いたします。

これ市単独で補助制度をつくるのは、事務手続きとかさまざまな問題が、問題というか、手間があつて簡単ではないと私も思っております。ただ、幸い既に現在、有明地域動物愛護推進協議会が里親制度に則って御答弁にありましたように、一部の地域猫に対して自発的にボランティア感覚で補助をされているということでした。先日、動物病院の先生にお話を実際お伺いしてみますと、実質的に狂犬病の注射の一部というか、それとその動物、答弁にありましたように、動物愛護協会のほうで負担しているということがありましたけども、実質的には、動物病院の先生方が自主的に負担されているということで、純粋にボランティア的な活動によってこれは支えられているということで、先ほどの答弁にありましたように、地域の方からはさまざまな電話等での苦情が既にた

くさん寄せられているということでありまして、これは何らかの形で行政も腰を据えて対応すべきものだと私は思っております。また、この動物愛護協会の方もやはりどうしても自分たちの力だけではなかなか手が回らない部分も、特にコスト的な部分は足りないのはもう明白でございますので、やはり協力すべきものではないかと思うんですね、先ほども私のほうでも言いましたけれども、上天草市においてはですね、市単独補助制度を平成28年度から、今年度からやってらっしゃるということで、その理由というのが、獣医師会支部からの強い要望によりということになっていると伺っております。玉名市において、そういった獣医師回答から強い要望があったかどうかは聞いておりませんが、そういう要望というのはちなみにあっておりますかね。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

今のところ直接の要望等はございません。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 今回は猫に絞ってお伺いしているところでございます。猫というのは、犬の場合の狂犬病と違って、法的な整備が十分にされているわけではございませんので、今朝もちょうどテレビで言うておりました野良猫みたいなのがいたりしても保健所等が勝手に捕まえて連れて行くこと自体が、それが野良猫かどうか判断がつかないので、できないんだというふうなことをテレビで言うておりました。「ああ、なるほどね。」と、普通に公園とかいるのは野良猫以外に考えられないと思いますけども、それは言いわけかもしれませんけども、極端な言い方をすると動物愛護条例を適切に定めて、猫も玉名市独自で登録制にして、きちんと保護管理するのが本来の姿ではあるかと思えますけれど、当面、そこまで行くことには時間も手間もかかりますので、私はこの玉名市の有明保健所と2市4町でしていらっしゃる協議会について先ほどの答弁の中で、協議するというような御答弁もいただきましたので、今後構成市町村と十分協議を重ね、検討していくということですが、これやっぱり年度内に既にしかかっていたきたいと思えますけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 再質問にお答えいたします。

やはり2市4町、やはり広域的な取り組みというのがやはり一番効果的じゃないかなと、今現在思ってますので、そちらのほうの協議というのがすぐにできるわけではございませんので、今後そういうふうに検討を重ねて、協議をしながらそちらの要するに助成なりできる方向で検討を、今後していくことが必要であるというふうに思っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 本当に前向きな御答弁ありがとうございます。

簡単にいく話ではないかと思えますけども、ぜひ、協議をしていただいて、できる限り補助をしていただければと思います。

それと動物病院の先生にちょっとお話をお伺いしたときに、もちろんそういった避妊・去勢の補助も大事なんだけど、ペット、動物に対する愛護教育というか、正しい飼い方をきちんと小学校、中学校の生徒にしていくことも大事だというふうに、まずは第一は、一番最初はそっちなんだよというふうにおっしゃってありました。その点から踏みますと、やっぱり教育関係のほうでの学校教育でのそういったことがあってるのかなと思えますけど、学校教育のほうでは動物愛護等について、そういった教育をされているかどうかお伺いしたいと思えますけど。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 捨て猫等についての直接的な教育現場での指導教材的、教材として扱う場面はありませんが、子どもたちに対して命の大切さ、あるいはペット等を養うことによって優しい心を育むということではどこかの教育の場で指導するということもあり得るかもしれません。しかし直接的に道徳でペットのどうのこうのということはやっておけませんし、どちらかという家庭で十分話しあって、子どもに教育していただくほうが成果が上がるんじゃないかなというふうに、私は思っております。ただ、ペットを、先ほども言いましたように、動物を飼うことによって、子どもたちは本当に命の大切さ、優しさというのを育むことにはつながっていくかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 命の大切さというところでやっぱり猫、野良猫という、野良猫に餌をやるのが大切な命を守るという行為なのかというふうにも思えますけども、実はそのそういった猫には餌をやらないのが最近の基本的な考え方で、そういう猫は保護して、それこそ里親を探すというのが正しいやり方だというふうに私もちょっと習ってきたところでございますので、そういったことも子どものうちから、ぜひ教えてそれを逆に大人のほうに教えていくのが一番遠くて近い道だよというふうに私が伺った先生はおっしゃっておられました。

次に、再質問のほうで、公立保育所のあり方について再質問させていただきますが、先ほど述べませんでしたけれども、この玉名第1保育所を公立でなんで残すかということに関しては、いわゆるこう障がいのある幼児については、やはり民間の私立保育園では対応がなかなかできかねる部分もあるので、1園は公立保育所を残して、そういった適切な、ちょっと違うかもしれませんが、そういう話を聞きましたけども。だからとにかく1園は残すという方向性があるのだというのも1つの理由、それは会議の中でそう

いったことはもちろん出てません。これは別のいろんな流れの中で聞いたところでございますけど。で、1園なり、2園なり残すということに関しては、先ほども申し述べましたように反対ではないんですけども、それが果たして玉名第1保育所なのかという話でございます。と申しますのも、御案内のとおり最近、補助制度がずいぶん変わってまして、私立保育園については国・県からの保育所運営費が、市を除けば国・県から4分の3、延長保育についても・県が3分の2、産休代替職員費が県が3分の2、その場合は、私立の場合は法人が3分の1、施設整備補助金が国が4分の2、市が4分の1、法人が4分の1、園舎ということですかね。さらに保育士補助者雇い上げ強化補助事業というのが平成28年度から始まりまして、国が4分の3、県が8分の1、市は8分の1で給与アップも見込めるというような補助制度が現時点であるわけです。ところが公立保育所となりますと、主なもので、産休代替職員費は平成20年から補助廃止、施設整備補助金も平成20年度から補助廃止されておまして、保育士補助者雇い上げ強化補助事業は、平成28年から始まっておりますけども公立は該当しないということで、ずいぶん公立と私立では国の方向性としては、私立（人間委託）を進めていくというようなのが政策として明らかであります。ですから、玉名市においても民営化していくという方向性は正しい、間違っていないと思っております。玉名第1保育所を残すか、残さないか。その玉名第1保育所は市中心部にありますから、仮に民間委託するとすれば、民間委託をする場合にはやはり市中心部だから、今後人口減、園児減が続いたにしても、市中心部でありますとやはり経営は比較的楽なような予想がつきます。だからむしろ中心部じゃなくて、周辺部にある公立保育所を公立として残すほうが民間委託等の引き受け先、受け手側にとっても非常に受けやすいというような形がありますから、私は玉名第1保育所は、中心部ですから用地も高いですから、市も用地も園舎も協力して建てて、補助がありますから、市はそんなに出す必要はないわけですよね。で、建ててからそれこそ先ほど言った豊水保育所は公立として残すというような考え方がおかしいとは思いません。また、会議の中では、そのあり方検討委員会の中では伊倉保育所を公立として残したほうがいいんじゃないかという御意見もあったように思っております。聞こえました。これは園を実際に運営されてる委員の方がそうおっしゃっております。やっぱりこの辺に関して、執行部としてはどう、今の私の見解について、どう何かお答えをいただきたいんですが。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 田中議員の再質問にお答えします。

お答えを先におっしゃいましたので、重複になるかと思っておりますけども、公立保育所をなぜ残すかという、特に玉名第1保育所を残すかという理由でございますが、公立保育所、特に公立保育所はノーマライゼーションという考え方。これは弱者が社会の中で他

の人と同じような生活や活動をすることが社会の本来の姿であるという考え方。こういう考え方の立場から、私立の保育所では対応できない重度の障がい児などを積極的に受け入れるなど、すべての子どもたちを支援する拠点として、位置づける必要がございます。こうした児童の受け入れは、公立保育所がその特性を發揮しなければならない分野でございます。セーフティネットとしての機能、役割を果たす観点から、障がい児関連施設、療育関連施設、保健センター、市の本庁舎と連携が容易な距離にあり、また、玉名市のすべてのエリアを補完する考えからもやはり中心部である玉名第1保育所が理想であるというふうに考えております。

さらに、玉名第1保育所の建てかえの際には、さまざまな障がい児などに対応できる設備を整え、受け入れ体制の確保を図りたいというふうに考えております。

そのほかの現時点での保育のニーズは少ないものの必要とされている休日保育など、採算性や保育士の負担などの観点から、民間保育所では実施が難しい保育サービスも公立保育所がその役割を果たすべきものと考えております。その実施に当たっては、保護者の交通の利便性や玉名市全体の補完を考えると、やはり市の中心部に位置する、今後検討いたします玉名第1保育所を公立と残すことが最適というふうに考えているところでございます。

それから、今のあり方検討委員会の中で、伊倉保育所あたりを公立として残す意見等もあるというのも、言われましたのも確かでございます。伊倉保育所を公立として残す、また、岱明も1つ残すというふうな考え方はないかということで、今御意見も出ております。そうしたことも考えながら、今後検討をさらに深めていきたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

玉名第1保育所、公立の責務といった形では中心部がいいというそういったお話を、納得しないというわけではありませんけれども、じゃあ、その、もちろん白紙に戻りましたから、旧玉名市役所跡地は前も言いましたようにいかななものかと、もう白紙になったので、ほかのところを探しているというふうに理解しておりますけれども、いろんな場所、この市役所の新しい市役所の近くに用地があれば、それは私はそっちのほうがいいと思いますし、例えば、JR玉名駅の、在来線の玉名駅の裏と申しますか、南側、あの辺はちょっと農協の倉庫がありますから、あそこは話し合い次第で買えるかもしれないとか、そういったところを柔軟な、ですからああいうところを買うとなると公立よりも民間のほうが財源が豊かで、民間委託したほうが財源が豊かであるから民間のほうがいいんじゃないかというふうな私の質問の趣旨でありますので、今後とも十分に話しあっていただいて、御検討していただいて、なんとかファーストというのが最近はやっ

ておりますけれども、園児ファースト、保護者ファーストで、今までもそうですけれども、これからも考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 残り2つの質問に入らせていただきます。

観光ほっとプラザ「たまらら」の営業状況についてお伺いいたします。

今現在の経営状況について、営業時間について、また、今後の活性化対策はの3点についてお伺いします。と申しますのも、九州新幹線も全線開通して、5年10カ月となり、開業当初の東北大震災の影響や今年の熊本地震による長期間の運休によるマイナス要因、また、新玉名駅は開業以来駐車場不足のため、多くの市民からの苦情が寄せられ見解の相違からなかなか駐車場の拡幅も進まず、利用者が思うようにふえなかったような気がいたします。が、来年度から駅前の駐車場も増設されることが決定し、利便性を高めていくなど、新しい方向性を打ち出すよい機会なのではないのでしょうか。現在までの経過、今後の方向性をお伺いいたします。

次に、市役所南側の調整池についてお伺い足します。

現在の市役所の移転新設に伴い、大雨の際の排水対策として、市役所北西の職員駐車場も非常時には調整池ですかね、調整池としての機能を有しており、南側にもコンクリート張りの調整池があります。今回私が質問いたしますのは、この南側の調整池についてであります。一目とても広いコンクリート張りの長方形の土地が市役所のすぐそばにあり、私のような素人からすれば、何かしら利用できないものだろうかと常々思っているところでありまして、一般質問等の打ち合わせの際にもたびたびその中で伺ってきたところでもあります。また、多くの市民も同様の疑問を日ごろ持っていらっしゃる方も多いことと存じます。そこで単刀直入に、今後何か有効利用する方法はないのかどうか、法的な部分も含めてお伺いしたいと思っております。若干最近では、少しずつ泥のようなものや雑草が生えたりして、市役所全体の美観を損ねている気もいたしますので、前向きな御答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の観光ほっとプラザ「たまらら」の営業状況についてお答えいたします。

まず、観光ほっとプラザ「たまらら」につきましては、九州新幹線全線開業並びに新玉名駅の開設にあわせ、本市で建設設置した施設でございます。その設置目的は、観光ほっとプラザ「たまらら」条例第1条に定めてあり、新玉名駅の利用者の利便を図るとともに、本市及び熊本県北地域への来訪者と地域住民の交流を促し、本市及び熊本県北地域の活性化に資するため設置している施設でございます。議員が申されますように、

早いもので、平成23年3月1日に営業を開始してから5年9カ月が経過いたしました。たまららの管理運営につきましては、施設設置当初から指定管理者制度による管理運営を行ない、玉名観光協会、現在の一般社団法人玉名観光協会が担っております。現在の管理者としての管理の期間につきましては、平成30年3月31日までとなっております。

さて、御質問の経営状況についてですが、直近3カ年のたまららの収支決算は、平成25年度が約60万2,000円のプラス、26年度は約211万8,000円のプラス、27年度が約124万2,000円のマイナスとなっております。27年度のマイナス決算は、ふるさと玉名旅行券事業による発券準備作業時の職員の時間外手当や任意団体から一般社団法人に移行し、新設法人となった際に1年目の26年は消費税の非課税事業者だったものが2年目の27年は課税事業者になったことによる消費税の納税などが影響しているものでございます。今年度につきましては、4月の熊本地震の影響もあり、前年の2割から3割ほどの売上高の減少となっている状況で推移しております。また、市から指定管理者に支払う指定管理料につきましては、年間1,398万8,571円でございます。

次に、営業時間についてでございますが、これも設置条例において定めてあり、たまららの開館時間は、午前9時から午後7時までとなっております。たまらら職員は、その開館時間の前後1時間は開館準備や残務整理等に従事しており、27年度はフルタイム職員が7名、パートタイム職員が3名、計10名のシフト体制で業務に従事しております。議員の御指摘のように、駅利用者の利便性を考えますと、たまららが開館している時間は長いほうが利便性は向上するものと思っておりますが、開館時間の拡大に伴う職員の増員、それに伴う人件費、このことから指定管理料の増額が課題になると考えられます。参考までに申しますと、現在も8月の玉名納涼花火大会時やお盆の帰省時は午後10時までの夜間3時間の延長営業を行なっているところでございます。また、駅構内にあるキヨスクが午前7時から午後7時20分までの営業時間となっているところでございます。

次に、たまららの活性化対策につきましては、現在も1年を通しお客様に喜んでいただけるように、お客様目線第一に日々業務に努めていると認識しております。時期に応じて施設内の模様がえや物産品のレイアウトを変え、季節感を感じていただけるようにしたり、小岱焼の特設コーナーを設けたり、6次産品コーナーを設けたりと工夫を凝らしております。また、たまらら開設5周年記念イベントや夏のイベント開催、たまらら独自のギフトセットの販売、熊本県北周遊スタンプラリー、春夏秋冬の季節ごとの開催など集客や物産品等の売上げをふやすための企画を積極的に展開しているところでございます。



今後はさらにお客様のニーズを反映させた店内展開やたまら独自のプライベート商品の開発、販路拡大のためのチラシやネットを使った販売促進活動、インバウンド対策として御案内ツールの準備、多国語表記、SNSによる情報発信などを実施していく計画であり、これらの事業展開に期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市役所の調整池の利活用についての御質問にお答えをいたします。

市役所南側にごございます調整池につきましては、新庁舎の建設の際に都市計画法による開発許可が必要となり、設けたものでありますが、その許可申請の中でも開発区域内の雨水に関しても排水計画が最もハードルが高い協議事項でございます。その基準は、同法に基づく施工例、施行規則のほかに、熊本県開発許可申請に伴う調整池設置基準により県と事前協議を幾度も経まして、調整池の貯水量や大きさが決定をいたしました。さらにその計画を開発区域内の権利者の方々を初め、雨水の放流先の管理者への説明を行ない、皆さまの開発同意を得て開発申請が受理され、審査を経て許可された事業であります。当然のことではございますけれども、開発工事完了後に、県の確認検査が行なわれ、工事の検査済証が発行されております。

議員の調整池の利活用に何かないかというふうなことでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、開発許可の目的があくまでも新庁舎建設開発に伴う調整池の整備でございますので、これを他の用途で利用するということは、現実的に難しいというふうに考えております。

ただ、現在の調整池につきましては、供用開始後、御指摘のとおり美観を損ねているというのは感じておりますので、定期的な清掃など実施していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

まずはたまらから再質問させていただきます。

最近、博多駅と天神のほうに2回ほど行く用事がございまして、天神に行ったときは新幹線で行くのか、西鉄大牟田線で行くのか非常に悩みまして、新幹線を使うと駐車料金はただだけども天神まで5,440円かかると、時間は1時間20分で、西鉄大牟田線だと、あくまで我が家が基準でございますから、車で大牟田駅まで約40分、西鉄が1時間ですから、片道1時間40分で、でも駅前駐車場代を入れても西鉄を使うと往復

2,740円、ガソリン代は別ですけど、「ああ、2,700円も違うんだ。」と、これは価格競争力でいくとやっぱり西鉄のほうがいいのかと、時間はともかくですね。となると新幹線の駅前の駐車場を有料にしろと、有料にしたほうがいいのかという貴重な御意見もあるけども、なかなか価格競争力を考えるとあそこを有料にするのは厳しいものがあるなど。現時点では、もうきのうもちょっとたまララに行ったんですけど、もう駐車場がほぼ満杯ですね、平日ですからね、夕方近く行きましたけれども、あれを来春拡充してあと200台ほどふえたにしても逆に利用しやすくなってもっと利用者はふえるのかなと。その際は有料化ももちろん視野に入れて対応すべきだとは思いますが、むしろまだ足りないと思います。で、たまララについてでありますけれども、今はともかくとして、来年の4月から駐車場もできるから、今別個に玉名市が用地の料金を負担して、借地料を負担して高架の下のたまララのすぐ裏側ですかね、東側も今は駐車場になっておりますけれども、ここをもうむしろ完全にたまララ、駅舎を利用する人たち専用の短時間の駐車場利用に特化して、そういうたまララの利用者以外はとめないでくださいとか看板等を設置して、そうすることによってそのたまララの利用増が図られるのではないかと思いますけど、そういうことはいかがですかね、考えておられますか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

新幹線高架下については、たまララの敷地として556平方メートル、イベント広場、駐車場敷地として1,045平方メートルを借地しております。年間110万円弱の敷地料をJR九州に支払っております。新玉名駅の駐車場は、そもそも駅利用者のための駐車場であると認識しておりますが、たまララ利用者も広い意味では駅利用者になるかと思っておりますので、今後29年4月に駅駐車場が増設されますので、駐車場全体の利用状況やお客様の希望を聞きながら、また、関係者とも協議を行ない、たまララ利用者用駐車スペースが数台でも可能かどうかを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ぜひ、あそこは別個借地料まで払って借り上げているわけですから、たまララ専用駐車場にするのに何も問題はないと思います。むしろあそこがある意味屋根つき駐車場みたいになっててですね、あそこだけなんかいつも特定の人とめてるんじゃないかと勘ぐりたくなるような状況でありまして、ましてやなんですかね、そういった特定の人ばかり使うのはおかしいと思っておりますので、考えていただきたいと思います。

それと次に、先ほどちょうど内田議員も質問されましたけど、ふるさと納税について質問がありましたけど、たまララではふるさと納税の手続き等は、今現在やっておられ

ますか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の納税のシステムは、今現在行なっておりません。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） なんかこう逆にびっくりして、あそこはいわゆるふるさとの、今、玉名市の観光生産物を売るところですから、むしろちょうど一番ふるさと納税の返礼品としてはちょうどいいような品物ばかりそろっているわけですから、先ほど、前も言ったんですが、なんというかな、ふるさと納税だから税務関係の課が対応するのはいかがなものかと、むしろ観光関係の部署をそのふるさと納税の担当にして、積極的にやれば、だからよく言われますけど、完全に今、縦割りで、なんでたまララに税金を1,000万円も使ってるのに、そこでふるさと納税がでけんのだと。例えば、1万円程度で、1万円納税すれば、手続きすれば、そのたまララの品物は6,000円分とか5,000円分ぱっぱとか詰めて持って行っていいですよとか、あそこで手続きをしてあとからミカンを送ってもらうとか、そういったことを一番しやすいとか、そこでせんならどこをするのというような話で、ふるさと納税のインターネットで手続きするようなやつは、もちろんインターネット会社に手数料も払わなくてはいけなわけ、むしろたまララで玉名に来ていただいたお客さんにはその手数料が発生しないわけですから、むしろ返礼品というのも多く返すことが可能ではないかと思えます。そういったことも含めて、これは今後のなんというかですね、アイデアとしてぜひ、御検討していただきたいと思えます。

総務じゃそういう話はどうですか。うちの部署だから絶対うちがやりますとか、そういうなんか、いやいやよそにやる必要はありませんとか、そういう考えというわけではないですよ、どうですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 田中議員の再質問にお答えしますけど、今現在、財政課のほうでその辺のふるさと寄附金については、事務をしております。当然、今お話があった用に地元の産品というのが返礼品として送るというふうなことでありますれば、当然やっぱり農産品とかも含めたところで、先ほどお話がありましたブランドとか6次産品とかそういうのも全部含めたところで考えていった場合、そちらのほう、いわゆるふるさとセールス課のほうで対応するのも1つの手かなとはちょっと思いますがけれども、まだ現時点においては、財政のほうで対応をしていきたいとは思っておりますので、そのあたりはまだ今後の検討課題ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 十分に検討していただいて、例えば、私たちがどっか都会に出張したり、友だちに会いにいったりする場合にも、法事とかも含めて、あそこでもいろんなものを買ってぱっといけるのは便利がいいなど、利用時間もちょっとありましたけども、やっぱりあいてる時間も長くしていただいて、その分人件費がふえてというようなお話もありましたけども、まあ普通我々が逆によその駅に行ったときに、そのオープン時間だったら、なんやここはというふうに思うぐらい、やっぱり駅というのはなんかふるさと関係のそういった観光スポットであると同時に、非常にビジネスユーズが多いと、通勤、通学の人も多いというところで、本来なら僕はあそこはコンビニエンスストア的な機能を持たせて、そのむしろ観光的な部分は縮小してもいいんじゃないかと、最近ではコンビニで飲食するスペースもあるようなコンビニもありますし、で、キヨスクもありますけども、そこでいろんな特産品の特徴のある駅弁を買って、そのまま乗って食べるとか、そういったことには多分今対応してませんよね。駅でご飯を食べるというか、ラーメンやカレーを食べるというのはもちろんあるとは思いますが、ないとは申しませんが、それはスペースさえあれば、玉名らしい駅弁があれば、それを買ってベンチに座って食べられる、で十分だと私は思いますし、いわゆる今、パソコンとかモバイル端末というか、そういったものも非常に利用が多くて、よく充電切れとかコンセントが必要な場合があります。大きな新幹線の駅にはそういうスペースもありますから、あれ非常に助かるんですけども、残念ながらたまララにはなかったような気がします。そういったところも含めて十分見直して、来年4月から駐車場もふえて、違った利用形態ができるかとも思いますので、十分御検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では次に、最後に調整池について、現時点では法的な部分を含めてなかなか今の利用の仕方以外では考えられないというようなことだったかと思いますが、容積が必要な容積を計算して、ちゃんをつくっているんだという御答弁だったかとも思いますが、例えば、今の私が要望したいのは、端的に言いますと、今のコンクリートであるところをきれいにもうちょっと凸凹がないようにして、きれいにして、すーっとなんというのかな、水のブラシでさっと流せばさっと流れるようにするぐらいで、すればいろんな使い方ができるじゃないかと。例えば、ちょうど今、今度新しくその市民広場のところに新しい市民会館が建設予定であります。この市民会館の広場というのは、時々ブラスバンド等の練習もされているわけですけども、完成後は古い市民会館は取り壊してあそこが広場になるというふうな話ではありますけども、少なくとも2年近くその利用ができなくなるということがございますから、その期間だけでもそういったニーズに、要望があれば貸してあげてもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけども、確かにもったいないという見方もございますけども、先ほど申しましたとおり、大雨のときの調整池ということでその目的が供用開始されております。ですから、他の利用については、考えてないと。ただ、議員おっしゃったとおり、玉名女子校のマーチングの練習についてでございますけども、これについては、大会前の9月から11月にかけて夕方から練習されておるといふような状況でございます。今おっしゃったとおり、市民会館の建設については、2カ年事業で実施しますけども、このことについては担当課が直接玉名女子校に出向きまして、計画概要、スケジュール等をお話しして、市民広場、現在の市民会館、市民ホールの跡地については、その後利用できますというふうなことをお伝えをしております。ですから、その間というのはちょっと我慢していただくということになりますけども、例えば、土日などであれば、市役所の職員駐車場であったり、駐車場であったりというのを申請等をしていただければ、そういった協力の仕方はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） お役所ですからですね、簡単になかなか目的外使用というのできるものではないとは思いますが、担当課、部としての御答弁は承りましたけども、この辺はやはり市長の判断とか、そういった方向が強くあればできるんじゃないかとも思うんですけども、高寄市長どうですかね、そういったお考えは、ぜひ、チェンジが高寄市長の旗印でございますし、そういった古い何と言うんですかね、それこそ規制にしばられて、それじゃだめですよというので終わってしまうのもいかなものかと思えますけれども、市長のお考えをお伺いしたいですけど。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 田中議員のアイディアは素晴らしいものだというふうにお承りをいたしました。できるものならば使っていいというふうに思いますが、私たちは法律を守ってやらなければ平等にならないという点を考えますと、大変苦しい答えでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） なかなか難しいと思えますけど、ぜひ、いろんなやり方があるかと思しますので、御検討の上、あそこで毎日夕方女子校とはいわず、いろんな方が笑い声があふれるような場所になったらとても素晴らしい玉名市になるんじゃないかなと思しますので、御検討のほどよろしく願いしまして、私の質問を終わらせていただき

ます。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明8日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時25分 散会

第 3 号

1 2 月 8 日 (木)

## 平成28年第6回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

平成28年12月8日（木曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 11番 横手 良弘 議員（市民クラブ）
- 2 5番 城戸 淳 議員（新生クラブ）
- 3 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 4 15番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 5 12番 近松 恵美子 議員（無会派）

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 11番 横手 良弘 議員（市民クラブ）
  - 1 教育問題について
    - (1) 学校現場におけるいじめの現状について
    - (2) ICT授業の現状について
    - (3) 小中学校のエアコンの設置について
  - 2 玉名市の上下水道事業について
    - (1) 玉名市が上下水道事業を始めて何年が経過しているのか
    - (2) 現在の上下水道施設の布設状況について
    - (3) 4月の熊本地震で上下水道施設は大丈夫だったのか
    - (4) 福岡市で起きた地盤沈下のような事案はないか
  - 3 玉名市における選挙について
    - (1) 他の市町村では選挙運動用自動車などの補助があると聞くが、本市はどうか
    - (2) 今後の玉名市の考えは
- 2 5番 城戸 淳 議員（新生クラブ）
  - 1 職員の人材育成について
    - (1) 職員の研修等について
    - (2) 女性職員の登用について
    - (3) 精神的不調者の職場復帰について



- (4) 職員の不祥事について
    - (5) 玉名市人材育成基本方針について
  - 2 市長の公約の検証と政治姿勢について
    - (1) 輝け玉名「戦略21」について
    - (2) 危機管理意識について
    - (3) 政治倫理について
- 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
  - 1 唐人川改修及び流域整備について
    - (1) 4月に発生した熊本地震により、唐人川の堤防に多数の破損箇所がある。また、昨年、今年と9月に潮位が高かったときに、堤防より内地に潮水の漏水があった。唐人川の堤防は老朽化により改修が必要と思うが、対応を伺う
  - 2 職員の能力向上や資格取得について
    - (1) 現在の状況について
    - (2) 今後について
- 4 15番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
  - 1 平成29年度市政運営に関して
    - (1) 玉名小学校跡地に新玉名中央病院を建設するようだが、新玉名駅周辺整備について、今後の計画及び方針を聞く
    - (2) 新玉名駅駐車場を拡張するが、ゲートの設置、駐車期間、駐車料金などの見直し、拡張後の駐車可能台数などを聞く
    - (3) 平成29年度からの職員採用について、方針を聞く
    - (4) 庁舎電力に新電力を導入することへの見解を聞く
  - 2 介護問題について
    - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について疑問点をたずね
      - ア 介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、何を目的や目標とするのか
      - イ 介護保険か総合事業かを振り分ける際の相談者受け付けにおける留意点は何か。要介護認定申請の意思は尊重されるか
      - ウ 要支援認定者が従来通りのデイサービス、ホームヘルプサービスを利用することに制限はないか。現行相当サービスの報酬単価は従来と同様に設定してあるか
      - エ 通所型サービス、訪問型サービスの担い手の確保は十分か
- 5 12番 近松 恵美子 議員（無党派）

- 1 子どもたちの心と身体の異変について
  - (1) 虐待の数・年次推移について
  - (2) 不登校の数・年次推移について
  - (3) 保健室利用の実態（数・内容）について
  - (4) 発達障がい児の数・年次推移について
  - (5) 気になる子の数・年次推移について
  - (6) 子どもの健康づくり対策は何をしているのか
  - (7) 今後の取り組みについて
- 2 岱明町公民館建設について
  - (1) 変更後の計画について
  - (2) 「市民の声」について問う
    - ア 施設利用者との意見交換会では、どのような意見が出たのか
    - イ 中島地区での「市長と語ろう座談会」では、どのような意見が出たのか
  - (3) 地域住民に対する説明責任について
  - (4) 社会教育に対するビジョンを伺う
  - (5) 市民への対応について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	徳 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 譲 治 君	14 番	宮 田 知 美 君
15 番	前 田 正 治 君	16 番	作 本 幸 男 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小屋野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	永 野 忠 弘 君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山真二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） おはようございます。市民クラブの横手です。

2日目の1番ということで、気合いを入れていきたいと思います。それで本日は、市の区長会長さん方がお見えということで、頑張っていきたいと思います。よろしく願いします。

さて、今年も余すところ20日余りとなりましたが、1月には寒波による大雪が降り、4月にはだれもが経験したことない大地震が2回も、我がふるさと熊本を襲い、県下にはいまだに手つかずの状態も随所にあるように伺っております。復興には今後相当な年月がかかるのではと危惧するところでございます。そして夏には、今年も台風は発生しないのではというくらい、第1号が7月に発生したかと思うと、できだしたら次々に日本列島に上陸し、日本全国に被害をもたらし、幸い玉名市には上陸もなかったものの、夏の猛暑で農作物全般にわたり相当な被害が発生しました。そうかと思うと、つい先日まで暑くて半袖でよかったのに、急に冬が来たような状況で、今朝は少し暖かかったんですけど、きのうはもう真っ白に初霜が降りまして、本当に近年の異常気象には頭を悩まされます。

それでは通告に従い、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、学校現場におけるいじめの現状はということで、質問をしたいと思えます。きのうの一般質問の中でも、教育長は自分が教壇に立ったときのお話の中で、いじめに関する話もありましたけれども、学校現場において昔から大なり小なりいじめはありましたが、今現在、玉名市の小中学校においてどうなっているのかについて質問をいたします。

近年毎年のように学校でのいじめが原因で自殺する子どもの痛ましいニュースが報道されるたびに心が痛むものです。先月も21日に新潟市の高校1年生の男子生徒が学校におけるいじめが原因で電車にはねられてなくなった事件が報道されていました。そのたびによく言われることに、いじめられるほうにも原因があると言われますが、果たし

て本当にそうでしょうか。周りの人たちが気をつけて子どもたちの行動を注視して、監視の目を光らせていけば見抜けるのではないのでしょうか。今の世の中は、みんなが自分の毎日の生活に追われて日々を過ごしているのです、そこまで目が届かないのではないのでしょうか。最近のいじめの方法として、よく言われているのが、仲間はずれ、無視、陰口、SNSによる暴言などの書き込みや嫌がらせなどではありますが、年代層では、小学生高学年から中学生に多く発生しているといわれております。陰湿ないじめはなかなか表に出てこないと言いますので、学校現場においてもそれを見つけ出すのは非常に難しいとは思いますが、そこで質問をいたします。

- 1、市の教育委員会では今までにどのような方法でいじめを見つけているのか。
- 2、それがわかったとき、どのような対応をしているのか。
- 3、当人だけの対応か、それとも家族にも連絡をしているのか。
- 4、担任の先生だけでなく、学校全体で共有できているのか。
- 5、今までにそのような事案は何件ぐらい発生しているのか。

よろしくお願いいたします。

次に、学校現場におけるICT授業の現状についてお伺いします。

ICT関係については、ほかの議員の方の質問がなかなかないので、今回も私が質問をさせていただきますが、過去に何回かこの件につきましてもいろいろな角度から質問をしていますが、今の現状はどうかということでお尋ねをいたします。

これは余談ですが、情報管理課が以前博物館の横にあった別館から、今年本庁舎の3階に移動された際は、昨年暮れから今年の正月休みを使って、すべてのコンピュータ関係の異動をされたもので、今年年明けからの業務が何の支障もなくできているのには、情報管理課の皆さんが見えないところで努力されたことに対して感謝するものであります。

さて、このICTについての質問は、一昨年前もXPのサポート切れのときも本庁を初め出先機関もこの件に関して、その対応はどうしているのかとお伺いしたことがありましたが、あれから機種更新などもずいぶん進んでいると思いますし、サイバー攻撃やウイルス感染、フィッシング、不正侵入などなど、毎日のように有害なサイトを考え出して多様な攻撃を仕掛けてくる輩がいるので、それに対するセキュリティー対策のほうも常に万全の対策を講じていなければなりません。その辺のところも含めて質問をしたいと思います。そこでお伺いしますが、

- 1、今、学校全体の中で、パソコンの配備は何パーセントくらい進んでいるのでしょうか。
- 2、電子黒板の普及はどれくらい進んでいるのか。
- 3、タブレットの復旧もどれくらい進んでいるのか。

4、サイバー攻撃やウイルス感染に対する対策は十分なのか。

次に、市内の各小中学校におけるエアコンの設置についてであります。近年は地球温暖化における異常気象によりいろいろな自然災害を引き起こす要因にもなっています。先ほど言いましたように、今年も正月などは非常に暖かく、1年穏やかな年かなと思っていたら、1月末の大雪に始まり、4月には熊本の大地震、夏には台風が東北、北海道に何度も上陸しました。それに今年の夏の暑さは厳しく、長く、お陰で農作物なども暑さによる被害が県下の随所に、特に路地の果物などに発生し、農家にとって本当に深刻な年でありました。一方、最近の家は年中エアコンはつけたままで、夏は涼しく、冬は暖かく、しかも省エネになるように工夫がしてあり、今の子どもたちは小さいころからそのような環境の中で育っているので、エアコンのない教室での授業は非常に苦痛ではないかと、以前から思っておりました。そしたら、今議会の市長の冒頭のあいさつでもありましたが、エアコン設置における設計業務委託の予算が計上してありますので、その点について質問をしたいと思えます。今後のスケジュールはどうなっているのか。設置までのタイムスケジュール等をよろしく願います。

2、全校一緒に設置をすることが可能なのか、どうなのか。

3、30年開校の玉陵小学校、町小学校と時期を合わせるのか。

以上の点についてお伺いして、また、次の質問に入りたいと思えます。よろしく願います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 横手議員の学校現場におけるいじめの現状について、まずお答えをいたします。

まず、質問の中の1つ目に、どのような方法でいじめを発見しているのかという、いじめの認知方法ですが、まず、日々の学校生活においては、担任の先生だけでなくすべての教師により、児童・生徒の様子を注意深く観察しております。そのほか、児童・生徒に対し、タマにゃんチェックという玉名市独自のアンケートを月1回、定期的を実施し、さらには相談電話を普通の認知方法により早期の発見に努めているところです。

2つ目の発見した場合の対応につきましてお答えします。学校においていじめが心配される状況が発見された場合には、まず、本人及び関係者に事実確認を行ない、いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針に基づき、組織としては校内のいじめ防止対策委員会で、担任ひとりに抱え込ませるのではなく、学校全体での対応を行なっております。

3つ目の家族にも連絡するのかなどの質問ですが、事実が確認できれば当然、早急に当事者だけでなく、保護者にも事実を伝え、解決に向けた話し合いを行なってまいります。

4つ目の担任だけではなく、学校全体で共有できるのかなどの質問ですが、それぞれの

事案については、職員研修や職員朝会等の時間を使って、学校全体で情報を共有することはもとより、そのもの児童・生徒の生活場면을多角的に注意深く観察することを通して、先ほども申し上げましたが、担任、担当だけでなく、学校全体で解決に向けて取り組んでいるところです。

最後に、これまでにそのような事案は何件起きているのかという御質問ですが、今年度は小学校5件、中学校は0件の合計5件の事案がいじめとして報告されています。この5件の事案につきましては、先ほども申し上げた学校内のいじめ防止対策委員会での対応で解決に至っております。しかしながら、学校だけでは解決できない教育委員会等の関係機関のかかわりが必要と思われる事例も年に1件程度発生しております。しかし、これまでの事案についても、いずれも重大事案に至る前に解決できているところがございます。いじめにより命が奪われる悲しいニュースが報道されている中、これからも学校の緊密な情報共有はもちろんのこと、さらには各関係機関とも連携を十分とりながら、いじめの未然防止と早期発見、早期解決に努めてまいりたいと考えております。

2つ目のICT授業の現状についてお答えをいたします。

まず1点目のパソコンの整備についてでございますが、玉名市立小中学校においては、パソコン整備計画に沿って計画的に整備しております。公務用、児童・生徒用のパソコン共に100%配置をしております。

2点目の電子黒板の普及については、すでに市内全小中学校普通教室にデジタルテレビ型又はプロジェクター型の電子黒板を整備しており、玉名市独自の活動であるエンジョイ・イングリッシュや授業等で積極的な活用を図っております。

3点目のタブレットの普及についてでございますが、現在のパソコン整備更新計画が来年度で終了いたします。そこで平成32年度から始まります時期整備計画での導入を検討しているところです。また、昨年はタブレット活用の検証することを目的として、玉名小学校で未来の学校プロジェクトの取り組みを実施し、活用の効果が得られたところがございます。しかし、無線LAN等の整備には時間と予算がかかること、セキュリティーの面から条件整備も必要であるため、タブレットの導入については、現在、情報管理課及び関係課と検討を行なっているところがございます。

次に、4点目のサイバー攻撃及びウイルス感染対策について申し上げます。現在、小学校21校、中学校6校、計27の小学校は、市のイントラである教育ネットワークにより接続されております。インターネットへの接続については、各学校それぞれが単独のインターネット回線にて接続しているものではなく、センター集中管理の方法で接続しており、インターネットとの接続を1カ所に集約し、不正アクセス、改ざん、破壊などを防ぐシステムとしてファイヤーウォールを設置し、外部からのデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断しているところがございます。また、インターネットの閲覧

やメールの送受信においては、内部へ通過してくるデータは専用監視装置により監視を行ない、ウイルスが含まれている場合は削除する仕組みを構築し、対策を行なっております。また、教育ネットワーク内における各学校間の相互通信につきましても、制限を設計し、他の学校からの侵入、不正ができないようにしております。運用面に関しましても、USBストレージ等の利用につきましても、使用禁止等の処置はしていませんが、利用時にウイルスチェックを行なうこと、個人USBではなく学校用のUSBを使用することなどを周知徹底しております。また、メールの送受信につきましても、サーバー側で迷惑メールとして判断したものについては、削除するとともに、添付ファイルにつきましても、各端末のウイルスチェックソフトにより検閲しております。さらに、各学校に対し、不審なメール等が届いた場合は、開封せず、速やかに削除する旨の通知により、周知徹底しております。公務用のパソコンを整備したことで、さらに万全の対策を図ることができております。加えて各学校では、インターネット及びスマホ等の適切な取り扱いに関する研修が親子参加で行なわれるなど、端末を使用する際の情報安全及び情報モラルについても学ぶ機会を設定し、さまざまな端末を使う側の意識向上にも努めておるところでございます。

次に、小中学校のエアコンの設置についてお答えいたします。

これまでも多くの議員の方々から同様の質問をいただいております。教育委員会としましては、現在、工事を行なっております玉陵小学校・中学校、玉名町小学校におきましては、校舎完成までにエアコンもあわせて整備し、そのほかの小中学校につきましても、それぞれの学校施設の大規模改修や学校再編の時期を考慮し、計画的な導入を図っていくとの答弁をこれまで行なってきたところです。しかし、近隣市・町及び熊本市等の導入状況や導入予定、さらには市のPTA連絡協議会からも早期導入の要望をいただいていること、また、今回国の補正予算により採択の見込みがあることなど、状況は変化いたしましたことから、今議会に玉名町小学校、玉陵小中学校を除く、全小中学校の実施設業務委託を今年度補正予算として241万6,000円、来年度の債務負担行為として563万円、総事業費805万2,000円を計上させていただいているところです。

今後の整備計画としましては、国の補助制度内示の結果にもよりますが、3月議会で工事費を計上させていただき、玉陵小学校、玉名町小学校の校舎が完成する平成29年度中には全小中学校の工事完了を目指したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。丁寧な説明ですね。

それでは、今の回答をいただいたところで、再質問をしたいと思いますが、まずは最



初に、いじめのところで月に1回定期的に本市独自の検査方法で「タマにゃんチェック」というのを行なっているということがありましたけれども、そのタマにゃんチェックとはどのようなものなのか、よければ教えていただきたいと思います。

それと、学校全体での対応を行なっているということ、共有して先生方みんなに対応しているということをございますけれども、その点について具体的に、もしよければどのような方法でしているのか、よろしくお聞かせしたいと思います。

次に、ICT授業のところでお答えがあったタブレット導入の件ですが、私の調べたところでは、文部科学省は2011年に教育の情報化ビジョンの中で、2020年までにはすべての学校で1人1台のタブレットを導入したICT授業を実現すると、このような目標を掲げていると発表しております。その点によりますと、先ほどお答えになった平成32年度から始まる時期整備計画での導入を検討しているとお答えでしたが、少し時期のずれがあるのではないかなというふうに思いますので、もう1回その辺のところをよろしくお聞かせいたします。

それと、タブレットの活用の件ですけれども、お隣の佐賀県武雄市の公立山内東小学校では、現在タブレットを活用した授業を实际行なっておりますし、東京都荒川区の小中学校では、全生徒に1人1台のタブレット端末を配備して、電子黒板と連動して、児童がタッチペンで入力した回答を電子黒板にリアルタイムで、しかも複数人同時に表示ができ、数学では動画を使い図形などをわかりやすく説明ができ、また、理科などでは実験結果を表計算ソフトに瞬時にグラフにすることもできますし、体育の授業では、カメラ機能を使ってフォームなどの確認もでき、スローモーションで投影することも容易にできるなど、さまざまな場面での活用の可能性が広がっております。実際、子どもたちも好奇心を持って、遊び感覚でタブレットの操作をするので、学力の向上にもつながっているとお話を私は以前聞いたことがありましたが、先ほどおっしゃいました昨年度玉名小学校で実際にタブレットを活用した授業をされたということですが、私が今、言ったような内容の授業が行なわれたのでしょうか、どうでしょうか。よければ、その授業の内容についてもお聞かせ願えればと思います。

また、そのとき、タブレットを子どもたちが家に持って帰ることはなかったのでしょうか、お聞かせします。

次に、エアコン設置について再質問をいたします。

現在、市内の高校ではエアコンが入っていますが、現在入っている高校でのエアコン設置に関しましては、機器の代金から設置費用、それに運転するときにかかる電気代や機器にかかるメンテナンス費用は、確か生徒の負担になっていると思いますが、その点、全小学校、中学校に設置したときにかかる電気代と機器のメンテナンス費用はどのようにされるおつもりなのか、お考えをお聞かせしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 横手議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、タマにゃんチェックという市独自のアンケートはどのようなものかということでございますが、学校では例えいじめが起こっていても、担任の先生に直接訴えることができない児童・生徒がおります。このような児童・生徒に対応するため、アンケート形式で心の声を聞くことを目的として作成いたしております。アンケートの質問内容としましては、いじめの被害を受けてないか。いじめらしき行為を見ていないか。自分の体に変調はないかという視点で、20問の質問項目を設定しております。

なお、このアンケートは発達段階ごとに小学校低学年用、高学年用、それから中学校用と3種類作成をしており、それぞれの発達段階に応じた表現方法を用い、質問の趣旨は統一されたものとなっております。

アンケート後の各学校における対応としましては、月1回のアンケート実施御回答内容を確認し、心配される状況が見られる児童・生徒については、個別面談等を行ないながら、学校総体としての早期発見、早期解決を図っているところでございます。

質問の中で学校の全体としての対応という御質問でしたが、このタマにゃんチェック等を活用して学校全体でその兆候を見た上で、校内のいじめ防止対策委員会などでの対応を進めているところでございます。

それから次のタブレットの導入計画と研究の実践ということでございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、平成25年度から順次導入を行なってきましたPCパソコン整備計画は平成29年に完成する予定です。このことから平成25年度の導入を完了した学校につきましては、平成32年度に次の更新時期を迎えることから、今後、32年度からの計画的な整備計画を検討する予定でございます。

次に、玉名市における研究実践の成果についてお答えをいたします。本市におきましては、昨年度玉名小学校で協賛企業から40台の児童用タブレットパソコンの貸与により、児童の表現力を育成することを目的として、熊本県の未来学校プロジェクト事業として指定を受け、研究を進めてまいりました。この研究実践において、学習の流れを工夫し、タブレット端末を学習活動の中いかに効果的に位置づけることができるのかの研究を重ね、環境を整えていくことで1人1台の移行が円滑にできるという見通しができたところです。その一方で、タブレット活用による学習効果の一層の向上のためには、その基本として学校における学習規律を整えるなどの学習基盤の充実が必要であることも改めて確認できました。横手議員御質問の中で、タブレットの家庭への持ち帰り事例はということですが、こちらのほうは持ち帰りの事例はございません。市としましては、玉名小学校の実践の成果をつなげ、関係各課と協議を重ねながら整備計画の中に生かし

ていきたいと考えております。

次に、エアコン導入後の電気代等の維持管理費についてですが、玉名市内の高等学校におきましては、議員御指摘のとおりすべての学校において電気代等は育友会や校納金等で負担されております。しかしながら、本市としましては義務教育である小中学校では、学校の設置者はその設置する学校管理し、法令に特別の定めがある場合を除いては、その学校の経費を負担するという学校教育法第5条の規定及び普通教室等に空調設備を導入している県内の市、町では負担金の徴収がないこと、さらにはこれまで市のPTAとの協議内容を踏まえて、小中学校の電気代等に対する保護者の負担については考えておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 回答ありがとうございます。

まず、いじめの件ですけれども、今、さっき聞きましたタマにゃんチェックというのを月に1回定期的に行なっている。そのタマにゃんチェックに関しましても3段階に分けて、小さい子ども用、そしてまた、小学校の高学年、そして中学校と子どもたちの発育の段階に合わせて、きめ細やかな問題といたしますか、あわせてそれをつくっているということは、非常にきめ細やかにやっておられるのかなということで感心いたしました。これはやはりいろんな全国のニュースの中で、私が言いましたように、結構いじめを苦に子どもたちが自殺に追いやられるというふうな状況もありますので、早いうちにぜひぜひこれからも気をつけられて、学校の先生方も大変とは思いますが、目配せしながら子どもたちの教育に頑張っていただきたいと思います。

それと、ICT授業に関してですけれども、ちょうど先ほど言いました2020年と32年を一緒なのかな。ちょうど同じ年になりますかね、だからこれにもちょっと私はずれがあるかなと、このあとになるんだったら、国で言っているのとはちょっとずれ、違うんじゃないかと思っていたんですけれども、その辺はよろしく願いしておきます。

そして玉名の小学校であった、実際タブレット授業に関しましても、タブレットの家庭への持ち帰りはないということだったので安心しましたけれども、タブレットを自分とこに持って帰ってやっぱり子どもたちは思いもかけないような、自分とこに、恐らく今若い人の家庭には、Wi-Fi（ワイファイ）等々も飛ばしてありますので、自分のスマホからとか、タブレットからで簡単にインターネットにアクセスできますので、それから今、いろんなウイルス等々が入り込んで、それをまた学校に持ってきたときに学校のパソコン等々がウイルスに冒されるというようなことはないのかなというふうな心配がありましたもんですから、この点に関しましてはちょっとお聞きいたしました。今後その辺に関しましては、先ほどお話にもありましたように、学校で親子によるスマホの

勉強会もしているというふうなことでございます。実際、私の孫が3歳になる孫がいるんですけど、私のスマホを触って YouTube（ユーチューブ）等々にもうすぐアクセスするんですよ、YouTube で自分の見たいやつをもうスマホを3歳の孫がですよ、触って、自分でつけたり消したりするわけですよ。だからもう今の教育長とか教育委員長とかおられますけれども、その辺の言ってる意味がどこまで理解できるのかなというふうな感じがいたしますけれども、そういう子どもたちがもうやっぱり小学校になったら全然大人以上にさくさくパソコンも扱うようになると思いますので、ぜひ、その辺でウイルスの侵入等々はないように心掛けていただきたいと思います。

最後のエアコンの件につきましては、今度、玉陵小学校、仮称ですかね、ができる。そしてまた、玉名町小学校ができるということで、それにあわせてほかの学校にも設置をするというふうなお話でございますので、ぜひぜひ、その件は子どもたちが地域によって環境の異差がないように頑張って設置をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続けて次の質問によかですかね。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） それでは、次に、玉名市の上下水道事業について質問をいたします。

私たちが日々の生活をしていく中で、公共のインフラの整備は欠かせないものでして、その中でも水は特に大切であります。4月の熊本大震災のときも震源地の中心部の住民の皆さんはもとより、近郊の皆さんも一斉に水やお茶を求めて、玉名のコンビニやスーパーの陳列棚の品物は、そのときはどこもかしこも一斉になくなったことはまだ記憶に新しいものであります。1月末の大寒波のときも、玉名市の水道は大丈夫でした。4月の熊本大震災の時もお隣の大牟田市は水道が一時とまりましたが、旧玉名市は大丈夫でした。しかし、一部の地区では数日間の給水を行ないましたが、それほどの混乱もなく、水道局の職員の皆さんの迅速な対応に感謝しているところであります。

そこで質問ですが、1、玉名市が上下水道事業を始めて何年経過しているのか。上水道と下水道のほうも両方お願いしたいと思います。

2、現在の上下水道の布設状況は何パーセントぐらいの進捗率なのか。

3、今回の熊本地震で上下水道施設の破損箇所はどれくらいあったのか。

4、11月8日に、ちょうど今日から1カ月前でしたけれども、福岡市で起きた地盤沈下のような事案は今までになかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

[企業局長 北本義博君 登壇]

○企業局長（北本義博君） おはようございます。横手議員の玉名市の上下水道事業についてお答えいたします。

まず、玉名市が上下水道事業を始めて何年経過しているかでございますが、上水道事業は玉名地区が昭和30年に西部地区の一部を給水区域と定め、水道事業運営を開始するため事業認可を受け、その後拡張を繰り返すとともに、古い管の布設替えも行ないながら、現在で61年が経過しております。また、岱明地区におきましては、平成元年に南部地区を給水区域に定め、その後拡張を繰り返しながら、現在で28年が経過しております。

続いて、天水地区におきましては、昨年まで東地区、北横内地区、丸尾地区、玉水ニュータウンの4地区を簡易水道事業として事業運営を行っていた水道施設を本年度より上水道事業に統合し、新たに運営を開始しておりますが、当時の4地区の簡易水道事業で最も古い東地区が昭和41年創設され、現在で50年が経過しておりましたが、この東地区の更新工事が平成27年度をもって完了しております。また、公共下水道事業は、玉名処理区が昭和47年に国の事業認可を取得し、昭和48年事業着手、昭和56年4月に共用化し、同じく岱明処理区が昭和52年事業着手、平成3年4月に供用開始しております。現在で事業着手してから43年と39年が経過している状況でございます。

次に、現在の上下水道施設の布設状況についてでございますが、現在玉名市の水道事業として事業運営を行なっている玉名地区、岱明地区、天水地区の3地区とも事業認可区域内の水道施設の面的整備は完了しております。今後は更新の時期を迎える玉名地区の布設の更新を重点的に整備していきたいと考えております。また、公共下水道施設につきましても、公共下水道整備区域内として、玉名処理区と岱明処理区がありますが、まず玉名処理区におきましては、870ヘクタールを認可区域に設定し、そのうち706.66ヘクタールの面積整備が完了しており、進捗率といたしましては81.04%となっております。また、岱明処理区につきましても、477ヘクタールを認可区域に設定し、そのうち440.23ヘクタールの面積整備が完了しており、進捗率といたしましては92.29%となっております。布設の延長としましては、配水管、本支管の総延長247.4キロメートルを埋設している状況でございます。

今後も国、県に対し整備費の補助要望を行ない、早期完成を目指してまいります。

次に、4月の熊本地震で上下水道施設は大丈夫だったのかでございますが、まず、水道施設につきましても、天水地区の北横内水源地と丸尾水源地の2カ所の取水井戸に水の濁りが発生したため、122世帯の給水を停止し、その回復に8日間を要し、地区の皆さまには御迷惑をおかけいたしました。また、その他の取水井戸数カ所においても水濁りが発生しましたが、その日のうちに回復したため、この被害に対する給水世帯への影響はありませんでした。

続いて、下水道施設におきましては、本震のあと農業集落排水地区の処理場6カ所で

小規模な被害及び大平地区の真空管が脱落する被害を受けましたが、本市職員及び維持管理業者の迅速な対応と、地元業者資材メーカー各社の迅速な手配で同日の夕方には仮復旧ができたため、使用者への影響は最小限に抑えられたと思っております。

次に、福岡市で起きた地盤沈下のような事例はないかについてでございますが、上下水道施設が原因で、福岡市で起きたような大規模な陥没事故は起きておりません。しかしながら、上下水道管を原因とした漏水や小規模な陥没事故は年間数件程度発生しておりますが、早急に現地確認を行ない復旧しているところでございます。上下水道共に道路下に埋設しているため、目視確認が難しく舗装等の変化をいち早く知ることが大事で、道路管理者等の協力も得ながら対応しているところでございます。また、老朽化した管の更新にも、今後特に力を入れていかなければと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

上水道事業に関しましては、玉名地区が61年、そして岱明地区が28年、天水地区が50年ということでお話がありましたけれども、いずれの地区においても今回の地震の影響はさほどなく、軽かったということでありましたが、玉名地区が61年、そしてまた天水地区が50年もたっているということでもありますので、今後もぜひ、その辺は注視をしながら、古い配管などの更新も適時をお願いしておきます。

それと、福岡で起きた陥没事故は、あれは地下鉄工事が原因で起きた事故なので、上下水道には直接は関係がなかったのかもしれませんが、玉名市においても年間数件の小規模な陥没があるということでございますので、今後も大事には至らないうちに、早め早めの対応をお願いしておきます。

そこで、再質問ですけれども、現在の玉名市の上水道の有収率はどれくらいなのか、また、上下水道の定期点検を義務づけるような制度はないのか。また、上下水道の通常の点検などはどのように行なっているのか、再度お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） 横手議員の再質問にお答えいたします。

まず、現在の玉名市の上水道の有収率はどれくらいかについてですけど、平成27年度につきましては77.59%でございました。

次に、定期点検の制度などないのかについてですが、上下水道施設共に定期点検の制度はありませんが、公共下水道につきましては更新計画を策定するため、ストックマネジメント事業に国の補助制度があり、現在取り組んでいるところでございます。また、通常点検をどのようにしているのかについてでございますが、上下水道施設の運転管理

機器の技術的な点検などは外部に委託し、定期的な保守点検を実施し、施設の安定した安全な運転管理に努めております。また、埋設管につきましては、陥没事故等を起こさない以上等を発見し次第早急な対応に心がけるとともに、今後は古い管の更新を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 11番 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今、聞きました上水道の有収率なんですけれども、77.59%ということで、今お伺いしましたけれども、私はもうちょっと有収率がいいのかなというふうに、私は考えておりました。これは今回の地震、4月に起きた地震があったためにこんなパーセントなのか、ここ何年間ずっと、何年間前からこの辺の有収率だったのか、その点を再度ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） 今の77.59%と申し上げたのは、27年度決算で、今年の震災の分は入っておりませんので、状況的には横ばいですけど、平成24年が79.6%、平成25年が78.1%、26年度が77.87%で、ちょっと下降気味ではありますが、今後注視しながらその辺を上げていきたいとは思っています。よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

やっぱりなかなか2割以上も損失というか、もともと流れ出る水に対して、どっかで漏れとるということでございますですね。だからその辺に関してはやはり今おっしゃいましたように、有収率を今後少しずつでも上げるようにどっから漏れているのか、漏水の箇所を探ったりとかですね、管が老朽化している部分に関しましては随時更新等々を先ほど言いましたようにお願いしておきたいと思っております。

それと、上下水道の通常の点検ということでございますけれども、これに関しましては、カメラ等々を使ってしているということで、なかなか上水道にしても、上水道は割りとして、例えば、どっかからどっかの区間をとめて修理をするというふうなことをしやすいんでしょうけれども、下水管につきましては、その辺の修理等々はなかなかやりにくい、地下にも埋まってるし、お聞きしたところなんか、私は地下何メートル、2、3メートルぐらい入ってるのかなと思ったら、深いところは「いえいえ違うんですよ。」と「深いところは10メートル近いところもあるんですよ。」ということ聞いてびっくりいたしました。やはり勾配の関係で下水はそういう深いところに行くのかなとってびっくりしたところでした。もう年数も大分古くなってるところもあると思

ますので、ぜひぜひ、その辺の点検はきちとなされて、そして補修のほうも随時、適時に今後も行なっていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 次に、選挙費用についてお伺いしたいと思います。

早いもので私たち議員も選挙があつて3年が経過し、来年にはまた選挙の年を迎えます。今回も7名の新人の議員の皆さんがおられますが、常々思うことは、議会は開かれた場でなければいけないと思います。地元を愛し、これからの玉名をよりよく発展させ、市民の皆さんの暮らしが少しでもよくなり、だれもが住みたいと思うまちづくり、そしてまた、常々市長がおっしゃられます、後世に負の財産を残さない、小手先の人気取りの政策や、目先のことだけではなく、長期にわたり形成されるまちづくりを真剣に思う多くの市民の誰でもが参加でき、議論し合う場所でなくてはいけないと思います。そのためには、多くの人が参加しやすい方法も少しずつでも改善されていかなければならないのではないのでしょうか。そのような思いの中で、次の質問をいたします。

1つ、他の市町村で選挙カーやポスターに補助をするとところがあると聞きますが、今現在県下で行なっている行政はどれくらいあるのか。

2、その財源はどこからでているのか。

3、このことに対して、玉名市のお考えはどうなのか。

4、国会議員や県議員も補助は出ているとお聞きしますが、その点についてもどうなのか、お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

横手議員の玉名市における選挙についての御質問にお答えいたします。

公職選挙法ではお金のかからない選挙を実現するとともに、立候補しやすい環境を整えることを目的に、候補者の負担を減らし、立候補や選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が設けられております。これは国又は地方公共団体が候補者の選挙運動の費用の一部を負担する制度であり、公職選挙法に基づき町村を除く地方自治体が国政選挙に準じた内容で、条例によって制度化するものでございます。

内容といたしましては、選挙運動自動車の使用やポスター作成にかかる費用など、公職選挙法で認められている一定の選挙運動費用を公費で賄うものでございます。

本市におきましては、選挙運動自動車の使用やポスター作成などの公費負担は行なっておりませんが、選挙運動用通常はがきの郵送料や選挙公報の発行などについては、公費で負担をしているところでございます。また、熊本県内の状況についてでございますが、熊本市を含む14市中5市が選挙カーやポスター作成の公費負担を実施して



おり、本市を含む残りの9市が未実施の状況でございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

国会議員及び県議会議員についての御質問でございますけれども、公費負担で行なわれております。国会議員については国庫負担、県議会議員については一般財源で賄われているとしております。

今後は財政状況や他市の動向、推移などを見ながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

それでは、再質問を行ないたいと思います。

先ほどの答弁の中で、選挙運動用通常はがきの郵送料とありましたが、その郵送の規定の数が確かあると思いますよね、1人当たり何枚か。それが、それに対して予算が多分あると思うんですけれども、その通常はがきを皆さんが使われているのかどうなのか。使われている方も規定数出しておられるのか、その辺のすべての方の枚数等々はわからないと思いますので、割合でも結構ですので、予算がどれだけある、例えば、100%ある中で皆さんが使っておられるのは何割ですよというような、その辺の割合がもしわかればよろしくお願ひしたいと思います。

それと、選挙公報の発行とありましたが、その発行には幾らぐらいの予算がかかっているのか。よろしかったらお願ひしたいと思います。

それとまた、補助があつているところが5市、してないのが9市、本県であるということでございますけれども、補助があつているところでは1人当たりお幾らほどの補助があつているのか、よかつたらお教へ願ひたいと思います。

それと、現在、今行なっている玉名市のポスター掲示板等々を見ましたときに、これはただ私の判断ですけれども、あれだけ数が入るのかなと。ああいうポスターの掲示看板をあと半分ぐらいにすれば、その削った予算でも十分違う部分に回せるのではないかなと思っております。その点どうなのか、以上の4点についてお答えをよろしくお願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 横手議員の再質問にお答えをいたします。

まず選挙運動用の通常はがきのどれくらい使われているかというような状況でございますけれども、この通常はがき、選挙用の通常はがきというのは1人当たり2,000枚使うことができます。現在、市長の場合は8,000枚でございますけれども、予算ベースで申し上げますと、議会議員1人当たり2,000枚の10万円を計上しており

ます。1人当たりでございます。それと、市長の場合が8,000枚でございますので40万円を計上いたしております。実績額といたしましては、市長と市議会がそれぞれ別れた形での内訳がちょっとでておりませんので、ただ合わせた形で申し上げますと、市長と市議会議員の立候補者数を計算いたしますと、約2割程度が活用されているというような状況でございます。

あと選挙公報の発行についてかかる費用でございますけれども、2万6,600枚の発行を行なっております。市長及び市議会議員の総額合わせたところの金額でございますけれども、79万7,215円となっているところでございます。

次に、3点目の1人当たりの費用負担額はどうかというふうな状況でございますけれども、現在、取り組んでいる県内5市の状況を調査いたしましたところ、政令市である熊本市を除きまして県内4市の立候補者1人当たりの費用負担額としましては、平均で約55万円が支給されているというような状況でございます。

それと最後の市内のポスター掲示場を減じて費用を捻出することはどうかというような御質問でございましたけれども、市内のポスター掲示場につきましては、公職選挙法第144条の2の規定によりまして、投票区ごとに政令で定める基準に従いまして、有権者数とか面積によって設置数が定められているところでございます。本市の場合それに基づいて設置をしております。現在、市内309カ所の設置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

ポスター掲示板は決まるとですたいね、あがしこせなんということがですね。はい、それは知りませんでした。

それと、はがきの件なんですけれども、全体の中で2割しか使われていないということでございますので、果たしてそれが意味があるのかなというふうな気もいたします。

それと、他市のお話を聞いたときですね、ほかの市で55万円出てるということでございます。私はもうちょっと1人に対して20万円か30万円ぐらいのポスター代と選挙カーの車代かなと思っておりました。以外と出てるんだなというふうに感じました。先ほども言いましたように、なるべく多くの方が参加しやすい形、そしてまた、いろいろなお話が、いろいろな方が出てきて、そしてまたこの議会の場で討論しようといひますか、よりよい方向に導くためにも今後この選挙の費用に対しましても今から考えていく1つのいい機会ではないかなというふうに思っております。

今回の一般質問も3点挙げて、その中で私なりに感じましたところを一般質問させていただきました。本当に執行部におかれましては、丁寧な答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時22分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） おはようございます。5番新生クラブの城戸です。よろしくお願ひいたします。

また、傍聴の皆さま朝から本当にお疲れでございます。よろしくお願ひいたします。

さて、アメリカ大統領選、共和党のトランプ氏がクリントン氏の優勢の前評判を覆し、大統領になりました。トランプ氏は、現在の政治金融システムが一部の特権階級によって不正操作されていると主張し、政治経験のない自分が唯一システムを修復できるとして、白人の労働者階級を中心に支持を集めたといわれています。トランプ氏は、環太平洋経済連携協定、TPPへの反対を鮮明にしておられます。また、日米関係では、駐留米軍経費の全額を日本が負担すべしと、日本の核保有容認を示唆し、日米関係がきしむ可能性もあります。いずれにしろ、選挙は変革を求める人々が表に出ず、隠れて不満を票に表す傾向があると私は感じています。また、国内では、東京都知事選で自民党の調整がないまま立候補を表明したため、与党が与党を敵に回す形で選挙に臨み、無党派層の過半数、野党支持の一部の票を取り込んだばかりか、多くの自民党支持者層も共感を得て、小池百合子都知事が誕生しました。また、選挙公約では、豊洲市場の調査、五輪関係予算適正化などがありますが、特に私が感じたのは、多摩格差ゼロの公約です。これは、都政は人口の多い23区ばかりで、多摩地区が後回しにされている問題です。これは地方でもあります。ここ玉名でも、人口減少の中、地域格差が問題であると思います。この問題には議会と行政が協力して進めていく必要があります。特に職員が問題意識を把握し、考えなければいけないと思います。そのためにも人材育成が重要な課題だと思います。

それでは、通告に従い質問します。

今回2項目を質問させていただきます。済みませんが、勝手ながらですけど、1項目めの職員人材育成についてと2項目めの市長公約の検証と政治姿勢についてを逆にさせていただきます。

まずは市長公約の検証と政治姿勢についてのほうから、先に質問をさせていただきます

す。高寄市長は、旧玉名市の市長を1期半6年され、合併後は平成21年から来年で2期目をされようとされており。平成21年にはローカルマニフェストを行政施策として整理した「チェンジ玉名」を作成されました。また、今現在2期目には、「輝け玉名「戦略21」」の公約を現在遂行をされており。公約は市民との約束であり、検証が必要です。そこで「輝け玉名「戦略21」」についてです。「輝け玉名「戦略21」」の達成率とその課題を、6分野44項目のうち、重要施策7項目について1つつ質問をさせていただきます。

最初に玉名地域医療体制づくりの推進です。この問題の達成率とその課題も含めて、答弁をよろしくをお願いします。

残り重要施策の6項目については、質問席から質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） それでは、城戸議員の質問にお答えをいたします。

「輝け玉名「戦略21」」の44施策のうち、7つの重点施策について、それぞれの進捗状況、達成率、課題、その課題を克服するためにどうするのかについてお答えをいたします。

まず最初に、玉名地域医療再生づくりの推進についてでございますけども、平成27年度当初時点では、年度内に地域医療体制づくりの協議を終え、基本構想及び基本計画を策定し、平成28年度には新たな体制をつくり、基本設計や実施設計の策定及び用地取得等を進めていく予定でしたが、結果として協議が長引き、事業実施に遅れが生じております。平成26年度から平成29年度までの達成率を100%で表した平成27年度末時点での自己評価は、評価を毎年度の目標を達成すれば事前に割り振っていた達成ポイントを加算する方法といたしたことから0%でございました。しかしながら、議員も御承知のとおり、経営統合の協議も終了し、本年8月16日には公立玉名中央病院と玉名地域医療センターの2病院による経営統合に関する基本協定の協定書の調印式をとり行ないました。このことによって今後は、平成23年度の開院に向けて。

[「32年」と呼ぶ者あり]

○市長（高寄哲哉君） 32年度の開院に向けて確実に歩んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁ありがとうございました。

私も中央病院の議員をさせていただいておまして、先ほど言われましたように当初

は経営統合に向けての話し合いがなかなか長引いていきまして、まず、最初の玉名地域医療体制づくりのほうから言いますと、なかなか周りの地域がなかなか参加してくれないというか、なかなか進まなかったのが事実ではないでしょうか。高寄市長も長洲町と南関町のほうに行かれまして、いろいろ説明をされましたけれど、まずは当初からは和水町がその体制づくりに参加されたということで進んでいきました。そういう中で遅れた中でも医師会との統合、経営統合ですね、これ30年に独立行政法人としてちゃんとできることになっておりますけど、そういう中で遅れた原因というのは、恐らくいろいろ話し合いの中で折り合いがつかなかったというのが現状でしょう。そういう中で32年の開業で今場所も新玉名駅裏、玉名小学校の跡地に建屋を建ててということではほぼ決まって、そこが2.8ヘクタールですよ、駅の裏というの、なかなか私もその公立玉名中央病院企業団議員としては、なかなかここじゃない、特に私の思いは正面の3.2ヘクタールだと思っていたんですけど、問題は財源の問題ですね。土地の問題がありまして、そこは私もいまだにまだ納得はしておりませんが、これはもう市民のためにいち早くつくっていかなくちゃいけないと思う気持ちで了承したところでございますけど。ちょっと再質問というかですね、実は、私、21年に選挙がありまして、当時は島津市長、高寄市長が選挙されたときに新庁舎ができるときのそこが争点になってたときですね、その公開討論会の資料を私は持っているんですけど、そのときに高寄市長の理念というか、そういうのも書いてありますし、長期構想というのもうたっています。これちょっと読んであれなんですけど、その中で4年間で行なう重要施策ということで、高寄市長は書かれております。その中で福祉医療制度を充実するということで、「小児救急24時間体制づくりを図ります」ということで当時もう7年前になりますけど、これマニフェストですけど書かれております。そういう中で今回、病院が建つわけですけども、この小児救急24時間体制づくりのことはどう思っているかをちょっと再質問させていただきたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 再質問にお答えいたします。

小児救急につきましては、子どもを持っている親御さんにとりましては大変重要な事項であるということも認識をいたしておりますし、また、小さい子どもが緊急に病気になるといふときの体制としては、24時間体制の救急医療体制というのは本当に大切なことだろうというふうに思っております。しかしながら、これ目標に掲げておりながらいまだにまだできてないということでもありますけども、やはりその体制をつくるためにどうしたらいいかというふうなことでもございますけども、この24時間体制をつくるにはやはり医師の確保が非常に大切なことであるということで、その医師の確保のために今、奔走しているというふうな状況でございます、なかなか今は中央病院と地域医療

センターによりまして夜の5時以降の体制をとっているというような状況でありますけれども、この開院に目指して24時間体制がとればというふうなことで、小児科の医師も確保するということが、また来年度の予算においてこれも支援をするということでございますので、中央病院で小児科医の医師をふやしていただけるように、今要請をいたしているというふうな状況で、そのことによって医療体制が少しずつは整ってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これからの課題といたしまして、やはり子ども方の救急、特に子どもはどちらかといえば、夕方から病気が出てくるというふうなことが非常に多く、夜が大変な状況でございますので、この夜に医療体制が取れるように私も精いっぱい今後努力してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

子育て世代のお母さんたちは、本当にこの24時間体制ですね、これは本当に要望というか、ずっとされていますので、これは医師会も今度検討するわけですので、医師の確保が一番なのかはしれませんが、ここはやはり市長が前々から公約という形でされていますので、ぜひそこは優先的に一所懸命頑張ってくださいと思います。

それでは、続きまして第2の重要施策の中学生までの医療無料化の実施ということで、こちらのほうもよろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 中学生までの医療無料化の実施につきましては、平成26年4月診療分から医療費の助成対象者を小学終了前から中学校修了前まで引き上げるといたしております。そのために所期の目標は達成しているものと評価をいたしておりました。なお、無料化の方法といたしまして、今までと同様に償還払いというふうにいたしております。この理由といたしましては、現物給付を導入いたしますと医療費の増加につながる可能性も十分にありますし、また、自治体の財政に余力があるというふうに見なされまして、国民健康保険の調整交付金の調整率が支給縮小されるというおそれがございます。そうなりますと減収になり減額分は市の負担というふうになるからで、そういう理由でございます。また、償還払い方式ではあるものの、医療機関窓口の手続きによりまして、利用者の市役所への手続きは原則的には必要ございません。また、ある程度の利便性はそういうことで確保いたしておまして、加えて助成対象を中学校3年生までに拡大をいたしまして、自己負担をこれも求めておりませんので、これは中学生までの償還、現物給付導入による部分につきましては、自己負担を求めている自治体も多くございますので、こういったものも中学生までも完全なる無料というふうにいたしておりますので、そういったものを理解していただければと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございました。

この中学生医療費無料化の実施というのは、前回の選挙のときの私は目玉だと思っておりました。ここはまずすぐ着手をされたというのは、やっぱり公約という重みがあってされたと思います。ただ、償還払いと現物支給のこの問題は、いろんな議員さんが一般質問でもされております。今言われましたように利便性はあるけど、確保してると言いながらも、近隣の町と、近隣の市13市ある中でもほとんどが現物支給なんですよね。これはやっぱり利便性をより市民の方によりよくするためには、私は現物支給をしていただきたいと。任期中には市長は償還払いということで私は確認を今した次第でございます。

このことは100%公約どおりされていますので、次に進みたいと思います。

それでは第3番目の農業基本条例の制定について、よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 農業基本条例の制定についてにお答えをいたします。

平成27年3月議会におきまして、玉名市食料・農業・農村基本条例が制定をされました。平成27年4月から実施をされております、この条例に基づく基本計画の策定に向けて、平成27年9月にアンケート調査を実施いたしております。アンケートの対象は、20歳以上の市民1,000名でございます、回答率は55.3%でございます。また、農業に関する基本的な事柄について、農業者、行政、市民の役割も明確にし、農業の持続的発展と豊かで住みよい地域社会を実現するため、玉名市食料・農業・農村基本計画審議会を2回開催をいたしまして、農業の現状と課題や将来のあるべき姿に対するアイデアを出してもらうために、明日の玉名の農業を考える会を1回開催しております。なお、この施策の達成度はおおむねということでありまして、70%で計画どおりに進んでいるというふうに感じております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございました。

この基本条例の制定については、玉名市の食料・農業・農村基本条例は27年3月に、今、言われましたように策定をされております。この辺は達成率70%ということで、これも公約の中で言われたことですので、これからは農業もいろいろ外から来る人のためにもいろんな助成金とかも考えて、外から来て農業を始める人にも助成金あたりを充実してほしいなと思っておりますけど。この農業基本条例は斉藤副市長が就任をされたとき私が質問をしました。斉藤副市長はどれを中心に重きを置いて「輝け玉名」「戦略2

1」] をしていくのかということをして1回言われましたので、せっかくそのときに農業振興をしたいと、力を入れたいと言われてますので、そこだけよければ斉藤副市長にも一言だけよろしくをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 城戸議員の御質問にお答えいたします。

就任直後、確かに御質問いただきまして、農業基本条例については非常に興味を持っているという答弁をさせていただきました。ただ、この基本条例は策定するだけじゃなくして、今、策定しておるのは基本計画ですね、これが大事でございますので、この中にいろいろ施策を盛り込んでいくということでございますので、よろしくお願いたしたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） それでは、いち早く基本計画の制定をお願いしたいと思えます。

それでは続きまして、企業誘致の積極的な推進ということで、こちらのほうもよろしくをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 企業誘致の積極的な推進についてでございますが、新たな企業の誘致は厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。平成27年度は企業誘致担当が交通の利便性や人材の豊富さをアピールし、新規に食料関係企業を3社、その他製造関係の会社を5社の訪問を含む延べ24社を企業訪問をいたしました。具体的な誘致の話までは進展せず、誘致には至っておりません。なお、私が東京、名古屋、大阪などに出張する際は、可能な限り企業訪問に同行をいたしまして、誘致活動を実施していることから、この施策の達成度は活動状況を加味し20%と評価したところでございます。

今後は誘致企業を促進するために企業誘致可能性動向調査を行ない、企業の動向を探りながら誘致活動を行なってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

企業誘致に関しては、ちょっと先ほど私が21年度の公開討論会の際の資料の中には、整備を図ってというのは書いてなくて、雇用の拡大を図りますということで道路整備、企業誘致というのは書いてありますけど、そのときの相手候補、島津候補ですかね、そのときは書いてあるのが北部地域ですね、北部地域、特に高速インターや新幹線の近くに企業誘致の候補地として工業団地の推進を考えてますという回答をされてお



ます。島津候補の場合はですね。そのときはやはり今言われました達成率20%ということで、なかなか企業は整備ができてないと、玉名に進出してこない、そういう意味でなかなか工業団地はいつも質問しますが、財政的に難しいとかいろいろありますけど、やはりインフラ整備、工業団地等を踏まえて企業を訪問しないとなかなか来てくれない。特にこの震災のあと、熊本はなかなか企業が来れない状況になっておりますけど、ただ玉名は幸い地震はそんなに影響がない地域という認識も出ましたのでですね、熊本の中では、ぜひその辺もアピールしてほしいと思います。

再度聞きますけど、工業団地等の計画は将来どう考えておられるのか、再質問でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 再質問にお答えいたします。

工業団地の必要性というのは、やはりあればいいということだけは間違いないことじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、工業団地を整備して企業がなかなか来ないという過去の状況もございましたので、そういったものを含めながら、やはり必要性を考えながら、そしてどういったふうにして企業を誘致するかということで、やっぱりその辺を十分に考えながら、この後取り組んでまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 企業誘致に関しては、10月でしょうか、建設経済委員会で兵庫県だったですかね、養父市に行きました。あそこは学校統合がかなりされてまして、6校ぐらい学校の跡地があったわけですよ。そこに企業を呼び込んで成功をされておりました。1つの学校の跡地にはお酢の会社が入ってまして、たまたま説明受けたのが熊本出身の益城の方でございました。そこのやはり市長とその企業の社長の絆と申すでしょうか、そういうことを地域を盛り上げるという意味でその企業も進出してこられたと言っておられました。本当にそういう学校の跡地も、玉名の場合はなかなか計画ができてない状況ですけど、そういうのも視野に入れて企業誘致をしていただきたいなと思っております。ぜひ、その辺は検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きましてサッカー場の新設についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 市民サッカー場の新設についてでございますが、平成26年度に建設規模、場所等を明確にするため、玉名市サッカー場検討委員会の審議を経て、玉名市サッカー場建設基本構想案をまとめたところでございます。事務局提案の基本構想案につきましては、議会の皆さまの同意がいただかず、基本計画の策定には至りませんでした。したがって、達成度としては0%というふうに評価をいたしております。

しかしながら、県下でサッカー場といえる施設を保有していない、どちらかといえば玉名市だけじゃないかと思えますけども、数少ない市であることから、当初目標といたしておりました平成30年度の延期を延ばしてでも鋭意進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ、議員も御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

サッカー場の新設は、私も議員通って即座に、公約に上げられておりますので、そのときも場所、財源とか、いろいろ質問をしました。なかなかそれから進んでないという状況で、公約に関しては本当に0%ですけど、この問題は、いろいろ私も公共施設等建設特別委員会いましたけど、場所の問題が一番あったと思います。なんで208号線から渋滞する場所に、桃田運動公園の近隣ということで整備をするということで整備をするということになってますけど、これをやっぱり来やすい場所とか交流人口を考えれば、私は新玉名駅周辺だろうと常日ごろ思ってたんですけど、なかなかこの辺が折り合いがつかず、私もずっと否決してきてますけど、このサッカー場に関しましては、本当にいま一度、場所も考えていただいて、きのうも田畑議員のほうからありましたけど、あの地域はやはり車事情というか、渋滞に巻き込まれるおそれがありますので、やはり場所をいま一度考えていただきたいと思います。そっちはよかです。

続きまして、市民会館の建てかえもよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 市民会館の建てかえにつきましては、基本設計業務を平成27年9月に終了いたしました。現在は、年明けの1月末を工期といたしまして詳細な詳細設計であります実施設計業務を進めているところであります。また、これらの設計業務に並行して、貴重な財源となります社会資本整備総合交付金の申請につきましても順調に進めております。平成30年12月の完成を目指し、来年度からの2カ年で建設工事の予算計上をお願いする予定でございます。この施策の達成度は30%と評価をいたしました。

なお、本年9月に策定いたしました「輝け玉名「戦略21」」進捗状況報告書の概要版の表紙には、新しい玉名市民会館の完成イメージ図を掲載をいたしております。老朽化した市民会館が建てかえによって生まれ変わることで、多くの市民の皆さまの利用が促進をされ、利用者、来場者共に喜んでいただけるであろうと願っているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

市民会館建てかえについては、私は、建てかえのことについては全く賛成でございます。老朽化してですね。場所についてがもう反対をしております、いまだに反対です。というのがいろんな市民の方から聞くと、「なんで福祉センターの横に立てるんだ。」と、来られる方が「窮屈というか、ちょっと気分が悪くなるな。」と、「もしここにできたら。」ということをおっしゃっております。いまだに私は反対ですけど、前回基本設計が通りましたけど、サッカー場は簡単に場所を先ほど、きのうも変えて、市民会館はなかなかそのあと、やっぱりなんですか、これはもう市民の声というのがなかなか届かないと言うイメージがあります。市民会館に関しては、今の計画の場所では、私はいけないと思って、断固今から先も反対をしていくつもりでございますけど、この問題は、また今から予算等が上がってくると思いますので、いろいろ頑張っていきたいと思っております。

それでは、最後の定住化推進助成制度の創設についてよろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 市民会館の建てかえにつきましては、場所を言われますけども、場所につきましてはいろんなところを検討した結果、もうここしかないという最終的な場所を選定をしたということでございますので、議員にも「どっかなわるところをございませぬか。」と言いつつも、これ最終的な決定をしたということでございますので、今後も御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、定住化推進助成制度の創設についてでございますけども、従来の定住促進補助制度が平成27年度に終了をいたすため、平成28年度から5カ年を対象期間といたしまして、今までの補助制度に加えて、市内業者による新築の場合の補助額のかさ上げや空家バンク登録物件の購入に対する補助などを含む、新たな定住促進補助制度を創設運用してまいります。

平成27年度末の施策の達成度は10%といたしておりますが、これは当初の計画どおりに進んでいるものと感じております。今後も多くの皆さまに御利用いただき、定住化の促進につながるよう期待をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

この定住化に関しては、助成はもともと100万円から市内業者で使うと150万円ということで補助額を上げられておりますけど、なかなか定住化というのに関しては、先ほど医療とか福祉とか教育とかいろんな分野があつて、なかなか玉名に住みたいと思うにはもともといろんな整備をしないと、家を建ててこちらのほうに移ってくれないというのがありますので、ぜひ、これは各課横の連携をしていただいて、これは進めてい

くべきだろうと思いますので、ぜひ、ここはもうよろしくお願ひしたいと思います。

こちらのほうは1番目のほうはこれで終わりたいと思います。

続いていきます。危機管理意識についてです。防災は住民、消防団、ボランティア、企業、行政など多くの担い手の共同作業であり、その中で首長は災害対策本部の本部長として関係者の間で状況認識を統一させ、多様な災害対応のかじを取る重要な役割を担っております。そこで、災害時における市長の危機管理意識のお考えをお答えください。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 城戸議員の危機管理意識についての質問にお答えをいたします。

災害国民保護事案等の危機事態が発生した場合、危機を乗り切れるかについては、市長である私の判断と行動にかかっております。全責任を負う覚悟で指揮をとることが必要であると認識をいたしております。また、危機管理対応において有効な指揮を発揮できる環境を構築するため、防災訓練を徹底するとともに問題点を共有し、いざ災害が起こった場合は、災害対策本部等の対応体制の早急な立ち上げを行ない、被害状況の速やかな把握に努め、市民に被害が及ぶおそれがあると判断した場合は、早急な避難勧告の発令を行なうことが重要であると考えております。そのような中、本市におきましても4月14日、16日と震度6弱の地震が観測をされましたが、4月14日の前震後すぐに対策本部を設置し、5月6日の災害警戒本部に移行するまで19回の対策本部会議を開き、対応いたしましたところでございます。また、被害が大きかった天水地区、寺田地区、立願寺地区などの家屋等の被害状況を視察するとともに、各漁港の被害状況の確認、代議士の先生方の被害状況視察の対応を行なったところでございます。特に被害が大きかった八嘉地区の吉丸区、榎原区、寺田本村区につきましては、吉丸公民館におきまして座談会を開催し、被害状況の確認及び要望等をお聞きしたところでもございます。また、本震の日には、避難所への避難者数が3,125名にも上ったところでもございますが、震災後すぐにはいきませんでした。避難所生活をされている方々を訪問し、激励及び状況を確認したところでございます。今後、いつ災害が発生するかわかりませんが、今後も危機管理意識を十分に高め、災害に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございました。

災害本部の対策の恐らくマニュアルはあろうと思います。そして先ほど言われましたように、対策本部会議は19回ということで、6月議会で私もこの震災のことは質問しましたけど、職員が本当に一生懸命されたというのが実感でございます。初めてのこと

で、何もわからない状況の中であれだけ迅速にされたというのは、本当に頭が下がる思いがいたしております。

ところで、16日ですかね、4月の2回目の16日、夜中に地震がありましたよね。そのあとすぐ恐らく夜中だと思います。職員さんでも市役所のほうに集まってこられたと思います。そして対策本部も会議をされたと思います。夜中だったので、皆さん本当に着のまま来て、すぐに対応するという事だったと思いますけど、市長ももちろん本部長として会議をされております。30分おきぐらいに会議をされたり、そのあとは時間が過ぎるにつれて1時間おきだったり、2時間おきだったり会議をされておるとちょっとお聞きしております。そういう中で、当初16日の午前中でしょうか、ちょっとある人から聞きましたけど、市長は自宅のほうにそのとき帰られていたと思います。午前中多分対策本部が終わって、やはり夜中から寝てないということで一旦家に帰られて、恐らく職員の方も交代で帰られていったと思うんですけど、その中で午前中市長が家におられたと思いますけど、帰られて何かされてましたかね。ちょっとそこを質問してよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 15日といいますと。

[城戸 淳君 「いえ、16日です。」と呼ぶ]

○市長（高寄哲哉君） 16日といいますと、本震がございましたのが16日の未明でございましたので、そのときは多分16日は対策会議を開いておまして、朝まで多分対策会議があったというふうに思います。ちょうど日曜日だったと思いますので、その日は日曜日の対策会議が一応、これで次の対策会議までということで散会をいたしましたので、私は家に帰って、家で待機をしたというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

自宅に帰って待機されたということですけど、高寄市長の近所の方からちょっとお聞きしたところ、午前中にその高寄市長、野菜づくりが大のということということで、野菜づくりの農作業をされてたというのを聞きました。私がなんでこれをいうのかというと、別に市長でも野菜づくりを一生懸命されていいですよ。自分の時間というのは、やっぱりそういうことであればいいんですけど、これは16日の本震のときの間があいてる時期にこういうする、私は意識というのがどうなのかなと、認識ですね。多分、24名の議員の方も自分の地域の、夜だったので、朝から地域を回られてどこが被害がないのかなとか、いろいろ電話されたり、もちろん親族あたりにもいろいろされたと思います。そういう中で、ちょっと私はこの野菜づくりをする余裕があったというか、それが首長の意識なのかなというふうにちょっと驚いたんですね。そこは市長、本当なんで

すかね、ちょっとどうなんですか、そこを再質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 16日の日につきましては、家で先ほど言いましたように緊急の対策がある場合のために待機をしていたということでございますので、私ที่บ้านでじっとしたほうがいいのか、畑におったほうがいいのか、そこら辺はどれがいいかというのは私もわかりませんが、現実、その16日の日には私も大浜、横島、天水のほうの海岸が非常に危険だというふうなことでございましたので、警報が出ておりましたので、そちらのほうを個人的に車で回ってきて、異常がないなということで安心したということでございますので、畑をするなということであれば、じっとして待機するような形にしなければならぬのかなというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） いや別にその畑仕事ばどうのこうのじゃなかつですよ。家においてというふうなただその日、市民の不安というのはかなり大きかったと思うんですよ、そういうのでそういう畑作業をする行動が、人として、人間として、なんかそのそういう気になれるのかなという問題ですよ。例えば、親が死んでその日に畑作業をするのかということとあまり変わらないと思うんですよ、そういう意味では、やっぱり首長としての私は認識をいま一度高めていただかないと、なかなか市政を預かる首長としてはどうなのかなと思うところがございます。このことに対しては、余りしませんが、そういう見た人がいるということで、私のほうに連絡あったということですので、そこはやはりお願いしたいと思います。

一応、これで中断ということで。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

市長 高寄哲哉君。

[ 市長 高寄哲哉君 登壇 ]

○市長（高寄哲哉君） 先ほどの城戸議員の質問につきまして、訂正と皆さんにお話をさせていただきたいというふうに思います。

16日を私は日曜日というふうに言っておりましたけども、この日は土曜日でございましたので、訂正をいたしますとともに、津波注意報を津波警報というふうなことで言ったということでございますので、訂正をいたしたいというふうに思います。

そしてまた16日の震災の対策本部開催をいたしまして、これが夜中でございました

けども、その日は16日の9時の第14回ということになりますけども、14回の対策本部を一応、そこで終了するという事で散会をいたしました。次の対策本部も日を決めて招集をするということで散会をいたしましたわけでありますので、その後につきましては、私といたしましてもいつ体制ができるかわからないというふうな状況でございますので、そういうことを踏まえて家に帰ったということでございますので、近所の方も含めて、私が何をしていたということで、誤解を招くといけませんので、そういったふうにして対策本部の会議が終了いたして、次の次回の日程も決めて家に帰って待機をしてたということでございますので、誤解のないようにいたしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 今の市長の答弁の中で、対策本部が9時に終わったということで、そのあと時間があったということで家におられたということは、それはもう家におられて次の準備をするために家に帰られたということで、それは全く問題はないと思います。ただ、そういう中で野菜づくりをされたということが事実聞いておりますので、これは6万7,000人の市民の感覚からすれば、今、政治倫理といいましょうか、政務調査費で全国的に市民から突かれている、これはやっぱり意識の問題だと思います。そういう中では、これは首長としては6万7,000人の普通のこれが常識だと思いますので、ぜひ、そういうことであればその辺は考えていただきたいと思います。

それでは、続きまして次の質問に移らせていただきます。

3点目に政治倫理についてです。市長、我々今言いました議員、市長、玉名市も玉名市政治倫理条例もありますけど、市長はこの政治倫理という言葉で今いろいろ全国的に話題にもなっておりますけど、どういふとらえ方をされているのか、見解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 城戸議員の政治倫理についての質問にお答えをいたします。

昭和58年に日本に初の政治倫理条例が誕生し33年が経過をいたしております。その後、政治倫理条例は全国に広がり、多くの自治体が政治倫理にかかわる条例や要綱を制定をいたしており、この間住民の政治倫理に関する意見、意識は格段に高まっております。地方政治の不正、腐敗の摘発と防止に役立っているところでもございます。本市では、平成21年3月に玉名市政治倫理条例を制定したところでございますが、条例の目的として市議会議員並びに市長及び副市長の人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応え、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するとしております。また、議員及び市長等の責

務といたしまして、議員及び市長等は市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対してみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないというふうにしております。政治倫理条例は議員及び市長等のみずからの規範の基準を定めるものであると認識をいたしておりますが、倫理基準は各自がおのおの持ち合わせているものであると思います。しかし、倫理基準をあえて明文化することにより、市民の皆さまに対して約束となり、相互の信頼関係の基盤になるものと思います。政治倫理条例は定めているところでございますが、定めとすることでございますが、私はこの条例のある、なしにかかわらず、政治に携わる者として、また、市政に関わる者として、常に倫理観を持って法令を遵守し、市民の皆さまの信頼を裏切ることがないよう、公正、適正な市政運営に当たるところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

この政治倫理ですね、もちろん我々議員もいろんなところでこの言葉は聞きますし、いろんな制約もございます。その中で選挙に挑戦する方、やっぱり身の回りを潔白にして出馬されるということで、本当にこの辺は今から出てくる議員は政治倫理を頭に置いて立候補されることだろうと思います。政治倫理条例の中で、審査会というのを立ち上げることができますけど、この辺を前回変わってますけど、要綱がですね、どこも国会議員あたりは資産公表ですかね、資産公表するには市民等に国会議員あたりは載っていますけど、我々の場合は何がないと調査してそれを公表するということはありませんけど、例えば、毎年市長あたりになればみずから資産公表あたりも進んでしていただければなど、私は思っております。そういうことで、この資産公表は市長はどう思ってたっしやるかを再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 資産公表につきましては、新聞等々で載っておりますけども、国会議員に県議員、あるいは首長等々はそういう形で、法にのっとりまして資産公表しているもんだというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 市民に市民目線といつも言われておりますので、その辺は市民にわかりやすく法にのっとりしていただきたいと思います。

それとあと1つ、選挙後にやっぱりこの地方選挙になると、職員の登用ということが1つ問題になってくると思います。例えば、やはり自分を応援した職員に対しては、いろんなところに配属するとか、そういうのがやっぱり地方議会、地方はやっぱりはいま



だに根強くあると思います。ただ、この首長になった以上は、公平、公正、適切に職員の登用を、人事異動は行なっていかなければ、私はならないと思います。そういう意味で、この市長は職員の登用についてはどう考えてらっしゃるのか、見解をよろしく願いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員が申されますように、職員の登用につきましては、公平、公正、適正ということでございますので、そのことは基本的にはあるだろうと思えますし、また、適正な配置をするということも踏まえて、やっぱり人材の能力等々も含めてそういったことも考えながら、公平、公正にやっているということでございます。以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） その辺は職員のことには本当にこれから先は市民が見ていることですので、よろしく願いたいと思います。

それと、政治倫理というよりは、1つ私のほうからお尋ねしたいことが1つあります。

旧玉名市のときに高寄市長は松本市長にあれだけ長期政権の松本政権が長く続くのは腐敗があるということ当時私は聞いております。そういう中で高寄市長が松本市長を破って当選されました。そこにはやはり初心といいましょうか、首長になればやはり長い政権はいけないと常日ごろいつていらっしゃいました。そしてそのあと合併がありまして、また、21年から選挙に当選されまして、今2期目ということですけど、当時高寄市長はいつも2期ということを書いていらっしゃいました。もう今は旧で1期半、合併して今7年目ということで、そういう意味では長期政権になっていらっしゃいますけど、その辺の当時言われました長期政権についての腐敗があるということで松本市長に挑まれたその気持ちはどこにあるのかなと思ひまして、その自分が2期と言われたときのことを思いだして、今どう思われているのかを、見解をよろしく願いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の、初心というものは常にそれぞれにもっておられるだろうというふうに思いますし、また、政治を行なう上ではやはり時代と共にその時代にマッチするような政治をやっていかなければならないということじゃないかなというふうに思いますし、市民のニーズに応えながらやっぱり市政も方針といたしましては、市民のために行政をやっていくということが大切だろうというふうに思います。あくまでも長期政権の弊害等々もこれはありますけども、あくまでも選挙で選ばれるということでございますので、市民がどういった判断をするかということはそれぞれの意見と合わせて市民の判断を仰ぎながら、皆さんやってるんじゃないかなというふうに思いますので、私は、当時はそういうことございましたので、これから先につきましては、今、

私が考えているのはやはり長期政権になると、そういったものについては市民がどういうふうに判断するか、ということをやっぱり注視をしていかなければならないのかなというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 来年、市長選も市議選もあるわけでございますけど、ただ、もう2期高寄市長はされて、合併して今、2期されてますけど、この玉名の状況が果たして市民がどうとらえているのかというのが1つのポイントだと思います。私の考えでいきますと、人口は毎年500人ずつ減って行って、なおかつ新玉名駅周辺が開発がない。特に交流人口はふえてない。観光振興はというと、そこそこですけど、なかなか厳しい状況があると、そういう今の課題も含めて2期の高寄政権はやはり私は責任があると思います。これまで人口を減らした責任、これは私は重く受けとめてほしいと、来年市長選に出られるかどうかわかりませんが、長期政権は腐敗を起こすというふうに思えば、次の方へのバトンタッチもぜひ、考えていただきたいと思います。

それでは次に移らせていただきます。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは前後しましたけど、職員の人材育成について5点質問します。

1点目は職員研修等についてします。残り4点は、また例のごとく質問席で質問いたします。

職員研修については、市民ニーズを的確にとらえることやスムーズな職務遂行のため、基礎的、実務的能力の向上等の職員研修の実施は必要不可欠なものだと思います。そこで1番、過去5年間の研修の実施回数の推移と延べ人数をお答えください。また、2番、職員がみずからに必要な研修を求めたときに受け入れ体制はどうなっているのでしょうか。3番、市民の方々と直接対応する窓口業務は常に市民目線に立ち、何を求めて話しているか、その内容を的確に把握し、解決策を導き出すことが重要であります。そこで窓口対応における市民満足向上の研修はどうなっているのかをお答えください。よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の職員の人材育成についての御質問にお答えをいたします。

職員の研修等について、まず職員の研修等についてでございますが、過去5年間平成23年度から平成27年度までの研修の実績についてでございますが、新規採用職員を初めとする課長、係長等の職階ごとの基礎研修は49回開催し、1,137名が受講し

ております。人事評価研修やメンタルヘルス研修などの特別研修は、11回開催して1,785名が受講をしております。自治大学や市町村アカデミー、熊本県市町村研修協議会などへの派遣研修は185名が受講をしているところでございます。

次に、職員が必要な研修を求めた場合の受け入れ体制についてでございますが、職員個人が資格取得のために研修を自発的に受講する場合には、受講料の補助等はありません。業務として必要があると担当課が判断して、総務課に開催の依頼があった場合は、協議を行ない研修会等を開催した例はございます。

窓口対応における市民満足向上の研修についてでございますけれども、本年度若年層職員を対象として接遇研修を実施することとしておりましたけれども、熊本地震の発生により各課の業務量増加に伴いやむなく中止をしたところでございます。しかしながら窓口対応は常に市民と接するものであり、親切、丁寧な対応が求められることから、本年中止いたしました接遇研修は来年度開催する方向で調整を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

49回、1,137名ということで普通の研修でですね、特別研修もありますけれども。研修というものはやはりその成果を問われることでもありますので、何を目的というか、何をテーマにして研修をするのかということも考えながらぜひこの辺は今以上に震災が28年ありましたけど、またちゃんとした計画をもって研修をしていただきたいと思えます。

そして2番目の職員のみずからの職員というのは、恐らく私は専門職のことをこれはいっているわけでございます。今年も途中から専門職を2名採用されているようですが、もともと専門職という形で採用をされております。その辺の研修というのは、もちろん免許取得そういう資格取得に対することが研修というのはあると思えます。それを先ほども言われましたけど、費用は行っていないと、ほかの自治体はこの辺の専門職の資格についての費用はどうなっているのかを再質問したいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えをいたします。

県下で何市かというのはちょっと把握しておりませんが、今おっしゃいましたようにその自発的に研修を受けたいというような申し出があった場合、その必要性というのを十分検証したような形でその受講料の補助をやっているというようなところは、確かあるとは聞いております。ただ、何市かというのはちょっと把握しておりません。済みません。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 専門職に関しては、やはりそういう研修は必要なんですね、やはり今度の地震でもそういう技術士ですね、やっぱり必要なんですね。ところがその中にももともと採用した中にもいらっしゃいますけど、やはり足りないとかもありますでしょうけど、もうちょっと採用された職員を伸ばすことを考えていただきたいと思います。ぜひ、今後はそういう自発的にそういう資格を取るときには、費用の面も検討していただきたいと思います。

それと3番目の窓口業務に関しては、これは一番市民の声が上がってくるところです。やはり市役所に訪れたとき、やはりホテルとかじゃないですけど、笑顔で対応していただくと、もうそれだけで市民は玉名市役所に来たくなるような、そういう思いが出てくると思います。その辺はやはり、新しい人にも最初からそういうのは窓口業務に関しては、ぜひ、きっちりとした研修を行なっていただきたいと思います。

それでは2点目にまいります。

2点目に女性職員の登用について質問します。安倍政権は女性の活躍を成長戦略の柱に据え、すべての女性が輝く社会を目指しています。また、少子高齢化が進む中、人口の半分を占める女性の活躍を積極的に促し、持続的な経済成長を進めたいとの思いが込められています。そこで1、玉名市では、女性職員の活躍推進に対する考えはどうかお答えください。2、その時々、時々で生活環境の中で厳しい状況が迫られることがあると思います。特に出産や育児期に仕事へのモチベーションをいかに持続していくかがポイントだと思います。そこで、出産・育児期における女性職員に対応についてお答えください。3番目に、女性職員の管理職の登用の考え方についてもお答えください。よろしくをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の女性職員の活躍推進に対する考えについてでございますけれども、平成28年4月1日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が施行をされました。本市におきましてもその法律第15条の規定に基づきまして、女性が働きやすくなります活躍できるよう女性の活躍推進に係る特定事業主行動計画を策定したところでございます。その計画において現状の分析を行ないまして活躍を推進するための数値目標と取り組み事項を掲げ、女性職員の活躍推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、出産・育児期などの女性職員への対応についてでございますけれども、出産・育児期の女性職員は基本的に出産予定日8週間前から産前休暇を取得でき、出産後8週間の産後休暇の後に育児休業を取得しているといった状況でございます。その間の給与

につきましてでございますが、産前・産後休暇中は通勤手当を除くすべての給与が支給をされます。育児休業を取得している間は、本市から給与の支給はございませんけれども、子どもが1歳になるまで熊本県市町村共済組合のほうから育児休業手当金がおおむね標準報酬月額額の6割程度支給をされているような状況でございます。

女性管理職の登用についてでございますけれども、平成28年度は4名の女性管理職がおり、玉名市の男女共同参画計画及び女性活躍推進特定事業主行動計画に掲げている数値目標を達成するために計画的な登用を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

詳しく説明いただきまして、十分にわかりました。玉名市において女性の目線というのはかなり重要になってくると思います。特に政策や立案、この辺は女性の職員の環境の向上など、女性の持っている能力を十分に発揮していただくことが、また、今から先は能力を高めていただくことが玉名市もよくなっていくことだと思います。そしてまた、安心して職務に専念できるように、女性職員に対してもお願いして、ここは再質問はしません。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、3点目の精神的不調者の職場復帰について御質問します。1番、病気休養の職員は現在何名いらっしゃいますか。2番、病気休養後の職場復帰の基準はどうなっているのかをお答えください。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えをいたします。

精神不調者の職場復帰についてでございますけれども、まず、病気休職の職員につきましては、平成28年、今年の12月1日現在で2名が精神不調により休職をいたしております。

次に、職場復帰の基準についてでございますけれども、明確な基準は特に設けておりませんが、医師の診断書や必要に応じて職員本人の同意のもとで試し出勤を実施して、職場復帰が可能であると判断した際には復職をさせているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

一番問題なのは、病気から復帰するときのやはりケアといいましょうか、そういう環境といいましょうか、先ほどお試しという形で言われてますように、そこがやっぱり次につながるためには、働きたいという気持ちがやっぱりあるわけですので、そこはちゃ

んとした私は基準を設けて、こういう場合にはこうなるとか、こういう場合にはこうするとかいうのをやっぱり設けたがいいと私は思っております。

それと再質問ですけど、そういう職場復帰のための管理職ですね、管理職の人たちの職場のメンタルケアのマニュアルというのは玉名市にはあるんですかね、そこを質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

管理職のメンタルケアのマニュアルというのは、特にございません。ただ、市全体、全職員対象にはなりますけれども、EAPという従業員復帰の職員のプログラムというのがございます。EAPというのを活用するような形で、少しでもやはりその復帰についてもそうですけど、メンタルを改善するという、メンタルの不調を改善するというような点につきましてもそういうのを活用しているような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） やはり管理職の方がやっぱりその復帰された方にちゃんとしたケアをするためには、そういうマニュアルをつくったほうが、全管理職員の意識統一にもなると思いますので、ぜひその辺は御検討していただくようお願いいたします。

それでは次に移ります。4点目の職員の不祥事について質問いたします。

最近の職員の不祥事については、2014年のおいせつ動画掲示で法令違反と信用失墜行為による懲戒免職があります。原因としては、公務員としての倫理観や自覚の欠如、職場規律の低下があるのではないのでしょうか。そこで質問いたします。1番、過去5年間の不祥事と懲戒免職の件数をお答えください。2番、不祥事が起きた後の再発防止対策をどのように考えているのかお答えください。3番、公務員倫理研修はなされているのかお答えください。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

職員の不祥事についてでございますけれども、過去5年間の不祥事と懲戒処分の件数でございますが、平成26年度が1件で懲戒免職者が1名、平成24年度は1件で懲戒免職者1名、平成23年度、25年度、27年度におきましては、懲戒処分に至る不祥事案はございません。

次に、再発防止策についてでございますけれども、不祥事案が発生した際に、庁内のイントラネットにより職員に対しまして、綱紀粛正の通達を行なっております。また、平成25年2月でございましたけれども、管理監督下に対しまして、不祥事未然防止に係る所属職員の管理監督についてその通知を出しております。いわゆる所属職員に

気になる動向があった場合とか不祥事があった場合には改善点等を書面にて提出させることで不祥事を未然に防ぐ対応をとったところでございます。

次に、公務員倫理研修についてでございますけれども、これまで飲酒運転防止に係る研修、あるいは管理職のためのリスクマネジメント研修等は実施をしたことはございませんけれども、全職員を対象にした公務員倫理研修というのは実施したことはございません。今後他市の状況等を調査しながら開催を検討してまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

不祥事というのは恐らく差異があると思うんですよね、どっか変化や予兆が見られることがやはりあると思います。それをなかなか見過ごすとか見逃すわけですよね。それはやっぱり一番それを感じるのが恐らく管理職の方だと思います。その辺のマネジメントもちゃんと考えていただきたいと。そして一番大事なのが日々のコミュニケーションをとっていただきたいと、そういうのをしっかりとさせていただくと変化に気づくのではないかと私は思っております。幸い玉名市の場合は先ほど言われましたように、1件、1件と1名、1名ということで少のうございます。ただ全国的にこの不祥事に関してはやはり公務員倫理というのが今失われつつある中で、これから先もふえていくのかなと思いますので、玉名市においてはぜひちゃんとした公務員倫理を全職員に対して研修をしていただきたいと私は思います。

それでは次に移ります。最後に、5番目に人材育成基本方針についてです。平成19年に作成された人材育成基本方針をもとに職員が共有し取り組んでいると思いますが、部局の横断的な取り組みや職員や職員の退職に伴う年齢構成の大きな変化に伴い、人材育成はこれまで以上に重要な課題になっています。そこでそろそろ19年からもうたっておりまして、新しい基本方針を立てることが求められると思います。そのことについての見解をお答えください。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えをいたします。

人材育成基本方針についてでございますけれども、議員が申されましたように本市の人材育成基本方針は平成19年12月に策定されて9年が経過をしたところでございます。また、内容につきましても現状にそぐわないところが幾つかあるのも事実でございます。今後策定される第2次玉名市総合計画を効率的、効果的に展開するためには立案推進の担い手である人材が不可欠となることから、人材育成基本方針につきましても見直しの検討が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 人材育成基本方針ですね、今ここに持っていますけど、19年に策定されておりますけど、この中でちょっと注意するというか、思っているのが資料編というのがあります、これは作業部会に今伊子部長が入ってらっしゃいますもんね、当時これをつくられたときに作業部会として伊子部長がいらっしゃいますけど、その中でこれは全部で583人の職員にアンケートを取られております。その中で注視するのは、「あなたは現在充実、仕事にやりがいがありますか」という質問の問いに、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とこの2つ合わせて75%はやりがいがあると答えられております。このアンケートにはですね。それからほかに注視するのは「あなたの職場に参加しやすい雰囲気やあなたの職場に研修に参加しやすい雰囲気や参加することに対する上司の配慮はありますか」と、これは「そう思う」と「どちらかと思う」はほとんど90%はそういう思うということで雰囲気はあるということですね、研修をする雰囲気は。それをそう思っているのに反して、「あなたの職場では研修を実施していますか」と当時聞かれていますけど、そのときは「ほとんど実施していない」が1番で、やがて40%あります。このときのアンケートですね。そういうこの当時のアンケートは9年前ですけど、かなりの職員も退職されておりますけど、これを見る限りは、私は玉名市としての自覚をもって、やりがいをもってされていたのかなという、このアンケートの結果を見ればそう思うわけでございます。それと同時に、最近、これは27年度人材マネジメント部会というのが玉名市の中でされてますよね、これは市の職員が3名でいろいろ作業をされております。そのそれもアンケートというかインタビューという形で質問をされて、それもこれを見る限りまとめられております。これの一番のあれは朝礼のことを結構書かれていますけど、キーパーソンへのインタビューということで5人をインタビューされております。そのインタビューの結果をちょっと私ここにありますので言いますと、「人材育成制度がうまく機能していない。」「職員を職員の意識を高め合う風土がない。」「目標、目的、考え方の共有ができてない。そのために連携が取れてない。」ということインタビューで語ってらっしゃる方がいらっしゃいます。今の現状は、今言ったようなのが現状かなという私は認識をしております。そして、これには最近朝礼を各課取り入れられてると思いますけど、ちょっとこの朝礼を行なうきっかけになった理由を再質問したいと思います。なぜ朝礼をするようになったかをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

朝礼を始めた理由ということでございますけれども、まず1点目は当日、その日の予定、行事とか予定とか、そのあたりをお互い課の中で共通して情報を共通しておくとい



うのが1点だと思います。それと、あとそれぞれの立場でというか、それぞれの係の中で今何をしなければいけないかというようなそういう内容のものも課の全体の中で1つの課の係はこういうものをしてますというようなそのあたりの情報を共有するというのも1つあるかと思っています。いずれにしましても、その辺の朝礼というのは、1つは情報を共有する、課内、課の中の職員が同士で情報を共有するというのが1つあるかなとは思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

この朝礼というのにももちろん一般企業でも朝礼というのは大事で、その日の確認といましようか、その日のする仕事を確認し合っでいざ仕事に行くということで、朝礼というのはものすごく私も大事だと思っています。ただ、朝礼のやり方がやはり各課いろいろ違うと思いますけど、スピーチ方式の朝礼とかありますけど、課によっては忙しい、朝からも人がそろわないというところもあると思います。これも朝礼のアンケートというのが3月と10月に職員に対してとられておりますけど、この人材マネジメントではですね、「朝礼は好きですか。」ていうとは「普通」といって、「朝礼にスピーチを取り入れてよかったですか。」というのもまた「普通」と、それで10月にまたそういうアンケートとられてますけど、やはりこの朝礼に対してはほとんど「普通」というのは、「大いにそう思う」「そう思う」「普通」「そう思わない」「全くそうは思わない」と5つあるんですけど、ほとんどが「普通」ということですね。というのはこの朝礼に対してはいろいろ職員も思いがあるのだろうと思いますけど、することはみんな悪くないと思ってると思います。そういうのもちょっと朝礼に対して私はこれは関心が職員はあまりにもないのかなと、普通がかなりを占めております。普通と言っておけばいいのかなと、このアンケートでは。そういう意味で、この人材育成というのは将来の玉名を担う一番のかじ取りというか、そこが機能しないと輝かしい将来の玉名がなかなか描けないと思います。そこにはもちろん先ほども市長のいろいろ倫理観を問いましたけど、やはり首長が職員に対していろんなことを言いながら、最後には俺が責任をとると、アイデアを出してくれと、これからの玉名のためにという思いでこの人材育成はぜひ、これから先重要なところだと思いますので私はこの玉名の未来を想像する中で、今は想像ができません。ただ、職員の中には優秀な職員もいっぱいいます。そういう優秀な職員の芽を出していただいて、そして将来の玉名の未来をぜひ、みんなの力でしていきたいと強く、強く思ってこの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番(松本憲二君) 皆さん、お疲れさまでございます。3番、自友クラブの松本で  
ございます。

まだ、きょうは私、3番目ということなんですけれども、もうお昼からもう2時くら  
いになって、あと2人先輩が一般質問で控えておられますので、若干早く終わろうかな  
というふうに思っておりますけれども、ちょっと頑張っって私もちょっと質問をしたいと  
思います。

もう4月の熊本地震から早いものでもう8カ月が過ぎました。きょうの新聞にも阿蘇  
のほうでは国道57号線がまだ使えないということで、救急病人だったり、そういう方  
を大分とか宮崎のほうに搬送しなきゃいけないんじゃないかなという新聞も載ってお  
りました。やっぱり本当に被害が大きかった地域では非常に困難な生活を強いられてら  
っしゃる方が非常に多くて、本当にその新聞記事を見ますと、本当に自分たちのその力  
のなさにやっぱり本当に心が痛みます。私たちの玉名市でも4月16日の地震の際には  
津波警報というのも初めて出まして、私は海岸線の第一線に住んでおりますもんですか  
ら、もう非常に緊張が走ったというか、そういう体験も本当に初めてしまして、あの東  
北大震災のあの津波の光景をやっぱりテレビで思って本当になんというか、心臓がもう  
ばたばたして、もうどうしようもないぐらいに本当に慌てたなというふうな経験をしま  
した。そんな中で、今回はちょっと唐人川の改修及び流域整備ということで、ちょっと  
一般質問をさせていただきたいと思います。

4月に発生しました熊本地震により、唐人川の堤防に多数の破損箇所があります。ま  
た、昨年、今年と9月に非常に潮位が高かったときに、堤防より内地に潮水の漏水があ  
りました。昨年は天水地区、横島地区と2カ所に漏水が見られたわけです。唐人川の堤  
防は非常に老朽化をしております、何年にできたというのは私もはっきりはわからな  
いんですけれども、もともとの石垣の内側に、川の内側のほうにセメントで、なんです  
かね、補強みたいな感じではあるんですけれども、旧堤防とその補強の部分にも非常  
に亀裂が入っております、老朽化が非常に進んでおるという中で、改修が必要と思っ  
ております。その点について玉名市のどのように対応をされているのかをお伺いしたい  
と思います。

○議長(永野忠弘君) 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長(礒谷 章君) 松本議員御質問の唐人川改修及び流域整備についての中の  
4月に発生した熊本地震により、唐人川の堤防に多数の破損箇所があるがどのような対  
応にするのかにつきましてお答えいたします。

唐人川の延長は、防潮樋門から石塘樋門まで約3,000メートルございますが、熊

本地震により防潮樋門から上流約500メートル付近の両岸で、右岸横島側が3カ所、左岸天水側で2カ所のコンクリート擁壁が被災いたしました。その後の復旧工事につきましては、河川管理者の熊本県において実施されますが、河口域のノリ収穫の時期と重なりますので、収穫が終わる来年春先に工事の着工を予定していると伺っております。

次に、昨年、今年と9月に潮位が高かったときに、堤防より内地に潮水の漏水があったがについてでございますが、昨年堤防の内地の漏水については、県と市の担当職員により現場確認したところ横島側、天水側にそれぞれ1カ所の漏水箇所を確認いたしましたので、県の単独予算にて延長120メートル部分をモルタルの目地詰めによる漏水防止工事が施工されたところでございます。このことによりまして横島側では漏水の量は減少し、天水側では漏水がなかったと伺っております。今後につきましては完全に漏水がとまっているわけではございませんので、県と情報を共有しながら状況を見守ってまいりたいと考えております。

最後に、堤防の老朽化により改修が必要ではないかについてでございますが、熊本県によりますと唐人川の改修は昭和57年から平成15年にかけて、総事業費約13億円を投資して既に完了しているとの認識でございまして、今後は維持管理として修繕を行っていくとの見解でございます。しかし、毎年高潮時期になりますと漏水被害が懸念されますので、市といたしましては毎年9月に行なわれる県営事業要望ヒアリング、あるいは唐人川、尾田川改修及び流域整備事業促進期成会を通じ堤防の維持管理や老朽化防止の取り組みについてさらに要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

その破損箇所に関しましては、ノリの今ちょうど生産時期ということでモルタルが使えないということで、来年そのノリの収穫が終わり次第そこを補修改修ということで県のほうでなさるといふ、今答弁だったんですけども、もちろんその破損している部分に関しましては、もうそのコンクリートが何て言うのですかね、盛り上がっているというかですね、非常に危ないような状態のそのところもあります。もちろんノリの養殖に被害が出ると非常にいけませんので、その辺に関しましては、県としっかり協議をされて、改修ができたという報告を受けられたら、しっかりまた市のほうでもちゃんと確認をしていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、唐人川、尾田川及び流域整備促進期成会というのがありますけれども、私もその中に入っております。2年ほど前から議員になりましてから入れていただいたんですけども、その中で、私この総会の資料をちょっと見たんですけども、27年度の総会、27年度ですね。27年度と28年度の総会資料を持ってまして、ちょっと

見たんですけれども、27年度ではその要望活動というのが1回も行なわれていないと、28年度は28年2月15日のほうに玉名地域振興局に要望式ということで、ここに書いてあるわけなんですけれども。そのこの期成会というのがいつから大体できて、そのどういう結局活動というか、要望活動ですよ、結局はですよ。先ほど今部長のほうから答弁があって、13億円、県のほうは予算を費やして、一応、その工事は完了ということと県はしているということなんですけれども、その地元の方々からお話を聞いてみると、その唐人川の堤防の内側ですね、内地側のこの泥の部分があるんですけれども、そのこの下の部分ですね、泥のですね、下の部分がいつもなんか湿り気がずっとなんかあるようにずっと感じると。結局そのちょうど堤防のその内側のこののり面の一番下のほうはほとんど排水路が、あそこは大開地区ということで基盤整備事業がされてまして、排水路がずっと通っているわけで、なかなか漏水というのはなかなかその確認することができないんですよ、排水のほうにもうすぐ入っていきますんで。しかしながら、やっぱりそういうずっと湿った状態というのは、やっぱり何かの原因があるんじゃないかということ非常に心配されているんですね。そしてまた、地震であの辺に液状化ということで、田んぼが下がったりしたところもちろん見受けられます。非常にその唐人川系統というのは軟弱地盤というふうにならざるにずっとその昔から言われている地域だそうなんです。やっぱりそういうことも加味しますと、やっぱりもちろん熊本県としては13億円投資をして、一応工事は完了してるということなんですけれども、もし万が一、その常総市で起こりました鬼怒川の氾濫ですね、ああいうことが起こらないとも限らない。やっぱりそういうことになったら、結局その一応、その管轄としては、管理管轄としては県の管轄かもしれませんが、被害が一番やっぱり受けるのは、私たち玉名市なんですよね。横島の場合は非常に施設園芸も盛んですし、もちろん潮位が高いときにはもうすごいもう潮位なんですよね。やっぱりその辺もしっかりやっぱり考えていかないと、唐人川、その今尾田川の今県道1号線から下流のほうは築堤もできあがってて、あとその県道1号線から上流地のほうがずっと工事に多分入られると思うんですけれども、そういう今では尾田地区とか野部田地区あたりは雨が降るたびに施設園芸農家の方々もうハウス内がその冠水しないかということでははらはらはらされております。そういう面もやっぱり考慮しますと、その結局尾田川から唐人川にポンプアップをするわけですよ、そうすれば唐人川はもちろんもうその水位が高くなるわけですよ、やっぱりそういうことをやっぱり考えるとやっぱり唐人川の補強もしっかりしていかなければいけないと思います。その期成会の今までの活動の内容とその今後のその活動についてはどのようなお考えをお持ちなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

合併前でございますけれども、合併前は旧天水町が期成会の事務局でございまして、毎年国土交通省あるいは地元選出国会議員への改修予算の獲得のため、県と合同で要望活動を行なってまいりましたが、平成15年度に改修が一旦完了したとの認識で要望活動を終了しているところでございます。現在は熊本県玉名地域振興局長への要望活動として、期成会会長の玉名市長及び市議会を代表いたしまして議長並びに建設経済委員長出席のもと、要望活動を行なっているところでございます。今後につきましては、熊本県とより一層の情報共有化を図り、唐人川、尾田川の改修に向けた要望活動をさらに行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

合併前は唐人川、それと尾田川ということで、天水が窓口になっておられて国交省のほうまで県と一緒に手を携えて一緒にスクラムを組んで要望活動を結局されておったと、しかし平成15年でその要望活動が終わったということで、現在はその地域振興局長ですかね、局長のほうに要望がなされておるというふうな今、答弁なんですけれども、その県のほうもいろいろやっぱりその事業を抱えておられて、その比較するわけじゃないんですけれども、私が住んでいるその横島干拓というのは、その国営事業でその堤防の補強が今なされております。しかしながら、滑石地区、岱明地区におきましては同じ海岸保全事業なんですけれども、同じ名前は海岸保全事業なんですけれども、国の直轄事業と県の事業、なかなかやっぱり滑石、岱明のほうはその進んでないように私は見受けられるんですね、やっぱりその要望活動というのが一番多分必要だと思うんですよね、もちろん県の管轄と言ってしまうと県の管轄かもしれないけれども、やっぱりその一番末端、もし被害が起こったときには、一番末端に被害を受けるのは私たち玉名市なんです、もちろん玉名市も財政負担をして、県も財政負担をしていただいて、その国の予算もいただいてその改修なんかがなされるわけです。やっぱりこの要望活動に対して、高寄市長はどういうお考えをお持ちなのか、ちょっと市長のほうにお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 唐人川、尾田川の改修及び流域整備の事業促進期成会の会長をおおせつかつてるといような状況でございます。要望活動も毎年やっておりますし、国出身の国会議員にも予算獲得のための要望を行なっているといような状況でございまして、要望を何回したから答えが出るといような問題でもございませぬし、やはりそのときの事情によって状況が変わるといこともございます。しかしながら、やはりこの要望につきましては、根気よくやっていくといことが大切だろうといふふうに思

っておりますので、これからも根気よく要望しながら、早期完成に向けて精いっぱい努力していくことを言って、それ以上のことでなんかいい状況があれば、また御支援をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、市長のほうから答弁をいただいたんですけども、国選出の国会議員あたりに要望をしているということなんですけれども、この資料には全くそういうことが書いてないんですね。もうそれは期成会としてそういうふうなその要望活動をされておるんだったら、この事業報告にちゃんと多分載るんだと思うんですね。それは多分、市長はなんかで会ったときに結局されたのかもしれないけれども、市長個人として多分、その個人というか、その期成会、何のためにこの期成会があるのか。そら先ほど部長の答弁でありましたように、もちろん市長が会長、ここにはその議長も名前もあります。その漁協のその組合長あたりとか、その玉名市選出の2人の県会議員の先生方もここに入ってらっしゃいます。その中でこの期成会がしっかりある中で期成会として要望を上げていくと、その国会議員の先生が1人でももちろん予算をつけられるわけじゃないんで、国土交通省なり、きちんとした形で要望を行なうべきじゃないかと思えます。その期成会として、今後そういう要望活動を行なうという考えがあらわれるのか、市長のほうに、もちろん期成会の会長でありますその高嵯市長のほうにちょっとお伺いしたいと思います。

いや、私は市長に聞いてるんでお願いします。期成会としての。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） この尾田川改修及び唐人川につきましては、補助枠が県の状況になってるということでございますので、県のほうに要望をすることが主になってるというふうな状況でございます。国のほうにつきましてはの要望活動は書面にて国会議員宛てに要望してるというような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） その補助枠がその県の管轄ということとされました。それはもちろん県の管轄の場所ですから多分そうだと思います。しかしながら、先ほど私は何遍も言いますように、結局、唐人川というのはじゃあどこにあるのかって言ったら結局玉名市にあるわけですね、もちろんそれはその補助枠というのは県にあると思います。県のほうに要望活動を結局されると思うんですけど、県のほうもなかなか予算がないと、やっぱり一番末端で困っているのは玉名市なんですよ。だから玉名市もその県だけをお願いするのではなくて、やっぱり県と一緒に、前天水町がやっておられたよう

と一緒に手を、スクラムを組んで、もちろん県の補助枠かもしれませんが、そういうことをやっていかないと、なかなか県のほうにも予算がつきにくいと、私はそういうふうに思います。やっぱりそういうことが一番必要じゃないかなと思うんですね、その辺もしっかり考えをもっていただいて、やっぱり被害が本当に起こったときは、結局玉名市なんですから、一番困るのは。その辺は十分理解をして、その今後要望活動にしっかり励んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 2番目に、先ほど私の前に城戸議員が質問をされました。職員の人材育成ということなんですけれども、私も大体似たようなところで職員の能力向上や資格取得について、玉名市職員の能力向上や資格取得に対して費用の助成等に関して現在の状況をお伺いしたいと思います。これ先ほどの城戸議員の質問とちょっとダブるかもしれませんがよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 松本議員の職員の能力向上と資格取得についての御質問にお答えをいたします。

現在、市の職員の派遣先等についてでございますけれども、公立玉名中央病院の企業団へ3名、九州看護福祉大学へ1名、熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課へ1名、それと熊本県福岡事務所へ1名、熊本県大阪事務所へ1名、熊本県後期高齢者医療広域連合へ1名の計8名という状況でございます。特に一体的な地方財政運営の推進と職員相互の資質向上に資するための人事交流として熊本県との連携を図っているところでございます。また、これとは別に総務省の自治大学校というのがございますけれども、そちらに毎年1名約3カ月間の研修派遣を行っております。それぞれ研修等については、それぞれ市の費用を出しているような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

県のほうの福岡事務所、大阪事務所、それと県の福祉関係のところに2名ということで、それと自治大学校に毎年1名を結局派遣されてるということなんですけれども。これとですね、先ほど城戸議員の中にもあったんですけれども、玉名市としてはその職員が資格を取得するときの費用の助成は行っていない、という答弁だったと思うんですけれども、私がちょっと調べたところではいろんなところで補助金、補助がなされているんですね、広島県の呉市では、資格試験及び自己啓発講座ということに参加をされ

るということで上限を3万円として補助を結局されております。福岡県の嘉麻市と言うところでは、市政に関する有益な資格、試験又は検定に対して全額を助成、上限は10万円、5人以上でグループ研究をされる場合は上限で25万円を助成ということですね。そして先ほどの広島県の呉市では、その育成費に公費を充てることに対する見解ということでは、「人材育成と考えており、自己啓発によるレベルアップが職務に生かされ、市民に還元するとの考えから助成を行なっている。」。福岡県嘉麻市においては、「職員の資質を高め、職員の職務能力の向上を図るために自己啓発等支援を行なっている。」。そのほかでは、愛知県の刈谷市、「積極的にみずから参加し、みずから資質向上や能力開発を目指す職員を応援するため、6種類の応募性の研修を実施」ということで、先進地の研修だったりとか、非常にその先進地なところありますよね、私たちも議員でやっぱり視察に行くところはほとんどその先進地をその視察に行くわけですよ、やっぱりその議員も、その私たちも玉名市よりすぐれているところが、その分野分野ですぐれているところいっぱいありますんでそういうところに行って、「ああ」って、「すごいな。」というふうに思うんですよね、やっぱり多分職員ももちろんそのいいところ、その先進地に多分そういう視察を結局したら非常にそのまた自分がその玉名市に帰ってきて、その資質も上がって、スキルアップもして、「ああ、やらないかん。」という思いになるんじゃないかなと思うんです、兵庫県の朝来市でも自己啓発によるスキルアップが行なわれ、そのことが職務に生かされ、組織力の向上が図られる観点から、公費充当は認められているということなんです。この兵庫県の朝来市に関しましては、現在28年1名の職員が兵庫県立大学院へ2年間の、職員の身分を残したままその大学院生として派遣研修中と、大学の授業料も、市のほうで負担をされて、給料も支給をされているというような状況で、非常にやっぱり職員の能力アップということで、非常にやっぱり各市ですね、いろんな対応をやっぱり考えて、今その結局日本の今その状況もめまぐるしく変わっていると思うんです、やっぱりそのギャンブルですかね、カジノ法案ももう通るような状態になって、いろいろそのやっぱり局面がTPPもずっと言われてた中で、その結局アメリカのそのトランプさんが、アメリカ参加しないよってということになって、日本もどうなるのかわかんないというような状況にも、そのやっぱり目まぐるしく変わっていく中で、職員の能力向上というのは非常にその重要だと私は考えるんですけれども、総務部長はその辺ほどのようにお考えか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

確かに職員の能力開発、スキルアップあるいは幅広い知識を習得するというのは職員にとっては非常にプラスになる部分があると思いますし、ひいては、市のためにも非常



にプラスになるかなとは思っております。先ほどおっしゃいました先進地研修等については、若干公費をぶち込んでやっているところも、部署もございます。ただ、やはり自己啓発とかその部分については、なかなかちょっと公費でちょっと見ているような状況ではございませんので、やはりその職員のやっぱり能力を高めるためには、本当に必要な部分じゃあるかな、というような思いは持っているところであります。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

やっぱり総務部長も今、言われましたように、やっぱり職員一人一人の能力が向上すれば、ひいてはその市のほうにもやっぱりいい面がいっぱい出てくると思うんですよね。私いつも思うんですよね、結局、市を動かしているというのは、私たち議員でもないし、市長でも多分ないと思うんですよ、職員の皆さんだと思えるんですよね、結局、私たちは選挙でいろいろその入れかわるんですから、やっぱり職員さんたちがしっかり市民のためを思って、結局やっぱり玉名市がやっぱりその熊本県下14市ある中でもいつでもトップの座にいたい、職員の皆さんが思えばいつもトップの座に多分入れると思うんですよね、他市の状況も見なくても、うちが先頭を切って走るんだというぐらいの意識が非常の必要だと、私はそのように感じております。しかしながら、これはちょっとその能力向上とか資格取得とはちょっとかけ離れるんですけれども、今年その4月の人事異動でその高齢介護課の職員さん、高齢介護課というのは職員数が大体18名というふうにお伺いしてますけど、その中で6名の異動がなされたと聞いているんですね、もうその高齢介護課にとっては職員数の約3分の1の職員の異動があったということなんですけれども、これはこの高齢介護課としてはそのもちろん個々の能力というのは、その個人個人の能力はあられるかもしれませんが、全体的には多分高齢介護課じゃなかった人たちが6人も入ってくるわけですから、18人中ですね、6人入ってくるわけですから、もともと高齢介護課に残った人は12人しかいないわけですよね、そんな中で、今現在高齢化社会を迎えて、今後超高齢化社会を迎えると言われていの中で、今その高齢介護課の果たす役割は非常にその大きいと思うんですよね、その要支援1、2というのが行政にその課せられるように、移行するようになって、29年度でいろいろな事業の結局取りまとめということは今からしていかなきゃいけない、という非常にこの大事な時期に、そういうその6名も、3分の1の人事異動を結局されて、その高齢介護課全体のその能力低下に僕はなっただと思うんですけれども、その辺のその人事異動については部長どのようにその18人中6名、3分の1ですね、についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 松本議員の再質問にお答えをいたします。

高齢介護課の人事異動の件についてでございますけれども、人事異動につきましては職員個人の年齢とか職務の経験、あるいはその異動希望とか管理職というか、所属長の考えとか等をいろいろ総合的に勘案をしまして、適正な人事異動を行なっているようなところではございます。しかしながら今議員御指摘の件につきましては、本当にちょっと配慮が足らなかったなというのは思っているところでございます。

その反省を踏まえまして、今後の適正配置には努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

やっぱり、そのやっぱり各部署でやっぱり3分の1というやっぱりその異動ですよ、50人いるところで6名というのだったらありと思うんですよ。しかし18名しかないところで6人、その職員数の3分の1をやっぱり異動させるといったら、やっぱりその部署のその課の能力がやっぱりその異動があった瞬間というのは、そこ2、3カ月かその半年になるのかわかりませんが、やっぱりどんと下がると思うんですよ。もちろん自分たちのその職員たちのその意向を聞いて、やられるわけですけども、やっぱりその辺はもうちょっとしっかりしたその配慮をやっぱりしていただきたいなというふうに思います。

それと、もう1つ、先ほど城戸議員の質問の中でもちょっとあったんですけども、9月に職員の採用が多分あったというふうにお伺いをしてるんですけども、今年です。何名ぐらいその職員採用をされたのか、どういう関係というか、そのどういうふうな職員採用というのを結局されたのかというのをよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

9月でございますけれども、土木施工の技師を9月で4名、あと11月に1名入れております。その4名のうちの3名が建設管理課のほうに技術職員を増員しております。これにつきましては、建設管理課の業務の1つでございます橋りょうのメンテナンスサイクル事業事務がございまして、これがもう省令によりまして市が管理する橋りょうすべてを近接目視にて点検を行ない、その診断結果を4段階に分類して、悪い診断結果の橋は5年以内に補修とか補強を行なうことになったというところでございます。さらに5年点検・診断・措置・記録を5年サイクルで永久的に行なうとされたところでございますので、新しいそういう仕事の量がちょっとふえたというような状況で土木の技術職員を3名そちらのほうに配置をしたと。それとあわせて1名は教育総務課のほうにその技術職がちょっといなかったというふうな状況がございましたので、その1名の分については教育総務課のほうに、設計とかそういうとを含めたところで仕事をして

らうために1名を配置したというような状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

9月に4名、11月に1名、その計5名、ほとんど土木職というように今答弁があったわけですが、そしてその橋りょうの点検をするためとか、あとはその教育総務課というのは多分小学校のその建設、町小学校と玉陵小学校ですね、そういう建設なんかにかかわるということで多分なっただけだと思いますけれども、そのこの橋りょうに関しては結局、玉名市も多分いっぱい橋があると思うんですけれども、その結局、点検というのを急にしないで済むようになってきたような今答弁だったんですけれども、その辺に関しては、建設部長、その何か理由があるんですか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど総務部長が答弁しましたように、平成24年12月に起こりました中央自動車道の笹子トンネルの天井板の崩落した事故を踏まえまして、道路法の施行規則が一部改正になっております。それを受けまして法律の改正によりまして、点検、診断、措置、記録を5年サイクルで永久的にやらなければならなくなったと。そういう事情から土木技術職員が非常に不足しているという状況になりましたので、増員をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

その笹子トンネル、非常に死者も大分出て、そういうところからその法令上、結局そういう点検を急遽しなきゃならなくなったということで、その職員、結局5名を採用したと途中です、結局、9月とか11月に採用するわけですから、新卒じゃない。もちろん技師ですので、多分民間のほうからの多分職員採用ということだったと思うんですけれども、この結局やっぱりその技術者というのがですね、そのもちろん民間から市役所に入りたいということでももちろんその試験を受けに来られるわけですが、それはやっぱり本人たちがそういうお考えをもちろんお持ちだったのでその試験を受けに来られるということだったんですけれども、そのどうしてその職員数が結局足りないような状態です、結局5人も急に雇わなきゃいけない。それはその笹子トンネルだけの問題じゃ、多分ないと思うんです、どうしてその急に5人もその雇わなきゃいけないというふうに至ったのかというのその状況というか、その分析というのは、なんかされてますかね。これは建設部長に聞いた方がいいのか。総務部長に聞いたが、どちらでもお答えいただけるならば。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

建設管理課の建設部の所管でよろしいですかね。3名ふえておりますけれども、法改正が平成26年7月にございまして、平成27年度に入りまして県からのそういった手続きとか手順の説明がございました。これまで27年度中はその準備を進めていたところでございます。そんな中どうしても技術職員が不足しているということが判明いたしまして、急遽でございましたけれども、今回増員をお願いしたところでございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただいたわけですが、その笹子トンネルで27年度に、市のほうに県のほうから通達があって、その点検を急遽しなければいけないということで、じゃあ結局それがなかったら通常業務ですよ、もしその笹子の事件がなかったら結局、人間はその技術職ですよ、は結局土木部としては今まで足りてたんですか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

土木部の技術職員でございますが、この笹子トンネルの崩落事故後でございますけれども、それで急遽3名ということございましたんで、それがなかったらということでございますけど、決して十分ではございませんけど、なんとかやれてた状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

なんとかやっていたと。これは合併10年間は退職職員数の約3分の1採用ということで、その来た結果もあるんですかね、やっぱりですね。そういうふうに考えます。しかしながら、この技術を持っておられる方というのは民間でももちろんしっかり勉強をされて、その現場と向き合って、そして技術を取得されて、結局、その技術を持っておられるわけですよ。試験をです、試験を結局通られてです。そういう方々をもちろん、その本人たちはその市役所のほうに結局勤めたいという思いで試験を受けに来られたのかもしれませんが、そのやっぱり民間のもし社長さん方からしたら、自分のところで一生懸命育ててきた職員をやっぱりあっさりとられて、あっさりとられるというか、結局受けられる従業員さんはやっぱりそのちゃんと会社のほうにも理由を説明されて、試験を受けられるわけですから、それはもうその経営者としては「それはもうやっぱりお前の人生だから。」というふうにしか多分言えないと思うんですよ。しかしながら、私考えれば、これは笹子トンネルの事件があったからこうなったというのもありますけれども、ちょっと私聞き取りのときに、そのある人事課長のほうからちょっと



して国の法律、条例等々もあわせて守っていかなければならないということで、今回はそういった条例の改正によってやむを得ず人材が必要になったということでございますので、私たちがこれを守らないというわけいきませんので、募集をしたということでございますので、その募集に応じてこられた方々はそれなりに会社とのお話もちゃんとできて、募集に応じてこられたんだらうというふうに思っておりますので、結果的にそういうふうになったということは、本当に我々も法律を守っていかなければならない。業者としても大変だらうというふうに思いますけども、そこはお互いに精いっぱい努力していかなければならない部分じゃないかなというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきましたけれども、私も言いましたように、今回は笹子トンネルで法改正があったから仕方がないというふうなのは私も理解しましたと言いました。その今後のことですよ、今後そういうことがないように、職員の採用の仕方だったり、そういうことをどのように考えておられるか、もう1回ちょっと高寄市長お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 今後につきましては、こういったことがないようにというのは私たちもいつも思っていることございまして、今回もやはり笹子トンネルと申しますか、橋りょう等々が建設をされて数十年を経過するという中で事故が起きたと、その事故が起きるとやはり国もそれを防止するために条例を改正するとかいろんな形でやっていくと、それを私たちは準じて守っていかなければならないということでございますので、そういったことがないことを願うというふうなものと、もう1つは、やはり今の進んでる道は通常の状態の中で職員採用等々についてはやってるということでございますので、特別なことがない限り今の現状の中で、先ほどもこのことがなければなんとかやっていけたというようなことございまして、通常の状態ではなるべくそういったことがないように努力をしていかなければならないし、また、職員の採用につきましても将来の見込み等々も含めまして、今現在やっているというふうな状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

今回は笹子トンネルという問題が発生をいたしまして、その法改正がなされて、急遽こういう状態になったと思うんですけれども、やっぱり職員の能力の向上、資格取得だったりですね、やっぱりそういうのをきっちりやっていって、その熊本地震が発生をいたしまして、1回僕も聞いたんですけれども、前にも地震直後のあれで聞いたんですけれども、質問をしたんですけれども、熊本県のほうから2回、それと市長会のほうから

2回、人事の派遣要請があったけれども、そのときは玉名市はそれに結局応えなかったと。そのあとに多分僕が質問をしたちょうどその日だったのかな、職員の派遣がその決まったという話をちょっとあとで聞きましたけれども。その今回の地震なんかでも、結局は玉名市というのはそこまで被害が大きくなかった。しかしながら、益城町とか阿蘇市とか熊本市の一部では非常にその災害が多かった。やっぱりそこにいち早く職員を派遣するというのも、それもその能力向上の1つだと思うんですね、僕は。やっぱりそこでどういうふうに対応するのか。じゃあ、本当にうちが災害が起こったときに、やっぱりその人は役立つと思うんです。やっぱりそれが甲佐町がやっぱりそれ出たんですね、東北の震災のときに職員をいち早く派遣をされて、結構長くその職員をずっと置かれてたんで、今回はその2人の職員が非常にフル活動して、非常に対応が早かった。罹災証明の発行も非常に早かったというふうにお伺いしております。やっぱりそういう一つ一つの積み重ねで、その職員というのは「ああ、やっぱり俺に責任があるんだ。」やっぱり派遣をされたら玉名市の看板を背負っていくわけですから、やっぱり恥ずかしくない行動をします。仕事もします。そういうのが能力向上。試験を受けるだけ、そういう資格を取得するだけじゃないと思うんですね、いろんな形でその能力向上というのはいっぱいできると思うんです。やっぱりその辺をしっかりとやっていただいて、そしてやっぱりこの熊本県下14市ある中で、うちが一番先頭を切って走るんだというぐらいの意識を職員みんな一人一人が持っていただいて、そしてまた、市長、議会といろいろな議論をしながら、市のその運営をしていくのが一番必要だと思います。その辺は総務部長もやっぱり先ほど答弁でおっしゃいましたように、やっぱり一人一人の能力向上が市の、ゆくゆくは市の運営には非常に重要になってくるというふうな認識をお持ちですので、補助制度とかも十分検討をされて、市の職員の資質向上、能力アップに期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 2時44分 休憩

---

午後 3時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 皆さんこんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

1 番目、平成 29 年度市政運営に関して。平成 17 年に合併をしました玉名市はこの間の優遇施策であります地方交付税合併算定替の適用によりまして、年間 14 億円程度の地方交付税の上乗せがありました。ところが、平成 28 年度から 5 年間をかけてこの上乗せが徐々に削減されていきます。現在玉名市の年間予算は 300 億円を超えておりますが、これをそのまま継続すれば歳出に見合う歳入が確保できない歳入不足に陥ることが心配されます。合併後の 10 年間で税収が大きく伸びることに成功すれば財源不足を心配することはなかったわけではありますが、残念ながらそれを実現してはおりません。赤字地方債の発行、こういったものは聞いたことがありませんので、年間の予算規模を見直すことになろうかと思っております。その際、市民の暮らしや福祉の向上を阻害する方向に踏み出さないことを強く求めるものであります。29 年度市政運営に関して 4 点聞きます。

1、玉名小学校跡地に新玉名中央病院を建設する話があります。私はこの話は既に決定してその方向で動いていると思っておりますが、まだ公表はしていないので、変わることもあるという話であります。玉名小学校と新玉名駅は隣接していますから、新玉名中央病院の建設は駅周辺の開発においても大きな影響があるかと思っております。新玉名駅周辺整備について、今後の計画及び方針を聞きます。

2、新玉名駅駐車場の拡張が進行しています。駐車場の運営につきましては、市民の関心も高く、議会では特に駐車場の出入りにゲートを設置することや駐車料金を徴収すること、駐車日数などなど、さまざまな議論がなされてきました。現在、駅前駐車場は北側に 48 台、南側に 178 台、イベント広場 59 台、芝生広場 37 台、高架下 28 台、合計 350 台、これに加えて新しい駐車場ができます。駐車場の設置について市民から、軽自動車専用のスペースをつくれればもっと多く駐車できる。その辺の発想はないのかとお叱りがありました。新しい駐車場を拡張するに当たり、ゲートの設置、駐車期間、駐車料金などの見直し、拡張後の駐車可能台数などにつきましてお聞きをします。

3 目、平成 29 年度からの職員採用について、方針を聞きます。合併後 10 年間 3 分の 1 採用を続けてきましたが、この方針は今後も継続するのか。28 年度における採用試験が終了したと思いますが、その状況及び平成 29 年 3 月末の退職者数、採用予定数などお尋ねをいたします。

4 目、家庭用電力が 29 年度 4 月から自由化をされます。事業所用の電力は既に自由化されておりまして、九州電力エリアでは 70 社ほどの新電力事業があります。九州電力の送電線に新電力事業所が販売する電力の送電配電を任せる仕組みで電力を供給します。新電力に切りかえた事業所では、電気料金の比較で 10% から 20% 軽減できたそうであります。現在、本庁舎の電気料金、月 160 万円ほどのようでありますから、仮に 10% 下がったとして、年間では 1 カ月分相当するそれ以上の経費削減になります。



庁舎電力に新電力を導入してはどうかと思います。新電力を導入することへの見解を聞きます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問4点ありましたが、1点目の御質問と4点目の質問を続けて答弁いたします。

まず、新玉名駅周辺整備に関する今後の計画及び方針についてお答えをいたします。まず、現段階での新玉名駅周辺整備に関する方針につきましては、御承知のとおり市での積極的な開発でなく、民間活力による開発の誘導を進めており、民間の進出に応じて開発に係る諸手続やインフラ整備等の積極的な支援を行なっているところでございます。しかしながら、新玉名駅開業から5年が経過したことや近隣に新病院建設が予定されていることを踏まえ、本年9月に庁内組織であります玉名平野北西部土地利用等検討会議を立ち上げ、新玉名駅や新庁舎を含む玉名平野北西部地域の整備方針やまちづくりの方向性について包括的に検討をしているところでございます。また、検討会議では市民の意見も取り入れ、平成29年度末までに当該地域のまちづくりに関する計画の策定を目指しておりまして、その計画の中に新玉名駅周辺に関する今後の整備方針についても盛り込む予定でございます。

そのため、議員お尋ねの今後の計画や方針につきましては、整備方針の見直しを含めて、検討をしている段階であり、今後も引き続き検討会議で議論を重ね整備方針等を定めていきたいというふうに考えております。

次に、4点目でございますけれども、庁舎電力に新電力を導入することへの見解について答弁をいたします。これまで電力については、九州電力などの大手電力会社から供給を受け、契約先の選択肢はありませんでしたが、本年の4月1日からは電力の小売り全面自由化が実施をされ、一般家庭や商店などの50キロワット未満の契約であっても新規参入の新電力会社との契約が可能となっております。この新電力会社は経済産業大臣への申請を経て、小売り電気事業者として登録をされ営業が可能になります。もちろん営利企業でございますので、契約確保のため現在の電気料金よりも安くなることがメリットであるということをコマーシャルをされております。市役所庁舎と一般家庭では契約形態に違いがあり、新電力の導入メリットが同等に発生するかはわかりませんが、おおむね5%、議員は10%とおっしゃいましたけれども、5%程度は安くなるのではないかとこのように予想をされますし、熊本県や熊本市においては既に導入済みの施設もでございます。また、小売り電気事業者はガスや石油などのエネルギー関係、携帯電話やネット回線などの通信関係を母体とした企業以外にもさまざまな企業が新しい事業展開のチャンスととらえて参入したことにより、その数が非常に多く、既に倒産したところ

もあるなど、将来的にどれだけ残っているのか懸念をする部分もございます。もちろん契約した小売り電気事業者が倒産した場合やこの事業から撤退したとしても、地域電力のバックアップにより停電するということはないと聞いておりますけども、別の事業者と再契約の必要があり、この点も危惧するところでございます。これらについては、本市に限らず県内の自治体においても同様にとらえているところが多く、先ほど申しました事例以外では、新電力の導入までは至っていないというのが現時点における状況でございます。本市といたしましては、単に電気料金の比較だけではなく、新規参入業者と従来からある地域の大手電力会社との将来的な経費予測と安全性を比較するなど、さまざまな観点から精査し、慎重に検討をしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 前田議員御質問の新玉名駅駐車を拡張するが、ゲートの設置、駐車期間、駐車料金などの見直し、拡張後の駐車可能台数につきましてお答えいたします。

駐車場の拡張につきましては、9月に地権者の方から用地の御協力をいただきましたので、11月に入り造成工事の発注を行ない、現在、JRとの協議を進めており、12月中旬から造成排水工事を開始する予定でございます。

まず、増設する駐車台数でございますが、混雑期において常設駐車場約250台に対して130台から150台が不足している状況を勘案いたしまして、200台程度を確保する予定でございます。したがって、拡張後の駐車可能台数といたしましては、約450台になる見込みでございます。なお、現在、100台程度駐車可能な臨時駐車場の多目的広場と交流広場におきましては、利用状況に応じて閉鎖し、本来の目的に機能回復を図りたいと考えております。

次に、駐車料金の有料化につきましては、一時利用者や定期利用者などの利用形態も考慮しながら、現在の駅利用者になるべく負担がかからないように検討を重ねているところです。また、駐車期間につきましては、条例で最長14日となっておりますが、今年2月の利用状況調査におきまして、利用者が約98%が7日以内という調査結果が出ておりますので、このような実情を踏まえ、見直しを考えているところでございます。

最後にゲートの設置につきましては、現時点では設置の予定はございませんが、今後全体の駐車場の運営方針にあわせて検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の職員採用についての御質問にお答えをいたします。

合併協議での申し合わせ事項であります「合併後の10年間は退職者の3分の1を新規採用する」という方針を継続した結果、平成28年4月1日現在で、第2次職員定員適正化計画におきます504人という目標値を達成したところでございます。今後、組織全体の業務量や内容を精査しながら、安定した行財政運営のための適正な人員を確保してまいりますので、3分の1採用を継続するものではございません。

続きまして、今年度の採用状況でございますけれども、平成29年度の採用計画を本年5月に作成した時点では、今年度末での退職予定者が17人に対しまして、平成29年4月1日付での新規採用予定者数を24人としたところでございます。しかしながら、その後早期退職者の増加により退職予定者数が20人となり、また、熊本地震関連業務が平成29年度にもかなり残る状況であるということなどが判明いたしましたので、結果として33人の合格者を出したところでございます。しかし、合格者33人のうち3人の辞退者がありましたので、結果的には新規採用予定者数としましては30人でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） まず1番目の新玉名駅周辺整備についてであります。平成26年3月に策定されました都市計画マスタープラン、これには新玉名駅周辺地域等整備計画という記載があります。新玉名駅周辺の整備につきましては、平成18年に新玉名駅周辺整備基本計画なるものがすでに策定をされておりました。この2つの計画は全く違うものではないと思うのであります。これはどういう関係になるのか、平成18年にできた新玉名駅周辺整備基本計画をベースとして新玉名駅周辺地域等整備計画になったのかどうか。2つの計画の関係、これを説明をいただきたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけれども、玉名市の都市計画マスタープランその中での新駅周辺、先ほどおっしゃったのは県協定の区域のことをおっしゃってるんでしょうか。

[前田正治君 「いやいや、計画が出とるていうことを聞きよるわけです。計画が2つあるということを知りよるわけ。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） わかりました。

都市計画マスタープランでも当然、そのそっちの計画と整合性をもたせて作成されているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 先ほど来年度末、29年度末までに玉名駅周辺計画の新たな計画を29年度末までに策定するというような答弁がありました。

実は、平成18年にできたこの新玉名駅周辺整備基本計画には、こぎゃんふうに書いてあります。「新玉名駅周辺整備骨格プランの方針。新玉名駅周辺整備骨格プランは、必要最小限の施設、駅前広場、駐車場、アプローチ道路及び区画道路、調整池、公園、交流施設、道の駅等などの7.2ヘクタールの先行整備区域と機能回復道路を骨格として、平成25年新幹線開業までに整備を完了する計画。」新幹線もうすでに開通してまして、これはもう25年以前に既にこの部分は完了しております。

次に、新玉名駅周辺整備ブロックプランの方針ということで、「新玉名駅周辺整備ブロックプランは、骨格プランを先行着手しながら残りの後発整備区域28.4ヘクタールを地域熟度の高まった地区から住民主体の取り組みとして、ブロックプランの事業を機動的連鎖的に実施するプラン。」云々と。さらにその具体化として地区別プランというのがありまして、「民間開発の想定される玉名バイパス沿道整備誘導地区は、出店希望企業の誘致や地区計画による規制を行なっていく地区と位置づける。宅地を誘導する宅地化誘導地区は、福岡などの通勤、通学者を視野に入れた民間開発による温泉つき住宅開発やケアつきシニア向け住宅等の開発や組合の土地区画整備事業、田園居住区整備事業、まちづくり交付金事業などによる一体的な整備などを地区計画と組み合わせながら行なっていく地区と位置づける。」それと「行政側が広域的な振興策として誘導する公共広域施設誘導地区は、物産館、交流センター、情報館など県の振興策で提示されている施設などを誘導する地区と位置づける。」と。いわゆる地区別ブロックプランというのは、新玉名駅のちょうど南側、過去の議会で何回も議論されてきました全部で30何ヘクタールの今既に開発されたところを含めて、30何ヘクタールのところの具体的な計画を表示しているわけです。

先ほど平成29年度末に新たな計画を策定するということがありました。今私が述べました新玉名駅周辺整備基本計画、これが今度のマスタープランの新玉名駅周辺地域等整備計画のもとにもなっているということですが、平成18年にできた新玉名駅周辺整備基本計画には新玉名駅の南側が中心となっておりまして、今度、新玉名中央病院が建設予定の建設されるであろう駅北側についてはほとんど白紙の状態です。来年度29年度に策定される計画というのは、新玉名中央病院建設もその計画に織り込んであるのかどうか、その辺ちょっとあるのかどうかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問でございますけども、先ほど申しましたこの検討会議、計画の策定につきましては、この新玉名駅前の35.6ヘクタールのみではなくてですね、玉名平野、あとでちょっと言いますが、玉名平野の菊池川の右岸方

面を、右岸側を全体的に土地利用であったりとか、計画を策定するというふうな会議を今、進めているところです。目的として、今申しました玉名平野の北西部約280ヘクタールについて、先ほど登壇して申しましたとおり駅が開業して5年が経過した今、周辺の開発状況が停滞しているということであったり、今おっしゃられた新病院の建設位置というのが決定したということや新玉名駅周辺道路や県道玉名立花線など関連道路網の整備計画を検討しなければいけない。そういった各種計画の中の整合を図りながら、包括的な土地利用のあり方を29年度までに取りまとめるということも目的に設置するということにしておりますので、議員がおっしゃっている駅前の35.6ヘクタールについては今の段階では都市計画マスタープランに位置づけられている区域というふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 私はちょっと頭の悪かけん、ようと理解できんとですけど、今部長がおっしゃった新しい構想というのは、このこっち側でしょ、なんさま。なんさまというかですね。その中に新幹線新玉名駅を中心とした開発というか、そういうのも当然含まれると思うんですけど、その中にさらに中央病院が玉名小学校跡にできるというなら、そういった計画も当然含まれるんでしょうと、そこば確認しよるわけです。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 御質問にお答えいたします。

検討する内容といたしましては、病院関係、駅周辺開発、土地利用、農振関係、農業排水関係、企業進出誘致、用途指定、景観、区画整理、道路、上下水道、埋蔵文化財などにかかる関連計画や事業を把握し、約280ヘクタールについて土地利用について、土地利用に関連する方針を整備するといったことを考えております。ですから、土地開発についても病院についても、そういったインフラ整備、そういった建物に関しては当然いろんなインフラ整備等も出てきますので、そういったところも含めて検討するということを考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 今答弁がありましたように、ですから平成18年にできた基本計画、玉名駅、新玉名駅周辺整備基本計画よりさらに広範囲というか、そういった計画が来年度末にはできあがるということでもあります。もちろんその玉名中央病院も含めたですね、そういうことでもあります。

それで私は、この10年間民間の活力を活用、民間の力を借りて云々という話がこれも再三あったわけです。民間に委ねているということが今までもずっと言われてきまし

た。ところが残念ながら状況はご覧のとおりですね。それで今度さらにそういう壮大なスケールを計画を策定するというので、それはとてもいいことだと思いますけど、その計画を着実に推進する体制については、一体どのような考えを持っておられるのか。私は、今申されたような計画を推進するためには、都市計画課というのがありました。昔ありました。しかし今はなくて、建設部の中に、その中に係としたあるとですかね、都市計画係かな。これじゃやっぱりなかなか推進する体制としては、追いつかんとじゃないかなと。確実にその計画を仕上げていくためにも、都市計画課を再度作りまして、つくって職員もきちんと配置をして、推進する必要があると思います。その点見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ただいまの御質問でございますけども、先ほど申しました検討会議につきましては、関係の部長、それから課長あたりの、副市長を座長といたしまして計15人のメンバーで今検討を、今度12月末にも3回目の検討会議を開催する予定です。今後その計画書策定していくわけですけども、整備を行なうに当たり新たに都市計画課を設置してはどうかというふうな御意見だというふうに思います。これについては、平成26年度に建設部の旧土木課と都市計画課、現在の建設課及び建設管理課に再編をしたところでございます。再編後については、都市計画に関する業務は係レベルで対応するとの判断に至ったためそういうことにいたしましたけども、現在建設課、計画調整係で担当しております。このような組織再編の経緯もございますので、現時点では、この周辺の整備に取りかかったときじゃなくて、今計画の段階でございますので、現時点では課レベルの組織を設置するというふうな考えはございません。ただ、今後整備を行なっていく、スタートしていく上でその課レベルでの組織が必要であるというふうな判断をしたときについては、議員がおっしゃるとおり課の設置について検討をする必要があるというふうには考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 平成29年度末にその計画はできる、できあがるんでしょ。ですから普通に考えるなら平成30年からその計画にのっとして推進していくと、ならやっぱりそれにあわせて都市計画課、名前は何でもよかったですけど、やっぱり専門に行なう課を新設して、やっぱり都市計画の範疇だから都市計画課というんですけど、そういうことを立ち上げて進めていく必要が、早速平成30年ぐらいからそういうのが必要じゃないかなと、そぎゃんせんとまた10年ぐらいたったっちゃ、あんまり変わっとらんというような状況になっとじゃないですか。

ならちょっと次の質問に、再質問に移ります。

先ほど新玉名駅駐車場の拡張の件、新しい駐車場をつくっても拡張後は450台と、とめる車がですね、私の計算じゃ550台になるとですけど、これさっきも言いましたけど、北側48台、南側178台、イベント広場59台、芝生広場37台、高架下28台、これで350台でしょ。そして新規に大体200台規模ということだけん550台じゃなかつですか。ちょっともう1回ちょっと確認したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

今言われました350台の中に臨時駐車場が96台、約100台ございます。ですから常設駐車場といたしましては250台でございます。それに拡張後200台確保しますんで、450台ということでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） それじゃ新しい駐車場ができたあとには、今臨時で使ってるあそこのイベント広場と何だったかなもういっちょ、芝生ですよ、芝生広場はもう閉鎖ということになるとですかね。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、この交流広場と多目的広場は本来の機能がございまして、その目的に機能回復を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 450台でまた足らんごとなるとじゃないかなと、ゲートつけて一部有料にすればそういう心配もないかなと、私は思うとですけど。それはそれとして、臨時的な駐車場を閉鎖するということでありますが、高架下ですね、高架下。JRの、あそこは借地料が1年間に33万円というふうに聞いておりますが、無料でとめて、そのとめてる場所はJRから年間33万円で借りてると。どうもこういう不合理なことがですね、市民的に受け入れられるかと。これはなかなか難しか話じゃないかなと私は思います。それで臨時的な駐車場、イベント広場と芝生公園広場、芝生広場駐車場かな、そこがおおよそ100台ぐらいになるということでしたけど、そこを新しく駐車場ができたなら閉鎖すると、しかし、閉鎖をするというならまず有料で借りてる高架下ですね、ここはやっぱり閉鎖するのが先じゃないかなと思いますけど、どぎゃん思いますか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

現時点では、その高架下につきましては常設駐車場としてカウントしておりますけれども、拡張後駐車台数に余裕が出てきた場合は本来のイベント広場機能に戻すことにつきましては、担当部署と検討を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 今んとはどっちば閉鎖するか担当部署と調整していくということですかね。私は閉鎖をするなら、まず金ば出して借りるところから閉鎖するのが先だろうと言いよるとですけど。そこをちょっともう1回。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

高架下は産業経済部でイベント広場機能プラス駐車場ということでJRから借地しております。そういうことで担当部署というのは産業経済部とその辺の打ち合わせを協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 新しい駐車場をつくって、そっちにとめるスペースが広がったから、今までとめよった臨時的な駐車場を閉鎖しますと、ところがお金を出して借りてるところはまだ閉鎖しませんと、こらちょっとやっぱり理屈に合わんような気がします。しっかり検討をしてもらいたいと思います。

次に、職員採用についてお尋ねします。現在の職員数は、玉名市の今の業務量に対して適切なのか、不足しているのか、多すぎるのか。考えてみた場合に、臨時職員や請負社員が今、正職員と同様な日常業務を担っているということを考えれば、現在は正規職員が不足している状況にあると、私は思っております。それは3分の1採用計画が間違ったからであります。合併後の新しい玉名市づくり、その方向に動き出すための、この間10年間だったわけでありましたが、何が何でも3分の1採用方針に固執すると、そのためにこの10年間で市政運営を支える、いわゆる職員、マンパワーが減りすぎて、合併後の礎をつくりあげるのに失敗した、まさに失われた10年間じゃなかったかと。職員採用について、今後の数年間は職員数の減りすぎを取り戻すために退職者以上の職員を採用するということが、私は基本になると考えます。執行部の見解はいかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

3分の1採用というのは、これは当然、合併協議会での申し合わせ事項でございましたので、それを厳守していくというのは当然のことかと思っております。その分、確か



に600、700人おった人数が、今現時点で504人になったというような状況でございませけれども、ただそれが適正な人数で、それなりの業務をこなしているというようなそういうような状況であるかなというようなことは考えているところでございますんで、決してこれから先また人数をふやして対応していくというようなことにはならないかと思ひますし、業務に応じた適正な人数で対応していきたいというようなことで考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 職員の募集につきましては、公表がしてあります。先ほど来出ております土木施工管理技士の募集、これは2名ということになっておりましたが、最終的には5名採用したと、職務経験者で保育士は1名ということでしたけど、2名合格になってる。社会福祉士は1名に対して5名、一級建築士は1名に2名、文化財専門員は4名に対して7名合格。合格者が全員市役所に入ったらもともと採用予定というのは業務量を考えて採用予定というのを出すはずですよ、業務量を考えた後に。平成29年度の採用計画というのは、今年の5月に策定してあるわけでしょ。ですから今年の5月に来年は何人ぐらいいるのかなと考えて採用予定数というのを公表すると。それに依っていっぱい応募してくる。そして1次試験、2次試験を受けて合格者を出していくと。ですから今、採用内定、あるいは合格となっている人たちが全部市役所に入ったら採用予定数をはるかに超過するということになります。なぜ予定以上になるのかと。業務量などを内容を精査して職員の募集をされてるということでもありますので、当然、本年5月時点でそういった精査、業務量などの精査などが行なわれた後の採用予定数じゃないかろうかというふうに思ふわけです。なんで予定数がこぎゃん大幅に、私から言わすつと1.5倍ぐらいになるとですかね、その辺の説明をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

当初、24名を予定しておりました。先ほど御答弁いたしましたように最終的には今の予定では30人という形になっております。先ほど申し上げましたように早期退職者が増加したというのが1つの原因であり、もう1つはやはり熊本地震のその関連業務、これが29年度もやはりそのまま事務量がそのまま残るというような状況でございましたので、この分を若干ちょっとふやした形での採用をしたところでございます。

以上が、そのようなところが以上の理由です。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 先ほども議論があつておりました民間経験者の採用の件ですけど、予定以上に入っておられるわけなんですけど、橋りょうの調査とか検査とかその報告というのが突然降つてわいたような先ほどの答弁じゃなかったかなというふうに私は、松本議員のときですよ、思いますけど、橋りょうの件については、これは何年か前からわかつた話じゃなかったんですかね。去年すぐ、去年突然そういうのが出てきてですよ、それで言いたいのは、やっぱりもう減りすぎてなかなか回っていかんようになったから、突然こうやって予定以上に採用せざるをえんと、ところが業務の業務量とか内容をよく精査するとかおっしゃるならですよ、やっぱり職員の能力の養成、能力の養成といふとなんかおかしかですね、職員の質を高めるようなことも踏まえて、計画的にやっぱり私が言いますように、退職者以上にずっと、私は退職者の1.5倍ぐらい採用せんと、向こう何年間かはですよ、でけんと思ひますけど、先ほどの玉名駅周辺整備の計画なんかをきちんと進めていくためにも、そういった職員の採用といふか、配置といふか、市政運営が今後求められてるといふふうに思つております。3分の1採用計画についてはもう継続せんと、昨年からもうそらしよりませんといふ話を聞きました。ちょっと遅すぎたんじゃないかなといふふうに思つています。

もう次に移ります。4番目の本庁舎の電力に新電力を導入したらどうかという問題につきまして、慎重に検討するということといふ答弁でありました。実際、私も幾つか調べました。県庁、県庁舎ですね、県庁はもう既に何年も前からずっと新電力に切りかえとるわけですよ。それと、熊本市関係のところ。県の県庁にちょっと聞きに行きましたら、今度はその出先まで含めて新電力を検討していくといふふうな話がありました。入札で参入を決めるわけですから、当然やっぱり今より下がってくると、電気料金がですね、そういう状況にあります。県内14市の中では、熊本市以外はまだまだ新電力導入をしているところはないといふふうなことも聞いております。その中で玉名市が手を上げてもいいんじゃないかなといふふうに思ひますが、先ほどおっしゃいました慎重に検討するということですけど、検討する中身といふのは実際、どぎゃんとが検討されるのかちょっとお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ただいまの御質問でございますけども、先ほどの答弁で申しましたとおり、かなりの数の一般競争入札とかいふふうな入札方法になろうかと思ひますけども、当然、安価な料金で契約するといふようなところが売らだろと思ひます。先ほど申しましたとおりすごい数の業者がおるわけですけども、例えばそれが倒産したりとかですね、そういったところがあつたらすぐ対応はできますけども、よその事例とか見ながら、先ほど議員おっしゃつたとおり県と市で8つぐらいの施設あたりがその導入されておりますけども、もう少しやっぱり様子見て、どういった課題が出てく

るのかというのを、問題が出てくるのかというやつを見ながら、推移を見ながら検討していくという意味合いでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 確実に経費削減にはなっただけですね、できれば来年ぐら  
いから導入しますという答えが欲しかったわけですけど、無理は言いません。

次に移ります。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 次に介護問題について質問します。

玉名市では平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしま  
す。これまでは国の法令によって基準とサービス内容、報酬単価、利用料金などが決ま  
っていました。ところが4月からは要支援者のホームヘルプサービス、訪問介護ですね、  
デイサービス、通所介護、これは玉名市が行なう総合事業へと変わります。その基準や  
内容、単価、利用料金などは玉名市が独自に決めることとなります。玉名市が作成した  
総合事業の事業の案内によりますと、総合事業の特徴として、「多様な主体による多様  
なサービスを展開する。」「社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進する。」「介護予  
防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行する。」「サービス利用の手続きの一部  
を簡素化する。」、こういったことが示してあります。また、そのほかにも介護保険の認  
定を受けていなくても、「一人一人の生活に合わせたサービスを利用することができる  
ようになりました。これまで介護保険で行なっていた要支援1、要支援2の方向けの介  
護サービスの一部を利用することができます。」こういった記述があります。4月から  
始まる介護予防・日常生活支援総合事業の疑問点について質問をします。

1、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、何を目的や目標とするの  
か。

2、介護保険か総合事業かを振り分ける際の相談者受け付けにおける留意点は何か。  
要介護認定申請の意思は尊重されるか

3、要支援認定者が従来どおりのデイサービス、ホームヘルプサービスを利用するこ  
とに制限はないか。現行相当サービスの報酬単価は従来と同様に設定してあるか

4、通所型サービス、訪問型サービスの担い手の確保は十分に行なわれているか  
以上、お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の介護予防・日常生活支援総合事業について  
の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、何を目的や目標とするのかについてでございますが、団塊の世代の人が75歳になる2025年に向け、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。このような中、高齢者が住みなされた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身もみずからの持つ能力を最大限に生かして要介護状態となることを予防することが大切であり、そのための仕組みとして介護保険制度において介護予防・日常生活支援総合事業、略称総合事業が創設されました。本市において、この総合事業を実施するに当たっては、まずは元気な人の割合をふやすこと、また、支援が必要な人については介護サービス事業所との連携はもちろん、元気な高齢者を初めとするボランティアなどの参加を促し、地域ぐるみでの効率的な支援体制の構築を図ることを目標にしております。

次に、2点目の介護保険か総合事業かを振り分ける際の相談者受け付けにおける留意点は何か。要介護認定申請の意思は尊重されるかについてでございますが、国のガイドラインにおいても相談者の目的や希望するサービスを聞き取り、特にサービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行なうことになっております。相談者の受け付けを行なうに当たっては留意することは、まずは相談者の身体の状況、次に、申請者に必要なサービスはどのようなものを把握することであると考えております。このようなことから要介護認定申請の意思が尊重されるのかという点につきましても、まずは相談者にとって必要なサービスは何かということ把握して対応したいと考えております。

3点目の要支援認定者が従来どおりのデイサービス、ホームヘルプサービスを利用することに制限はないか。現行相当サービスの報酬単価は従来と同様に設定してあるかについてでございますが、現在、要支援認定者でデイサービスやホームヘルプサービスを利用されている人につきましては、総合事業においても現行同様又は基準緩和型のデイサービスやホームヘルプサービスを利用できることとしておりますが、この振り分けにつきましては、認知機能の度合いや疾患等を踏まえて行なうことにしております。また、現行相当サービスの報酬単価については、従来と同様としております。

最後4点目でございますが、通所型サービス、訪問型サービスの担い手の確保は十分かということでございますが、少子高齢化に伴い、あらゆる分野で労働力が不足しておりますので、十分に担い手が確保できている状況とは言えません。介護サービス事業所の協力もいただきながら、しばらくはなんとかしのいでいけるものと考えておりますが、早急に新たな担い手をつくっていく必要があると考えております。

このようなことから、本年度からヘルパーのボランティアを養成するふれあい家事支援員養成講座を12月に開催し、また、社会福祉協議会による生活支援サポーター養成

講座が1月に予定されております。さらに一般介護予防事業の担い手として高齢者支援サポーター養成講座を本年10月から12月にかけて6日間のカリキュラムで実施したところでございます。来年度以降もこのような講座を開催し、新たな担い手の養成、確保を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 現在65歳以上に占める要介護認定者の割合、これは決算委員会の報告の中で21.何%という報告がありました。玉名市が総合事業を始めることで、その割合を今後どうするかというような目標又は要介護認定者に占める要支援1から要介護5までの割合を今後どうするかというような具体的な数値目標の設定を行なって事業を推進する必要があるのではないかと、私は思います。部長答弁でもその元気な人の割合をふやしていくというようなことで、総合事業の目的があるというようなこともありました。それで、しかし、これはあんまり言うと軽く見られるように判定すると、そぎゃんこつはなかかもしれんばってんですね、そういう懸念もありますので、しかしやっぱりこの事業をそうやって元気老人をふやすという大きな目標があるなら、やっぱりそれを具体的に検証するためには、きちんとした数値目標上げてやっぱり進めていくべきじゃないかなと。非常に難しい問題だとは思いますが、目標もなく、事業ば進めてよかつかなと、そういう気がします。具体的な数値目標を設定することについてちょっと部長の見解をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えいたします。

第7期の介護予防事業でございますけれども、第7期は平成30年から32年度までの3年間の計画を今度第7期として策定するものでございます。計画は来年の29年度で計画をいたします。まだ詳細な、具体的な検討は行なっておりませんが、今議員がおっしゃいました要介護認定者の割合でございますが、今現在では21.23%、これは25年から比較していますとだんだん、だんだん減ってきているという状況です。25年が21.65%、26年が21.41%、27年が21.23%と、要介護者の認定者の割合というのは、減ってきているというのは、この大きな要因は65歳に新たになれる老人の数がどんどんふえていきますので、パイが大きくなって認定者はふえるんですけれども、それ以上に高齢化が進んでいるというふうなことで、この認定者の割合というのはそんなに減少傾向にあるというふうな傾向でございますので、この数値は当然ながらふやしていかないと、20%ぐらいで推移をさせたいというふうに思っているところでございます。ただ、高齢化というものはどんどん進んでまいりますので、人としてはふえてくるかなというふうに思っておりますので、その辺の認識、意識

を持ちながら計画を策定していきたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 高齢化はどんどん進んでいきます。ですから介護事業だけで元気老人ばふやしていても、そこにはやっぱり無理があるというのは私もわかります。ですから、高齢になるまでの、例えば、私が今60、誕生日が来て3ですけど、70ぐらいになって介護が必要になるというような状況を防ぐと、生活習慣病と言われてますけど、実際もう生活習慣病になつととですけど、やっぱりそういったことを予防していくということも1つの先ほどの割合、20数%の割合を減らしていくということにもつなるとかなと。高齢介護課が今年の4月の異動で大幅異動でなかなか大変という話が先ほどありましたが、介護保険は大体考えてみますと制度がころころ変わってますね、農政もそうですけど、制度がころころ変わって、それに対応するやっぱり職員が異動でどんどんかわるなら追いついていかんというのが実態じゃなかろうかと、そういう中で、この事業を進めていくわけですので、担当してる人にはかなり無理も言ってるのかなという気がしますが、来る高齢化にどう対応するかということで、しっかり頑張っていたきたいと。

次の再質問が、窓口での申請の意思、要介護認定の申請の意思は、先ほど身体の状態とか、その人の相談者の必要なサービスはどういうことかというようなこともしっかり考えて対応するということでしたので、申請の意思は尊重されるのかなというふうに思いますが、相談窓口で要介護認定について案内をしないとその申請の意思は確認できません。それで、窓口で基本チェックリストを安易に実施しないような丁寧な相談受付が要求されると思います。そのためには、相談窓口先ほどおっしゃいましたような相談者の状況が的確に判断できるような専門的な知識を持った人材を配置するということが私は欠かせないというふうに思います。窓口へのその職員の配置については、どのようなことを考えておられるのでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

相談窓口で職員の配置はどういうふうに考えているかということでございますが、御指摘のとおり、やはり専門性を持った相談をその段階で受け付けなければならないというふうに考えておりますので、現時点では、保健師やそれと同等の専門、非常勤の職員になりましようけども、保健師は正職員でございますが、そのほか、高齢介護課において専門職を配置したいというふうに考えております。

そのほか、これまでの包括支援センターの中においても当然受け付けをやるわけですが、そこには従来、今までの相談員がそのまま対応をしていくというふうな状態を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 総合事業を行なうに当たっての、その担い手の問題ですけど、ボランティアを養成をこれからされていくということではありますが、担い手に介護の資格がない人も充てるのが可能なわけなんですよね、今回からは。その際、無資格者の導入で、本当に今おっしゃったような介護予防、真の介護予防、玉名市が目指すような介護予防の実現が可能なかどうか。また、事故が起きた場合の対応などですね、やっぱり不安が私はあるわけです。この点について執行部の見解をお聞きます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

無資格者の導入というのが不安ではないかというふうなことでの御質問ですが、資格者が今後、介護保険の考え方としては、資格者が担うべきものはやはり重度の方にどんどんシフトしていくというふうな考え方になっていこうかと思います。そしてやはり要支援1、2をまず手始めに、その中で非常に元気な人をそういうその資格がない人でも研修を受けながら、そういう方に元気な、介護にならないためのそういう元気な人は、無資格者でも養成講習を受けて十分対応できる方向で、国の制度もそういうふうな考え方でありまして、市としてもそういうふうな方向で養成講座をつくりながらそういう受け皿を確立していきたいというふうに思っているところです。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 元気な人を無資格者の人がいろんなお手伝い、支援をしている状況ですよ、その元気な人の身体に何らかの変化が生じているということを資格がないような人が的確につかむことができますか。私は、資格を持ってる人が対応するからこそそういう元気な老人を支援しよってですね、身体的な状況の変化もきちんと把握することができると思いますけど、無資格者の人でそのある程度の研修をして、そういうことができるのでしょうか。できると思ってますか部長は、どがんですか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

当然無資格者の方がその元気な人を見ていかれよって、途中でやはり急に度合いが進むということがあるかと思いますが、そういうときには当然、そういう人たちはやはり判断はできないと思います。ただ、そういう養成講座を受けた方は、ちょっとおかしいよというふうなところをそういう専門職とか、そういう資格者の方とかに相談をし、つなぎながらやはりそのそういう形でのつなぎをしながら、守っていかなければならないというふうに思っているところです。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 資格のない人がそうやってお世話をしている中で、資格を持

ってるヘルパーさんたちは日々の支援の状況を記録したりいろいろされてるわけでありまして、その利用者の状況を刻々と把握するというのもされております。それで資格のないような人も資格のあるような人と同じようなことばせれていとなかなか難しいかもしれませんが、何かあったらすぐ包括に連絡するとか、ケアマネージャーさんに連絡するとか、そういった体制ばびしゃっとしとかんとなかなか大変じゃないかなという気がしますので、その辺はぜひ、抜かりがないようにひとつお願いします。

それと報酬の問題ですけど、現行サービスは従来どおりの報酬ということでありましたが、いわゆる基準緩和型のサービスというのがありますが、これは報酬単価が引き下げられるわけでありまして。とりあえず基準緩和型もボランティアの要請がまだ追いついてらんけん事業所をお願いするということでありませうが、単価が下がることによって介護予防の質もこれは必然的に下がってくるとじゃないかなという心配があります。単価が引き下げられたもとで行なわれる総合事業やあるいはそれを担う事業所運営は、市が目指すところの真の介護予防につながっていくとかどうか。単価を下げても大丈夫ですか。そこを見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 報酬の引き下げで事業所のサービスが低下するのではないかという質問にお答えします。

まず国の狙いとしまして、これをよくよくずっと読み込んでいきますと、やはり総合事業に移行されて単価を下げてくるというのは、もう軽い人はどんどん市町村事業に移行をして、やはり施設としてはその軽い人の単価の安い人はどんどん委託ではなくて、委託のほうから施設のほうは手を引いて、少し重度の方に移行するというふうなどうも考え方が根底にあるような気がいたします。それでしばらくは市町村も事業所に委託はします。しかし、やはり受け入れが重度化してくる人たちが当然多くなってまいりますので、施設はそれで単価が上がった部分では経営運営はできていくのかなと。ただふえてくる軽い人は市町村事業でどんどん大きくなっていくのかなということで、施設の単価の報酬が下がりましたが、しばらくの間で施設のほうとしては十分対応できるのかなというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 事業所は単価が下がったからうちはしませんという、それまで雇っていたヘルパーさんとか職員さんば首切らんといかんごとなるけん、単価が下がっても一定期間はされていくでしょう。ところが単価が下がることによって、部長おっしゃるように、事業所もだんだん、だんだんその手を引いていくと、介護の重い人だけを世話をしていくと、そういう方向になった場合に、軽い人が玉名市が今まで事業所に行ってた人たちも玉名市が引き取ってやっっていけるかということになると、今一生懸



命ボランティアの養成をシルバーとかですね、されておりますけど、なかなかやっぱりこれは先行きがあんまり明るくないような、展望が暗いような状況になってくるとじゃないかなというふうな気がします。

それで、総合事業は介護保険が3年ごとに、3年ごとじゃなくて、数年ごとにころころ変わっていきよとですけど、総合事業が何年か先になくなるということはないと思いますので、総合事業においてこれを進めていく上で、私は九州看護福祉大学の存在、これをいかに活用するかということはこの時点で考える必要があるんじゃないかなと。九州看護福祉大学との協力は、これまでも国保の問題とか、健康の問題でいろいろ連携をして取り組んでこられました。それで総合事業の推進に当たって九州看護福祉大学の協力、学生の協力を得ることは、これは市にもメリットがあつて、大学にも大変大きなメリットがあるとじゃないかなというふうに思います。総合事業を進めるに当たって、九州看護福祉大学との協力について執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今後、学生のボランティア、それから九州看護福祉大学との連携、御協力を前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 平成10年に九州看護福祉大学が開学したときですね、あのとき私、大分反対したつですよ。「そぎゃん金ば使うとでけん。」て、高寄市長もあんとき反対されたか。

〔高寄哲哉君 「嘘ば言うな。」と呼ぶ〕

○15番（前田正治君） はい。それで、やっぱり公設民営の大学でできたっだけん、今後玉名市の発展にとっては、やっぱり九州看護福祉大学を利用するというのはちょっとおかしかですけど、九州看護大学との連携、協力、これは今後の玉名市の発展にとっても欠かすことができないというふうに思うわけですよ、それだけやっぱり市民も希望を持って建設に当たっての寄附金なんかもしたわけですよ。今後市政運営に当たっても、そこら辺を十分に踏まえてやっていかれることを言ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時23分 休憩

---

午後 4時36分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。大変お待たせいたしました。お疲れと思えますけども、最後ですので集中してくださいませ。よろしくお願いします。

まず、今年の秋にはイベントが多く職員の皆さまも当日だけでなく、準備など大変だったことと思います。最近強く印象に残ったイベントは、横島町公民館で開催されました食育祭でした。その中でも横島幼稚園の取り組み、園児たちがバケツで稲を育ててはさみで収穫し、脱穀、もみすり、精米までの過程も子ども自身の手でしたこと、そしてできあがったお米をおにぎりにして食べたことに限らず、残ったわらを叩いてしめ縄をつくったという実践には驚かされました。この作業の様子が展示してありましたが、感動いたしました。岱明地区の生ゴミ堆肥を使った元気野菜づくりのコーナーも見事なものでした。生ゴミ堆肥だけで立派に野菜が育ったプランターがたくさん並んだ光景は圧巻でした。クリーンパークファイブなどのリサイクルフェスタでも展示をお願いしてはどうかと思いました。また、天水地区の生活研究グループのビニール袋を活用したぬか漬けの指導もよく工夫されておりまして。さらに先日の新聞では、話題のはなちゃんのみそづくりコーナーもあったとか、講演会も大好評でした。この数年、食育祭には参加していますが、年々魅力的なものになっているように思います。また、同時に横島体育館で開催されましたスポーツバイキングもスポーツに限らず、体を動かすことの楽しさを味わえるような内容になっていまして、大変関心いたしました。

このように行政でも子どもたちがすくすくと成長してくれるようにと、あれこれと手を尽くしているにもかかわらず、子どもをめぐる状況はよい話を聞きません。そこで今回はまず、子どもの状況からお話を進めたかったんですけども、議長、済みません。都合により1、2を入れかえます。

○議長（永野忠弘君） はい、どうぞ。

○12番（近松恵美子さん） 子どもの状況は10年間で自閉症が3倍になっているということで、それを数年前に聞きましたので、その対応についてもあとでじっくりお伺いしたいと思います。

では、岱明町公民館建設から始めたいと思います。議員の皆さまには、この問題では何度も何度も御検討をいただきお世話になります。天水地区の公民館建てかえ案についてはスムーズに運んだのに、なぜ岱明地区はうまく進まないのかと思われると思います。大きな原因は4つあります。1つは、市長は複合施設にすることで利便性を高め、利用促進を図るといわれますが、しかし、もともと岱明ふれあい健康センターというのは複合施設なのです。複合多機能施設なのです。建物を昼間1度見たくらいでは理解で

きないぐらい多機能な施設です。例えば、子どもは120円を払えば1日中そこで遊んだり、テレビを見たり、お風呂に入ったり、宿題をしたり、アイスを食べておしゃべりしたりできる子どもの居場所でもあります。特に土日、夏休みなど長期休暇などは小中学生が来ていまして、また、試験前なども勉強している姿が見られます。年間約1,300人ぐらい利用しているというふうに聞いています。また、あそこには介護施設も設置してあります。介護施設はあるんですけども、岱明ふれあい健康センター全体として考えているので、介護施設そのものはトイレさえも十分ありませんで、岱明ふれあい健康センターのトイレをつくるよにということ、使うのを前提にできてるような施設です。ですから職員含めて皆さんは、ロビーを通過して保健センターのほうのトイレを使っているということです。また、介護施設なんですけど、流し台がないんですね、湯飲みを洗ったりする施設ないんです。それ保健センターを使えばいいという、岱明ふれあい健康センターを使えばいいという前提で介護施設を小さくつくっているものですから、岱明ふれあい健康センターのところにある炊事施設のところに行って、湯飲み洗ったり、お湯を沸かしたり、洗い物したりしているということです。ですから時間によっては、子どもと要介護老人が入り交じっているというふうな光景が見られます。また、見学された皆さんにはなんか空き部屋が多いとそういうふうにお感じになったと思いますが、実は介護施設はあの小さいフロアだけでは認定がおりませんで、そのあいてると思われた検診室を静養室として登録することで介護事業が成り立っていると、許可が下りているということなんで、あれは実際からに見えてたけど、登録してあって、今は占用する人がいないときはマットなど干したり、倉庫がわりに使ってるわけですけども、それはちゃんと確保しておかなくちゃいけない空間だということでございます。これも私が執行部に指摘して、初めて執行部が認識したことでありまして、こういうことも知らないままに、あいててもったいないということで始まった計画でございます。

また、当時合併前の町で要請した健康づくりの自主グループの活動は、公民館の部屋が足りないということで、健康づくりは公民館使わないで岱明ふれあい健康センターを使ってくれと、そういうふうな話し合いがありまして、ボディートーク、大活道、自彊術、昼のヨガ教室、夜のヨガ教室、筋肉トレーニングなど、そういうふうなグループは公民館並みの料金にさせていただいて、岱明ふれあい健康センターを使用しているのが実態です。つまり、既に岱明町公民館の分館の役割も果たしているのです。お風呂に来た高齢者はトレーニングルームで運動することもあります。入浴後図書コーナーで碁を楽しむ男性陣もいます。公民館が余りあいていないので、役所の会議、民生委員さんの会議などは岱明ふれあい健康センターを使っています。また、子供会の部活の打ち上げなどは居酒屋ですと、なんか親子で8,000円ぐらい、7,000円、8,000円ぐらい要るそうなんですけども、岱明ふれあい健康センターは飲食、お酒もできます

ので、そこですと3,000円ぐらいで済むから助かると保護者が言われていたけども、大広間で大勢で懇親会をしまして、そして食べてる間、おしゃべりしてる間、子どもは退屈するとトレーニングルームに行ってお遊んでいるという、そういうふうな使い方もされております。つまり岱明ふれあい健康センターは既に介護施設と温泉施設と児童センターと保健センターと公民館の一部が一緒になったような施設なのです。5つの機能が果たされている施設です。複合し過ぎる多機能施設なので、これにまた公民館を加えるとなるといろいろな問題がぽつぽつと見えてきます。岱明ふれあい健康センターの利用が少ないというのは、まだまだ余裕は確かにありますけども、この1つの問題は、部屋の占有率だけで出して個人使用の実態が見えないということです。お風呂に来た方、それから子どもにしてもトレーニングルームを使ってる数というのは出てないですね、入館料だけで出てるので。占有した、お部屋を1時間幾らで貸してくださいといった団体の数、それは出てきますけど個人使用の実態が見えないということがこの利用実態が見えにくくなってる問題であります。

2点目は、十数年前にもともと現地に建てかえるということで町が住民有志を募って、ワークショップを開いて公民館の形を決めたということがあります。基本計画がこういうふうになってるんですね、

[近松恵美子さん 実物を示す]

○12番(近松恵美子さん) 何度も何度も検討しまして、住民同士議論しまして、そしてあちこちの施設を見に行ってお、この基本計画ができてるといふ。ですからそのワークショップに参加した人たちはいつかこれができるだろうと待ってたお、こういう大事な問題があります。

3点目は、先ほどの前田議員の質問にもありましたけども、最近浮上してきた問題、医療と介護について自治体の責務の範囲が大きくなっているということお。それに対してまだ施策が具体的に見えてないということ。それに加えて小学生の部活の廃止ということも目の前に来ました。小学生の部活の廃止後の子どもの居場所をどうするかの問題に対して、まだ玉名市は対策を考えていません。ですから、この子どもの居場所をどこで受けていくか、今の時点でこの子どもの居場所であった岱明ふれあい健康センターの子どもの居場所をなくしていいのかという問題が1つあります。

4つ目は、岱明地区の公民館は、驚くほど利用者が多く、愛されてる公民館だということお。ちなみに今年のお10月の実績ですが、一般の方の利用状況を見ますと、横島と天水地区を合わせた件数は50件でした。岱明だけで利用は125件です。公民館が足りなくて岱明ふれあい健康センターを使わせてもらってる団体も入れますと140件です。ですから天水と横島地区を合わせた数の3倍近い利用しているということが実態です。

では、玉名地区、玉名地区の公民館といったら文化センターですけども、その文化センターの利用がどのくらいかといいましたら125件でした。この玉名が125件で、小さい、ごめんなさい、136件でした。文化センターが136件で、小さい部屋が少ししかない岱明が120件、140件使っているということは、本当に驚異的な数字です。これは先人が非常に生涯学習というものを大事にしてきたと、その伝統が受け継がれているというふうに私は思っております。このように多くの団体が利用しております。そして仲間づくりをし、学習の場、文化活動、健康づくりに力を入れてますので、思いも強く、公民館祭りできえ、利用者が主催で開催するほどの力を発揮しています。こういう住民の思いがいろいろありまして、なかなかすっきりとこれでやってくださいと言われても納得がいかないということが岱明の事情でございます。

そこで質問に移りますが、1点目は、変更後の計画についてお伺いいたします。

第1案を出していただきましてから、住民の声を生かしてまた第2案が出ました。そのことについてお伺いいたします。

2点目は、今議会の冒頭のあいさつで、市長は公民館の岱明ふれあい健康センター併設案について地区住民の理解を得たというふうな発言をなされました。総務部長においても予算説明の折りに、わざわざ岱明地区の住民の理解を得たというふうなお話をされました。この話を聞きますと、近松と江田ばかりが騒いでいるが、地元住民は納得されているんだと、ここにおられる議員各位は受けとめられたことと思います。また、それを狙っての発言だったのかと思います。しかし私は、両施設の利用者団体との意見交換会では、この併設案について反対意見がとても強かったというふうに聞いております。余りに熱心な議論で3時間かかったというふうに聞いておりますが、私は時間の都合で1時間しかおられません。そこで市長はこの意見交換会の結果の報告をどのように聞いて、どのように感じられたかをお伺いします。

2の2、次は、議会で、前回の議会でも区長会の同意を得た、区長さん方の同意を得たといわれますが、区長さんが地区の方に説明をして、地区住民の総意として同意されたわけではないのではないかとこのように思っております。私のほうにも熱心に賛成された区長さんの奥さんのほうから大反対だというふうな声が届いたり、その熱心にされてる区長さんのご家族の方が現地に建ててくれと、わざわざ言いに来られたり、それから共に活動している区長さんのその役員さんが、自分は何も聞いてないと、そういうふうな声を聞きますと、それは地区住民総意ではないのではないかとこのように感じます。そこで、中島地区では区長だけの判断ではやはり責任は取れないからということで、地区住民に岱明ふれあい健康センター併設のメリット、デメリットをきちんと知らせた上で、「市長と語ろう座談会」を開催したところ、参加者全員が現地建てかえを希望したと聞きました。どういうふうな説明を資料をあげてあるかと思っております。紹介しますと、

例えば、建てかえ案の場合は現地建てかえの場合は4億7,500万円かかると、ただし今の公民館の1.5倍の面積としてということですけど。岱明ふれあい健康センターに併設した場合は修正案で4億1,500万円かかるんだと。それから現地建てかえの場合の利点は新たな用地を確保する必要がないとか、余裕のある建て方ができるとか。併設案に関しては、整備費、維持管理コストの大幅な低減になる、両施設の機能が集約され、利用者の増加が見込まれる、施設の効率的利用が可能となる、将来見据えた公共施設の適正配置が推進できる、公民館跡地及び以前に購入してある土地の有効活用が図れる、建設時の代替施設の確保が不要だ。このようにきちっと両者のメリットデメリットを住民に、地区民に知らせてあります。また、マイナス面として、現地建てかえ案は整備費、維持管理費等がコスト高になると、単独の施設でありサービス提供の場が分散すると、隣接施設を同様の機能をおのおの保有し、保有量が圧縮できないと、こういうこともきちっと伝えてあります。また、併設案については、駐車場が不足し用地購入が必要となると、利用者間調整が必要となると、以前に建設用地として取得した土地が計画どおりに活用されないと。このようなことを前もってお知らせした上で市長以下各部長ですか、10人ぐらいに来ていただいてその説明をしていただいたと、そして話し合いをしたということですけども、その結果、全員がそれであっても現地に建ててほしいというそういう結果だということを知りました。ということですので、市長はこのことをどういうふうに感じられましたでしょうかということをお伺いしたいと思います。

次3点です。これは前回の議会でもお尋ねしましたけども、してないことがわかったので、あえて追求しなかったんですけども、区長さん方は大方が賛成だと言われますが、区長さん方にはこの設計図、この設計図をご覧になってるのかどうかということをお伺いしたいと思います。修正案のあとの設計図ですね、健康センターのトレーニングルームから2メートル離れたところに建つわけですね。ですから入ってまた出て入ってみたい。一旦入ってまた外に出なくちゃいけないみたいなんです、スリッパなのか、また靴履くのかみたい、出入り口が3つもあるみたいなんです、こういう図を区長さん方に見ていただいているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと前田議員の質問にありましたように、今後の大介護時代を見据えて、医療と介護の問題に対して市の対応が求められていることなどもお話しされたのかどうかということをお伺います。医療費は玉名市で200億円ぐらい年間使われてますね、そして国保財政においては、大体2億円ぐらいの赤字ですから、2億円垂れ流しというような状態で、2年に1回公民館建てられるぐらいの金が市からどんどん出ていってるわけなんですけども、医療と介護について国は今後市町村が努力しないと、もう財政の支援はしないぞということをお伺いしたいと思います。言っても言っても市町村努力しないからお金で締めつけるぞというふうなことを、そこまで医療と介護の問題というのは

切羽詰まっているわけでございます。ここで本気で知恵を出して健康づくりと介護予防と、そして元気な人が支援を要する人に手助けをしていくという仕組みをつくらなくてはいけない時代になっているということが先ほど部長の答弁ありましたけども、こういう時代であるということ。そしてさらに小学生の部活がなくなるんだと、4時から6時ぐらいまで学校にいたのがなくなるんだと、スポーツをする機会がなくなると。そして今度、まだ具体的に見えてないんですけども、学校の先生が部活から、部活にタッチしないということで、一般の方にお願ひするとやはり仕事終わってからですから7時半ぐらいからになるだろうと。そうしますと長洲町の例で見ますと、やはり部活に行くことがぐっと減っています。親もご飯食べてほっとしてから送りに行くのが大変だとか、子どもも今から行きたくないということで、子どもがスポーツに親しむ機会がなくなると、こういう問題があるということまでお話ししていただいた上での賛同なのかということをお伺いしたいというふうに思います。

4番目は、社会教育に対するビジョンですけども、公民館活動というのと、何か趣味の会みたいに受けとめられまして、なんか遊んでる人のためにみたいに思っておられる方がいらっしゃるかもしれないんですけども、本当に地域から婦人学級がなくなりまして、老人大学もなくなりまして、旧町の場合は栄養教室もなくなりまして、健康講座もなくなりまして、合併したことで地域の組織がなくなったこともあり学習の機会というのが皆無に等しくなりました。学習の場ということが少なくなったんですね。そしてまた岱明は立派な施設がないもんですから、いろんな行事が横島に集中してしまいました。元気会のも横島、なんとかも横島ということで、なおそういう情報を得る機会がなくなってしまうました。これも大きな問題だと思います。今こそ公民館のあり方を考えてみる必要がありますが、教育委員会として社会教育のあり方、ビジョンについてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の御質問にお答えいたします。

議員の聞き取り、通告ですけども、近松議員。最初が変更後の計画について説明してくれと、私にですね、それと市民の声について問うというのが、1つが利用者と意見交換会の内容について私が答弁します。

〔近松恵美子さん 「いえいえ、市長がどういうふうに聞いているかと。市長がどういうふうに報告を受けて、聞いているかということをお伺いしたい。」と呼ぶ〕

○企画経営部長（原口和義君） 報告ですか。ですから、利用者説明会の中での意見をここで言えばいいんですよ。どういった意見が出たということですね。

〔近松恵美子さん 「私はね、それを部長からか、副市長から市長に報告されたと

思うんですね、その報告内容。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） じゃあ、それはあとで。

[近松恵美子さん 「はい。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） じゃあ、通告のそういうふうに私理解してましたので、

[近松恵美子さん 「そういうふうに考えたらそれでもいいですよ。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） それと、そのあとでの中島地区での座談会ではどういった意見かというのは、あとで総務部長のほうから説明いたします。それでまずもってそういうふうな。

[近松恵美子さん 「はい。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） 最初の御質問ですけども、岱明町公民館の変更後の建設計画についてお答えをいたします。

岱明町公民館の建設につきましては、先の9月議会の近松議員の一般質問において、その時点での建設計画の内容を大まかにではありましたが、答弁をいたしました。しかし、その後に、利用団体からの施設に関して見直してほしい件などの御要望や御意見がございましたので、部屋数の追加や配置先の変更など、可能な限りでの一定の見直しを加えさせていただきました。そしてこれらを反映した図面をもとに、利用者の方々や市議会、特別委員会の委員の皆さまに計画内容を説明をさせていただき、既存施設の有効活用による公民館建設への御理解を求めてきたところでございます。

御質問の変更後の建設計画につきましては、公民館として管理する延床面積については1,825平方メートルとなり、変更前から当初見せました変更前の図面ですけども、251平方メートルふえ、現公民館の床面積の約1.8倍の広さになります。同時に部屋数につきましても新築する公民館部分には音楽室と50人規模の会議や研修、そして講座など多様な用途で利用できる部屋を2部屋追加をしております。この2部屋の可動式間仕切りを移動しますと100人程度の利用が可能になります。さらに玄関、事務室、エントランスホールなど、館内のレイアウトの変更を行ないました。また、現岱明ふれあい健康センターにつきましては、講堂として利用します現在のトレーニングルームには、この建物の玄関と新たに設置をしますステージ裏の控え室及び通路などを追加し、さらに調理室、サークルルームなど館内のレイアウト変更を行なっております。

当初は新築する公民館のエントランスホールと健康センターの通路をギャラリーアプローチで結び、2つの建物を一体化する考えを説明してきましたが、これは先ほど近松議員がおっしゃった離れているというふうな話ですけども、この点につきましては、県との事前協議を経て、それぞれ独立させた形で建築するよう改めたところでございます。

最後に、駐車場の増設や市道寺ノ前線の改良についてはほぼ変更点はありませんが、



引き続き健康センターとして管理されるエリアに主に子育て関係団体や親子連れの方が気軽に利用できる部屋とデイサービスセンターの利用者用の専用室を追加するよう見直したところでございます。

それから2点目の「市民の声」について問うの、ア、施設利用者との意見交換会では、どのような意見が出たのかについて答弁をいたします。

去る10月31日に岱明町公民館におきまして、市が計画する岱明町公民館建設について両施設の利用団体代表者と、市との2回目の意見交換会を開催いたしました。当日の出席団体数につきましては、御案内した対象34団体のうち、約半数の18団体の出席がありました。参加人員は26名の方に出席していただいております。そこでの説明は、先ほど答弁いたしました変更後の計画内容が主なものになりますが、意見交換会の意見などの全体的な感想といたしましては、再提案された変更後のものは、部屋数などが利用者の意見をしっかり酌み取っており、おおむねよいと思うがこのことを踏まえてもやはり現地での建てかえを強く望むという趣旨に集約されるものが大半であったようにございました。主な御意見だけではございますけれども、意見の趣旨の内容別に具体的に申し上げますと、まず、建設位置に関しましては、「市の案もひいて要望した部屋数や広さも満たしてあるが、同じくらいの金額であれば現地に新築したほうがよい。」「子孫の将来のために効率的にということはあるが、新たな土地を購入するのは効率的ではないのではないか。」「現地に建設してほしい。」「利用者の意見が大事ではないか。利用者は現地への建てかえの意見が多い。」

次に、各施設の機能面に関しましては、健康センターとの併設では、健康センターの機能が狭まり、公民館の使い勝手が悪い。高齢者がふえていくのに大丈夫か。岱明ふれあい健康センター施設として保健福祉活動に影響はないのか。

そして検討の仕方に関しましては、「全町民にどういう公民館をつくりたいかを聞いてほしい。」「区長と市と議会などで話ができてあがっている。ある程度の認識を持たれている方々少数でプロジェクトを組んで検討してはどうか。」など、すべてではございませんが、以上のようなご意見が当日の意見交換会ではありました。

それから、先ほど近松議員が変更後の図面を区長さん方に見せたのかというふうな御質問でございましたけれども、もちろん変更後の図面も見せておりますし、利用者説明会、利用者等意見交換会の前に4、5名ほどの、近松議員もおられたと思いますけれども、うちの担当が行って、簡単というか、公民館担当とうちの担当が行って説明したときも、当然その図面をお見せしているというところです。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 近松議員の中島地区での「市長と語ろう座談会」では、どのような意見が出たかについてお答えをいたします。

先月11月24日午後7時から岱明町中島区で約30人が参加され開催されました「市長と語ろう座談会」で出ました主な意見は、岱明町公民館建設の経緯や進捗状況についてでございました。具体的には、「岱明町公民館の建設の進捗と現状について説明をしてほしい。」と。また、「岱明ふれあい健康センターから岱明B&G海洋センターまでの新設道路が公民館が併設になった場合には計画されているが、公民館の併設とは関係なく道路整備はできないのか。」といった御意見、あるいは「解体後更地になったあとの岱明町公民館の場所はどうなるか。」また、「合併前は現在地につくるようになっていたのではないか。」といった御意見。あるいは、「現在地に公民館を建てかえる案と岱明ふれあい健康センターに併設される案ではどちらがコストが安いのか。」また、「岱明ふれあい健康センターのトレーニングルームの機具が壊れたら修理をしてほしい。」「岱明ふれあい健康センターにはお風呂があるので、トレーニングルームはB&Gに移設せずにそのままにしてほしい。」などの御意見や御要望がございました。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 近松議員の説明のあとの報告はあったのかということでございますけども、ただいま部長のほうからありましたような説明を受けております。

私が単独でというか、聞いたほど、今説明あったとおりに説明を受けておりますので、それでよろしいでしょうか。

[近松恵美子さん 「区長さんへの説明はというふうにされてますか、というの  
はどなたが答えるんですか。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 3番。地域住民に対するですか。

市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 地域住民に対する説明責任ということでございますか。

[近松恵美子さん 「いえいえ。私ちゃんと言いましたけど。」と呼ぶ]

○市長（高寄哲哉君） ちゃんと聞いておりませんでしたので、もう1度お願いいたします。

[近松恵美子さん 「じゃあ、時間はカウントしないでいいですか、ダブリだから。時間カウントしないでくださいね。私、持ち時間少ないから。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 時間ばカウントせんで。

[近松恵美子さん 「いいですか。もう1回言ってくださいということだから。」  
と呼ぶ]

[前田正治君 「休憩すつとよかたい。」と呼ぶ。]

[中尾嘉男君 「はっきり言うたい、はっきり。」と呼ぶ]

[江田計司君 「カウントはせんがよかよ。聞いとらんほうが悪かつじゃけん。」  
と呼ぶ]

[田中英雄君 「カウントはすつとが当たり前たい。」と呼ぶ]

[江田計司君 「聞いとらんとが悪か。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） ならちよつと暫時休憩しようか。整理しようか。

午後 5時13分 休憩

---

午後 5時22分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 先ほど近松議員から、医療介護の話、それから利用者の御意見、それから小学校の部活の話というのを区長に話したのか、というふうな今のやりとりでお聞きしましたけども、先ほどの質問の中でそれ理解できませんでしたので、お答えができませんでしたけども、この3点につきましては当然区長さん方には公民館がどういった格好に、どういった施設になるのかというふうなことが目的で行っておりますので、当然、この辺の話はしておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 地域住民に対する説明責任についてお答えをいたします。

この岱明町公民館のあり方につきましては、まず、公共施設適正配置計画を策定した平成24年度の市議会全員協議会で、この計画内容を御説明した際に、当時の案として岱明支所への移転集約に触れさせていただきました。その後、具体化した移転計画を市議会や地域住民の方々にも御説明し、御理解を求めてきたわけですが、結果としてこれを直した際も市議会を初め地域協議会や区長会などに対し、その理由も含め説明をしております。また、建てかえに向けた今後の市の基本的な考え方についても同様に説明をしております。特に地元議員の方々には十分な説明が必要と考えまして、検討当初から事業構想の骨子的な部分を御説明し、御理解をいただけるよう努めてきたところでございます。また、今年2月に開催いたしました岱明地区の説明会の場で、地域住民の代表である区長会の方々にも、岱明町公民館建設の検討の今後の進め方として公共

施設の適正配置という市の方針に基づき、岱明ふれあい健康センターを有効活用した併設の方法を含めて検討する旨を説明をいたしました。今年度に入りましては、区長会や利用団体の皆さまとの意見交換の場を設け、御意見や御要望の把握に努めてきたところでございます。その場では区長会からの要望でもありますように、この公民館建設を早期に事業として成立をさせ、1日でも早く安全・安心な公民館をつくりたいと説明してきました。当然建設地の選定については、双方のメリット、デメリットを比較し、その結果と理由について、区長会と利用団体に説明をいたしております。市の構想に反対される皆さまからすると、これまでの説明に不備があると感じられるのでしょうか、私ども行政といたしましては、その折々にきちんと説明責任を果たしてきたと自認をいたしております。

次に、市民への対応についてお答えをいたします。利用団体との意見交換の場でございますが、出席しておりました副市長にお願いをされました市長としての回答がなかったという点につきましては、その回答が出た時点で改めて回答をしたとしております。しかしながら、その前に要望書が提出されたため、私からの正式な回答は先月14日で行ってまいりましたが、要望書を提出された際にお伝えしたところであります。市といたしましては、建設位置の優位性や複合化を検討した理由などについて、これまでに行なわれた区長会や利用団体との意見交換会、また、地区座談会などの場で市の考え方をきちんとお伝えするとともに、市への御意見や御要望にも可能な限り努めるなど、誠心誠意その対応に当たってきたと認識をいたしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 4番の社会教育に対するビジョンを伺うというお尋ねにお答えいたします。

社会教育に対する市民のニーズは少子高齢化など、社会の変化に応じて大きく変化しており、自分たちが住むまちについて学び、よく知り、地域づくりを実践していこうとみずから生涯学習に取り組む人もふえてきております。高齢化社会に対応するためには、地域コミュニティーを中心とした地域的課題の解決は必要不可欠であり、さまざまな学習活動や高齢者の生きがいづくり、担い手の育成を図っていく必要があります。このような状況の中、社会教育において公民館が果たすべき役割は大変重要であると考えております。地域における公民館は、地域における学びの場、仲間づくりの場、世代間交流の場であり、人と人を結ぶ人づくりの場であると思います。そして人と人を結ぶ人づくりの場であるためには、地域の方々が気兼ねなく立ち寄ることができる公民館でありたいと考えております。

次に、岱明ふれあい健康センターに併設することによる効果についてですが、現在岱明町公民館においては、高齢者の健康増進や多世代間交流を通して生涯学習活動が活発になりつつあり、今回提案している岱明ふれあい健康センターに併設した機能複合型の施設整備により、岱明ふれあい健康センターで行なわれている事業との融合による相乗効果が期待できるものと思われます。公民館と岱明ふれあい健康センターとはそれぞれ施設の設置目的は異なっておりますが、一方では健康の保持や福祉の増進という共通の目的も有しており、両施設の機能が集約され、複合的な施設として多様な利用が期待されます。その結果、利用者の増加が見込まれ、住民相互の交流機会の増加につながることも期待されるものと思われます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） なんかおかしいんですよ、今部長が、ここで31日に説明会したから、その意見は区長さんには伝えとらんと言うたはずなのに、正式発表になったらしましたてなって、一体何だろうかと思ってるんですけども、じゃあ何人にいつどこで何人の区長さんにお話しされたのか、そしてこれはその立場、立場じゃないとわかりませんから、医療・介護の問題は福祉部長から話があったのか、そして子どもの部活の問題は教育委員会から

[企画経営部長（原口和義君） 「済みません。ゆっくり言ってもらわんとわかりません。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） はい。医療・介護の問題は健康福祉部長から話がされたのか、子どもの部活の問題は教育委員会から話をされたのか。いつ、どこで、何人の区長さんにお話しされたのか伺います。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。もう1回お願いします。わかりませんでした。

○議長（永野忠弘君） わからなかった。

[企画経営部長（原口和義君） 「はい。区長に対してということですか。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） はい。いつ、どこで、何人の区長さんにそのお話をされたのか。

[企画経営部長（原口和義君） 「その話というのは。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） 説明をちゃんとしまして言われましたですね、さっき。

[企画経営部長（原口和義君） 「だれがしたて。してないって言ったですよ。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） ああ、してないって言ったんですか。

[企画経営部長（原口和義君） 「してないって言ったですよ。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） ごめんなさい。私が聞き取れませんでした。失礼しました。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあ、区長さんにちゃんと話して今、市長のほうからきちっと話して、そして区長さんの了解を得てますと盛んに盛んに言われましたけど、一番大事なことは区長さんに話されてないということですね。

じゃあ、もう1つ伺いたいんですけども、なぜこれだけ中島地区でもそれから利用者からも反対があったのに、議会の冒頭で住民の了解を得られたという発言がなされたのか、その真意を市長と総務部長に伺います。虚偽の報告じゃないかと思うんですけども。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

どがん、なら総務部長からいくな。

総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

今、提案理由の中で住民の理解を得たということで御発言ありましたが、説明の中でそういうことは言っておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 予算説明の中でそういうようなこと話されましたよ。

では、あとで録音を聞いてみます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 近松議員の再質問にお答えいたしますが、補正予算の関係の提案理由の説明につきましては、一般会計とか特別会計、あるいは企業会計の今回補正予算に計上している主な内容について御説明を申し上げましたところです。その中で岱明町の公民館につきましては、老朽化や耐震対策未実施が指摘されているということ、それと早期建設要望もあり、早急な対策が求められていることを踏まえ、岱明ふれあい健康センターとの併設による複合施設として整備するための設計業務を計上していると御説明を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） なぜ今議会開会日の招集あいさつで、施設利用者からの反対の意見があることに触れなかったかというような質問でございますけども、御指摘の点は今議会の開会日における招集あいさつについてのようでございますけども、この12月議会に岱明町公民館建設に関する補正予算を上程していることから、その提案理由とし

て述べさせていただいたところでございます。その趣旨といたしましては、老朽化した現公民館は建物の安全性に問題が多く、地元区長会の総意として早期建設の御要望があったこと、また、先般の熊本地震の災害も重なり、緊急避難所としての役割が一層強まったこと、これらの点が補正予算の提案理由になるということをご単に説明したということとございまして、実際に市の計画に御賛同いただけない利用団体の方々がいらっしゃるということを何も恣意的に明言しなかったというものでは決してございません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） では、市長にお伺いいたします。

区長さんの総意ということですけども、情報が利用者が持つる情報と、それから区長さん方が持つる情報がすれ違ってるということが1つの問題ということが今回見えてきたわけなんですけれども、この見直してくれという要望書を出してるのも区長さんなんですけれども、これで区長の総意と言えるんでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 要望がございましたことにつきましては、最初の説明をいたしたときに、利用者の方からいろいろな要望がございました。そのことについて2回目の説明会のときに要望につきましては説明をいたしております。そして先ほど部長のほうからありましたように、意見交換の中で再提案された変更後のものは部屋数などが利用者の意見をしっかりと酌み取っており、おおむねよいと思うがそのことを踏まえてもやはり現地での建てかえを強く望むというような趣旨に集約されるということは大変だったというような説明を受けておりますように、要望があったことについてはおおむねよいというふうに答えられたということとでございますので、そのことはしっかりと報告を受けておりますし、また、以前からは区長会のほうから早く、早期に建設を頼むということでございましたので、このことは合併当初、公民館の建設というものが大きく岱明町ではとらえられていたというような状況でございますけれども、10年以上たっても何ら形がないということで、区長さんとしては早急に公民館をつくってほしいという要望書が上げられたものだろうということに重きを感じまして、私は早急にこの建設をするということに決定をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） この問題は、立ち上げのときには利用者に検討してもらったんですけども、この変更したときには利用者に話がなくて、区長さんベースで進んでいったということが、ちょっとすれ違いのもとになってるんじゃないかと思うんですね、そこで市長はとにかく区長さんの総意だと、もうこれを金科玉条みたいに、葵の御

紋のように何回も何回も言われてますけども、私がお伺いしたのは区長さんそんなこと聞いてないという区長さん結構いるんですよ。何人の区長さんにこれだけ話されたのか、丁寧に話されたのか。そしてまた私が伺ったのは、それで詳しいことを御存じじゃない区長さんがいらっしゃるのに、総意として受けとめていいのかなということをお伺いしたかったわけですね。市長にお伺いします。これ総意としていいのかなということ。

○議長（永野忠弘君） これ市長さんがいいんですか。

○12番（近松恵美子さん） はい、市長で。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 区長会の総意ということで要望が上がっておりますので、総意ということに理解をいたしております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私のほうは、区長さん方から別にそんな総意というふうに聞いてないんですね、説明は聞いてないという声がありますけども、ちょっと水かけ論になりますので、これで終わりますけども、ここで確認しましたことは区長さん方がやはり利用者がなぜこれがだめなのかということ、その意見が届いてないということが1つの大きな問題じゃないかなと思います。

それから市長がおおむね部屋はできてからいいということで了解を得たというふうに報告されましたけど、そうではなくて、部屋は、部屋数はあるけどもこれじゃだめだ、現地建てかえだったということだったという部長の報告だったですよ、ちょっと市長がそれがご自分の都合のいいように言いかえてしまったんじゃないかというふうに私は思います。

なんの音沙汰もないので要望書を出したということなんですけども、その要望書についてちょっとけんもほろろであり丁寧に対応していただけなかったということですので、改めて私がここでその要望についての執行部の考えを伺いたいと思います。

ここに要望書の順番に従って伺います。

増改築した建物は動線が複雑で迷路のようになっている。また、施設の境界が明確でなく、どちらからも出入りができて利用にも管理にも不便であると、この問題についてお答えいただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問にお答えをいたします。

市と市議会の双方に提出をされました要望書の中で、9つの問題点というのが上げられております。1点目の問題点についてお答えをいたします。



増改築後の建物は動線が迷路のようであり、公民館と岱明ふれあい健康センターの両方から出入りできるについてですけども、現在の中庭の周囲をコの字型での通路で囲む回廊式の現公民館と今回、市が計画をします通路を挟み両側に配置する岱明ふれあい健康センター内の共用スペースの動線を比べてもそう複雑ではないというふうに感じます。逆に単純な配置になると言えます。どうしても2つの施設間の行き来が必要な場合、若干移動距離は増しますけども、著しく利便性が劣るということにはならないと考えております。

一般的な利用の場合は場所が離れた部屋を複数利用するということはそう頻繁にはありませんで、通常はその利用しているその部屋だけを通常ですけども、その部屋だけをそれぞれの活動が行なわれるというふうに想定をしております。ですから、今現在の岱明ふれあい健康センターにしても迷路というような表現というのは、私はいかがなもんかなというふうに感じております。

以上です。

[近松恵美子さん 「今1番ですね、1番、はい。」と呼ぶ]

[企画経営部長（原口和義君） 「全部ですか、全部。」と呼ぶ]

[近松恵美子さん 「いえ、じゃあ1つずついいですか。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 迷路じゃないという話なんですけど、出入り口がなんか3カ所も4カ所もありますよね、事務所に入ってそれからまた出口があって、トレーニングルームの出口があって、そしてまた岱明ふれあい健康センターの出口があって、どっから入ったらいいのかわからないような状況で。公民館で皆さん御存じじゃないかと思うんですけど、軽い認知症の方も来られてるんですね、非常に90歳超えてる方も来られてるんですけど。そして今言われました一番使われる部屋ですね、30何%使用率が高い和室が一番奥なんですよ、あそこ入って出て入って出て入って歩いて曲がって曲がって一番奥なんですよ、そういう感じなんですけども、

使い勝手が悪いとは言えないんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、迷路というのはどういったところを迷路というのかちょっと私は迷うようなところを多分迷路というのかなというふうな感じがしますが、例えば今の岱明ふれあい健康センターであっても正面玄関から入って、例えば左に行くなら1回折れる、2回折れますよね。まっすぐ行って、今何ですか、厨房施設があるところをまっすぐ行って1回、2回折れますよね、それと今、例えば公民館新しく計画しております公民館の事務所から入って、入って例えばその先ほどの厨房のところに行くにしても、途中確かに敷地が離れておる、建物が離れておる

ということがありますけども、まっすぐ行って1回折れて、2回、2回しか折れません。これを迷路というのかどうかというのはちょっと近松議員と私の見解の違いかなというふうに私は思いますけども、以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私と部長の見解の違いじゃなくてですね、そこの市民会館がありますけども、あそこお部屋ありますね、第何会議室かちょっと奥ですね、あそこになるともう高齢者はわからないと言われるんですよ、あそこの事務所の人が。パッと見るとどこか見えるところじゃないと高齢者はわからないと言われますので、その高齢者のことを考えた質問でございまして、私は迷路じゃないです。どこか建て増しを続けた古べた旅館みたいだなというふうなことを表現した人がいますけど、この出入り口が幾つもあるということが私は心配してるんですよ。幾つになるんですかね、出入り口が。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問ですけども、出入り口が何カ所ということですけど、当然、利用者の方は岱明ふれあい健康センターを利用される方は岱明ふれあい健康センターの事務所の前を通られるであろうし、公民館を利用される方は公民館の事務所の前を通られる。それと、団体等で利用される場合は、代表者の方あたりが公民館の事務所で申請なり届けというか話をして、あとの方というのは今現在も岱明ふれあい健康センターのトレーニングルームというのは、何回かあそこで説明会等いろんなやつがありますけども、トレーニングルームの入り口から出入りできると。ですから出入り場所が何カ所もあるのが不便なのかと、やっぱり逆に利用がしやすいんじゃないかなというふうに思いますけど。ただ、当然その管理がしにくいとかその辺についてはあるかと思いますが、今現在大差、変わらないというふうに感じております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ちょっと設計図がないとほかの方にはわかりにくいと思いますので、時間がないので次に進みます。

2番のトレーニングルームのスポーツ施設なので、ガラス壁なので音響効果が悪く音を出す、講演会とか演奏会ですね、そういうものには不適であるということについて回答をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 御質問はトレーニングルームがガラス壁で音響が悪いということだと思いますが、音源を要する利用や音の発生するような利用は、主に今回、建設予定をしております音楽室の利用を想定しておりますが、演奏会や発表会等でトレーニ

ングループを御利用になられ、音響面での問題が起きるようであれば設計段階などで効果的な対策を講じたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあ、天井が大きすぎるとか、ガラス壁とかいろんな問題があるんですけども、それについての工事費というのはここにもう計算してあるんですか。これ以外になりますか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今現時点はそのトレーニングルーム、今回公民館の講堂を兼ねる形になりますが、そちらについては演奏会、発表会、講演会、多様な用途に利用する目的で整備をしますので、現時点での整備費用はガラス張りとその横にエントランスを設けるような形で概算は出してあるというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあ、改修費はもっとかかるということですね。

じゃあ、3番、岱明ふれあい健康センターとの併設案では、駐車場が遠くなり高齢者の負担が増し、施設の利用低下が懸念される。特に雨天時はその負担が多いと、この4メートルの土地ですね、4メートルあるところを全部平地にして駐車場をつくるんですか。なんかちょっと坂道だと聞いたんですけど、その点お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問ですけども、駐車場の場所の件でしょうか。

[近松恵美子さん 「はい。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） 確かに、今の講堂、計画している講堂の北側のほうに建物を建てて、その裏に高台ですけども、そこを削って幾らかは当然上り坂になるかと思えます。当然、ただ身体障がい者用のスロープとかそういったやつはつけたいというふうに考えて、現段階では考えております。ただ、どういった駐車場にしたほうがいいのかというのは、コンサルタント等々と協議しながらできるだけ駐車台数が多い、そして利用者が利用しやすいような形状には考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあ、今の駐車場整備費の中に入っている駐車場整備というのはその4メートルぐらいの高台をゼロまで戻しての駐車場整備ですか。

[企画経営部長（原口和義君） 「ゼロじゃないです。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） 何メートルですか。

[企画経営部長（原口和義君） 「ちょっとそこは。そこまではまだ決めていません。」と呼ぶ]

○12番（近松恵美子さん） その辺が非常に問題なんですね。坂道を登っていくような4メートルをどこまで削るかですけども、非常に。じゃあこの駐車場整備費というのは何メートルのどこでの整備費なんですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。あとで。

[近松恵美子さん 「わからなかったらいいですよ。はい、いいです。議長。わからなかったらいいです。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） よかですか。

[近松恵美子さん 「はい。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） あとでお答えします。

[江田計司君 「あした俺が聞こうか。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） 今、答えます。あとで答えます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 駐車場、じゃあその段差が非常にあると言うことで上って行くということですけど、登っていく斜面に駐車場ができるんですか。全部が平らになるんですかね、上るときだけちょっと斜めだけ、全部平らになるんですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 裏の高台というのはほとんど同じ高さです。用地買収する面積、区域が決まりましたならば、先ほど申しましたとおり当然利用者が利用しやすいような形状、それと決してあれを全部ゼロに、今の岱明ふれあい健康センターと同じようなレベルにするようなことはとても無理かと思えます。2段になるのか3段になるのかわかりませんが、そういった駐車場はよくありますけども、上って行って分かれていくというふうな駐車場を考えております。それと当然、先ほども申しましたけども、車いすでも使えるような当然スロープというのは考えていきたいというふうに考えております。ただ、その何メートルですかという話については、実際その設計会社等と相談しながら決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 駐車場の問題、これはすごく大事な問題なので、今、職員は皆さん元気だから自分に合わせて考えてると思うんですけども、これから本当に80歳、90歳の人が利用する駐車場だというふうに考えるときに、これ具体的になくていいのかなというふうに思います。

時間がないので、では4番。岱明町の住民の年齢構成のピークは65歳ですから、人口がふえるといっても、岱明町にとっては高齢者がどんどんふえてくるわけなんです

ね。そのために、介護支援のためにもっと活用すべきじゃないかということに対してお願いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

平成29年度から介護保険事業における総合事業が開始されますが、このうち介護施設以外で市が実施する運動機能向上訓練につきましては、一帯のスペースとトイレの設備があれば問題がないため、健康センター又は公民館のいずれでも実施可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私も午前中は介護支援に使ってもいいかなというふうに思っています。

では次、5番に移ります。岱明ふれあい健康センターは休日は子どもたちの利用も多いのに、トレーニングルームをなくした場合、子どもたちの居場所や親子、友だちとの触れ合いの場をなくしてしまうということについてお願いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

複合化後のトレーニングルームにつきましては、これまでと同様にバドミントン等スポーツや遊びの場としても残す方針でありまして、子どもの居場所や親子の触れ合いの場が失われることにはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私の調べたところによりますと公民館の講堂と岱明ふれあい健康センターのトレーニングルームを合わせますと、もう既に決まっている団体で週4、5日使ってるんですね、ですからこれが1つになりますともう夜は親子で遊ぶ日は週1回ぐらいしかないという実態なんですけれども、それでも大丈夫と言えますでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ちょっと済みません。先ほどの駐車場の話ですけども、今の計画段階では、今講堂、トレーニングルームがあるレベルと裏の駐車場の計画しているところについては、2メートルのところで今計画をしております。ですから、を計画しております。それで実際に設計をしてみて具合のいいように考えていきますけれども、今現段階では2メートルと考えております。

それから公民館の駐車場として23台程度はすぐ近くに、近くといいですか、今度計

画してるエントランスホールとか事務室とかあたりの東側とか、あの辺に23台は一応確保はできるというふうに、今のところ計画しております。

それからトレーニングルーム、今、多分、近松議員、現在の公民館の講堂の利用と現在の今の岱明ふれあい健康センターのトレーニングルームが今バッティングしているやつがあるというふうな御質問だろうと思いますけども、確かにございます。踊りの団体ともう1つは何だったのですかね、ちょっと資料を持って来てますけど、あります。それについては先ほど変更後の内容は説明いたしましたけども、例えば、音楽室であったり、100人入れるような部屋、50人、50人ですけども、そちらのほうとやっぱりそれは調整しながらやっていくというふうなことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 子どもの遊ぶ場所は、今、公民館使ってる、講堂使ってる方は100人入る部屋を使ってもらって調整するという事は理解いたしました。

じゃあもう1つですね、体育館を講堂にすることで、兼用にすることで舞台をつくってしまいますね、そのことでトレーニングルームが狭くなるんですね。今、この間もいいましたけど、子どもたちが遊びに来てまして、バドミントンしてるグループ、卓球してるグループありましたけども、そのほか待ってる子どもはゲームしてたんですね、トレーニングルームで。「もう1台卓球台あったらいいね。」て事務所に言いましたら、「もう1台卓球台要求しているところだ。」て言われたんですけども、舞台ができると卓球台置く場所なくなっちゃうんですね。そういう意味で子どもの遊ぶスペースが非常にこれで狭まると思うんですけど、そのことはどういうふうに考えておられますか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 現在、トレーニングルームということで子どもたちもスポーツをそこで楽しんでいるということでございます。先ほどもありましたけど、その利用の状況でそのまま使うこともできますし、広さとしては現在の公民館の講堂やその他の公民館の講堂よりも広いぐらいのスペースです。卓球台を何台ぐらい置かれるかはわかりませんが、何人の子どもがそこで遊ぶかということでも変わってくるかと思えます。卓球台並べてみないとわかりませんが。

[近松恵美子さん 「置けないって言われたんですよ。」と呼ぶ]

○教育部長（伊子裕幸君） ん。

[近松恵美子さん 「置けないって言われたんです。」と呼ぶ]

○教育部長（伊子裕幸君） 置けない。

[近松恵美子さん 「舞台がせり出してくるから。舞台をつくっちゃうでしょ。」]

と呼ぶ]

○教育部長（伊子裕幸君） いや、舞台をつくってありますけど。

[近松恵美子さん 「つくって、バドミントンのコートも置くでしょ。バドミントンのコートも置くから。」と呼ぶ]

○教育部長（伊子裕幸君） すべてがそこで、バドミントンもする卓球も2台使うというような使い方をしたときに使えないということであれば、それは利用者のほうで調整をしていただかなければならないと。

[近松恵美子さん 「スペースがない。狭くなっちゃう。」と呼ぶ]

○教育部長（伊子裕幸君） 舞台の分が狭くなるということでしょうか。ですので、その講堂としての利用、それからトレーニング室としての利用、それはそれぞれの利用に応じた利用の仕方を利用者のほうにはしていただければというふうには考えております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 非常に苦しい回答でした。子どもの居場所を考えていなくてはならない時期に、子どもに交替でしてくれとかいうことはちょっとどうかなと、やっぱり十分な遊び場を確保、これからもっと確保しなくてはいけないんじゃないかなと思うときに、それを後退させるのはどうかなと、私は思います。

やはり、この問題、この岱明町公民館建設の問題で、私は大きな問題なのは講堂をなくすと、体育施設と講堂を1つにしてしまうということが少し無理があるんじゃないかなというふうに思っております。

では、ちょっと時間がないので、準備されてたと思いますので、6番、岱明ふれあい健康センターは健康診断や介護予防事業でも使用されますので、公民館利用者の活動に大きな制限が生じるのではないかということについてお答えお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

岱明地区の健診につきましては、毎年8月上旬ごろに1週間程度で午前中のみ実施しております。複合化後は主に講堂などの公民館施設を利用することになりますが、例年の公民館講堂の利用状況から見て、この時期に健診に利用されたといたしましても、公民館活動には差し支えないと考えております。万が一公民館活動への影響が出てまいります場合には、健診日程、それから実施方法などの必要な調整を行なってまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい、わかりました。公民館利用者の活動には大きな制限がないと。ただし、子どもたちが遊ぶ場所としては制限されるということだと思えます。

じゃあ、7番、岱明町公民館が岱明ふれあい健康センターに移転併設になることを知っている人は現在ほとんどおらず、住民の理解を得られずにしているのかというふうな表現だと思います。この間の利用者の団体の意見交換会でも、全然そんなこと聞いてなかったみたいな声もあったんですけど、これに対して回答をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 7点目ということですが、正式に具体化した岱明ふれあい健康センター併設案をお示ししたのは、今年夏の意見交換会でございました。岱明支所移転を白紙とし、再考することについて、市民の代表であられる議会の市議会本会議であるとか、特別委員会、また、地域協議会などでその時々に表示をさせていただいております。また、市の方針に基づき効率的、効果的な公民館の建てかえと、建て方として既存の施設である健康センターが有効活用される方法を検討をしていくことについても、その後の市議会の特別委員会、そして地域協議会、地元区長会で説明させていただき、広く理解を求めて来たところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 住民全部に伝えるわけいかないのですので、これはこれでしときます。

ちょっとさっき気になってんですけど、駐車場に戻りますけど、2メートルの下の土地と2メートルの差があるところに駐車場ができるということは、見せていただいた図面では坂を登っていきますよね、坂を登って行ってその斜面の横に車を、斜面に車を置くようなそういうふうな図になってましたけど、それは非常に危険じゃないかなと思っただけで、その図は違いますか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問ですが、そんな危ない駐車場は作りません。当然上り坂は斜面になるかもしれませんが、入り口から駐車スペースというのは当然レベルの駐車場というのは当然であるかと思えます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい、わかりました。じゃあ、斜面の横には、上り口の横には駐車場はつくらないと。あくまでも斜面を上っていくけど、上った先は全部平地にするということよろしいですか。

はい、わかりました。

あと、もろもろありますけども、ちょっと時間の関係で割愛します。

では、ちょっと別な視点からお伺いしたいんですけども、併設しないと、これを公民



館にしないと健康センター無駄なのかということでもちょっと議論していきたいと思えます。

まず、先ほど申しましたように、健診室あそこ使っていないと思ってたけども、実は社協の介護施設としてあそこの空間というのは登録してたので、使ってることになるんですね、残りの健診用の部屋というのは、健診のときのベッドとか置いてあって半分倉庫になってますね、あれは全部きれいにしてもらったらトレーニングルームのあの機械室、トレーニングの機械ですね、あそこにすればいいと私は思っています。区長さんが私にお話に来られましたけども、トレーニングルームでダンスしていると、自分はあの機械を使えないと、別なところに置いてほしいというふうな声がありまして、あの機械を移せばもっと子どもたちが空間で遊べるというふうに思います。

それから調理室は、現地に建てるはずの最初の基本計画には調理室が入ってませんので、健康センター1カ所になれば、そして使用料金を他の施設並みにすれば調理室の利用もふえ、付随して試食に使う部屋も、学習室の部屋も使いますから、利用率はぐんと上がりますので、まるで無駄にはなりません。

それから体育館の利用は、まだ非常に悪いとは言いませんけど、余裕がありますけども、午前中これから多分ふえるだろう介護予防に使い、午後は子育て中の方、夕方からは子ども、夜というふうにすみ分けをすれば、全く無駄なく使えると思います。そしてこの間行ってみましたら、大牟田からも来てたんですね。だから距離の問題じゃないんですね。岱明にあるから岱明のものというふうに考えなくて、宣伝すれば梅林からでも、小田からでも、天水からでも来られると思うんですね。この宣伝が足りないからちょっともったいないということなんですけども、こういうふうに考えると無理矢理あそこを公民館にする必要はないと思うんですけど、何が無駄なのか、どこが無駄なのかわからないんですけども、いかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） お答えいたします。

決して、岱明ふれあい健康センターの各部屋が無駄というふうなことは申ししておりません。旧岱明町時代につくった立派な施設でありますので、もっと有効に活用したいというふうな思いで、公民館と一緒に今度も改修をするわけです。

それから、議員が大牟田からも来られているというふうな話ですけども、今、公民館の話だけになっておりますけども、今回、私ども提案させていただいているのは、これに付随して岱明B&G海洋センターまで道路を延伸すると。それともっと岱明の中央公園であったり、岱明B&G海洋センターであったり、立派な公園、グラウンドがありますので、そういったところの整備をかねてすれば、当然大牟田からでも南関からでももっとこの岱明ふれあい健康センターにしろ、温泉施設にしろ、グラウンドにしろ、岱明

B&G海洋センターにしろ使ってもらえるんじゃないかというふうな期待を込めて、こういった総合的な整備計画を御提示させていただいておるといふところなんです。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私は広くは大牟田からでも来たほしいという意味で申し上げたんじゃなくて、大牟田からでも来るんだから、天水からでも小田からでも梅林からでも来るでしょうと、もっと玉名で宣伝すれば、この機能を十分生かしていったら、もっといい健康づくりができるので、この機能を潰して公民館にする必要はないんじゃないんですかという意味で申し上げたわけでございます。

私は、やはり迷路という言葉をおかしいと言われましたけども、実際、高齢者の立場で歩いてみますと、非常に使い勝手が悪いということを皆さん言われました。公民館ほとんど女性が使われます。私は親の面倒を見て、多くは夫を見送った人たちが本当に寂しさを紛らわしたり、仲間をつくったり、また、自分を高めるための学習に使うのに、幾つになっても、90歳過ぎても来ていただきたいなというふうに思っておりますけど、その方たちにこの高齢化社会に焦点を置いた場合、やはり使い勝手が悪いということは非常に思います。それから駐車場がどうも平地じゃないということが疑問になります。それから子どもの遊びの空間が非常に制限されるということもやはり事実でした。そして、大事なことは、専用の講堂がなくなることで、学習の機会、学ぶ機会がやはり減ります。安定して借りられる横島中心になってしまいます。このようなことから建設費が余り変わらないなら、やはりこの併設案を無理矢理押し通すことはいかがなものかと思うんですね、やはり住民も納得してないということで、膝つき合わせてもう1度話し合いをしたほうがいいんじゃないかと、検討会を設けたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） だれ、企画経営部長がいいですか。

○12番（近松恵美子さん） 市長にお話を。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 岱明町の公民館につきましては、もともとの計画から適正化計画を出しまして、こういった2転、3転というふうな形でなっております。利用者の方の要望も受け入れながら、これから計画の中で進めていくというふうなことを計画をいたしておりますので、区長会からの要望、そしてまた、長い間公民館が出てきてないというふうなことを考えると、やはり早急につくっていくということも大切だろうというふうに思っておりますので、いろんな方の御意見を賜りながら、そしてまた議会等にも提案をいたしておりますので、それに委ねていきたいというふうに思っております。

もう1つ、これも言うておきますけども、私が市長に就任する前に、現地での建てか

え案が頓挫した経緯がござるということもございますし、このことを踏まえて、平成26年4月に選挙公約を行政施策としてまとめて公表いたしました「輝け玉名「戦略21」」の中でもお示しをしており、岱明町公民館の機能の充実を早期に図ることで、この課題を解決できればと考えてきたところでございます。その結果として、現在、市民の皆さまに説明をさせていただいておる岱明ふれあい健康センターへの併設案が最良の案であるということに結論が至っております。なお、市が実施すべき施策につきましては、その方向性を十分に検討し、その道筋を示した後は、これを議会で審議していただくなど、施策の実現に向けた手順を進めることが、市政を付託されましたものに課せられた大きな責務であるというふうに認識をいたしております。私はこういった岱明町公民館につきましては、これまで議員各位、旧岱明町町民を初めとする市民、公民館利用者の皆さまに、住民に説明し、一定の議論は尽くされたものと考えておりました、これ以上いたずらに先送りするのではなく、市の意思決定を議会に委ねたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 今、市長の答弁の中に、利用者の要望を入れてと言われましたけども、利用者が現地建てかえを要望してるんですけども。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 過去にも何度も提案をしてる中で、当初公民館は岱明支所の3階にということでございました。しかしながら、その時点で1階でないといけないということでございましたので、そのことに沿いましてやってきております。いろいろ紆余曲折はございますけども、もう最終的に説明をしながら、そしてまた、計画を出した時点での利用者から部屋が足りないというようなこともございましたし、そういったことを加味しながら部屋の増設を図り、そして利用者をお願いいたしましたところ、そのことについては大方よいというようなことを受けたということでございまして、そのことを受けたあとに現地にというようなことでありますと、これはまたこれから建築についてどうなるかわからないというような状況でございますので、先ほど言ったように意思決定を議会に委ねるということで結論を出しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 意思決定を議会に委ねるという結論ということ承りました。

1つ申し上げますけども、平成26年の公約となんとかで、こういうこと決めたと言われましたけども、平成26年から2年たって、世の中の状況が変わってるんですね、

先ほど申し上げましたように、介護保険の法律の改正、そして医療財政のこと、それから子どもの部活がなくなるということもそうです。時代に合わせて、やはり市政は変化していかなくちやいけないと、私はそのように思います。

せっかく住民が楽しみにしてた公民館建設ですので、このことで住民の間で不満感が残らないように、住民の市政に対する信頼を損なうことのないように進めてもらいたいと強く思います。

ちょうど長岡市に行きましたとき、市民協働ネットワークというのがありましたけども、これからの時代は市民の力を借りないと市政は進めていけない時代だと思います。その意味で、今回この非常に意欲ある、社会活動をしてる利用者団体が不満を残したまま、強行にこれを進めるということは、やはり市民の心が市政から離れていくと、そういうことを私は非常に心配しております、信頼関係を損なうことのないように進めてもらいたいというのが大きな思いでございます。そういう意味で、市長の市民との協働についてのお気持ちを、お考えをお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高壽哲哉君。

○市長（高壽哲哉君） 市民との協働についての御質問でございますけども、私はこれまでのような行政が直接的にサービスを提供するだけでは、市民が抱える個々の課題への対応が困難になってきていることから、玉名市をかじ取りする行政の長という立場として、市民、議会、行政がみずからの責任を果たし、地域や市の課題を共に考え、共に取り組み、共に行動していくことが大切であると考えております。そこで市民一人一人が主体となって、積極的にまちづくりに参画し、議会や行政とが相互に協力しながら、よりよい玉名市づくりを進めるため、最も基本となる規範として自治基本条例を制定し、10月から施行したところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） では、ちょっと視点変えまして、教育長が社会教育についてビジョンを聞かせていただきましたので、では来年度からの目玉事業、どういうふうに考えておられるかお伺いしたいと思います。

私、社会教育というのは問題解決能力をつけることだというふうに思ってるんです。家庭での問題を解決できると、それから病気ばかりのという問題を解決できると、子育ての問題を解決できる、地域の問題を解決できる。問題解決能力をつけるというのが、一番大きな社会教育の大事なところじゃないかなというふうに思ってるんですけども、これは別として、るる先ほどビジョンを述べていただきましたので、それに関して目玉事業ということですかね、目玉事業じゃなくても教育長としてこんな事業をしていきたいという思いがありましたら、お伺いしたいです。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまの再質問にお答えいたします。

公民館講座における問題解決能力を高めるための講座といたしましては、昨年度に保健予防課と連携し、妊娠、出産、子育てをテーマとした現代的課題講座「命の講座」を開講しました。3回シリーズで、講師に一般社団法人のスタディライフ熊本の田尻由貴子さんをお招きし、現代における育児の問題や参加者間における世代を超えた体験談、悩みの発表、相談、講演などを行なっております。また、今年度は食と健康をテーマにした食生活改善推進員を講師に迎え、バランス食講座や近年急速に普及している新時代のデジタル機器を体験し、基本操作を学ぶためのタブレット端末講座を開催しています。

公民館は、現代社会が直面する諸問題を生活レベルの学習を通して解決を促す地域の学習拠点としても期待されており、その点からいいますと、まだ不十分な点もありますが、職員で工夫しながら文化、教養、食、健康づくりなどの講座を企画し、できる限り地域の人材を活用した講座を開催しているところです。今後ますます充実できるよう検討を行なっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 命の講座はとてもやっぱりすてきな講座だったと思います。ぜひ、そのような問題解決能力に結びつくような講座を、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど市長が、部屋がたくさんあるからいいといったからそれで皆さん満足してるんじゃないかというふうなお話がありましたけども、あれだけの部屋を考えてくださったと、それについて非常に費用がかかったと、じゃあ、このくらい費用をかけてくれるなら現地に建てかえたほうがいいんじゃないかという結論だったんですね。部屋があったからいいということないんですよ。これだけの費用かけてくれるんだったら、同じお金で現地に建つじゃないかというふうなのが利用者の意見でございます。

横島、天水、横島に立派なのが建ちまして、天水も立派なのができようとしてます。そして玉名市民会館の建設が決まり、最後に建設予定の岱明町公民館。たった数千万円のことで住民の希望を奪い、失望感、無力感を味あわせることないように、最後まで再考を期待したいというふうに思います。今の状態では、自分たちでまちを盛り上げようとする気が沸いてこないという声がありました。市長は聞いておられないかもしれませんが、議会でも報告されませんでしたけども、第1回目の利用者との意見交換会では、「なぜ岱明だけ貧乏くじを引かなければならないのか。」という声もありました。公民館利用率が、他の地区の2、3倍という競い合い、学び合う風土をつくってきたこの地区の方の誇りを失うことだけには、しないでいただきたいというふうに思います。

もう1つ申し上げたいのは、この議場で語られてることは、元気な男性の視点での発言なんです。女性の声をとか、女性の力をとか言われていますけども、現実区長さん方全部男性です。働き盛り、働き盛りじゃないですけど、ばりばり元気どおりに活躍されてる方です。公民館利用されてる方の、全部じゃないですけども、本当に高齢の方もいらっしゃる。多くはひとり暮らしになることの多い女性がいつまでもさみしい思わないで、簡単にデイサービスに行かないで、元気に過ごしていただくためにその方たちが使いやすい、使い勝手のいい公民館が欲しいというのが、これは女性の願いであると、そのようにも受けとめていただきたいというふうに思います。

そうですね、ちょっともう1つ最後に確認したいんですけど、では、もう1回、利用者団体と膝をつきあわせてお話しするとか、それから検討の場を設けるといふ、そういう考えは市長は一切ございませんか。それを確認しておしまいにしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） どういう意味なのか、ちょっと私もわかりませんので、今後検討いたしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） よかですか。近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 非常に心からありがとうございます。ぜひ、1度生の声を聞いていただきたいと思ひまして、これで公民館建設を終わらして、子どもの問題に移ります。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 済みません、順番を変えたらわからなくなりました。まず、最近新聞紙上で目につくのが幼児虐待です。玉名市においては、平成20年に相談を受けた数は14件、身体が6、育児怠慢などが6、性的虐待が2件ということでした。その後の推移はどうなってるかについてお伺いいたします。

2点目は不登校に関して、3点目は保健室利用の実態について、4点目は発達障がいについてお伺いいたします。全国的に知的障がいが増えていと言われますが、熊本県においても10年間に3倍自閉症がふえたと数年前の資料にありました。改めてその玉名の実態についてお伺いします。また、グレーゾーンといいますか、その予備軍が普通学級にたくさんいると支援員の方々から耳にしています。玉名でもその子どもたちに対する補助教員というような立場の先生、支援の予算も年々増加の1歩をたどって5,000万円ほどになってると思います。

最後に、このような問題に対してどのような心身の健康づくりの取り組みをされているのか。

そしてさらにこの実態を見て、今後どのように対処していくおつもりかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の子どもたちの心と体の異変についての御質問で、7点あるうちの1点目についての御質問にお答えいたします。

虐待の数、それから年次推移についてお答えします。本市で把握しております虐待の数は、子育て支援課内にある家庭児童相談室に寄せられた学校、保育所、近隣住民からの通告や市民等から、市民の皆さん方から直接児童相談所に連絡があった通告の件数になります。年次推移といたしまして、平成23年度は47件、24年度は54件、25年度は58件、26年度は70件と年々増加している状況であります。平成27年度では虐待件数87件、今年度におきましては10月末日現在で58件となっております。虐待の内容といたしましては、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトつまり育児放棄でございますが、この4つに分けられます。平成27年度は身体的虐待が20件、それから心理的虐待が13件、性的虐待は0件でございます。ネグレクトが54件となっており、24年度までは身体的虐待とネグレクトがほぼ同じ割合で推移していましたが、25年度以降はネグレクトの割合が突出している状況でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 近松議員の子どもたちの心と体の異変についての2項目めから7項目めにかけてお答えしていきます。

2点目の不登校児童生徒数の推移についてですが、学校基本調査においてその年度内に30日間以上欠席したものの数、いわゆる不登校は平成23年度が小学校8名、中学校が62名の合計70名、平成24年度が小学校5名、中学校53名の合計58名、平成25年度が小学校7名、中学校43名、合計50名となっております。その後、平成26年度から小学校4名、中学校35名、合計39名、さらに平成27年度小学校2名、中学校32名の合計34名と、年々減少の傾向にあります。

次に、3点目の保健室利用の実態について、本年4月から11月末までの数と内容についてお答えいたします。けがや病気で保健室を利用する小学校児童の延べ人数による割合は、平均すると約37%、中学校生徒の割合は約27%となっております。けがや病気以外の理由で保健室を利用する生徒は延べ人数8%となっており、主な理由といたしましては、小学校は健康相談、生活習慣、下着を含めた衣服の汚れによる着がえ、中学校は健康相談、そして教室へ入れない生徒の保健室登校などとなっております。活用の割合は学校によって違いがあり、小学校では低学年の利用が多く、中学校では3年生の利用が多いという実態があります。保健室を心のよりどころとしている児童・生徒に

担任と養護教諭が連携しながら、その子に寄り添った支援を行なっております。

4点目に発達障がい児の数と推移についてお答えいたします。学校の調査によりますと、発達障がいの診断がおりている児童・生徒数は平成24年度小学校62名、中学校19名、合計81名、平成25年度が小学校67名、中学校17名、合計84名、平成26年度が小学校81名、中学校29名、合計110名となっております。平成27年度小学校87名、中学校24名、合計111名、平成28年度は小学校66名、中学校11名、合計77名となっております、年度によって人数の増減が見られます。

5点目の診断はおりていないが気になる子の数と推移についてであります、市特別支援教育支援員の要求の際の学校からの申し出によって、市教育委員会が把握しております数を申し上げます。平成22年度小学校90名、中学校32名の合計122名、平成23年度が小学校168名、中学校21名、合計189名になります。平成24年度が小学校252名、中学校41名、合計293名、平成25年度が小学校233名、中学校71名、合計304名、平成26年度が小学校239名、中学校88名、合計327名、平成27年度が小学校285名、中学校86名、合計371名となっております。また、本年度は小学校291名、中学校96名の合計387名と、年々増加傾向にあります。この数はあくまでも各学校の見立てによる数ですので、改善傾向の子と、悪化傾向の子の判断により若干の増減があることをお許しください。

6点目の子どもの健康づくり対策として、各学校で取り組んでいることについてお答えします。このことにつきましては、すべての小学校で、「早寝・早起き・朝ご飯」を推奨しております。チェックシートで実態把握を行ない、問題であると判断される場合は、本人への個別指導とともに、保護者へも情報提供とお願いといった形で助言をしているところです。また、小学校では朝マラソンや全校体育の取り組み、中学校では中体連大会に出場しない生徒も一緒に練習し、体力を高めるなど、教科体育以外でも健康づくりの取り組みを行なっております。また、すべての学校でバランスの取れた給食を好き嫌いなく食べる指導を行なっており、学校の給食の指導を通して偏食が改善されたケースは数多く見られます。また、健康寿命を延ばす観点から、一昨年より取り入れたフッ化物洗口によって、児童・生徒の歯に対する関心も高まり、う歯治療率も少しずつではありますが伸びてきております。このように教育委員会といたしましては、児童生徒の心身の保持、増進を図るさまざまな健康づくりの取り組みを行なっております。さらに、毎年の健康診断の確実な実施、そして結果の報告と治療指示により、重症化する前の防止策をとっているところです。

7点目の今後の取り組みについてですが、これもこれまで申し上げてきたように、一つ一つの取り組みを地道に計画的に継続することで、子どもたちの健康の保持増進に努めてまいりたいと考えております。また、発達障がい児及び気になる子に対して、市と



して特別支援教育支援員を配置しており、先ほどお話ししたように、対象児童・生徒の増加に伴い、平成23年度は28名、平成24年度は29名、平成25年度は30名、平成26年度は31名、平成27年度は32名、平成28年度は35名と、配置を要する児童・生徒の支援に関係課の御理解と財政的措置をもってあたっております。教育委員会としましては、学校中心として関係機関、保護者、地域と連携をとりながら子どもの健康と健全な育成を見守り、育てていくことが必要であると考えております。

少し早口になりましたけれど、以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） もうお疲れのとお済みません。2点だけ伺います。

虐待が非常にふえてるということで、本当に怖いなど、いつ玉名も新聞沙汰になるかわからないなというふうな状態だなと思ったんですけど、こういうふうにいるんな問題がふえてるという、子どもが育つ環境が非常に厳しくなっている原因というのをどのようにお考えか、健康福祉部長の見解を伺いたしたいと思います。

もう1つは教育長に、学校自体はすごく本当に先生方というのは努力されてると思いますので、学校だけの責任にしないで、気になる子のこととか発達障がい増加とか、これに対してどういう対策が、教育委員会と考えなくて、どういう対策があったらもっと学校教育がしやすくなるとお考えか、その点について伺いたしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えいたします。

子どもの心身の異変、どうしてそういうことになるのかというふうな質問にお答えしますが、私の観点といたしましては、大体3つぐらいの要因があるのではないかなというふうに考えております。

まず1つには、やはり大家族から核家族化に進展をして、それから親、保護者の皆さん方の子育て能力の低下というものが顕著になってきているというのは感じております。

それから2点目に社会的条件、つまり経済的な、今若い人たちはなかなか正職にありつけないというふうな状況で、困窮している方々がかなりおられると。共働きの増加と、それからメディアの進展によりまして、他者との交流というものがなくなってきているというふうな状況にあるように思われます。今、子育ての勉強というものは、なかなか人が集まる所に行かなくても、インターネットで子育ての情報を見て、そして子育てをやっているというふうな親の方が非常に多くなっているというふうな状況だと。こうした環境ではなかなかやはり子どもも心身共に変調を起こすのではなからうかなというふうに思っております。

3点目には、やはり食の文化が変革によります体の異変というものも感じ、体の異

変、そして心の異変というのを感じております。先日、保育園の園長さん方との交流の中で、戦後やはり高度経済成長を機に向かっていったときに、やはり食が日本食から非常に文化が西洋風が変わっていった。そしてやはりその食の多様化によりまして、親の親ですね、親の親の体からだんだん、だんだんやはり異変というものができてきて、そして今、生まれてくる子ども、先天的に生まれてくる子どもの異常というものが極端にふえてきているというふうなことを御指摘をいただいております。これをなんとかやっぱりせにやいかんというふうことで、保育園の園長先生方からも御指摘をいただいております。こういう環境でやはり子どもの心身の異変というものが増大しているというふうに、今のところ考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 再質問にお答えします。

近松議員のお尋ねは、どういう具体的対策を講じようとしているのか、何らかの解決策を持っているのかという趣旨の再質問だったかと思えます。

お示しいたしましたデータの中に増加傾向にありますのは、発達障がい児及び気になる子の数でございます。発達障がいにつきましては、御存じのとおり脳の機能に何らかの問題が生じたことによるものですが、この原因につきましては遺伝子の異常や体内環境の異常、生まれたあとの病気や環境の問題など、さまざまな説が上げられております。しかし、どれも実証には至っておりません。したがって、発症についての対策は具体的に講じることは難しいのではないかと考えております。しかしながら、対象児童・生徒の増加の課題は、教育委員会といたしましても重要な課題であるにとらえております。今後とも対象者に対する特別支援教育に係る研修の充実やコーディネーターの資質の向上、特別教育支援員の配置など、児童・生徒の情緒の安定や学力保障に努めてまいります。また、関係機関の協力を得ながら、学校、家庭の果たすべき役割を実現できる環境づくりの示唆や啓発にも取り組み、症状の改善や発症抑制に取り組んでまいりたいと思えます。例えば、平成25年4月から施行されております熊本家庭教育支援条例では、12条で保護者に対して、親としての学びの機会、13条では次世代の親となる中高生への親になるための学びの機会を自治体及び事業所などが推進し、家庭教育を社会全体で支援していく内容となっております。玉名市のホームページでは、生涯学習課により、他の自治体に先駆けて熊本家庭教育支援条例及び親の学びプログラムについて御紹介させていただいております。今後も保護者と子どもたちの状況について、情報を共有しながら、共通理解を図り、親としての自覚を促す研修などを積極的に推進する方策を関係各課の協力のもと、考えていく必要性を感じております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 親としての学びの機会ということで、ぜひ、これは教育委員会だけじゃなくて、全庁的に考えて、親の教育というものに取り組んでいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

公民館問題につきましては、本当に市長も前の経過を見ますと、なぜ今ごろ言うんだとか、いろんな思いをお持ちじゃないかというふうに思います。そして男性的な考えからしたら、あそこまで、3億円、4億円も金を使ってくださいと。そしてまた、道路もつくってくださいということで、非常に1つの考えとしては非常によく考えてくださるありがたい案ではないかというふうに思いますけども、私の立場で、やはり90歳の方も来ているという、今、利用している方々の姿を見ますと、やはりこれからの高齢化社会に焦点を合わせた、弱者に焦点を合わせたようなことを考えていただきたいということと、やはり市民の信頼を損なうことがないようにしていただきたいということを最後にお願ひしまして、私の質問を終わります。

お疲れさまでした。

○議長（永野忠弘君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会します。

午後 5時48分 散会

第 4 号

1 2 月 9 日 (金)

## 平成28年第6回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

平成28年12月9日（金曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

##### 日程第1 一般質問

- 1 14番 宮田 知美 議員（市民クラブ）
- 2 2番 多田隈 啓二 議員（無会派）
- 3 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 4 6番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
- 5 9番 江田 計司 議員（無会派）

##### 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

#### 散 会 宣 告

+++++

### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

##### 日程第1 一般質問

- 1 14番 宮田 知美 議員（市民クラブ）
  - 1 防災対策における小学校の位置づけについて
    - (1) 小中学校の災害避難場所としての役割について
    - (2) 玉名市津波ハザードマップにおける玉水小学校の今後のあり方について
    - (3) 小学校の統廃合による避難困難者の発生について
- 2 2番 多田隈 啓二 議員（無会派）
  - 1 玉名市の防災について
    - (1) 玉名市総合防災訓練について
    - (2) 消防団詰所建てかえ計画、また補助金について
  - 2 教育行政について
    - (1) 玉陵小学校の整備事業計画について
    - (2) 玉陵小学校の建設に伴う造成工事について
  - 3 子育て支援事業について
    - (1) 放課後児童健全育成事業について
  - 4 「国・県補助事業対策課」を設置してはどうか
- 3 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
  - 1 「ヘルプカード」の普及促進について

- (1) 「ヘルプカード」を作成、配布する動きが全国の自治体に広がりつつあるが、本市の意向を問う
  - 2 代読・代筆支援の充実について
    - (1) 読み書きに支障のある人への支援の必要性が訴えられているが、本市の意向を問う
  - 3 アウトリーチ型の子育て支援の充実について
    - (1) こんにちは赤ちゃん事業について
    - (2) 家庭児童相談事業について
- 4 6番 西川 裕文 議員 (新生クラブ)
  - 1 要支援事業の総合事業への移行について、市の計画を問う
    - (1) 要支援1・2が行政への移行により、玉名市福祉センター等の利用が多くなると考えられるが、市の見解は
  - 2 企業誘致について、市は本気で考えているのか
    - (1) 市ホームページには、現在、工業適地に山田山浦適地の1カ所しか掲載がないが、これだけでは企業の進出は見込めない。今後の定住化も踏まえると、幅広く選定する用地を用意すべきと考えるが、市の見解は
    - (2) 工業団地等の建設の考えはないのか
    - (3) 誘致企業と市との懇談は実施しているのか。また、それから企業誘致の参考になる意見や考えは出てこないのか
  - 3 学校再編計画について、見直しは考えていないのか
    - (1) PDCAサイクルを考える中で、時間の経過とともに周囲の環境の変化もあり、計画の見直しも必要となる。市の見解は
    - (2) 再編の計画ありきではなく、地域の方々の意見集約が大切であると考えるが、市の見解は
    - (3) 今期定例会に全小中学校空調設備の予算が計上されている。再編を進める中での全校の空調整備は逆にもったいなく、学校再編計画との整合性がとれないと考えるが、市の見解は
- 5 9番 江田 計司 議員 (無党派)
  - 1 これでもいいのか、公共施設建設は。市民目線なのか
    - (1) 旧庁舎跡地の計画はどうなっているか
    - (2) 岱明町公民館建設について

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時02分 開議

\*\*\*\*\*7\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

14番 宮田知美君。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） おはようございます。平成28年12月議会一般質問、市民クラブ、宮田知美です。よろしくお願ひします。

先月の玉名市の広報に小中一貫教育を推進する内容のものが配付されました。すぐにも統廃合して、中学校の横に建設します。見方によっては、受け取れるものでした。少しずつ、住民に統廃合のメリットのみを載せ、知らせていき、渋々仕方なく納得させるやり方ようです。教育委員会の今回のパンフレットの配付の印象は、口では住民の方の意見を尊重しますと言いながら、住民の意見には耳を傾けず、どうにかしてやれる方法はないものか、模索しているように見える内容と感じました。

天水町の住民の方はびっくりされました。もちろん私も切なくなりました。すぐに関係者の方々など集まり協議をしました。市の方針である学校規模適正化による学校の統廃合問題については、天水町の場合は、まだ時期尚早ということと、4月の地震以降、高台にある玉水小学校は有明沿岸沿いの方の避難場所や避難拠点としても、最も適しているということで、2,500名余りの署名と全員の区長さんと小学校の全PTA役員、そして天水町選出の全議員の名前を添えて請願書を提出いたしました。議会においても皆さんの御理解のもと、全会一致で採択されました。これ以上ない民意の請願書が、完全に玉名市の教育委員会に無視された形になりました。

そこでまず、教育委員会に、教育長にお尋ねします。なぜあのようなパンフレットを出されたのですか。

次に、あの民意で作成された請願書は、教育委員会にはどのように受けとめられているのですか。教育委員会にとっては、ただの紙切れだったのですか、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 宮田議員のお尋ねの件につきましてお答えいたします。

小中一貫教育のグランドデザインについてのことだと思います。各中学校単位でどの



ような小中一貫教育を行なうかということについてのグランドデザインです。統合を押し進めるためのものと決定したものではありません。統合に関係なく、現在玉名市では、小中一貫教育を行なっています。その小中一貫教育がどのようなものであるかということをお知らせするためのもので、中学校区ごとに内容が違います。そういったことです。

○14番（宮田知美君） もう1つ。請願書の件。

○教育長（池田誠一君） 請願書については、私たち大変大切に受けとめております。そして検討をいたしておりますし、ただ、私たちの理解が、説明がまだ十分理解されていないということについては、そのようなことで、今後、地域にさらに御説明と御理解を得ることを考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、教育長が申されました小中一貫教育のグランドデザイン、これですね、ぱっと見て、普通の校区の方はグランドデザインなんだなというふうを感じるかと思うんですよ。ところがやっぱり天水町の場合は、小中一貫校教育の、いわゆる統廃合に関する説明会が何回か行なわれております。これを見た途端、やはり私たちはああいうふうに請願書を出したのにもかかわらず、これがぼんと出てくるということは、非常に危惧するところがあるわけですね。やっぱり中身を読みますと、今、教育長がおっしゃったように、グランドデザインだけじゃなくて、右下のほうは9年間で子どもたちを育てますというようなことで、小学4年生までと、5年生から中1までと、中2、中3が充実発展期というふうなところに分けてあるし、その下のほうには天水中学校区の在籍児童・生徒数も全部明確に人数も示されています。将来はこんなふうなのかというようなことですね。ですから、これはその、これだけ見てもその小中一貫校教育とはつながらないにしても、やはり感じる人は感じるわけですね。その辺のところはこれから先十分気をつけていってもらいたいと思います。

ですから、今、私も小中一貫の連携教育については、中学校の先生、小学校の先生たちともいろいろ話し合う機会が多いです。勉強させてもらっています。私はとてもいいことだと思っています。ただ、この一貫校という1つの中学校の横に建てて統廃合しながらやるというのは、まだまだ時期尚早だと思いますので、こういうものを出されるときは十二分に気をつけてほしいなと思っています。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） それでは、1番の防災対策における小学校の位置づけについて質問します。

[何事か呼ぶ者あり]

○14番（宮田知美君） はい。防災対策における小学校の位置づけについて質問しま

す。

小中学校の災害避難場所としての役割について、学校は教育現場というだけでなく、地域の中でさまざまな機能を果たしています。特に今回のような直下型地震の発生率が高まっているもとでは、学校が災害時の避難拠点としての役割はとても重要になっていきます。玉名市において、今回の地震による小中学校は災害避難場所として開催されたと思うが、そのときの避難状況について質問します。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。宮田議員の小中学校の災害避難場所としての役割についての御質問にお答えいたします。

現在、玉名市におきましては、指定避難所として48カ所を指定し、そのうち小中学校につきましては26カ所を指定しております。4月16日の熊本地震本震の際は、避難所を40カ所開設いたしました。そのうち小中学校につきましては26カ所を避難所として開設し、男女幅広い年齢層の方が避難され、延べ918人の方が避難をされました。また、避難所の指定に当たっては、小中学校を初めとする市が管理する公の施設を中心に、風水害・地震など、災害の種別に応じた避難所の指定を行なっているところで、小中学校の避難所は災害から身を守る場所としての役割を担っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、部長のほうから答弁がありました。40カ所避難所開設して、そのうち小中学校は26カ所だったと、そして918人の方が避難されたと。私が想像していたよりもかなり上だというふうに感じています。

それで、その小中学校において避難所は何日開催されたのか。また、車中泊などで小中学校の校庭が今回避難所としても使われたのか再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

避難所としましては、4月14日前震のときから5月20何日だったと、記憶ちよつとしておりませんが、ずっと最初は40カ所を、16日は40カ所を開いております。そのあとは避難者の数がだんだん少なくなってまいりましたので、最終的には福祉センター1カ所という形になりましたけれども、その途中で順次小学校等についての避難所も狭めていっております。恐らく16日の本震のときが一番マックスでございますので、それから順次閉めていったような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） その避難されてる中で、小中学校において玉名市はちょっと断水したところもあったんですが、断水によってトイレの水は大丈夫だったのか。また、今、その何と申しますか、そのときの経験を生かして、小中学校においては、食料、水、毛布、簡易トイレなど、分散されて備蓄はどうなっているのかちょっとお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

トイレ等につきましては、小中学校につきましては大丈夫であったということは聞いております。備蓄の状況でございますけれども、備蓄につきましては、毛布とかそういう乾パンとか食料品について、それぞれの支所等に分散して本庁初め、それぞれの支所に分散して備蓄をしているというような状況で、もし長期的になったような場合は、その備蓄の基地から、備蓄しているそのところから小中学校への輸送をするというふうな形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） トイレについては、断水はあったもののそんなに心配するほどじゃなかったと。ただ、この食料と水、毛布ですね、確かにその公民館とかそういったところには備蓄されてると私も思います。ある程度はですね。ただ、この小中学校のですね、今先ほど尋ねたように、918人の方がいたと申したとき非難されて来られるわけですよ、ですからそれが公民館とかなんとかだったらやっぱり一遍にばっと人が来たらちょっと狭いんですよ、だからその小中学校に皆さん行かれる。そうすると小中学校には何もないと申すね、いうとそこもやはり施設によって寒かったり、暑かったりいろいろするわけですよ。そういうのも含めてこれから先はちょっと考えとってほしいなと思えます。

次に、今度エアコンが玉名市のほうにはつけるように各小学校はなっていますが、提案されてますが、このエアコンというのはやはり今言いましたように、熱中症やいざ災害が起きたときにですね、熱中症やまた、極寒とか寒かったりすると非常に皆さん2次災害を起こされますので、やはり使用したいなと思うんですが、避難所を開設したときのエアコンというのは使用できるのかちょっと前もってお尋ねしときます。質問します。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 災害時の避難所指定については、今、体育館のほうを開設しておりますが、体育館のほうは今回の空調整備の対象にはしておりません。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 体育館のほうでしたら空調、今回入ってないですよ、しかし、そういうふうにならと長期になったり、多くの方が避難された場合はやっぱり熱中症とか、そういったものもありますので、そのときはやっぱり使えるようにしたほうがいいのかと思いますので、これもまた考えとってもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） 2番目に玉名市津波ハザードマップにおける玉水小学校の今後のあり方について質問いたします。

平成27年3月に玉名市は玉名市津波ハザードマップを作成されています。それによりますと、熊本県内で起こり得る最大クラスの地震とその地震により発生する津波によって、浸水する範囲を想定した結果をもとに作成されたものであります。住んでいる地区において津波により浸水しそうな場所があるかを日ごろから確認しておくこと。また、地図には、実際に地震津波が発生した際に、住民のさまざまな避難行動に役に立つよう、玉名市の指定避難場所や津波警報等の情報の伝達、入手経路が記されています。そして津波が発生したときに浸水するおそれがあるということで、小中学校や公民館などが利用可能な避難場所と利用不可能な避難場所と区別されております。平成27年3月玉名市長高寄哲哉と書いてあり、市長監修のもと作成されておるようです。震災の1年前にこれはつくられたようです。そこで玉水小学校はどのような位置づけで記されていますか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 宮田議員の津波ハザードマップにおける玉水小学校の位置づけということでございますが、玉水小学校、標高といいますが、海拔で言いますと27メートルの海拔であり、浸水は想定されておりません。ということで、避難可能な避難所という指定にされているというふうと考えております。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） ということは、今後、玉水小学校は避難場所として継続して使用されていくのか、するつもりなのかちょっと質問します。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） こちらの避難所については、津波であった場合とか、それから洪水による避難所とか、いろいろな避難の指定がございます。こちらのほうは防災計画の中で指定をされていきますので、状況が変わらない限り玉水小学校についても避難場所ということで指定をされるものと考えております。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今おっしゃったその状況が変化するというのは、どういうこ

とを想定されて言われたですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今、話があつております学校の再編計画、こういったところでいうなら、天水地区でいうならば、統合1校、小学校が1校になった場合、そういう場合でも玉水小学校建設位置というのはまだ決まっておきませんので、そういうことが、統合ができたとして、仮に玉水小学校が廃校となった場合、そういう場合について跡地の利用関係が出てくるかと思ひます。その跡地の利用次第で変わってくるというふうなことでございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 再編計画の場合は、今の計画によると天水中学校の横ですよね、大体小中一貫校ですから、計画されているのはですね。まだ決まってないとおっしゃいますが、一応、そういうふうに我々は説明を受けてます。そうすると、今の形だとこのマップによるとその辺地域というのは水害というか、津波が押し寄せてきた場合はつかるおそれのあるところに記されてるんですが、それでもそっちのほうに統廃合していかれるんですか。そこを聞いておきます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今、天水中学校の横にというようなお話がございましたが、まだ、位置については決まっておきません。ただ、先ほどランドデザインの話もありましたが、今、小中一貫教育という教育をもう現に進めております。こういった小中一貫教育を進める中では、中学校と一体になった方がいいだろうというお話はしております。ただ、一体型ですのか、併設型ですのか、分離連携型ですのかというのは、まだ決定しておりません。そして今、天水中学校のお話がありましたが、天水中学校についても浸水域ですかね、津波最大のこの津波ハザードマップで示されている浸水深さというのは、0.3メートル、30センチメートルから1メートルというようなところで記載してありますので、そういうところは考えながら進めていかなければならないと思っております。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 次に、小学校に統廃合による避難困難者の発生について質問します。

公立の小中学校が、そのほとんどが、先ほど言われましたように、災害避難拠点に玉名市の場合は指定されております。統廃合した場合に、地域に災害避難拠点がなくなる地域が出てくる。また、遠く離れた統合された学校が、災害避難拠点として機能するか、集落ごとに学校がある場合が避難距離もさほど遠くなくその地域の住民が避難してまいります。しかし、統廃合をしたら車のない子どもたちや高齢者は遠すぎて非難でき

ない世帯が出てくるのではないのでしょうか。トイレ、炊き出しの食事、避難した場合は知らない人同士でプライベートが確保できるのでしょうか。確保できない場合は車中泊が多くなり、皆さん御存じのようにエコノミー症候群になる人も出てくるんじゃないかと心配します。やはり住民が安心して行こうと思える場所は、基礎的なニーズが備わっている近くの小学校です。各地域の公民館は、先ほども言いましたように900何人もの人が分散して公民館のほうに行かれても、40ぐらいで割ると、20人、もっと多いか。多くなり、全員来たらちょっと狭すぎると思います。

そこで小学校の統廃合によって避難場所が遠くなり、避難困難者が発生しないか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 宮田議員の小学校の統廃合による避難困難者の発生についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり災害時の避難困難者の方々の非難のあり方は、玉名市のみならず、すべての地域、地方自治体にとって大きな課題であると思っております。このような中玉名市におきましては、共助の視点で自主防災組織の結成を積極的に推進し、地域コミュニティによる取り組みの充実に取り組んでいるところでございます。また、高齢者や体の不自由な方々など、災害時の単独での避難が困難な議員御指摘の避難困難者の方々に対する対策も大きな課題となっております。市といたしましても、この課題に対応していくため、地域の避難困難者の方々にかかわる情報を本人の承諾を得た上で、地域の区長さん、民生委員さん、民生児童委員さん、そして何よりも災害時にもっとも活躍をいただいております消防団の皆さんと共有をし、迅速な対応を目指しているところでございます。

さらに、議員御質問の小学校統廃合による避難困難者の発生につきましては、先ほども申し上げましたとおり災害には津波だけでなく、地震や大雨、あるいは土砂災害等さまざまな災害に適切に対応していく必要がございます。市といたしましては、これまで小中学校施設が災害発生時に果たしてきた役割は、大きいことも認識しておりますが、小学校の統廃合の有無にかかわらず、さまざまな災害を想定した避難場所、避難経路、避難困難者の皆さんの避難のあり方等、住民の皆さま方とともに十分な検討を行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、市長のほうからさまざまな災害を想定して、市としてはいろんなところを自主防災であるとか、単独のそういう人たちも想定しながら、いろいろ検討、研究をされているというふうなことでした。しかしそういうところでも、やは

り小学校がその地域からなくなっていく、なくなるということは避難するところも1つ減るということですよね。大きな災害があった場合は、その先ほど言いましたようにコミュニティーではちょっと狭すぎるので、やっぱり小学校ぐらいの単位のやつがいると。ですから、統廃合するということは、そういうこともなくすということですから、慎重にこれはせないかんかなと思います、その辺どうですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 先ほど申しましたように、統廃合した場合になくなるということもありますし、また、どういうふうになるかもわかりませんが、要は避難ができるような場所があるということが大切になってくるだろうというふうに思いますので、その時点では、いろんな方法を考えながら住民が避難できるように対応をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） そのように、ぜひ、もし統廃合がされた地域においては、十分な配慮をして、その地域の人が困らないように、避難困難者が出ないような施策をぜひとってほしいなと思います。

それでは、11月26日に東日本大震災の津波で犠牲になった大川小学校児童74人が亡くなり、市や県に対して23億円の損害賠償の支払いの判決が、市や県、学校の過失を認め下りました。市長や教育長はこの判決、どのように受けとめられておられるのかお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 先ほど答弁の中にもありましたけども、地震が起こって津波が発生した場合に、大変大きな災害をもたらしますが、そのもっともこの東北大震災において、私たちの記憶に残ってるのは、議員がおっしゃった大川小学校の事件だというふうに思います。大川小学校の児童や先生の多くが亡くなられた事実については、教育委員会としても津波の被害が予想される天水中学校付近への小学校の建設をするかどうかということについては、先ほど申しましたように、まだ決定しているわけではありません。今後考えていかなければならないことだというふうに思っております。

地震による津波が、子どもたちをのみ込むということがないように、学校のほうでは避難についても、いろんな対応を、あれを教訓にしながら、もっと以前からもそういう対応はしてたんですけども、災害が起こった場合には、まず第一に、第1避難場所に子どもたちを誘導する、「さあ逃げろ。」というような形で逃げ出しますと、そこで別の災害とか事故とかが起こったりしますので、子どもたちをまず安全なところに1次避難場所と言いますが学校では、それを設けてそれで次の状況を判断し、学校の職員が判断し、第2次避難場所、より安全な所への誘導を図るようにしておりますので、そのこと

についても再度学校で点検をしたところでは。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 宮田議員の大川小学校の裁判についての感想ということでよろしいですか。

○14番（宮田知美君） はい。

○市長（高崎哲哉君） 感想ということでございますけれども、これは裁判が今、進行中ということでございますので、我々がどうだ、こうだということは全く申し添えることはないだろうというふうに思います。ただ、他山の石というふうなことでなくて、やはり自分たちがあったときどうするかということをやっぴり真剣に考えながらやっていかなければならない、そのためには、やはり今言うハザードマップ等々を利用しながら、住民にやっぴりそういう危険なときにはどうするかということ常日ごろから自覚をしていくということが大切だろうというふうに思いますので、やはり我々のところでそういったことがないように十分啓蒙、啓発をしながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） それでは市長にもう一度お聞きしますが、統廃合して玉名市津波マップで利用不可能な場所の天水中学校のそばに小学校を、もし建てること自体は人災であると思っておりますが、市長はどう思いますか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 物事は常に計画をするときに、将来のことを十分に考えてやるということで計画をいたしますので、そういったものを十分に検討しながら将来予測をしながらやっていくということでございますので、人災というようなことはないようにそれぞれが努力をしなければならないという事柄だと思いますので、十分な検討しながら物事を進めていくというのが原則じゃないかなと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） この東日本大震災のときは、もう随分その前に地震があって、もう皆さんは忘れていたと、しかし、今回のこの大川小学校の事件、判決があり、そしてまたそのあとにこういう統廃合をしたりしてですね、学校をわざわざ建てる場合においては、またそういうところを選ぶということは、判決をもし聞いた場合は、裁判になった場合は、非常に難しい判断がおりるのではなかろうかと、市や県にとってはですね、というふうに私は思います。



そこでちょっと一言申し述べておきたいと思います。

安心・安全を確保するのが、子どもたちですね、市長並びに教育長の役割にもかかわらず、東日本大震災による判決が下り、直下型地震が頻発している今日、わざわざ危険な場所に小さな子どもたちをさらすような計画で、小学校を建てるのは罪にならないのか。もし建てるような計画がこれ以上進むようであれば、裁判に委ねたいと思います。民事なので少し長くなると思いますが、私も地域の代表ですので、頑張っていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） おはようございます。2番、無会派の多田隈啓二です。

本年、もうあと残すところ、きょうを入れて23日になりました。本年振り返ってみますと、本当に1月の寒波、大寒波がありまして、そして皆さんも御存じのとおり4月14日、16日におきましての熊本地震、そしてそのあとには豪雨災害で流木問題等多数災害の年じゃなかったのかなと、私も振り返っております。来年は、ぜひ災害がないことを祈るばかりでございます。

それでは通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

1、玉名市の防災について。4月の熊本地震や近年の予測のできない災害の多さを見るに、防災体制づくりがいかに重要か思い知らされている。また、平成28年度玉名市地域防災計画書の第2節に、火災予防計画の中に消防施設等の充実、整備強化、近代化を図ると書かれてあり、そこで質問いたします。

(1) 玉名市総合防災訓練について。①訓練を終えての課題対応はどうだったのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の御質問にお答えをいたします。

玉名市の総合防災訓練につきましては、毎年テーマを掲げ訓練を行なっております。本年度の訓練のテーマは、4月に発生をしました熊本地震を教訓に、玉名市内において震度6強の揺れを観測し、大規模災害が発生したという想定のもと、自主防災組織役員や消防団幹部及び市職員を対象に、災害対策本部初動対応や地域防災リーダーを育成することを目的に、自主防災組織活動促進訓練及び避難所運営などの訓練を実施いたしました。

災害対策本部初動対応訓練では、市職員の課長以上を対象に参集を行ない、熊本地震

の際の課題や初動対応及び災害発生6時間後の対応など想定される事例をもとに想定問答を行ないました。また、全職員に対し地震発生直後を想定した所在確認訓練を行ない、すべての課長が課内の職員に対し、あらゆる手段で連絡を取り、訓練を通して災害発生時における本番を想定し、各部課の連絡体制の訓練を実施したところでございます。

次に、共助の強化を図るため、自主防災組織役員及び消防団幹部を対象に、防災士の柳原志保氏による「身近な防災率」などの講話があり、また、玉名消防署員による心肺蘇生法及びAED操作の指導、国土交通省職員による液状化現象等発生のメカニズムの講義、玉名警察署と陸上自衛隊による熊本地震における災害救助活動写真の展示や陸上自衛隊においては、災害救助活動従事車両の展示もありました。

次に、玉名市福祉センターを会場として、避難所の開設訓練及び避難行動要支援者を避難所から福祉避難所まで搬送する訓練を、社会福祉協議会及び消防団により実施し、九州看護福祉大学からも約30名の学生に協力をいただき、避難行動要支援者を設定して、福祉避難所である介護老人保健施設樹心台への搬送訓練及び受け入れ訓練を行ないました。

なお、課題といたしましては、初動体制の迅速な確立等が挙げられ、今回の訓練を通して各部課の役割や連携強化など改めて確認ができたと考えております。あわせて自主防災組織の役員の皆さまや消防団幹部の方々には、大規模災害時などに直面した場合、地域において防災リーダーとして何ができるのかなど、共助の重要性など理解していただいたと考えております。

これからも継続的に地域防災リーダーの育成強化に努め、それぞれの地域において中心的立場での活躍を期待するところであります。また、今後の訓練につきましても、明確な訓練テーマを持ち、関係団体からの意見、要望などを参考に実践に即した訓練を行ない、災害に強い玉名市を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今の答弁でやっぱり私もこの玉名市総合防災訓練ちょっと見させていただいて、やっぱり大がかりな訓練を現場に沿った訓練をなされているなというのも改めて感じました。また、すべての課長が職員にあらゆる手段で連絡とっておられる姿が、やっぱりちゃんとした訓練だなと思って拝見させていただいておりました。また、やはり先ほどの答弁にもありましたとおり、やっぱり初動の大切さ、これはやっぱり防災には一番じゃなかりうかなと思っております。これを繰り返すことで皆さんのつながり、また、意識の改革ができていくんじゃないかなろうかと思っております。また、実戦に沿った訓練を今後も行なっていただき、玉名市民の皆さんの防災意識の向上に御尽力いただければと思って

おります。そして最後にありましたけど、やはり防災、災害に強い玉名をつくるために、玉名市民一丸となって取り組んでいく課題じゃなかろうかなと思っております。今後も期待しております。

ただ、いろいろ防災訓練もいいんですけど、私は各課の役割や重要性もわかりますが、私の地元は大浜町で、今回、震災のときは海べたといいますか、海に近くて、本震のときには大変びっくりして、ちょっと逃げたところでもあります。津波警報も発令されて、夜中でありましたけど、私たちのところから行けば、やっぱりどうしてもじゃあどこに逃げるのかなと思って行くと、横島の外平山に私は向かって、家族と逃げました。そして外平山でちょっとびっくりしたのが、やっぱり渋滞でなかなか山に上がれなかったというのが現状で、じゃあ、次どこに行こうかと思って行ったところが桃田運動公園でした。桃田運動公園ももう車でいっぱい、なかなか運動公園内に入れなかったというのが現状でした。その中で、やはりこの地域、地域にこれは公の防災訓練はいいんですけど、地域でいろんな課題があるんですよ。例えば、やっぱり避難として津波のときにはやっぱり高いところに行くのであれば、インフラの道路整備とか、横島の外平山を整備するとか、1回は委員会のときだったと思いますけれど、宮田議員さんがやっぱり玉水小学校に逃げたと、ただ、車の道路幅が狭くて大変だったということもおっしゃっておられました。いろいろ地域、地域でいろいろ課題があると思いますので、ぜひ、この大がかりな訓練のあとには、そういうきめ細やかな地域に沿った訓練等もしていただきたいというのをお願いいたします。

そこで再質問をいたします。各地区、地域での問題、課題、検証はされたのか。また、市民の皆さんからの要望の声は何かあったのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

熊本地震の発生後、防災総合計画の見直しというのをちょっと考えているような、そういう中で、いろいろ検証をする必要があるかなということで、検証をそれぞれしております。各種団体とかあるいは市役所でおきます全課での初動体制などについてのポイントを絞っての検証会を実際開いております。市民全体での検証というのは行なってはおりませんが、地域防災のリーダーであります自主防災組織につきましては、熊本地震に関するアンケート調査等を行っております。

あと、今後は区長会とか、そういうところとの団体とかとの検証を行ったり、あるいは市役所内部でもあと数回の検証会を開く必要があるかなというようところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

区長会とかいろいろな団体に、また、いろいろ調査、声かけをしていくということです。熊本地震から約8カ月たちます。各地域のまず検証をその細かな、きめ細やかな検証を早急にお願ひし、次の質問に移ります。

（2）消防団詰所建てかえの計画、また、補助金についてお伺ひいたします。

1、詰所の土地の所在状況。また、詰所の建設年度は何年なのかお伺ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

まず、詰所及び詰所建設地の所在地、所在状況についてでございますけれども、現在、詰所兼格納庫が65棟、詰所のみが2棟、格納庫のみが45棟の全体で112棟の配置が行なわれております。それらの建物の所有につきましては、それぞれの分団の所有となっているところでございます。

次に、土地の所有の名義についてでございますけれども、市が48件、その他公共団体が12件、個人が14件、行政区などが35件、不明が3件となっております。また、詰所の建設年度でございますけれども、耐震基準を満たした昭和56年以降建設されたのが54棟、それ以前が58棟となっております。58棟の内訳は、詰所兼格納庫が19棟で、格納庫のみが39棟となっているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

まず、土地の名義として、市の名義として48件、その他の団体12件、個人14件、行政区等が35件、不明が3件となっております。もう合併して11年、いろいろたつ中で、やっぱりその当時はいろいろほかの町との調整があったと思いますけど、もう10年超えたんで、ぜひこの辺で一体的な取り組みの方向性とか、もう土地だったり行政区の人に話すんだりしながら、玉名市の持ち物にするべきじゃなかなと、私は思っております。そして格納庫のみのところが45棟あって、今現状はどうかと思ひますと、この詰所がないところは年末警戒のときもですけど、やっぱり格納庫から積載車を出して、そしてその中で詰所がわりにしながら、本当に寒い中ですけど、年末警戒を行なっておられます。やはりこういうまず詰所もないということが、私は今までなんか置き去りになってきたんじゃないかなとと思ひます。やはりこの辺が、計画が10年超えても、11年になってもなかなか進まなかったんじゃないかなとと思ひます。

そこで再質問いたします。格納庫のみ45棟ありますけど、詰所整備の計画はどうなされているのか、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

詰所の建設計画につきましては、現在は年に1棟を計画的に進めているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

年に1棟でいけば、あとで再質問だったんですけど、あれなんですけど、格納庫も含めると112棟あるので、ざっと計算すれば112年かかるんですね、やっぱりそういう検証もなされないままきいているのが私はどうかと思っております。

また、再質問いたします。早急なそれぞれ昭和56年建設されたのが54棟、それ以前、耐震基準を満たしていないのが58棟あると答弁でした。早急な58棟の建てかえ、また、団員の安全性はどう考えておられるのか、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

耐震基準を満たしていない58棟につきましては、格納庫のみも当然、今お話ありましたように含まれております。市内消防団が92部ございますけども、92部に1カ所の詰所を検討するというような場合になった場合は、残りが38、いわゆる92部から今整備されているのが54でございます、耐震基準が54ありますので、残りが38棟になります。ただ、38棟になりますけれども、現状といたしましては、既存の施設とか地区公民館などを有効に活用されているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

その中で、38棟、またそして既存の公民館などを活用されているということで、公民館が近いところもありますし、遠いところもあります。これをやっぱり市としての防災意識のあらわれじゃなかろうかなと、私は思っております。ぜひ、やっぱりこう詰所はないというのであれば、やっぱり年末警戒もそこに警戒させるのであるんで、やっぱりこれは整備をまず計画を立ててしていかなければいけないと思います。

また、今の答弁の中で、ちょっと入っていなかったのが、団員の安全性の考えはどうか、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、団員の安全性を確保するというのは、非常に大切なことかと思っております。

当然、詰所がそういう耐震の基準を満たしていないというふうなところで、そういうところに詰めておられる場合は、非常にその安全性の確保がちょっと厳しいような状況であるかと思えますけれども、公民館とかそういうところの利用もされておられるというふうなケースが非常に多いので、そのあたりについては、当然安全性確保のためにはそういうところでの詰所がわりにされておられるというふうなこともございますので、それについては、ちょっと安全性の確保というのは若干できているかなとは思っておりますけれども、ただ、基準を満たしていない詰所に詰められたときというのが非常に厳しいような状況かなと思っておりますのでございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やっぱり耐震基準がない詰所においては、早急にやっぱりこれは整備するべきものだと、私は思っております。それでは、その辺も今後の検討をしていただきたいと思えます。

それでは、②、年間1棟の詰所の建設費400万円の上限はいつ、どのように決められたのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

詰所の補助額や年に1棟などの決定は、いつ、どのように決まったかというような御質問でございますけれども、合併当時旧1市3町の消防団関係補助等につきましては、それぞれの自治体の事情に格差がございました。市といたしましては、県内の自治体の消防団補助状況の確認や本市消防団の状況を踏まえながら、消防団組織の最高決定機関でございます玉名市消防団正副団長会議において決定をし、平成21年度から施行をしているところでございます。

今回の質問は詰所でございますけれども、消防団に係る補助基準決定に至りましては、例えば、防火水槽など施設関連の補助、あるいは団服や活動服などの被服の補助、積載車関連の補助など、非常に多岐にわたって再三の検討を行なっております。最終的には消防団からの優先順位などを十分に考慮し、消防団の了解を得て、現在の補助額上限400万円となっているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

玉名市の消防団正副団長の会議で決められていたと、合併前はばらばらだったけど統一をしたという見解だったと思えます。やはりさっきの話にまた返っていくんですけど、この上限がどうなのかなということで、ちょっと再質問したいと思えます。

合併から11年、その当時からすれば人件費、建設資材等が高騰をしていると思います。上限のですね、建設費の400万円では足りないと思うが、本市の考えはどうかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えをいたします。

消防団関係のすべての補助すべき事項、先ほど申しあげました団服とか活動服、あるいは積載車、防火水槽など、ちょっといろいろございますけれども、そういうすべての補助すべき事項につきましては、全体的なバランスを総合的に判断して決定をいたしております。今後の詰所の上限につきましては、400万円では足りないんじゃないかなというようなことではございますけれども、消防団からの要請とかがありますれば、消防団正副団長会議及び分団長会議等において検討をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

いろいろ対応しながら決めていくということの答弁でした。ぜひ、もうやっぱり11年たっております。やはりこのままでいいのかどうなのか。そしてほかの補助事業を使うのか何なのか、検討していただきたいと思います。

また次、再質問に移ります。詰所建てかえも年1棟との考えだが、玉名市全体で詰所でないとも入れてですね、112棟ある。さっきもありましたけど112年かかる計画でよいのかと思います。早急な計画変更の考えはどうかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えをいたします。

112棟はあくまでも格納庫を含む件数でございます。先ほど御説明したとおりでございます。先ほど言いましたように、1部に1棟の詰所であれば92棟の詰所が考えられます。既に耐震基準を満たすものが、先ほど申しあげましたように54棟あり、残りの38棟につきましては、地区公民館などを有効活用されているようでございます。

詰所建設は、消防団からの要望によって対応してまいりますけれども、直近の詰所の建てかえの調査をいたしたところ、今後の10年間における建てかえ希望は4カ所となっており、消防団から現状の1年間に1棟を変更する要請はあっていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ただ、やっぱり私が思うのは、格納庫も立派な消防施設です。やっぱり災害のあるときには、積載車がまず出られなかったら、もう災害の防ぎようがありません。やはりそういう詰所だけの建てかえじゃなくて、やはり格納庫もちゃんとしたやつをつくってやるべきと、私は思います。今回の地震でどれだけ消防の皆さんが頑張られたかと思えば、また、そういう防災意識が高いときにやはり話し合いをして、進めていく課題と思います。また、さっきからですね、あとも出てきますけど、消防団の要請がないとおっしゃいますけど、これは消防団の皆さんから要請あってするもんじゃないんですよ、玉名市がいかにか防災を意識した考えなのか、どうやってこの詰所だったり格納庫を新しく、また、耐震がないやつもあるんで、やっぱり整備していくかというのは、これは消防団に言われたから整備するようじゃ、行政として私はどうなのかなと思っております。そしてそういうまだ耐震基準も満たしてない詰所、また、格納庫がたくさんある中ですよ、今後10年間においてもまだ4カ所しか整備しないという、これはやはりどうなのかなと、私は思います。この辺は行政主体でやっていくべきものだと、私なりには思っておりますので、ぜひ、その辺も協議していただきたいと思います。

それではまた質問いたします。③補助金上限400万円に入らない建設事業費は何かお聞きいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

補助金に入らない建設事業費はとの質問でございますけれども、恐らく設計費用とか、場合によっては測量費用などが考えられるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

設計費、測量費、答弁いただきました。ただ、これに建てかえに非常に困るのが解体費ですね。解体費もやっぱりこれ含まれないとこということで、なかなかこの建設が進まないというのも実態じゃなかろうかなと、私は思っております。

そのまま再質問いたします。解体費、設計費、測量費で私たち地元のほうも今回地震で詰所が、1詰所被災しまして、今建てかえの準備を行なっているところでございますけど、やはり解体費に40万円ぐらいかかりますね、そして設計費がまた30万円ぐらいかかりますね、測量費は10万円かかるのか、どんぐらいかかるのか、そのぐらいついては思いますけど、やはりもう90万円、100万円近く、そのこの補助以外に地元負担があると思いますけど、この100万円ぐらい、この建設事業費以外の100万円弱、約100万円ぐらいの費用はだれが払うのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。



○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

現状の補助につきましては、あくまでも建設費の補助でありますので、建設費以外につきましては、地元で対応していただいているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

地元で出せという話です。ただ、今からやっぱり地元も、区もそう予算があるわけではないわけですよ。やっぱりその中で100万円ぐらいというのがすごく重荷になりますし、じゃあ、この100万円を区が出さないとしたときは、だれが払うんですかね。消防団が払えているんですか。ちょっとお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えをいたします。

あくまでも建設費の補助ということでございますので、それ以外については今申し上げましたように地元で対応していただいているところでございます。まだ地元では、例えば、計画的に積み立てをしておられる地区もございます。あるいは消防団の方々が物販をして、その費用の一部に充てておられるというようなところもあると聞いておりますので、そのような対応をしていただくような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

物販もしながら、じゃあ、消防団が出せとおっしゃるなら消防団が物販もしながら、自分たちの詰所、また、格納庫のためにしなければいけないという冷たい行政だなというのを改めて感じております。

玉名はそう一般財源からの補助をしながらの格納庫と詰所の整備ということになっておりますけど、熊本県の消防保安課にお聞きしました。市町村による市債での消防施設の整備はどんだけほかの自体はされているのかという中で、私が調べたのには、平成27年度地方債で消防小屋また格納庫を整備されたのが宇城市、鏡町、苓北町、産山村が平成27年度、平成28年度になりますと、今年度は、天草市、あさぎり町、南小国町、水上村、これだけが地方債で整備をされております。それで私は、この地方債による消防団の詰所、また、格納庫を整備する方向に変えなければ、なかなかこの一般財源をしながら、そしてまた地域住民の区のお金を使わせてもらいながら、また、消防団が物販をしながら詰所を建てろ、格納庫を建てろと行政が言うのであれば、余りにももう消防団でも入る人はなかなかいなくなると思います。私はそこを変えていくべきと思っております。再質問で、そういう自治体の把握はあるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

地方債での整備状況ということでございますけれども、市で申し上げますと14市中、地方債を利用して詰所、あるいはそういう格納庫を建設している自治体、市は3市となっております。設置の形態はあくまでも詰所を市が建設し、その管理も市が行なうということでございます。そのために地方債の活用ができるというような状況であると聞いています。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

部長おっしゃるとおり、3市あるということだったですね、今の答弁はですね。そして消防団施設整備で地方債を充当した場合、実質的負担額、格納庫、詰所ですたいね、を建てるのに、幾らぐらいじゃあいるのかというのを財務のほうに出していただきました。そうしたら今まで一般財源からずっと出してきた400万円だとします。それじゃ建たないんですけどですね、実際500万円、地元の負担があるんですけど。その中で建てたとしたときに、緊急防災、減災事業債で400万円、総事業費でいきますと、実質負担額というのが120万円がいいんですよ。もう一般財源から400万円も出さずであれば、3つ以上建つわけですよ。よその自治体はこれを使いながらずっと今、過疎債だったり使いながらしておられます。合併特例債もちろん使えます。合併特例債で計算してみますと、これもまた一般財源と一緒に、400万円出したと仮定して、合併特例債でいくと、実質負担額は140万円です。これでも140万円で建つんですよ。そしてやっぱりこうやって整備をしていく自治体があるんですよ。今までなぜこの話し合いすらなかったのか。この失われた10年は何だったのか。その辺の見解をどう思いなのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

詰所とかの補助につきましては、先ほど答弁いたしましたように平成21年度から施行されております。ただ、補助金にするか、あるいは市が直接建設するかということにつきましては、市とあと消防団の方々とずっと話し合いをされてきておられるところで、一朝一夕ではなかなか決められなかった。決まらなかったというような現状があったというようなこととお聞きをしております。そういう中において補助金でいこうというような状況になったというようなことでございます。確かに、今、議員おっしゃいましたその緊急防災の減災事業債、あるいは合併特例債等を使って詰所を建ててはどうかというような御意見だったかと思っておりますけれども、今、補助金から市が直接建設するという

ような方向転換をするのであれば、当然市が建設してその辺の事業債とか、合併特例債を活用することは確かにできるとは思います。ただ、当然、市がそういう形で合併特例債とかを活用することになれば、非常に市としては有利になるかとは思いますが、ただ、いかんせん詰所建設に関しては、補助金となった経緯は先ほど申し上げましたが、消防団との中とのずっとした協議の中で決定をしておりますので、そうなった経緯とかを考えますと、消防団の意向というのは尊重すべきところかなというようにところで考えているところでございます。市が当然自ら率先してそういう形ですることではなくて、当然、要請とかあれば総合的に考えて市として検討してまいりたいというようなことで考えているところです。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

消防団から要請がないからしないということで、一般財源から出し続けるという話があります。やはりこうした、この部長、一般財源のお金というのは、玉名市民の皆さんの本当に大切な税金なんです。やっぱりその気持ちがなければ、やっぱり私は今の答弁になると思います。この一般財源をどう減らしていくのか、皆さんの税金をどう減らしながら、また、よりよい玉名にしていくのか、これがなければ私はだめだと思います。これが今、玉名市に優秀な職員もおられますけど、きのうからの一般質問等であっております。職員の意識の問題だったりあっております。ぜひ、部長、ここは消防団からじゃなくて、行政からもうこがんやって耐震にもない詰所あたりもあるというともわかってる中で、やっぱりこういう一般財源を抑えるのは行政の役割と私は思いますけど、もう1回質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

繰り返しになると思いますが、今までのその補助金となった経緯というのが非常に、それはやっぱり尊重すべきところかなと、今までの団長さんとか副団長さんがそういう形で話し合いをされた中において、先ほど申し上げましたように一朝一夕では決まらなかったような状況の中で、やはり補助金になった経緯というのを考えた場合、どうしてもやっぱり消防団の意向というのは、尊重すべきかなというふうなところで考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

まず今、建てかえで困っておることは、消防団がやっぱりそこまでできないとです

よ。やっぱりおっしゃるごつですよ、なら地元が区長さんに向け合え、なら行政がかけ合いますか、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

行政がその地元の区長さんとかに話をするかどうかというふうなことかと思えますけれども、やはりその補助金以外の部分については、先ほど申し上げましたように、地元をお願いをしているような状況でございます。ですから、当然、もしお話をしてもらいたいというふうな状況であれば、行政としての話をしていくべきところかなとは思ってるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

私は課長と話したときには、そこに立ち入らない。やっぱり消防団と区が話すべきだということをこの間話をしたところであります。それは部長はそれじゃないとおっしゃいますけど、それはどっちが正解なんですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

課長はそういうことを言ったということでございますれば、私は私なりの考えでそういうものを申し上げたところでございます。課長は課長の考えで言ったと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

その間で挟まれるのが消防団なんですよ。そういう課での決まり、思いだけで変わっていく。やはりそういう取り決めを決めなければ、この問題は解決しないだということを私は言いたいんです。やはり部長と課長でも違う。じゃあ、その中の行政の区長さんの中に入っていいのか、悪いのか。1回入ったらじゃあ、行政は全部してくれるのかというのがあります。じゃあ部長の答弁でいけばですよ、じゃあ大浜町の区長さんとかかけ合いをしてもらってですね、ぜひ、この100万円かけ合いをしてくださいよ。お願いします。そこできるか、できないか、もう1回答弁お願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えします。

私が申し上げましたあくまでも地元に入って話し合いをするというのは、市が金を出すために入るということではございません。あくまでも地元でそういう形を出していただくようお願いするそういう立場で入っていくということでございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ぜひ大浜のこと、今、大変地元、高寄市長さんおられますけど、やっぱり今、問題になっております。ぜひ、部長のそういう思いがあるのであれば、区長会長さんと話をし、そしてちゃんとした話し合いの中で進めていけるように部長にも力になっていただきたいと思います。

それで、今討論してまいりましたけど、やはりこれはこのままいったらやっぱり税金の無駄になるんだというのだけは、部長もそのもちろん消防団の人から要請がないというのわかります。ただよその自治体は、自治体が先頭、旗を振って整備をしていっているというのは間違いないことです。た、耐震にも満たないそういう詰所あたりもたくさんあるというのも今回わかったことでもあります。ぜひ、行政のこういう計画のなさが、私は浮き彫りになったと思います。行政不信、職務怠慢の声になると私は思っております。玉名市民の皆さんの生活、安全・安心を確保するため、老朽化した消防詰所建てかえを早急に計画を立ててもらえるようお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 2、教育行政について。教育委員会では、将来を担う子どもたちの生きる力を育む、充実を図るため、また、よりよい教育環境づくりを目指し、玉名市学校規模配置適性基本計画による玉陵小学校校舎新築工事を平成30年4月開校に向けて進められておられます。

そこで質問いたします。（1）玉陵小学校の整備事業計画についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 多田隈議員の玉陵小学校の整備事業計画についてお答えいたします。

議員のほうからもありましたとおり、玉陵小学校は平成30年4月の開校に向けて、玉陵小学校校舎新築工事及び玉陵中学校校舎改修工事、玉陵小学校プール建設工事が開始されております。この工事に伴いまして、昨年度、玉陵小学校建設に伴う造成工事の1期工事として、工事等建設用地として取得しました玉陵中学校の南西部分の造成工事を行ないました。今後の計画でございますが、今年度は玉陵小学校建設に伴う造成2期工事としまして、主に玉陵中学校校舎とグラウンドの間にある水路の暗渠化及び玉陵中学校グラウンド部分の整備等の工事を進めております。また、今議会で債務負担行為補正をお願いしております玉陵中学校建設に伴う流末排水工事を今年度中に発注したいと考えているところでございます。この工事は、開発行為許可申請を行なう中で、当初学校内の地下浸透ますによる洪水調整を行なう計画で協議を進めておりました。しかし、

最終的には排水方法としてポンプアップによる排水及びその排水路のつけかえ、さらには既存排水施設である側溝の排水経路の変更が必要になったことから、債務負担行為補正をお願いしているところでございます。平成29年度は、建築関係としましては、玉陵小学校体育館新築工事、土木関係としましては、主に小学校グラウンドの整備、遊具の設置、外周フェンス及びバックネットの設置や駐車場の整備等を行なう予定としております。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今回、全員協議会のおきも若干説明がありまして、福嶋議員のほうもこの小学校の整備事業問題に関しては一般質問をされておりました。この事業計画としてやっていく中で、なぜ今、排水の問題が出てくるのかなというのは、私もどうしてもやっぱり納得できることでもありません。整備事業において、排水はまず一番に協議されるような事項だと私は思っております。協議、計画が甘かったとしか私はとられないと思っております。

そこで再質問いたします。県との協議や計画また調査が甘かったのではないかと、また、予算増額や工期の計画は大丈夫なのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 県との協議や計画、また、調査が甘かったのではないかとという再質問ですが、県との協議につきましては、平成26年度において、玉陵小中学校測量、設計、調査業務と並行して、開発行為許可申請協議を行なってまいりました。そのような中、先ほども答弁いたしましたとおり、県との協議内容に沿った形での設計業務を完了した段階において、地下浸透ますによる洪水調整を行なう計画であったものが、最終的にはポンプアップによる排水方法が示されたところです。議員御指摘のとおり計画又は調査が甘かったのではないかとという御指摘ですが、玉陵小中学校測量設計調査業務設計図書に県との協議内容が十分反映できなかったことにつきましては、反省をしているところでございます。

次に、予算増額は、工期計画は大丈夫なのかという御質問ですが、予算増額につきましては、今議会で、平成29年度債務負担行為補正9,007万9,000円をお願いし、総額1億5,000万円程度事業費の増額をお願いいたしているところでございます。また、工期計画につきましては、現在、玉陵小学校校舎新築工事及び玉陵中学校校舎改修工事、玉陵小学校プール建設工事を実施しており、平成29年度には玉陵小学校体育館新築工事も予定しております。玉陵小学校建設に伴う流末排水工事や各種造成工事等との同時施工となります。教育委員会としましては、これらの工事の進捗状況を精査しながら、平成30年4月の開校に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

平成26年から県との協議をしてきたけども、浸透ます等じゃなくなったという答弁じゃなかったのかなと思っております。ただ、やっぱり今の時期にきては、それがどうだったのかなというタイミングじゃなかろうかなと私は思っております。

そこで再質問いたします。ほかの学校にも、こういうポンプアップによる統廃合による学校整備はあるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ほかの学校といいますと、玉名市外。

[多田隈啓二君 「いや。」と呼ぶ]

○教育部長（伊子裕幸君） 市内。

玉名市内の学校において用地からの排水をポンプアップしているところはございません。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

熊本県下にそういう学校を今、統廃合で建てておられる学校ありますけど、そういう学校はあるんですかね、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 申しわけありませんが、把握をしておりません。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁になってなかったんですけどですね。ただ把握がしてないというのがまた問題であって、なぜ私も初めて聞くんですよ。学校でそのポンプアップというのがですね、やっぱりそういうじゃあ変更になった。じゃあなんで玉名だけって思わなかったのか。またその辺でやっぱり調査すべきことで、私は思いますけど、なぜ調査されなかったのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） そういう他市の状況というところで、あるのかどうかというのを確認する必要をちょっとそのときは考えなかったということですが、この協議の中で、いうならば、洪水の、大雨のときの対応として協議としてこういうことになったということですので、ほかの他市の中でも、そういう協議の中で示されることであれば変更等が必要になってくるのかなというふうには思っております。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やはりこの辺の調査だけは、まずしていくべきな調査だと私は思っております。そしてまた、これに伴う、やっぱりどうしても維持管理費、電気代等々もかかってきますので、やっぱりその辺の調査もなされないまま発表されているというのに、やっぱり問題があると思います。ぜひ、工期はもう決まっております。開校に向けて安全な施工とされるように努力をしていただきたいと思います。

（2）先に進みます。玉陵小学校の建設に伴う造成工事について。①、玉陵小学校に伴う造成工事、なぜ入札受付開始2日後に入札取りやめをしたのか。また、平成27年、28年度の取りやめ状況はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 御質問の中の玉陵小学校建設に伴う造成2期工事の入札に際し、指名業者からの多くの疑義が出されております。各種工事の入札の際の設計図書作成につきまして、各担当部局で行なっておりますが、今回の工事につきましては担当課である教育総務課が行なっております。入札の中止に当たっては、議員御指摘のとおりでございますが、設計の図書の中で疑義が多かったということでございます。確か、多くの疑義が出され、担当課としましては慎重さに欠けた部分があったものと考えており、反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉陵小学校に伴う造成工事をなぜ入札受付開始2日後に入札取りやめをしたのかについてでございますけども、まず、入札契約までの流れにつきましては、工事担当課が作成をした設計図書等の内容に応じて入札の参加資格を審査し、工事指名等審査会を経て、入札参加者を複数指名し、あるいは公告により業者を募って競争入札の方式により落札したものを契約の相手方といたします。

具体的には、指名等審査会で審議、承認を得たあとは契約権者、いわゆる市長でございますけども、予定価格調書に予定価格、日付及び指名の記入、並びに押印を受け、指名通知、仕様書等に対する疑義の申し出、調査回答、入札書受付開始、入札書受付締め切りとなります。そのうち仕様書等に対する疑義の申し出があった場合には、玉名市競争契約入札事務処理要綱に基づきまして、直ちにその旨を関係事業課に連絡をいたしまして関係事業課は、当該疑義について、施工方法の妥当性、設計書及び仕様書等についての違算・誤算の有無等を調査検討するとともに、その結果を契約担当課に報告依頼し設計図書の内容が妥当であるときは、当該入札の執行又は再開を行ないます。妥当でないときには、直ちに入札を取りやめ、設計変更し、新たな入札手続きを行なうことになります。



こういった流れですけれども、今回、玉陵小学校建設に伴う造成2期工事につきましては、今年8月31日に工事指名等審査会を経て、翌日に指名通知を行ない、疑義の申し出締め切り日を9月9日といたしました。通常2日もあれば疑義の回答ができると判断をしたので、入札書受付開始日を9月12日に設定をしましたが、何分工事金額が大きいため期間内の回答ができず、入札取りやめ手続きも含め、9月14日に入札取りやめを通知し、結果的に5日間必要となり、議員御指摘のとおり2日のずれが生じるといった事態になりました。

この入札に対しては幸い入札された業者はおられませんでした。今後このようなことがないようにという対策として、それ以降の11月7日の入札からは疑義の回答のあと、入札受付開始を行なっているところでございます。

それから入札を取りやめ後、再度入札した回数といたしましては、平成27年度の工事関係で、電子入札回数120件中2件あり、今年度は11月29日の時点で、約26件中、同じく2件という状況でございます。業務委託関係につきましては、平成27年度電子入札回数40件、今年度は同じく11月29日の時点で73件中、それぞれ入札取りやめはございませんでした。今後はこのようなことがないように、細心の注意を払って入札業務を行なってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁のとおりです。やっぱり技術職員1名で設計され、また、が問題であり、慎重さに欠けている。十分なチェックができていないのではと、これはやっぱり行政不信にもなります。今後ぜひ、他課との連絡はもとより、技術職員との連携を図り、再発防止に努めていただきたいと強く思います。

そこで再質問いたします。入札取りやめによる、疑義による修正数、積算見直し額は幾らなのか。また、入札延長開札予定日時がどれだけおくれたのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけれども、入札取りやめによる、疑義による修正数、積算見直し増額は幾らかということでございますけれども、また、入札開札予定日時がどれだけおくれたのかですけれども、今回の工事につきましては、疑義の内容が26項目ございまして、そのうち9項目を修正を行ない、その結果、159万6,080円増額をするということになりました。なお、設計図書の見直しにつきましては、疑義の内容だけではなく、再度一からの見直しということになりましたので、回答するまでに時間がかかるということになったところでございます。

入札開札予定日時のおくれは、当初は9月21日に予定をしておりましたけれども、見

直し後は10月13日となり、22日のおくれとなりました。これも先ほど申しましたとおり、設計図書の内容が妥当でなかったため、再度、工事指名等審査会に報告し、新たな入札手続きを行なったということからでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

先ほど来、やっぱり設計の変更でおくれるというか、その辺も発生しております。また、入札においても22日という期間がおくれたというのも事実であります。ぜひ、やっぱりこうやって慎重に入札はしていただきたいと思っております。また、対策として11月7日から、入札により疑義の回答後、電子入札を行なうと答弁がありました。入札において、しかし、やっぱり通知書に全部入札予定日時まで書いたやつで、多分電子入札は取引を、やりとりを行なわれておるとは思いますけど、やっぱりその中で、その果たしてそれで再発防止になるのかというのは、私はすごく疑問があります。

そこで再質問いたします。疑義の返答の入札通知書には、備考に疑義の申し出期限というのをうたっております。ただ、業者さんはそれでちゃんと守って出されるんですよね、ただ行政のほうは、返答期限というのを決めてないわけですよね。その返答期限を入札の予定日時までに、前の日くらいまでに返答を期限を行政側もやっぱり決めるべきと私は思います。その決めなければこれは対策にならないと思っておりますけど、その辺の考えはどうかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、議員おっしゃるとおりですね、修正対応が必要と思われる点につきましては、先ほど申しました疑義の回答後に入札書受付日時を設定する。これは当然のことですけれども、それとおっしゃったとおり指名通知の際に、指名通知書の中に疑義の回答日を記入するというので、今、対応を考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やはり、やっぱりそう対応をしていただければ、やっぱりお互い決まり事を決めて、公共工事の入札で発注者の責任として、予定価格の適正な設定と公平公正な入札のために、再発防止に取り組んでもらうことをお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 3、子育て支援事業について。厚生労働省は、放課後児童クラブ運営指針で策定し、平成27年4月1日より適用し、これまで対象児童は、小学校

1年生から3年生までとしていたが、運営指針では、小学校6年生まで拡大された。また小1の壁、小4の壁を解消をはかり、共働き家庭や核家族が増加し、地域のつながりも薄れ、子どもの安全性を確保することが難しくなっている今、放課後や学校の休日に安全で安心な生活を求める声が高まっており、学童保育の整備は社会的な課題です。

そこで質問いたします。(1)、放課後児童健全育成事業についてお伺いします。①、平成27年度のニーズ調査をしたのか、また子ども・子育て支援計画の見直しを考えなかったのかお聞きいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 多田隈議員の子育て支援事業についての放課後児童健全育成事業についての御質問にお答えいたします。

平成27年度から6年生までの受け入れが可能となった際に、高学年のニーズ調査を行なったのかということですが、1点目に当時から既に高学年の受け入れを行っているクラブにおいては、部活動の加入などによりクラブ利用者が非常に少なかったこと、それから2点目にクラブへの見込み調査を実施したところ、受け入れ可能人数にも余裕があったこと、この2点から高学年の利用者が大幅に増加する可能性は低く、現行の体制で受け入れが可能と判断し、保護者へのニーズ調査は行なわなかったところでございます。

続きまして、子ども・子育て支援事業計画の見直しについてでございますが、平成27年3月の計画策定に当たりましては、就学前から小学生までの児童を持つ保護者を対象に子育て施策全般に対するニーズ調査を実施しました。その結果から量の見込みを立てた上で計画を策定し、平成31年には640人を確保するための16クラブを設置することを目指したものです。しかし、計画策定と同時期の平成27年3月に、熊本県教育委員会から社会体育移行の基本方針が示されたため、計画には部活動の社会体育移行に伴う高学年児童の放課後の過ごし方の変化は加味しておりません。そこで、平成31年度の部活動の社会体育移行に伴い、市でも放課後児童クラブの利用児童の増加がどの程度見込まれるのかを把握するために、平成29年度に小学生の保護者を対象に意向調査を実施することとしております。また、意向調査の結果高学年の利用児童の大幅な増加が見込まれる場合には計画の見直しも含めて検討し、平成30年度中に新規クラブの増設準備や受け入れ定員の拡大に必要な環境整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

1点目で、高学年の受け入れを行なっているかにおいては、部活動加入によりクラブ

利用者が非常に少なかったことと、また２点目に、クラブの見込み調査を実施したところ、受け入れ人数に余裕があったという答弁じゃなかったのかなと私は思っております。

まず、２点目のクラブ見込み調査実施したところ、受け入れ可能な人数に余裕があったとおっしゃいますので、再質問いたしたいと思います。平成２７年度、また２８年度の玉名市放課後児童健全育成事業実施状況はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 多田隈議員の再質問にお答えします。

平成２７年度と２８年度の放課後児童クラブの実施状況についてでございますが、２７年度の実績が市内全２１小学校で１４クラブで、利用児童数が４８５名、平成２８年度の５月１日時点の実施状況では、１３クラブで５３７名となっております。

本年度に１クラブ少なくなりましたのは、小天東小学校区で実施しておりましたオレンジキッズ児童クラブの利用者が減少したため、同じ経営主体であります若宮児童クラブと統合されたものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○２番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

平成２７年度が４８５人、２８年度が５３７人でしたかね、クラブは１４クラブから１３クラブに天水のほうが少なくなったということでもあります。このクラブが１つなくなったことに、私はどうなのかなと思うところもありますけど、再質問したいと思います。その中で、平成２７年度、今さっき答弁にありましたとおりに、受け入れ人数に余裕があったと、答弁をいただきました。平成２７年度の４８５人の定員数は何人なのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

１３クラブの定員数につきましては、４５５名の定員でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○２番（多田隈啓二君） 今ちょっと、答弁になっていないんですけど、平成２７年度をお聞きしたんですけど、１４クラブある。

〔健康福祉部長（村上隆之君） 「失礼しました。」と呼ぶ〕

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 平成２７年度の定数につきましては、４６５名の定数でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

先ほど部長の答弁で2点目に受け入れ可能な人数に余裕があったということで調査しなかったと答弁ありました。先ほど引き算すればわかるんですけど、これ20人オーバーしていると思いますけど、どうしてこういう答弁になったのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

本市の学童クラブの運営方針の中で、おおむね定数という、おおむねという概念がございまして。定数をある程度オーバーしてもというふうなところで、しばらくの間はこの定数からオーバーしたり、そういったことについては許容範囲ということでなされております。それで実体的にも、例えば、40名の定数の中で50の児童数がおられるクラブもあります。ただ、その中にも、その中では毎日塾とかいろいろありますので、平均的にはその定数以内におさまっているのが現状でございますので、先ほど申しましたようにクラブとしてはまだ余裕があるというふうなことでの返事をいただいているというところでございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

定数に余裕があるという中で、それでは、再質問で、1人当たりの面積が1.65と指針にうたってあります。その1.65を超えたクラブは何クラブあったのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

平成28年でお答えさせていただきますと、定数ではなく児童数で行ないますと5クラブでございます。ただ定数で見ますとオーバーしているところは、2クラブというふうになります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 多田隈です。答弁いただきました。

定数というのは、どの定数ですか。2クラブというのは、定数のオーバーというのはどれ、今どの答弁だったですか。ちょっとお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

この児童1人当たりの面積1.65で施設の面積を換算いたしまして、児童数で割りますと、その面積、施設の面積をオーバーしている。オーバーしているというか、その人数がオーバーしているところは5カ所ありますと、ただ、施設定数で割りましても、

オーバーしているクラブが2クラブあるというふうなことです。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ちょっと、私とその定数の2クラブがちょっとわかりませんが、ただ、学童で児童数が定員をオーバーしているクラブは13クラブの中で11クラブあるということで、児童1人当たりの面積が少ないところが5クラブじゃなかろうかなと、平成28年でいけばですね、私がそがん思っております。この部長答弁にありましたとおり、その児童数でこれ割るわけですね、部長、今答弁ではそのいろいろ習い事とか部活とかあるもので、そのみんな実際は来ていないから受け入れができるんだということであれば、この児童1人当たりの面積をもう定員で割ったほうがいいんじゃないかと思えますけど、これなんで多い定員数で割ってあるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

定員数で割ってあるかどうかというよりも、あくまでも基準としてその施設の中に児童を受け入れる面積が1.65という基準があるということでございますので、そのところで御理解いただきたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

1.65あるということで、今、部長答弁でいけばですよ、部長答弁が定員を超えないですね、超えないという答弁が今あったんで、超えなければ定員で割っても全然もうそれ以上来ないんで、平方メートル数も少なくならないんで、それでいいんじゃないですかということですよ。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

定員を超えないということではなく、定員を先ほど言いましたようにオーバーしている状況ではあるわけです。ただし、オーバーしておりますけども、その条例的にもオーバーしても、若干オーバーしてもいいんですよというふうな解釈の中で、今オーバーの状態を受け入れを行なっておると、ただオーバーして受け入れているけども、毎日その定数以上の人が来るのであれば、これはやはり対応しなくてははいけませんけども、今現状としてそれ以内で動いているというふうな状況ですので、状況であるということでございますので、定数オーバーというふうには、余裕があるというふうに申し上げたところです。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時より開始いたします。

午後 0時03分 休憩

---

午後 1時02分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 再質問。また行なってまいります。

再質問として、子ども・子育て支援事業計画の中です、二次調査を行なっておられます。この調査は1年、6年の保護者を対象にされたというのはわかっていますけど、そのアンケートの中身の内容としてお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

通告にその中身等ありませんでしたので、アンケートの中身等ありませんでした。今からちょっと準備いたします。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） それでは、ニーズ調査を行なっておられるというのは、もう間違いありません、子ども・子育て支援事業計画、平成25年度からですね、行なっておられて、どのようにこの見込みを立て、また、平成27年度において4月から6年生に拡大されたとなっておりますけど、そのあたりの把握はいつぐらいにこの行政として把握されていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

平成26年度の調査につきましては、0歳児から6歳までの人たちに、無作為の抽出での調査、ニーズ調査を行っております。その中で、学童の要望等というふうな形で行ないまして、大体その数が、先ほど申し上げましたように、640というふうなことでのニーズというものを推計をしたところでございます。ですから、その推計に基づいて、学童クラブの数とそういう割り振りを計画を立てたところです。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

無作為の抽選と、そこはわかっていたんですけど、そのアンケートの中身がなぜそれをいつから把握されたかとお聞きしたかという、このアンケートの平成25年の時にもう6年生まで、学童は拡大されるというのをわかっておられて、6年生までの保護者にアンケートをしたのか、してないのかというのを聞いたかったもので、ちょっとお聞きしたところだったんです。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

質問の趣旨といたしましては、その時点で31年の31年といたしますか、将来的に6年までの学童の受け入れというものを認識しての調査かというふうなことでしたけれども、ことの質問ですが、その段階の調査では、6年まで拡大されるというのは、ある程度はわかつたというふうなこともありますけれども、その前に実態的にもう6年生まで入っているクラブというのがあったということで、今後、今1、2、3年生の人たちがどういうふうな希望があるのかというふうなところも知りたかったというのが、その時の調査の目的でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

調査に対してはわかりました。そういう受け入れがあつたということの答弁だつたと思います。またその子ども・子育て支援事業計画の中で、もう先ほどは、やっぱりどうしても答弁が受け入れニーズに余裕があつたという、先ほどのに若干戻ります。なぜかという、この計画の中にクラブ設置に当たっては、現時点で定員を上回る利用がある校区。玉名町校区、築山校区とうたつてあるわけですよ、部長。平成25年度現在で、そして26年、27年度の4月にこの計画は出されておりますけど、やはり先ほど来、やっぱり受け入れ人数にもう25年から余裕がないというのは、ここに明確にうたつてあるわけですよ、だから先ほどの答弁が、私のどうなのかなと思うことで、何遍もちょっと質問させていただいておるといふところであります。先に行きたいと思いません。

再質問で、平成27年度にこれは施行されたんですよ、4月に。そして27年度のこれ問題なのが、2月にもう要望とつたら、待機児童が出てくるという中で、もうバタバタして、4月ですね。開所するために問題が起こっております。その問題についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

平成27年度のそういうその調査にかけましての経緯という形で答弁させていただきます。

平成27年度の2月の調査におきまして、これ2月の調査ではっきりそのときわかりましたのが、築山小学校と玉名町小学校の2つのクラブがオーバーするというのが、その直前になってわかりました。その平成27年度においては、その想定の中で玉名町校区と岱明4校区がオーバーするというので2クラブの増設を目指して平成27年度の当初予算も計上し、その方向で進んでいったところでございます。ところが27年2月に正式な申し込みをとりましたところ、築山とそれから玉名町小2カ所が定員を上回



る申し込みがあったために、その当初予定しておりました岱明校区の方から築山のほうに変更をして取り組んだところでございます。

そして、そのまた翌年度の計画に向けた調査方法については今のところその2月の調査というふうなことで行なっておりますけれども、これをこういうやり方では2か月間しか期間が、入所までの期間がありませんので、できるだけ早い調査の方向というものを今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

部長のおっしゃるとおり、やっぱり2月募集かけたら、もういっぱい応募があったと、申し込みがあったということで、ほかの2クラブ、いろいろ4クラブどうしようかとなったときに、予算的には2クラブの予算があったもんで、そこに築山小、玉名町小がどうしても待機児童が出るということで、充用したということなので話じゃなかったのかなと思っております。

そこで、そういう経緯がある中、今度は平成28年度の計画また調査をなされたのか、どうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 平成28年度の入所の中には、やはり2月の調査の中で、築山小と、また、町小のクラブが定員オーバーというふうなことになっておりまして、その段階においては、やはり2クラブの皆さん方、クラブの協力を得ながら、新しい施設の中での学童の運営を行なっていただいたところでございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

また再質問をちょっとさせていただきます。小学校の1年生から6年生までの受け入れのまず認識があるのか。また、長期休み、中途預かり状況はどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

1年から6年までの、その受け入れの市の考え方といいますか、感覚といいますか、そういうものはあるかというふうなことでございますが、例年、毎年5月にクラブに対しまして、調査を行ないます。この5月の段階の調査におきましては、受け入れの児童数の調査、そして待機児童があるか、ないかの調査をかけるわけでございます。その段階で、受け入れ児童数に余裕があるとか、待機児童ございません。というなのが、今年度28年度の5月には出てきたところでございます。それで今回の29年度に向けましての対策の方向性については、5月の時点で、来年の4月においてもそう新入学児童の増

加は見込めないというふうな思いで、調査は今度も行なっていなかったというのが実態でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ちょっと今、かみ合わなかったんであれなんですけど、受け入れの認識があるのか、また、長期休みの中途預かり状況はどうなのかという質問だったんですけど、済みません。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 後段の長期の預かりの認識につきましては、本市におきましては、放課後保育につきましては、通年を通しての申し込みを基本にいたしております、長期の部分に関しましても、当然、長期のほうで、平日から休日、そして夏休み、冬休みそういった休日について1年間を通しての申し込みというものを前提と考えているところです。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

そこで待機児童があるのかないのか。ここにうたっているのは、「長期休日や土曜日等、学校授業日以外の活動についてのニーズ等に応じて柔軟に対応すること。」と放課後子ども総合プランにおいてもうたっておりますし、放課後児童クラブ概要にも、やっぱりこの18条に「土日、長期休暇等と小学校授業の休日の日」ということで、ちゃんと明確にうたっているわけですね、やはりそこを今の状態で受け入れ先から定員の問題、話は充分してきました。この中で本当に受け入れができるのか、できないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えいたします。

長期休みの取り扱いでございますけれども、玉名市としては、それを長期休みも含めて平日も含めて、1年間を通して入所できる児童というものを対象にするわけでございますので、長期休みの取り扱い等、そのみでの対応というのは図らないというふうなことで考えております。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

長期は玉名はしないという答弁だったと思います。

[健康福祉部長（村上隆之君） 「違います。長期も含めて。」と呼ぶ]

○2番（多田隈啓二君） 1年通して募集するということですよ、だけん長期の短期はだめということですよ。

[健康福祉部長（村上隆之君） 「はい。」と呼ぶ]

○2番（多田隈啓二君） はい、わかりました。今、答弁ありました。

これなぜかという、やはり長期休みになりますと、やっぱり普通の日は見られる保護者もおられるんですよ。長期はなぜかというパートしながらでも昼帰られない。じゃあ、子どもご飯どがんしようかと、じゃあつくり置きしていこうか。じゃあ、冬どうしようか、寒なる、ストーブつけた、火事大丈夫だろか、と保護者はですね、親はいつも心配しよかなんわけです。こうやってよその地区におきまして、長期のときももちろん受け入れをされています。部長は、今答弁の中で長期はしていないんだとおっしゃいますけど、私が子どもが小さいときに、長期を預けました。実際、長期だけで。そこ、たまきなクラブさんにお世話になってですね、私も預けたことがあるんですよ。だから長期を受け入れないというやり方がその部長の答弁で出たのが、私はどうかと思います。ただ、やはり途中での受け入れもしていかなければ、やっぱり仕事が女性の方も男性もおりますけど、かわって、やっぱりどうしても預けなければならないときが出てくるんですよ。そのときに今のような定員いっぱいだから受け入れないでなければですね。これは本当に待機と。私たちはこれを思うわけですよ。だからそこで、中途とか入れられない、定員増のところを解消しなければ、これはもう潜在的待機児童が私はおるという考えになります。ただ、部長はそこは待機的に考えられるのか、考えていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

定員が、もうとにかくいっぱいであるそういう施設、学校の状態におきましてのクラブ移行につきましては、なかなかその長期の休みあたりで、そのときだけの受け入れというのは非常に難しいというふうに思っておりますが、そのほかの施設、定員にも十分余裕があるというふうなところに関しましては、そういう夏休みとか冬休み、そういう預かるというのは、それは可能であるかなというふうに思います。まだその辺のところ、そのマンモス校であるところで、夏休み長期の、そのほかの長期の休み自体で要望等があった場合には、それはやはり対応しなければならないというふうにも思っておりますので、その辺のニーズをもう少し調査しながら、検討していきたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

また再質問したいと思います。11月24日に、私はいろいろ調べておきますと、どうもこれは待機児童が出るんじゃないかという話になりまして、ちょうど市を訪れたわけでございます。その協議のときに「待機児童がどうも出そうだけど、どうなのか。」と言ったときに、「いや、計画もしていない。」とですね、「じゃあ、大丈夫なんで

すね。」と、私は数はそのときはわかりませんでしたけど、どうも待機児童が出るような感じというところまでしかわからないので、ちょっと来たところだったんですけど、そのときにはちょうどこの日が大体当初予算の締め切り日ということで、子育て支援課に伺ったときは言うておられました。「じゃあ、待機児童が出たら間に合わんですたい。」「いや、待機児童出ません。」と一点張りでした。私は出るのかなと、それを1年生を切るわけにはいかないから、3年生を切るのか、どうなさるのかという思いで市役所をあとにしたわけでございますけど、そのあとに、就学前児童へのアンケートということで、何かとられたということをお聞きし、その後、本市として、どういう方向性になったのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

議員が11月24日に訪れ、子育て支援課に訪問され、待機児童があるのではというふうなことで協議があったというふう聞き及んでおります。その時点では、要するに5月に調査した段階では、市のほうとしての感覚としては、待機児童は出ないと、オーバーしない、そして待機児童もないというふうなことで判断をして協議をしたというふうなことでございます。ただ、その後、やはりどうもこれは再度調査したほうが良いというふうなことで、再度といたしますか、調査したほうが良いというふうなことで、ちょうど就学前の健診がこの築山小学校に入る児童の皆さんの健診があったときに、クラブのほうが一応、その来年度の学童の見込みというものを出して、調査をしていただいて、その段階でどうも来年30人オーバーするというふうな数値が出てきたところでございます。

ですから、議員に協議した段階では、そういう形でオーバーしないというふうに申し出ておりましたけれども、その後のはっきりした調査の中で30人というオーバーが出ましたので、これはやはり30人をそのまま3クラブのほうに移行しても大丈夫かというふうなことだったんですけども、それはちょっと無理ですと、じゃあ第4クラブをやはり新設せんといかんのかというふうなところで協議したら、やはりそういうふうな4クラブ目を設置したほうが良いというふうなことでございましたので、内部での協議に当たって4クラブを開設するというふうな方向をとったところでございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

その当時は、当時といいますか、何日か後にそれ変わったと思います。その協議はいつなされたのかお伺いしたいと思います。ただ、その中に大体本来は県の申し込みがありまして、これが9月打ち切りになっておる中、また当初予算ももう打ち切られている中、自分が心配するのはその今のおっしゃったように、4クラブをつくるという中で、

じゃあ財源をどうするのかですね、やっぱりその財政との話までできているのか、また、県との話し合いはどうなっているのかお伺いしたいと思います。また、その庁内協議はいつされたのか日にちをお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 庁内の子育て支援課からの報告を受けましたのが28日の日でございます。28日の日に、その内容につきまして協議をし、内部的な判断としては、それはそれだけオーバーするのであれば、やはり設置をしなければならないというふうなことで、ただ予算的な面もありますので、早急にそういう財政、そして県のほうにも連絡をとり、結果的には間に合うような方向でございますけれども、まだ正式ではないというふうなところでの県のほうからの返答もいただいているところです。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

対応するということですが、万が一、部長、間に合わないときでも一般財源でも、待機児童解消のためには、やる気持ちがあるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

その辺の財政的な面に関しましては、その財政当局とまた市長、副市長にもまた検討しなければならない事項でございますので、その辺は慎重に対応していきというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ぜひ、そういう協議もしていただきたいと思います。やっぱり待機をそのまま放置するのはどうかと思います。ただ、やっぱりこのもともとの原因というのは、やっぱり調査しなかったのが、私は原因じゃなかろうかなど。これを一般財源だけでまたすると、先ほども言いましたとおりに、やっぱり税金の無駄とは言いません。ただ、調査しとけばこうならなかった可能性もあります。ただ、これは調査だけでどうしてもできないところがありましたので、私の提案じゃありますけど、やっぱり当初予算、最低でも、当初予算に締め切り前に事業所に一応、シミュレーションをしてもらってですね、やっぱり就学前の児童へのアンケートをとって、それをやっぱり当初予算までに間に合うような形で、やっぱりシミュレーションを出してもらうようなシステムを検討していただきたいと思います。

また、再質問になりますけど、最後の質問でありますけど、築山小学校の平成29年度の3年生の受け入れ、また6年生までの受け入れがなされているのか。ただ、これ何を言いたいかといいますと、この計画が出た27年から6年生、4月から受け入れにな

っております。それ27年も私が調査するところには27年も4年生から6年生は受け入れをしていない。そして28年度ももうしないとでしょ、あと何カ月しかないけんです、しない中で、その調査検討はなぜ築山だけ切り捨てられているのか、これ玉名市が、ちゃんとつくってあります玉名市放課後児童健全育成事業実施要綱として、この1条にも目的にもちゃんと児童福祉法で云々と書いてあって、「小学校就学している者」とこれうたってあります。そしてまた、要綱に続き、玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例という中でも、放課後児童健全育成における支援は、小学校に就学している児童であつてと、これちゃんと第5条にうたってあります。やはりこういう条例をうたっている中で、約1年と8カ月か9カ月、8カ月ぐらいですかね、やっぱり受け入れをしていないというところに、この条例違反じゃないのかという話もあります。その辺のお考えはどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

築山小学校が6年生まで受け入れをやっていないというふうなことでの御指摘でございます。市の基本的な学童クラブの整備の考え方の中には、まず最優先にするのは小学校の余裕教室があるか、ないかというふうなところ。それから第2点目では、そこ余裕教室がなければ、小学校の敷地内の専用の施設での建設場所の余裕な敷地があるのかというふうなこと、あればそこに建物を建てていくと。その次に、もうそれがなければ、今度は外のほうで、敷地外でも専用施設の建設ができるのかというふうなところの検討。そしてそれが土地がうまくなければ、もう民間施設の皆さんにお願いし、どこかの施設、空き家とか、そういったものでも活用できないかというふうな4つの方針をもちながら取り組んでいっているわけでございます。ですから、その築山小学校においては、やはりもうそのどれにもといますか、それだけ余裕がないということなんですね。ですからその限られた施設の中で、やはり1年生から3年生を最優先にするというふうなところで、今動いていると。当然制度の中には、6年生まで入れなくてはなりませんけれど、限りある施設を有効に利用するためには仕方ない過渡期の政策というふうなところで考えているところです。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

先ほどもお聞きしましたが、それでも待機は認めないのか、認めるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 待機ということですが、認めないということでございますけれども、今年の5月の調査におきましては、実数とそして待機の人はいないとい

うふうな報告を受けておりますので、待機としてはないものというふうに判断をしております。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

八代市さんは、この前待機、ちゃんとやっぱりうたって、新聞にも載っております。私は今部長答弁でもわかったように、実態は把握しておられるんですよね、4年生から6年生まで事業所としてからは上がってきていない。ただ受け入れはしていない。もう今、答弁のとおりわかって中で、ただ事業所から上がってきていないから待機と認めないというのが、私はこれが本来のその考え方なのかなと、私は思います。やっぱりそうやって、なら事業所に委託したから私たちは知らない。やっぱり管理監督指導責任が、私は行政にあると思います。ぜひ、認めないであるならあるでしかたないと思います。ただ、これに対する調査は答弁の、初めの答弁にもありましたけど、していただきたいと思います。

先ほどから言ってまいりましたとおりに、この部長が答弁した高学年受け入れクラブは利用者が非常に少なかったと、1点目の答弁。「ああ、これじゃなかった。」というものはっきりしたと思います。また、2点目のクラブの見込み調査をしたところ、受け入れ人数余裕があったという2点目の答弁もこれじゃなかったというものはっきりしたのじゃなかろうかなと思っております。またその中において、見直しを含め検討し、平成30年度中に新規クラブの設置準備や受け入れ定員の拡大に必要な環境整備を進めてまいりますと、先ほど答弁されたこともこれで違うだったということになるんじゃないかなと思っております。

やはりこういうちゃんと計画性がない、また、調査を行わないやり方がどうなのかなと思っております。ぜひ、今度29年度、それだけはしていただきたいのは、さっき答弁にもありましたように、小学校保護者対象に調査を実施すると答弁がありました。そして県に出す9月までにぜひ、私は行政の皆さんがどうとるか知りませんが、ニーズ調査より、やっぱりアンケート調査をしてもらいたいなど。特に築山小学校においては、本当に受け入れもしていないという状態の答弁がありました。私もそう聞いております。知っております。ぜひ、そのようにお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 4、「国・県補助事業対策課」を設置について。

これは私の提案ではございますけど、例として挙げてみますと、教育総務課にはちょっと悪いんですけど、例なんでちょっと挙げさせていただきたいと思います。例えば、今問題になっております小学校の空調設備問題等を挙げてみますと、やはり教育総務課がやっぱり頑張っておられます。ただ、教育総務課でいけば、文部科学省あたりはやっ

ぱり一番のつながりじゃなかろうと思ってですね、補助金等もよく探されていると私は思っております。ただ、小学校の空調設備においても、やはりそういう文部科学省だけじゃなくて、私が空調整備のときに、1回探しよったときにはですね、やはり環境省から補助金があって整備されている学校もあるんですよ、実際は。そういうことがただ1課ではわかりにくいというところもありまして、ぜひ今後、国・県補助金や助成、交付税等がやっぱりころころ毎年変わるため、また、行財政改革のさらなる取り組みが進められる中、本市の重要事業において、この重要事業においては、対策調整のために、県・国補助金制度を最大に活用するために企画経営課内に国・県補助事業対策課などを設置してみてはどうかという思いでお伺いしたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の国・県補助事業対策課を設置したらどうかについてお答えをいたします。

市といたしましても、議員の御意見と同様に、行政が事業を実施をしようとする際は、その使用財源を一般財源や市債だけに頼ることなく、国や県からの補助金や交付金等で活用できるものがあれば、これらの財源確保を最優先に考え、積極的に活用を図るべきというふうに考えております。現在のこれらの対応状況につきましては、国や県の補助事業などの各種事業、各種情報について、国や県の補助事業の関係部署と、例えば、国や県から補助等の情報が入った場合、企画経営課など市関係部署との間でメール等などによる情報のやりとりを行ないまして、そのあとその内容に応じて庁内周知をし、そして、関係部署で適宜活用するか否かの判断がなされているところでございます。このような対応をとっている状況でございますが、議員からの提案がありましたような組織化することにつきましては、現時点では考えておりませんが、引き続き効率的な予算執行や財政の健全化につながる自主財源以外の主要財源を確保すべく、国や県の補助事業等の情報の収集と共有に努めるとともに、庁内関係部署に対しましても、これらの積極的な活用、情報の共有を働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

企画経営課としては、いろいろされているというのもわかりました。そういう課をつくる、つくらんじゃなくてですね、やっぱり今日、部長さんたちにはうるさく聞こえたかもしれません。ただ、自分たちが思うのはやっぱりこうやって今から財源が少なくなっていく中、そういう思いで少しでもしてもらえれば市民の皆さんが、玉名市のためにまた頑張ろうと、玉名市のために頑張りよるわけじゃありませんけど、「ああ、いい玉



名だね。」と思ってくれんじやなかろうかなと思っております。やっぱり限られた財源でどうやって、どこに予算をつけるかというのも行政の一番の仕事であります。

最後になりますが、普通交付税等の合併算定替えにより、平成28年は約10億円の恩恵を今は受けております。しかし、本年度より5年間で段階的に減額となり、平成33年度にはなくなります。できるだけ早く行財政改革を進め、今後の本市の予算検証が考えられるという中、今回の一般質問をいたしました。子育て世代が子育てしたい、しやすい学童保育の整備や本市の皆さんの生活の安全・安心を確保するために、計画的に老朽化した消防団の詰所の建てかえ、早急に協議してもらうことを強くお願いし、一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは、4番、公明党の徳村登志郎でございます。

通告に従い、一般質問させていただきます。

最初の質問です。障がいや難病を抱えた人が、必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成、配付する動きが全国の自治体に広がりつつあります。

ところで皆さんはヘルプカード普及のいきさつを御存じでしょうか。これは自閉症の子どもがいる母親から相談を受けた公明党の伊藤こういち東京都議会議員が、平成21年9月の定例会でヘルプカードの普及を提案するなど、標準様式の策定を強力に推進してきたことが結実したものです。2009年春、街頭演説を行なう伊藤議員に、1人の婦人が声をかけたそうです。「私には自閉症の障がいがある子どもがいます。この子どもがやがて1人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような、東京都をつくってほしい。」と訴えられました。手にはその母たちが手づくりで作成したヘルプカードがあり、そこには家族の連絡先や自閉症への支援方法などが詳細に書かれていました。伊藤議員は、児童センター指導員時代に携わった障がい児育成の経験から、その母親が望んでいることをすぐに理解し、早速都内の状況を調査しました。しかし、ヘルプカードのような取り組みはほとんどなく、一部の区、市や団体によるものはあるが、取り組みなどが限られていました。障がいは、身体、知的、精神、発達障がい、内部障がいなど、多種多様であり、社会の中で困難に直面したときにこのままでは助けを求めてもだれも気づいてくれない。支援を必要としている人に行政の手が届いていないのが実態でした。伊藤議員は、都議会本会議などで何度も都内共通のデザインが表紙となり、中に必要な事項を書き込める

ヘルプカードの必要性と多くの都民へヘルプカードの周知を訴えました。しかし、都の返答は厳しいものでした。そのような中、2011年3月11日、東日本大震災が発生。首都圏では、約350万人の帰宅困難者が発生いたしました。その中に障がい者など支援を必要としていた人が周囲に気づいてもらえず、大変な思いをした人が少なくありませんでした。中には帰路とかけ離れた地域で保護された人もいました。伊藤議員はこの現実を都に強く訴えました。そして挑戦から3年、ついに都の壁を破りました。東京都は2012年12月都内共通のヘルプカードについて、標準様式を定めたガイドラインを区・市町村向けに策定。あわせて都は2012年度から2014年度まで、標準様式を活用してカードを作成する区・市町村に対し、年間250万円を上限として経費を全額補助することを決定しました。1人の母親の願いから多くの障がい者への災害時等の支援策が前進することになりました。この東京都が策定したガイドラインには、ヘルプカードの意義として、1つ「本人にとっての安心」2つ「家族、支援者にとっての安心」3つ「情報とコミュニケーションを支援」4つ「障がいに対する理解の促進」の4つが定められています。東日本大震災を経て東京でのこのヘルプカードが普及したことを鑑みても熊本震災において、熊本の地玉名においても、ぜひ普及させなければとの思いにかられました。全国の自治体に広がりつつあるヘルプカードですが導入、普及と本市の意向についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の御質問のヘルプカードの普及・促進についてお答えいたします。

ヘルプカードとは、知的障がい者が、知的障がい、それから聴覚障がいや内部障がい等外見から障がいがあるとわからない方が、災害時や日常生活の中で困った時に提示し、必要な支援や配慮を周囲に求めたりするために携帯するカードのことでございまして、緊急連絡先や必要な支援内容などを書き込めるようになっています。いざというときに支援を必要とする人と支援を行なう人、この両者をつなぐ手段として期待されておりますが、ヘルプカードの普及に関しましては、障がいのある方のみでなく、ヘルプカードをお持ちの困っている方を見てすぐに支援の手を差し伸べることができるよう広報・周知していく必要があるというふうに思っております。

本市においては、ヘルプカードは作成しておりませんが、同じように活用しておりますのは、災害時要援護者の登録をしていただいた方に、災害時に使用していただく、首にかける緊急連絡カードを配付しております。避難する際や避難所での支援に活用するものです。また、受付窓口においても、熊本県作成のコミュニケーションヘルプカードを、こういうカードでございませけれども、

[健康福祉部長（村上隆之君） 実物を示す]

○健康福祉部長（村上隆之君） 置いております。言葉の不自由な方に活用していただいているところがございます。また、NTTグループが作成しております電話お願い手帳というのがございます。これが、電話手帳でございますが、

[健康福祉部長（村上隆之君） 実物を示す]

○健康福祉部長（村上隆之君） これは電話をかけるのが困難な方に周りにいる人に手帳の内容を見せて、電話をかける等の支援につながるものでございます。聴覚障がい者の団体へ配付し、窓口でも配付しているところがございます。

御質問の内容は、だれもが見てすぐわかるような統一的なカードのことかと思えます。東京都や福岡県のように一体的な取り組みをしているところもありますが、本市では、来年度、地域福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画を策定いたしますので、その中で、各福祉団体などへ聞き取りを行ないニーズを確認し、検討したいというふうに考えております。また、広域的な県全体での取り組みを県のほうに働きかけながら導入に向けての、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

答弁の中で、いろいろ現在も対応していただけるようなカードもあるということがございますけれども、統一した物を今後検討もしていただけるという答弁いただきました。このようにヘルプカードの普及は、障がいがある方が持つだけでなく、支援する側のヘルプカードの認識が何よりも大切だと思っております。今後ヘルプカードを玉名市でも普及させていただくことを前提に提案いたしますが、市のホームページにヘルプカードの紹介ページをつくっていただき、また安心メールでリンクを貼った案内等を送信することも必要かと思っております。もちろん広報たまなでも紹介してほしいと思っております。ヘルプカードの意義を知ってもらう周知活動を、九州看護福祉大学をはじめ、小中高の学生に教育の一環として広めることも必要なるかと思っております。ともあれ、普及啓発のための活動を随時実施していくことが重要だと思っております。ヘルプカードが手助けが必要な人と手助けをしたい人とを結ぶツールとして、玉名市でも普及してほしいと切望しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 続きまして、代筆・代読支援の充実について伺います。

私たちが日常生活を送る上で、情報を知るための読むことと、自己表現のための書く事は欠かせない行為です。しかし、視覚障がい者にはこれが十分に保障されていないと

います。現在、聴覚障がい者のための手話通訳者や要筆記者の派遣はある程度行なわれていますが、読み書き支援についてはほとんどの市町村で行なわれていない現状があるようです。

そこでお尋ねいたします。本市は、読み書きに支障のある人への支援の必要性をどのようにとらえ対応しているのかお答えください。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の代読・代筆支援の充実についての御質問に答えいたします。

視覚障がいがあり、書類の読み書き等で困られている方については、障がい福祉サービスの同行支援を利用し市役所へ来庁された際は、サービスの中で代読・代筆の支援を受けていらっしゃる方もおられます。高齢化が進む中、障がいのある方だけではなく、文字を読んだり、書いたりすることが困難な方についても来庁された際、手話通訳者の設置、総合案内の窓口や住民票発行窓口のフロアマネージャーにおいて、読み上げや代筆等の支援を行っております。もちろん各課での窓口においても、職員で同様の支援を行なっているところでございます。また、本年4月1日から「障害者差別解消法」の施行に伴い、本市でも、「玉名市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成し、「筆談、読み上げ、手話などの障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意し対応する」旨を明記し、職員に対して研修を行ない、支援ができる環境づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

現在、国レベルでは法整備が推進されております。公明党の主張で、改正障害者基本法に情報バリアフリー化の一貫として、読み書き支援サービスを国や地方自治体に求める規定が盛り込まれました。さらに、4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行なう支援の1つに代読や代筆が明記されました。だれもが読み書きに困らない社会へ支援の充実が求められています。障がいだけでなく、高齢により、読み書きが困難な方々がふえており、その必要性は今後、増加の一途です。今後潜在的なニーズを含めて、読み書きが困難な方へ支援の必要性は一層高まると考えられます。ぜひとも答弁でいただいたとおり、御支援をいただければと思います。

また、そこで、本市にあっては、プライバシーを確保できる専門の支援員の養成に取り組むなど、代読・代筆支援を必要とする人のニーズに応じていつでも受けられる仕組みづくり、例えば、代読・代筆の支援サービス講習会を開催し、支援員を育てたり、市

役所の総合窓口で代筆・代読サービスの掲示をするなど、推進する取り組みをますますお願いしたいところでございます。

それでは次の質問に移ります

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 次の質問です。

アウトリーチ型の子育て支援の充実について伺います。現在、子ども支援の現場で最も実施されている取り組みは、来談型の相談支援とされます。ただこの支援を受けるためには、困難状態にある方が自分から来所する必要があります。これはだれでも容易に利用できるものではありません。生活困窮状態にある親御さんの多くは、時間、金銭、心理的な余裕がないものです。そこで今アウトリーチ型の支援に注目が集まっております。アウトリーチとは、その言葉のとおり、こちらから手を差し伸べること、家庭訪問に特化した支援です。しかしこのアウトリーチ型支援は、支援者の負担が大きい側面を持っております。これまでは政府は子どもの命を守る多角的な施策を推進してきました。連立与党の一角を占める公明党も児童扶養手当の増額を実現するなど、重要な取り組みを進めています。こうした流れをより確かなものとするためにも、現場で奮闘する支援者を守り、支える公的枠組の構築が必要と感じております。

そこで2点お尋ねいたします。1つ、既に行なわれている乳児家庭全戸訪問事業である「こんにちは赤ちゃん事業」について。2、家庭児童相談事業について。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員御質問のアウトリーチ型の子育て支援事業の充実についての御質問にお答えします。

まず、1点目、こんにちは赤ちゃん事業についてでございますが、乳児家庭全戸訪問事業であるこんにちは赤ちゃん事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることで生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行なうとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行ない、支援が必要な家庭には適切なサービス提供につなげております。

昨年度は499件を家庭訪問しており、第1子は保健師、第2子以降は保健師又は助産師が訪問しており、低体重児や育児不安、産後鬱など、養育支援が必要な母子35件を別途訪問しております。保健師12名は担当地区に年平均45人を受け持ち、第1子28人ほど訪問しております。また母子保健推進員47人は、地域の妊産婦や乳幼児の家庭訪問を行なっており、妊婦訪問364件、乳児訪問443件の訪問により、母子の

身近な相談相手、行政のパイプ役として活躍しておられます。母子の相談等には、定期健診、乳幼児栄養相談、育児栄養相談、育児学級、子育て支援センターなど、窓口を設けており、安心して子育てができるように支援を図っております。さらに保護者の希望や考えを聞き、妊娠、出産、子育て、切れ目ない支援を行なうため、ワンストップで支援する体制を整えているところでございます。

次に、2点目の家庭児童相談事業についてでございます。家庭相談事業に携わる職員についてでございますが、子育て支援課内には児童の虐待や養護、育成などの相談に対応する家庭児童相談員2名、DV問題や離婚などの悩みを抱えた世帯に対応する婦人相談員2名を非常勤職員として配置し、日々相談があった家庭内の保護者と子どもの情報を共有しながら問題解決に向け継続した支援を行っております。正職員につきましては、相談所支援の基本である家庭訪問面接等を行なうと同時に、相談員への助言や関係機関との連絡調整、協議等を図りながら、相談事業を統括していく担当職員を1名配置しております。また、保育所等の保育士に向け、子どもの行動面を通して個別な対応ができるようサポートしつつ、玉名市の保育の質の向上につなげる目的で、任期付職員である心理相談員1名配置しておりますが、相談者の相談内容によっては、面談や助言等の支援を実施している状況でございます。さらに低所得者が多いひとり親家庭向けの手当等支給業務担当として、主に正職員2名が従事しておりますが、ここから相談室につながる世帯もあることから、手当等支給に関する現況届や聞き取り等の事務を行なう際には、認定の漏れがないよう、対象者の利便性を考慮し、結果、勤務時間外の対応を実施している状況であり、相談事業に直接又は間接的にかかわる職員は、昼夜を問わず業務を遂行している状況でございます。

次に非常勤職員の処遇等に関しましては、実際に相談室での相談件数も年々ふえ、その内容についても、緊急かつ重篤な相談が多く寄せられ、増加している現状と相まって専門的な知識の習得と相談に携わってきた経験が必要になる場面がますます多くなることが予想されます。今後もよりよい支援へつなげるためのスキル向上を図り、相談解決に向け、継続的な支援体制が充実するよう今後の社会情勢を注視しながら必要に応じた処遇改善等について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

1のこんにちは赤ちゃん事業についてですが、これは子どもの抱える貧困の問題、虐待の問題と解決を図るには早期の発見と介入が有効であることから、まだまだ改善の余地があると思われます。この事業では主に保健師や助産師などが生後4カ月の乳児のいる家庭を訪問し、保護者の悩みを聞いたりしたりとお聞きしました。答弁によれば、本

市の訪問は499回とか、あと訪問者1人当たり45件の案件を抱えているとかいうお話もお伺いしました。実際、まだまだ多くの保健師の増員とか、また、一人一人にまた細かく訪問回数をふやすという形であれば今後アウトリーチ型の支援の大規模な予算配分とか、それと人員と訪問回数の増加を図るべきだというふうに感じましたので、この点を要望したいと思います。

次に、(2)の家庭児童相談事業についてですが、この質問をさせていただいた意図とするところは、家庭児童相談員の処遇改善でございます。現在、全国の市町村市区町村には、約8,300人の児童家庭相談員訪問担当者がいます。しかし、専門資格を有するのは65%程度、そのほかは一般の事務職員です。正規職員の割合は6割から7割ですので彼らのほとんどが3年ほどで他部署へ異動してしまいます。これでは支援の現場に経験の蓄積がなされません。結果として、継続的な子どもの支援は残り3割の非正規職員に依存せざるを得なくなっております。しかし、非正規の嘱託職員は賃金が低く生活は極めて不安定です。彼らの意欲と専門性を高める待遇改善が必要だと思われま。本市におきましても以上のことを考慮して処遇改善をしていきたいと切望いたします。

最後に、玉名市社会福祉協議会の「広報誌きずな」11月号に報告してあった第2民生委員児童委員協議会の視察先の紹介にも挙がっていた佐賀市のNPOスチューデント・サポート・フェイスの取り組みに言及させていただきます。訪問された協議会の方々も、この法人が取り組むアウトリーチ型の支援に大変感銘を受けたそうです。この取り組みは昨年NHKのプロフェッショナル仕事の流儀で放映され、大変反響を呼んでおります。代表の谷口仁史氏は、言っております。「1人でできることの限界を謙虚に認める」これが谷口氏の口癖だそうです。若者が抱える悩みや苦しみは多岐にわたり、命にかかわる深刻な問題も少なくありません。そのため谷口氏のNPOは専門性を持つさまざまな職種の人々が集い、協力し合って支援を進めております。スタッフは臨床心理士や社会福祉士、キャリアコンサルタントのほか、元教師などさまざまです。このように他職種連携が最も重要といえるでしょう。

ある病弱なシングルマザーの事例では、市の家庭児童相談室と児童相談所と社会福祉協議会が緊密に連携しました。医療費や保険料を無償化するとともに、食料の現物給付や就労支援などきめ細かい支援を行なったのです。その結果、母親は自信を取り戻して再就職し、一家は安定した暮らしを送れるようになったそうです。当事者の気持ちを理解し、支援ノウハウを学んだ人材が教育、医療、福祉分野に輩出されれば各分野の関係機関での子ども、若者たちへの対応が変わってくる。理解者がふえれば、ふえるほど子どもや若者たちにとって優しい社会がつくられていく。これも谷口氏の言葉です。だれにとっても暮らしやすい社会へ、私自身議員としてできることをさせていただこうと決

意しております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

---

午後 2時27分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開きます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） こんにちは、ありがとうございます。6番、新生クラブ西川です。

今までも議員さんたちがおっしゃられておりましたけども、今年1年振り返ると、近年になく特に厳しい自然環境だったと思われまます。1月のマイナス6℃、積雪、そして4月の熊本地震、梅雨時の大雨並びに夏場の異常高温、現在も冷え込みは逆に少ないですけども雨量が結構多いというような初冬になっております。特に熊本地震も含めて被災された皆さま方には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。しかし、多くの厳しい体験によって人間は魂が磨かれると言われております。

[何事か呼ぶ者あり]

○6番（西川裕文君） はい。あとちょっとで終わります。人と人とのつながりは逆に強いものになって、お互い思いやる気持ちは確実に強くなっていると感じられます。あつてはなりませんけども、起こったことより多くの学びを得た事は事実であると思いますので、この思いをやる気を持って早い復旧・復興につなげていくようにならなければならぬと思っております。ちょっと長くなりましたけど、それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、第1番目に、要支援事業の総合事業化への移行について、市の計画を質問いたします。昨日、前田議員さんよりも質問がありましたけども、来年より現在の要支援1、2の方々は介護保険より総合事業へ移行されます。現在65歳以上の約21%の方が介護保険にかかられております。その中で約3分の1の方が要支援1、2の方であります。人数としては約1,400名おられます。ちなみに、要介護1から5までの方は約3分の2の3,200名の方であります。先月、文教厚生委員会の研修が地元の介護施設の見学ということでありました。施設の方々のお話を聞き、実際デイサービスの視察見学をさせていただきましたけども、その中で、来年からの総合事業のお話もありました。実際、総合事業になると、要介護1、2の方々を介護施設では対応できなく



なるというふうな話もちよつとありました。要介護1、2の方々に対しては、今の介護保険が使われませんので、施設への収入は激減するというふうな感じを受け取りました。そうなった場合に、昨日、答弁の中でもありましたけれども、来年度は、当分の間は介護施設の協力を得て対応するというふうな答弁ありましたけども、これはなかなか簡単ではないと思います。その場合、約3分の1の方々に対してどのような対応をしていくのか、市としての今後の計画を質問いたします。

また、今後、それによりまして、福祉センターや岱明ふれあい健康センター、横島総合福祉センター「ゆとり一む」、天水保健センターなどの利用、活用がますます増加すると考えられます。特に私自身も今年でちょうど60歳になりましたけども、私より7、8歳上の団塊の世代の方々は今から多く活用されてくると考えられます。市としては、これらのセンターの利用についてどのように考えられているか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 西川議員の総合事業、要支援事業の総合事業への移行について、市の計画についての御質問にお答えします。

総合事業により福祉センター等の利用が多くなるのではという御質問にお答えします。要支援認定者が受けられる介護予防サービスは、福祉用具の貸与、訪問看護、通所リハビリ等さまざまなサービスがありますが、この中で総合事業の開始に伴い、市の事業に移行されるのは、いわゆるデイサービスと訪問ヘルプサービスでございます。これらを現在利用されている方につきましては、これまで同様に介護サービス事業所によるサービスを提供することにしております。新たに市の施設を利用して行なう事業としましては、機能等向上のための元気アップ教室の開催をスタートさせる予定でございます。これについては、現在2次予防事業として実施している特とく教室を衣替えするものでありますので、福祉センター等の利用がふえる見込みはありません。また、福祉センター等の市の施設利用につきましては、送迎など課題がありますので、当面は実施予定はありません。今後は、介護予防拠点事業で整備しました地域の公民館等を活用したミニデイサービス等について、所在地域の方と意見交換等を行ないながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございます。

今、部長のほうから福祉センター等々の利用度合いがふえる事はないだろうということで、答弁ありましたけども、地域公民館を使ったミニデイサービス等々で対応をして、近くのですね、年寄りの方々が多いもんで、福祉センター等々では、やっぱりなかなかそこまで行くまでの足というか、これは意見ですけど、車等々がなかなかないとい

うこと言われましたけども、再質問になりますけども、そういうことで、実際介護1、2の方々がそのサービス等々を受けられる機会というのはますますふえると思います。人数的にも当然、多くなるわけですので、今行政として、そういうふうな対応をするだけの人数といたしますか、対応できるような職員さんの確保というのはできてるのでしょうか。来年に向けてですね、それから来年だけじゃなくて、今後の対応ということで、そういうことは検討されているかどうか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 西川議員の再質問にお答えします。

来年度に向けての考え方、方向性でございますけれども、まず、要支援1、2の方、この人たちについては、ある程度1、2で認定されて今までどおり基準的に重い人は今のままのサービスというのは継続されます。ただ、要支援の1、2の認定の方で、この人はやや軽いと、軽いなというふうな方については、そういうその市町村が行なうような事業のほうに移行されていきます。それで最初の平成29年度におきましては、その仕分けの度合いによりまして、今の施設のほうにそのまま委託するケースと、それから軽い人に関しましては、社会福祉協議会とか、そういうところに委託をしていくというふうな流れになってまいります。養成講座を今そういう人たちの受け皿として養成講座をしながら取り組んでいるところでございますので、スタッフに関しましては、一応、確保できる方向で予定をしているところです。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

今お話を聞きまして、特別、急に変わるということはないと総合事業になる中でですね。そういうことで少し安心したところですけども、しかし、今後考える場合に、やっぱりいつも言われますけれども、元気な年寄りづくりとか、私もその中に入っていきますので、特に思いますけども、やっぱりぴんぴんコロリとか、そういう中でしていく中で、やっぱりこれもお礼を言わんといかんですけども、循環バス等々もしていただきまして、私たちの地域は150円で、まだ利用については周知をしてませんので、そこまで利用率が高くないと思いますけども、そういう中で、やっぱりずっと活用させていただくような形になって、喜んでもらっとると思います。そういう中で、また考えますけども、それぞれの福祉センター等々は、今からどんどんやっぱり利用がふえてくるというふうな感じが受けております。ちょっと話のほうはちょっとそれですけども、介護のほうとはそれですけども、今後は今申しましたように福祉センター等々の利用度合いというのはますますふえてくると思います。その中で、これはちょっと市民会館のほうの建設関係になりますけども、これは個人的な意見になりますけども、やっぱり市民広場への市民会館の建設というのは本当に今後、福祉センターのことも考えると、やっぱり

場所を再検討をすべきじゃなかろうかなというふうに思います。また、公共施設等建設特別委員会の中でも説明ありましたが、市民会館の事務所が、今の会議室の事務所と道路を挟んで2カ所分散するというふうなところの事務室が2つできるとか、そういうことがあって、分離するような形で管理上の問題点も今後出てくるんじゃないかなというふうに思います。それから岱明ふれあい健康センターのほうになりますけども、昨日、近松さんのほうからも質問がありましたけども、利用者増を考えた場合に今の公民館の場合には、今後併設した場合には、講堂が1つ減るというような状況も出てきますので、無理ではないかというふうなところを思いますけども、その玉名市民会館及び岱明ふれあい健康センターの増設については、今の計画ではなかなか難しいというような気持ちがありますけども、これについては再質問になりますけども、見解を伺いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 西川さん、だれがよか。

○6番（西川裕文君） 企画部長に。原口部長さんに。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 通告があっておりませんのでびっくりしましたけども。

〔「聞いとらんだつたろ」と呼ぶ者あり〕

○企画経営部長（原口和義君） 聞いていましたよ。聞いてましたけども、通告があつてませんでしたのでびっくりしましたということです。

玉名市民会館については、当然、もう今実施設計発注して、できつつあります。成果品が今年度ででき上がります。ですから再三、この場所で市民広場の話をやってきましたけども、今までどおりの答弁になりますけども、現市民会館、市民ホール、市民会館ホールですね、あそこを市民広場のような使い道につくってしたいというふうに考えておりますし、この前特別委員会の中でも話しましたが、ある程度は市民会館の新しい市民会館の東、西側に駐車場を確保したり、もっと大きな駐車台数が必要なときは、土日であれば、職員の駐車場であったりという今のところ考えております。ですから、当然、このまま進んでいきたいというふうに考えております。

それと岱明ふれあい健康センターですね、これについても違う場所での、現在の場所での建てかえというふうな希望もされる方もいらっしゃいますけども、私どもとしては、今の岱明ふれあい健康センターに併設して建てていきたいというふうな方針をもって、今回、予算の計上をお願いしているというところです。

以上です

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもこちらが前もって再質問のあれをしていませんで、申しわけありませんでした。ありがとうございます。

先月、第20回の大俵まつりがありまして、多くの参加者、見学者の方々にぎわっておりました。市役所の駐車場における米グルメフェスティバル、大うまかもん市も大変多くの方々に喜んでいただいたと思います。また、今、現在市民広場があるおかげで、見学者の方々もそちらのほうにいっぱいおられましたし、大俵などの大道具の設置も十分にできておりました。あの場所が市民会館になった場合に、今の場所でなかなか俵ころがし、大俵まつり等々はできるのかなというふうな思いもありますし、また金栗杯玉名ハーフマラソン大会もありますけども、あれもちょうどこの一番メーンのところで素晴らしい大会になっておりますけども、これについても

〔「ちっとそれはしよらんかい。」呼ぶ者あり〕

○6番（西川裕文君） はい。同様に考えられます。

また、今年度から施行されました景観条例もありまして、これについてもさわりが出ないのだろうかという思いもあります。

続いて岱明町の公民館につきまして岱明ふれあい健康センターとの併設になりますと、玄関前のスペースも狭くなり、また今までの講堂スペースもなくなると。先ほど申しましたように岱明ふれあい健康センターの利用度合いも今後ますますやっぱり年齢、結局、団塊の世代の方々が多くなるとふえると考えられますので、やっぱり個別に、図書館が2階に移りますので、そういうことで、新築をしていただく費用にお願いしたいと。

最後に寺ノ前線の道路の改良工事だけは、公民館建設とは別に、岱明B&G海洋センターの総合活用も含めて早期着工することを願いたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

〔6番 西川裕文君 登壇〕

○6番（西川裕文君） それでは続きまして、企業誘致について市は本気で考えているのかというところで伺います。

これにつきましても、きのう城戸議員さんのほうからもありましたけれども、市長の答弁の中で24社企業訪問を行ないましたけども、誘致まではいかなかったというお話でした。現在の市のホームページには、工業適地に山田山浦適地の1カ所の掲載しかございません。数カ月前のページの中では、数カ所、5、6カ所だったですか、太陽光発電の設置してある場所が掲示してあって、本当にこういうふうな企業誘致の場所に、太陽光発電をするような場所を載せていいんだらうかと思っておりましたけども、今回はもうそれはありませんでしたので、安心しましたけども、これだけではもう全く玉名市に対して、企業は玉名市に対して魅力は持てないというふうに思います。今後、人口減少に歯どめをかけ定住化促進も踏まえると、幅広く選定用地を用意すべきであると考えますけれども市の見解はいかがでしょうか。

続きまして、これも昨日、市長の答弁では考えないというふうなお話であるかと思えますけども、工業団地等の建設は考えていないのか。例えば、荒尾市を考えますと、208号線沿いに、もと畑等々がありましたところが、工業団地をつくっているというふうなところもあります。そういうところで、やっぱり工業団地等々の建設を考えていただきたいと思えますけども、再度質問になりますけども、どういうふうに思われているか質問いたします。

また、3つ目になります。現在、誘致企業がありますけども誘致した企業との市の懇談は、実施されているのか。また、されているならば、懇談の中から今後の誘致についての課題等々が見えてくるのではないかというふうに思います。それから、企業経営の方々のやり方の最先端のノウハウも、愛三熊本等々ありますけども、最先端のノウハウもわかり、それが今、市のほうもP D C A等々言われてますけども、市役所内の業務や計画遂行に役立つというふうに思います。ちなみにP D C Aについては、もう30年前から言われているような手法ですので、ぜひ、企業経営者との懇談も持って企業経営も市役所の中の事業計画遂行に役立てていただきたいというふうに思います。市のほうの思いを質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

〔産業経済部長 吉永訓啓君 登壇〕

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の企業誘致についての御質問にお答えいたします。

まずホームページ掲載内容と用地の問題についてでございますが、確かにホームページに掲載しておりますのは山田山浦適地の1カ所のみでございますが、所有者の意向もあり、ホームページに掲載していない工場跡地や商業施設跡地のほか、まとまった広さの遊休地、居抜き物件など数カ所を企業訪問時及び問合せの際並びに熊本県企業立地課に紹介しているところでございます。また、企業様からの希望にできるだけ沿った用地を提供できるような情報収集に努めているところでございます。

さらに、玉名市学校規模配置適性化基本計画に沿って進められている玉陵中学校区の小学校再編統合後の小学校跡地につきましては、菊水インターチェンジに近く、また、九州新幹線新玉名駅も近いことから有効な候補地と成り得るものと考えており、今後、教育委員会とも情報を共有しながら有効活用ができればと考えております。

次に、工業団地の建設の考えはないのかについてでございますが、議員御承知のとおり本市は、工業団地を有しておりません。従いまして、先ほど申し上げましたとおり工場等跡地や遊休地、居抜き物件等の情報を提供しながら、誘致活動を行なっているところでございます。工業団地は即時に立地可能な場所として提供でき、スピード感を重視される企業側にとりましては、大きなメリットであることは間違いありません。その一

方で、先ほど申し上げました工場等跡地や遊休地は民間からお預かりしている物件でありますので、所有者の意向もあり、不安定な物件であると同時に、インフラ整備等の立地条件面も工業団地に比べ、はるかに劣っていることは言うまでもありません。

市でも過去に工業団地の造成計画があり、交通アクセスの良好さなどの諸条件から、小田地区を最有力候補地として、地元住民の方々の協力を得て文化財の確認調査などを行ない、農村地域工業等導入の手法で団地化を目指しておりました。ところが、農業振興地域農用地区域からの除外のために協議に時間を要している最中、いわゆるリーマンショックに伴う経済情勢の急激な悪化が起り、工業団地整備計画を進めることができない状況になりました。市といたしましては、投資意欲の高い業種などの情報収集を図るため、企業誘致可能性動向調査を行ない、新規訪問企業を開拓してまいります。また、今後の経済情勢の改善動向や社会情勢の変化を見守りながら、企業誘致における用地の重要性を踏まえ、工業団地の整備も視野に入れていく必要があると考えております。

次に誘致企業との懇談会についてでございますが、こちらにつきましては、毎年1回誘致企業等連絡会議を開催し、誘致企業と市との情報交換及び企業間での異業種交流を図っております。これにより、定住促進につながる増設に伴う職員増及び定期的な職員採用情報などさまざまな情報収集に努めるとともに、企業と市及び企業間の連携強化を図っているところでございます。また、年に数回会社を訪問し、社の事業展開をお聞きしたり増設される際に優遇制度の御案内を行なっております。その他必要に応じ随時訪問し、増設への対応やとめ置きにも力を注いでいるところでございます。今回の熊本地震の際にも誘致企業全社に被害状況の確認を行ない、補助事業等の御案内を行なっております。さらに、誘致企業本社及び新たな企業訪問につきましては、誘致したい企業に対する本市の熱意や誠意を伝え、誘致活動の効果を最大限に引き出すため、市長が東京や名古屋、大阪など出張する際に企業訪問の予定を可能な限り組み込み、トップセールスを行なうとともに、新規に方法する企業をふやすなど、企業誘致を積極的に推進しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

今答弁の中で、工業団地等々についても今後検討していくというふうなところでありましたので、ぜひ、そういうことで検討をしていただきたいというふうに思いますし、市長のほうにも今まで以上に、やっぱり企業回りをどんどんやっぱり誘致していただくように希望いたします。

それから再質問になります。現在、産業祭が年に1回行なわれておりますけども、現

在は農業祭というようなところのイメージを受けるような産業祭になっているのかなと思っております。私自身も農業者でもありますので、それはうれしく思いますけども、せっかくやっぱり玉名市の産業祭ということでされますので、玉名市内より、よりやっぱり多くの企業の方々が参加していただいて、自分の企業を紹介していただくような場づくりをぜひ、とっていただきたいと、特に誘致企業も含めまして、産業祭のような企画を行ないまして、市民の方々に我が市の企業は、どういうふうなところがある企業があるというふうなところを、ぜひ、やっぱり知っていただくような場づくりをしていただきたいというふうに思います。特に玉名市の場合は、1大学5の高校があります。地元の企業を小さいときから知っていくことで、地元の企業に愛着が湧いて、よそに行かないで、地元の企業に就職するというような雰囲気も出てくるというふうに思いますので、今後、企業祭について企業祭といいますか、産業祭につきまして、やっぱり幅広く企業が出て行くような企業祭にしていきたいというふうに思いますけども、これについて、市の考えを述べていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

企業の地域へのアピールについてでございますが、玉名市には5つの高校、1つの大学がありますが、地元への就職が少ないと伺っております。これにつきましては、議員御指摘のとおり、優良な企業がありながら、地元への企業アピールが弱いからではないかと十分反省しているところでございます。そこで来年3月に城北地域での就職を考えている高校生、4月に新3年生になる生徒向けに、企業ガイダンスを開催する予定でございます。こちらにつきましては、本年度より本市が事務局でお世話している城北地区先端技術波及促進協議会の会員を軸といたしまして行ないますが、来年度以降に関しましては、玉名圏域定住自立圏形成推進会議におきまして、毎年企業ガイダンスを開催する準備を進めているところでございます。それと、産業祭に企業誘致のアピールの場を産業祭との御提案でございますが、産業祭の趣旨は、市の産業であります。農水産業と商工業の経済基盤をなす各種産業を広く市内外に周知し、本市産業の認識と関心を高め産業の発展を推進するためとなっております。御提案のとおり、本年度より先ほど申しましたように、高校生向けのガイダンスを計画しておりますので同時開催が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

以上です

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございます。

高校生向けの企業ガイダンスを今年度の3月行なっていくというふうなところで、やっぱりそういうことで、学生にもそういう機会に触れるということをやっぴり今後もど

んどんしていただきたいと思ひますし、繰り返しになりますけども、やっぱり地場産業の商工の方々にも、ぜひ、自分のアピールをしてもらえる産業祭をしていただきたいというふうに思ひますので、今、部長言っていたことをぜひ実行に移していただきたいというふうに思ひます。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番(西川裕文君) それでは最後になりますけども、学校再編計画について見直しは考えていないのかということで質問させていただきます。

P D C Aサイクルを考える中で、時間の経過とともに周囲の環境の変化もあり、計画の見直しも必要となるときもあります。玉名市の学校規模・配置適性化基本計画に対して時期のみでなく、総合計画自体の見直しについての考えはないのか質問をいたします。

過去の発言を聞いておりますと、再編計画があるからそれに従っていくのだということです。地域の方々の意見集約が本当に大切であると思ひます。これは、これに関しましては、学校再編のみでなく市として事業全般にわたって言えることではあると思ひますけども、例えば、玉陵小学校は30年4月開校に向けて着々と進んでおりますけれども、現在行なわれている、天水中学校区に関しましては、まだ、なかなか地域の集約意見の違いというのがありまして、うまくいってないと。例えば、まず2校を1校にしてもうその後、再度また検討するとふうなところのお考えはないか質問いたします。

続きまして、今期定例会に、全小中学校の空調設備設計業務の予算が計上されております。教育を受ける権利の機会均等を考えると本当に大変よいことであると思ひますけども、再編を考えた場合に、全校の空調設備というのはどういうふうな形になるかちょっと見えませんので、全校の空調設備をどういうふうにするかというところを説明していただきたいと思ひますけども。

例えば、もう全部に空調入れるとかなった場合にはもったいないような感じも受けません。学校再編計画といいますか、少しでも費用面でかさまんも含めて学校再編では、子どもたちの教育が、子どもたちが伸びるとというのが目的ですけども、空調設備等々で予算的にふやしていく場合に、なかなか逆にこう空調設備整合性がとれんということが考えられます。具体的に空調設備の計画については、どのような形で行なわれるか、質問いたします。

○議長(永野忠弘君) 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長(伊子裕幸君) 西川議員の学校再編計画について、見直しは考えていないかの中で、P D C Aサイクルを考える中で、時間の経過とともに周囲の環境変化もあり計画の見直しも必要となると。また、再編ありきではなく、地域の方々の意見集約が大切



であると考えますが市の見解はいかがかということにお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、平成24年玉名市学校規模・配置適性化基本計画を策定いたしました。この計画では、玉名中学校区以外の4中学校区では、1小1中という校区を形成することが適切であり、学校規模基準に満たない12学級未満の小規模校、特に複式学級を有する過小規模校の小学校が多い中学校区から再編を進めるとしています。この計画に沿ってまず玉陵中学校区から初め、開校年度が計画よりも1年遅くなりましたが、平成30年4月玉陵小学校が開校することとなりました。天水中学校区につきましては、これまで各小学校区の住民説明会や同じく各小学校区のPTAの方々へ説明会、あるいは就学前の保護者の方々への説明会、計8回開催したところです。しかしながら、今のところ多くの方々に御理解いただけていない現状があり、まだまだ学校再編の目的や具体的な内容についての説明も十分ではないように感じております。教育委員会としましては今後も地域や保護者の方々とは十分な意見交換を行ない、地域の皆さま方から学校再編について御理解や御賛同をいただけるよう努めてまいりたいと思います。その中で学校再編のスケジュール等の見直しが必要になった。必要になった場合は、計画の変更を行なっていきたいと考えております。天水中学校区につきましても、平成29年度に改めて地域の方々への説明を行なっていきたいと考えております。また、学校再編の範囲につきましては、1学年2クラス以上確保できるような学校の規模が、子どもたちにとって一番望ましい教育環境であると考えておりますので、今後も計画に基づき、中学校区を基本とした学校再編について、地元の方々に御理解いただけるよう説明してまいりたいと思います。

次に、全小中学校空調設備の予算計上がされているが、再編を進める中で全校の空調設備は逆にもったいなく学校再編計画と整合性がとれていないと考えるが、市の見解はということにお答えいたします。

今定例会では、玉名町小学校、玉陵小中学校を除く、全小中学校の空調設備整備設計委託料を計上させていただいております。市としましては、小中学校への空調整備導入については、これまでも多くの議員の皆さんから御質問をいただいております。しかし、国の補助制度はあったものの、教育施設の耐震化等が優先され、補助の採択が困難であり、一般財源での導入が前提であったこと。また、玉名市学校規模・配置適性化基本計画による学校再編に取り組んでいること。さらには学校施設の大規模改修を考慮した整備が必要なことなどから、これらの理由により計画的な導入を予定しておりました。しかしながら、今年度、国の補正予算により補助採択の見込みがあり、教育委員会としましては、何よりも近年の異常気象により教育環境の悪化に対応した、速やかな教育環境の充実を図るため、平成29年度全小中学校への空調設備整備を進めてまいりたいと考えております。また、今後、学校再編も計画されておりますが、学校再編により不要

となった空調設備や当初導入予定のないほかの学校の音楽室、家庭科室などの特別教室への移設を検討し無駄とならないような活用をしてみたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

再編計画等々については、見直しのほうもその時に、状況が変われば考えるというふうなところで再編計画の中にもうたってありますので、そういうところでの計画ありきじゃなくて対応をその時その時の状況にやはり応じて検討すべきときは検討していただくというふうなところで理解してもよろしいということですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 基本的には、子どもたちの教育環境というのは、1学年2クラス以上の規模の学校が適切という考え方を持っております。その考え方については学校規模・配置適正化基本計画の策定の時にそういう決定をさせていただいておりますので方向的にはその方向でいきたいと、ただ、その統合の時期等につきましては、地域の理解を得ながら進めていきますというような考えでおります。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。わかりました。

十分、先ほども言われましたけど、地域の意見も十分聞いて対応していくとようなところでのお話もありましたので、それは今後も続けていっていただきたいと思います。

空調設備につきましては、先ほど部長のほうからありましたように特別教室等々は、当初は計画なく、そういうところのほうに、クラスには全部入れて、特別教室のところには今のところでは全部入れるような状況ではないというふうなところで理解してよろしいですかね。

[教育部長（伊子裕幸君） 「はい。」と呼ぶ]

○6番（西川裕文君） はい、わかりました。そういうところで、今後再編に向けて、空調のほうも、次使えるときにはぜひ、使っていただくようなところでの検討ということで理解いたしましたので、わかりました。

それではこれで質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

9番 江田計司君。

[江田計司君 「議長、ちょっと休憩しようか。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 休憩。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 休憩。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

---

午後 3時25分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。9番、無会派の江田です。

最終日の最後です。どうか、もうしばらく御辛抱をお願いいたします。そしていつもながら最後まで傍聴していただきましてありがとうございます。3月議会以来の一般質問でありますので、とても興奮してとうとう今朝まで眠れませんでした。今年も先ほどからいろいろありましたけど、いろいろ大変な年でありました。自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。これも一つの教訓として、前向きに頑張っていこうではありませんか。被災をされました方には心からお見舞いを申し上げます。

通告に従って質問をいたします。これでいいのか、公共施設建設は市民目線なのか。そして議長1番と2番を入れかえますけど、よろしいですか。

○議長（永野忠弘君） はい。

○9番（江田計司君） 議長のお許しをいただきましたので、公民館建設について質問をいたします。

公民館と岱明ふれあい健康センターの利用状況や、それぞれの役割については、きのう近松議員から熱弁でいろいろお話をされましたので、私からは省略をさせていただきます。ただ、近松議員が言いたいのは、まだまだ半分だったそうであります。少しはあとで補足をしたと思いますので、確かに、平成17年に基本設計、実施設計に入り、今日に至りました。事情をわからない人は、近松議員もきのう言われたように、2人が反対しているので、公民館がいつまでも建たないと非難をされております。私たちは決して反対しているのではなく建設することには大変大賛成なんです。しかし、せっかく建てるのに利用される人たちの要望に十分応えて満足される施設にしてほしい、公民館を建設していただきたい、そういう信念のもとで意見を求めているわけであります。

今議会に利用者の皆さまが出されている岱明町公民館建設と岱明町の将来を考える会これが岱明町の市民の目線ではないでしょうか。この公民館建設には高寄市長が二転三転したと言われますけども、それは執行部の責任ではないでしょうか。合併協議会の約束事を新庁舎ができたから岱明支所の2階、3階に、2階、3階があくのをわかっていながら、平成25年の公共施設適正配置計画のもと、いきなり26年の6月議会で実施設計の補正予算が上程をされました。地元議員にも前もっての説明はありませんでし

た。いろいろ検討されました結果、議会でこれは否決をいたしました。その間、私たちは利用者の人たちの声を聞き、2階の図書館はいいが、3階の公民館は利用される人たちは、高齢者には非常事態には不適當の声が多く聞かれました。9月議会に設計を一部修正し、再び上程をされましたが、しかし、再び否決。その後、執行部の人たちも大変御苦労されました。4小学校の校区で説明会をされました。しかし、反対意見が多かったために白紙になったことは、皆さん御存じのとおりであります。

そして、支所には、2階が図書館、3階には私たちが要望した有明広域行政事務組合が入り、現在工事中であります。来年度からは供用開始となります。今年3月20日付で4校区の区長さんから岱明町公民館建設事業の早期着手の要望書が出されております。総事業費の内訳を見れば、岱明ふれあい健康センターと併設すれば、岱明ふれあい健康センター改修費を含め3億2,000万円程度、現地新設、現地に要するに公民館を新設した場合ですね、4億7,490万円。そして岱明B&G海洋センターのまでの道路などの一帯整備4,200万円これが区長さんたちを納得させる一つの手であります。この4校区の区長さんの中でも、何も理解できずにサインをしたといわれる区長さんの声も聞きました。

7月28日岱明ふれあい健康センターで、区長さん27名出席され執行部から説明がありました。8月9日は岱明ふれあい健康センターにて利用者団体30名と岱明町公民館建設事業に伴う意見交換会がありました。このときは、利用する、利用者の方々ですね、利用する部屋とか利用状況とか、いろんなことを、せつかく執行部が書いた図面だからということに要求をされたわけですね。この時はそれで終わったわけですね。そのときの図面、最初ですね、5月に出した図面、これなんです。そしてそのあとにその出された図面はこれなんです。この時は要するに岱明ふれあい健康センターとこの新しく建てる公民館がくっついたわけですね、こういう具合に。そして10月31日に公民館で再び利用者団体との意見交換会がありました。このときの図面で、岱明ふれあい健康センターとその公民館はこのように離れているわけです。結局、最初是一緒に一体になって、そういう説明はしてあったけども、10月31日は結局離れているわけですよ。全く別の建物になっているわけですね、このことを説明をしていただきたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の岱明町公民館建設についての今の質問の新設公民館と既設の岱明ふれあい健康センターをなぜ離すようになったのかという御質問でございます。

当初の想定では岱明ふれあい健康センター内の通路部分に新築施設からのエンタラン

ス通路を接続し、2つの施設を一体化する整備内容を描いた図面を用い、7月の地元区長会や8月の利用団体との意見交換会にて説明をさせていただきました。市はそれまでに既存施設に併設した複合施設の整備方法について、その事務であるとか、計画の進捗に応じて県など関係機関と協議を行ないながら進めてまいりました。しかし、関係団体等の協議での意見や関係利用者団体の協議での意見や要望等を取り入れ、ある程度の計画をまとめる中で、これらの施設が一体施設とみなされ、建築基準法上の増築可能な床面積の制限を超えるとの指摘を受けたことから、それぞれを単体の施設として隣接して整備するよう見直しを行ないました。先般の利用団体や特別委員会等にて説明をさせていただきました。これについては10月末の先ほど、議員がおっしゃった10月末の利用者の団体の説明会の中では、そういった図面をお見せしております。それときのうもお話しましたが、利用者説明会の前に、5、6人の利用者の方々するときにも説明をさせていただきました。その離れている理由というのは増築の制限を超えるというふうな説明をさせていただいております。

複数施設を集約し、機能を復号化することにより、施設の供用化が図られる併設整備の利点を生かすことが重要であると考えておりまして、近接した位置に出入り口をそれぞれ設け岱明ふれあい健康センターに併設する建築方法を選択するに至っております。2年ほど前から県との協議を重ねまして、この建築方法へと見直す結果になりましたが、市といたしましては、このことにより、著しい利便性の低下であるとか、併設による複合化のメリットが失われるというふうには認識をしております。それで、これだけをもって建設位置を見直す理由にはなるとは考えておりません。その理由といたしましては、新築する公民館内又は岱明ふれあい健康センター内のスペースを利用される場合、大抵はそのスペースだけをその利用に供されることになり、それぞれの建物を行き来するという事は、そう頻繁には、頻繁ですけれども、頻繁にはなく通常の施設利用に対する影響は極めて少ないと考えております。この通常利用の場合の人の動線については、利用者の方々を利用する内容や目的に合う部屋のある建物をそれぞれの玄関から出入りすることになると考えます。ただ例外といたしまして、両施設にまたがり、全館的な利用がなされるイベント開催時、大勢が集まるイベント開催時や合同のステージ裏の控え室を利用する場合に人の行き来があると考えられますが、このような場合に、確かに雨や強風等の悪天候であるときの対応については、施設の供用開始後の利用状況を見た上で、最善の策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 今部長から説明ありましたけれども、ただ、今まで説明されてた中では、結局、この新しく建てる公民館、岱明ふれあい健康センターと合体したことで

利用者の方には説明されてたわけですね、10月31日以前までは。だからこのなぜ離さなければ。今、部長おっしゃったけど、どうですか建設部長、専門家からこの離さなければいけないという、その専門家の声というものはありますか。

[企画経営部長（原口和義君） 「さっきのば言うてから、経緯ば言うてから。先にいいですか。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） はい。

[企画経営部長（原口和義君） 「先によろしいですか。経緯を。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） はい。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけども、どうして離さなければならぬようになったかというふうな御質問でございますけども、岱明ふれあい健康センターというのは、用途地域で言えば第一種低層地域というふうな所でございますけども、この岱明ふれあい健康センター自体がこの用途指定に不適合というふうな建物になっております。そういった場合、この岱明ふれあい健康センターの増築というのが、2割、2割までしか増築できないというふうなことであります。当初、500平方メートルぐらいちょっと考えておったんですけども、その後、先ほど申しました利用者の方々の意見等いろいろ聞いた結果、580平方メートルというふうに拡大したというふうなことになりました。もうこの岱明ふれあい健康センター自体が以前に増築、お風呂であるとか、増築をしております、この岱明ふれあい健康センターの増築できる面積というのが残り200平方メートルというふうな状況でございます。ということになりまして、結局、そういうことになれば希望されてる面積というのは確保できないということになります。これを別棟にすれば希望されておる、あとで、あとでというか、あとのほうで見せた変更した計画図が可能になるというふうなところで話したというふうな経緯でございます。ただ、そういった事務的な話は、当然、こういった事情でというのは、建築基準法の制限でというのは、お話はしております。

以上です。あとは建設部長のほうにお願いします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

この場合、先ほど原口部長も申しましたように増築が2割までということで、それできないということでございまして、今回の場合は、建築基準法第91条というのを使得の建設でございます。この建築基準法第91条と申しますのは、条文は読み上げませんが、端的に申し上げますと、1つの敷地に用途地域がまたがる場合。この場合は建てることのできる建築物の種類、いわゆる用途の制限につきましては、面積の多い用途地域の判断でつくることができるということになっております。この場合、面積が、

敷地面積が3,600平方メートルございます。そのうち白地、用途地域の第一種低層地域これが1,000平方メートルでございます。それと白地地区が、用途の指定がかかってないところが2,600平方メートルございます。そういうことで白地地区、いわゆる用途無指定の方が多いということで、建築が可能ということでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 要するに私が言いたいのは、この岱明ふれあい健康センターと新しく建てる建物の間が2メートル以上離さんといかんとですね、そうでしょ。その2メートル以上離さんといかんとというのは、全然その10月31日は説明してなかわけです。2メートルという数字は。してなかでしょ。

[企画経営部長（原口和義君） 「図面は見せとるですよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 図面でちゃメートルば書いてなかなかなんのわかるかいた。そして初めて10月31日にこれば見せたわけですよな、区長さんとの説明会とか、その前の利用者団体の説明のときにはひっついとったんですよ。そして公民館をつかって、そしてこのエントランスで、この講堂に行ったり、いろんなほかの施設に行くともですね、結局は、隣の家に行くごとしたふうばいた。きのう、近松さんからいろいろ聞かれたの、入り口が3つあるごたるしたふうですよ。

[何事か呼ぶ者あり]

○9番（江田計司君） 4つな、4つでもよかたい。3つでも。要するにこの公民館に入る入り口、今度は、ここは要するにこの施設が、ABあるからこれを使うのはいいけども、講堂に行ったりとか、最初の説明会するときにはこのエントランスというのが、ここば新しく新設してこれを通じていろいろ行くごとなつとったわけです。そがんでしょ。だから区長さんもこういう形で、「わあ、そら便利のよかな。」て、区長さんは実際ここは利用さっさんもんだけんわからささんわけですよ。実際的には、やっぱり一番利用される、公民館を利用される団体の人たちは、そのときまで公民館の人たちは、たしかそのつなぐとは言うてなかけども、ここはぱつと行かれるような話だったんです。だからここまで詳しいことは、実際利用される人は知らささんとですよ。図面な離れとるごとしてあるばってん。この前、私も10月31日は行ったけども、そういう声は全然聞こえなかったですよ。だからそもそも今話ば聞くと、建物が全く別個に建ってしまうわけです。そうすると部長おっしゃったように、雨風とかなんるときには、ここば通って行かなんとですよ。この前の例の公共施設のなんのときですよ、特別委員会るときですよ、こっちの公民館は土足でよか。今度、こっちの岱明ふれあい健康センターに行くときは、これはスリッパなんですよ。でしょ、そういう説明だったでしょ。そうするとな、今、新しくできるあの横島の体育館、複合施設。今度新しくできる天水の複合施

設、全部土足でよかったですよ。今からでくつこのここは土足でよか。先ば利用するとはスリッパに履きかえなん。一番利用の多かつは、この奥の、一番この奥のあれですよ。ここはスリッパに履きかえて行かなんわけです。だから、結局、そら利用者の人も、そういう中身の詳しいことはわからっさんですよ。

[企画経営部長（原口和義君） 「説明したですよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 説明したばってん、理解しとらっさん。

[企画経営部長（原口和義君） 「スリッパと土足の話は説明したですよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） それはしたばってんですよ。それはどがんなっですか、これば。

[企画経営部長（原口和義君） 「なんが、どがんなつと。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） だから結局その時は。

[田中英雄君 「認知症の人はわからっさんかもしれんな。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 認知症てったい。認知症も使わすかもしれんばいた。

[近松恵美子さん 「認知症も使ってますよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） とか、それが、だからきのうも一生懸命近松議員もそのことに関して言われたですよ。一番奥の和室の利用が多く利用するのに、大変不便でこのことが迷路のようだときのう近松さんは言いなはったですね。部長は、「なん迷路じゃなかばいた。」て言いなつたばってん、それはやっぱり今、田中議員が言いなはるごつ認知症が来らしたなら、ほんなこてどがんなるかわからんばいた。

ところでですね、副市長にお尋ねをしたかですけど、この10月31日に公民館の利用される団体の人たちと意見交換会したですね。そのときに、結局、いろいろ反対の意見の出たです。出たでしょ。それを副市長に、高寄市長にまとめて報告をしてください。そして、その報告をこちらのほうにもお願いしますと言われたですね。ところがその報告はなかったですね、どがんだったですか、副市長。

○議長（永野忠弘君） 済みません。途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） 最後のほうにそういうお話がありました。それについては報告しますと、ただ、その回答についてはすぐはいただけないかもしれませんよというお断りをその場でしました。そういう間の中で、だれかの質問のとき、答弁の前に要望書が上がってきたというところで、報告はちゃんとしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。



○9番（江田計司君） 結局ですね、そのこの建築物、これを長寿命化するためには、その20年で中規模改修せんといかんですね、それと40年で大規模改修をせんといかんとですよ。そうすると今度は、この今の公民館を建てるでしょうが、20年後は、こっちのほうの岱明ふれあい健康センターもまた大改修をせんといかんとですよ。そうすると、極端に言うと、継ぎ足し、継ぎ足しのごたるしたふうですよ。だから結局、近松さんが言いなはったつは、迷路にごたることだろうと思うですよ。

〔企画経営部長（原口和義君） 「なんでそれが迷路なるとですか。」と呼ぶ〕

○9番（江田計司君） それはあたはしっかりしとるけんよかったい。さっきのごつ、認知症の人はもう迷路にならすかもしれんばいた。だけんあくまでな、公民館ば使いなはる人はですね、やっぱり弱者と高齢者ですよ。だからそのことはよく頭の中においとっていただかんとですよ、そらあたがごつしっかりしたな健常者は真っすぐ行って、目つぶとってでも行かれるかもしれん。だから結局、公民館と岱明ふれあい健康センターを一緒にした場合は、なんかその相乗効果があるて言いよんなはったばってん、将来にわたってはほんなこて逆に。これは公民館を建てると、負の財産を後世に残さないということだったですけど、逆になる。あとからになると逆効果かもしれんですよ。

それと工期が間に合わんていう話が出ました。なんでこれ工期が間に合わないかというんですよ、要するに、この工程表を見てみるとですよ、岱明ふれあい健康センターの改修は平成30年9月までかかるとですよ。そのあとにこの公民館ば建てるごととなるとですよ。そして供用開始は平成31年7月になったことです。だからこの12月の補正に出さんと、おくれるばかりというのが今の執行部の言い方でしょ。仮に、これはあれですよ。それと、その前に言いますけども、要するに区長さんたちを説得するときに、その今の公民館は1,000平方メートルですよ。1,000ちょっと平方メートルですね。結局、一番最初に区長さん、3月のこの説明に行くと、結局、建物が岱明ふれあい健康センターと併設したほうが1億4,000万円安くなると、だから併設のほうがいいというのが、区長さんたちに対しての説明なんですよ。そしてこの10月31日に利用者団体に説明されたときは、新公民館併設案は、要するに4億1,000万円。これは、全部、岱明ふれあい健康センターも改装したつも全部含めて、4億1,553万7,000円、それと、現地新設の場合は5億5,000万円と説明をされたですよ、それ間違いなかですよ、ここに載とるけんですよ、この根拠はどがんした根拠で出とつとですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） それについては、いつからというふうな質問がありましたけど、結局、岱明ふれあい健康センターが1,800平方メートルを公民館として利用するというふうな計画でございますよね、当然、その今の現地に新しく、1,80

0平方メートルの建物を建てるということでの比較でございます。当然、それとその単価であったりとか改修費用については、今現在、天水の複合施設を実施計画、もうできつつありますけども、その単価、それと岱明支所の今改修をやっておりますけども、そちらの単価を参考にして、積算はやっております。ですから同じ、当然同じ面積の所で、新しい今の場所に建てるというところで比較をしておったところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） その5億5,000万円という数字が、あとから上がってきたわけですね、結局、今の現地に建てかえた場合ですね、これが今、部長おっしゃるのは1,800平方メートルで言いなはったですね、この1,800平方メートルが建つのは、この公民館を新設したのは、600何十平方メートルでしょ。それとこのレクリエーションホールとか、いろいろこれとか、こっちのやつを継ぎ足して足したこの全部足したのが1,800平方メートルなんですよ。だからその1,800平方メートル掛ける今の単価ば入れて5億5,000万円という数字ができとるわけですね、ところが今ある公民館は1,000平方メートルちょっとですよ。そうすると前もって図面ばいろいろ引かれたつのあったですね、基本計画があったときにですね、あのとき図書館ばぬいたつは1,500平方メートルなかつですよ。だからあくまでその現地に、公民館のところ建てたら5億5,000万円かかるですばい。それでこっちの岱明ふれあい健康センターと一緒にしたら安して済むばいて。やっぱり利用しなはらん人は、「わあ、そら安かるとにせなんたい。」て言うわすけども、実際的には、やっぱり1,500平方メートルも要らんとですよ。だからあくまで

[企画経営部長（原口和義君） 「江田議員が要らんということですよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） なんて。

[企画経営部長（原口和義君） 「1,800平方メートルは要らんで言いなはるとですよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 要らんとですよ。

[企画経営部長（原口和義君） 「江田議員はですね。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 「いやいや。利用される方からいろいろ聞いてその前の図面な。近松さんな。

[近松恵美子さん 「うん、そんな要らんで。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） そんな要らんとばいた。

[近松恵美子さん 「もともとが1,400平方メートルだけん。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） あたが言うとはな、これば全部この要するに岱明ふれあい健康

センター併合した場合の足したやつが1,800平方メートルですよ。だけんこれ要らんこつ廊下のついたりしたりなんたりしてなっとるけん1,800平方メートルになっとる。新しゅう建つると、1,500平方メートルも要らんとですよ。だからその辺はあくまでな、利用者、区長さんたちとかいろいろな人たちに説明するために今のところに建てると5億5,000万円かかっとすばいてな。しかしようと考えてみんですか。隣の家に行かなんごたる建物ばこけ建てて利用状況のよかて思うかいた。そらな、実際的に利用される人たちの話ば聞くと、やっぱり現地に、今建つとるところに建てかえてほしいという要望が多かつですよ。やっぱりそれはな、ぶっちゃけようと考えてみんかいたこらな、古か建物の20年たつとるとに継ぎ足しもされん。別個にせなんばってん。しかも2メートル離さなんとですよこれは。だからこの2メートル離らかさなんていうとは、よう恐らくこの前10月31日はみんな知らっさんですよ。離れとるなというこつは、しかしあのおときもですね、ここはこうしてあのおな一部じゃちよつともう修正ばしよらすばってんな、あとからこう屋根んごたつとばすつとよかつたいていう話しもあつたな、近松さん。

[何事か呼ぶ者あり]

[中尾嘉男君 「つなぐたい。」と呼ぶ]

[田中英雄君 「3メートルあつてもよか。」と呼ぶ]

[企画経営部長(原口和義君) 「なんば質問しよつと。議長、なんば質問しよつとですか。」と呼ぶ]

○9番(江田計司君) つなぐとな。あたばよく説得せんといかんな。

○議長(永野忠弘君) 発言は議長の許可をもらって発言してください。よろしくお願ひします。

○9番(江田計司君) きの中の田中議員のときにその調整池、調整池ですね、これば駐車場にどうだろうかというのを、市長に提案しなつた。市長何て言われたですか。法を自分たちが、法を守つとるなら法ば犯すといかん。今、中尾議員は、「つなぐたい。」て、つなぐとはよかばってん、違法建築になるとですよ。そういうことでしょう部長。だからなそら2メートルも離れとるとばいた。どがんかしてすると、雨風でんやりばなしばいた。公民館から講堂に行つたりなんたりせなんとに、どがんして行くかいた。弱者と子どもが多かつだけん。それと高齢者が多かつですよ。だからもともと無理矢理に、最初は恐らくこの離らかさなんて、計画になかつたと思うんです。そがんでしょ部長。部長たちは一生懸命になって、こうやってしよんなるはるばってん、それはわかるですよ、部長たちは一生懸命なつてなこれせなんて。しかし、これが実際的に公民館ば離らかして建てて、将来使い勝手がよかかどうかです。この辺はもう1回よくやっぱり検討していただかんと、せつかく建つとですよけん。公民館は50年なつと使うとで

すよ。

それと、この前の11月24日公共施設等建設特別委員会のあつとるとですね。このときこれは部長、あのですね、この工程表もあつたばつてんですね、後ろのほうに値段が総事業費というのがあるとすよ。この総事業費は、最終的に7億1,656万3,000円になつとるとばつてん、これはどがんしたふうな意味ですか。これは岱明ふれあい健康センターと一緒にした場合ですよ。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 公共施設等建設特別委員会のときに配付した資料ですね。その内訳については、岱明町の公民館、新設部分ですね、新設部分と

[江田計司君 「岱明ふれあい健康センターと一緒にした部分でしょ。」と呼ぶ]

○企画経営部長（原口和義君） はい、新しく建てる部分と岱明ふれあい健康センターを改修する分ですね、公民館に供する部分1,800平方メートルの部分です。それが約4億3,000万円ですね。それと、先ほど議員がおっしゃった20年に1回の小規模改修、岱明ふれあい健康センターの部分ですね。これについてが約2億4,000万円。それと寺ノ前線、道路の延長ですけども、これについてが約4,200万円、合計で7億1,000万円というふうな内訳でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） だから結局、最初は3億どしことか、岱明ふれあい健康センターと一緒にするとだったでしょ3億2,000万円ぐらい、最初7月の説明しよんなはつたつがですね。ところが今、こがんなつてくつと併設した場合は最終的には、これは恐らく皆さん知らさんでしょ。これこつちの数字がやっぱりほんなこつですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、皆さんというのとはどなたのことですか。皆さん知らんでしようというのは。

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

○9番（江田計司君） 要するに、公民館を利用される団体の人ですね。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 当然、区長さんだったり、利用者の方だったり知りた情報というのを、私たちも考えてお示ししているわけですから、これが幾らこれが幾らというふうな説明は、確かにしてなかつたろうというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ところが、この先ほど言いました。3月22日にその区長さん

たちが、この「岱明町公民館建設事業の早期着手について」と要望書を出しとらすですね。それには結局このときは、要するに新公民館建設これが岱明ふれあい健康センターと一緒になったときですね、これは3億2,000万円で説明してあるわけです。このときは、まだ要するに現地建てかえの場合、このときは4億7,400万円。これで要するにこの4人の区長さんたちは、これが早く、要するに岱明ふれあい健康センターと併設をしてくれということば言うとなつとです。ところが今、先ほどこの11月24日の公共施設等建設特別委員会のときは、このときは7億円という数字は、どがんした数字ですか。これ新規あれでしょ。

[企画経営部長（原口和義君） 「どがん意味ですか。どがんした数字というとはどがん意味ですか。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） こしこかかるわけですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今のお話ですけども、当然、一番最初に先ほどおっしゃったくつといとる話ですね。あれからいろんな意見を聞いて、そこからやっぱりふえてるでしょ、面積がですね。そういったところからこういった事業費が変わってきたというところですよ。ですから変わるとるから、事業費は変わるのが当然だろうというふうに私は思いますけど。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ということはですよ。最終的にはやっぱ7億円かかるということですね。そういうことですよ。

[企画経営部長（原口和義君） 「そうです。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） そうすると結局ですよ、今の現地に建つとる所に建てかえた場合は1,500平方メートルで計算してみんですか。

[企画経営部長（原口和義君） 「まったく、1,500平方メートルていうとがわからん。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 1,500平方メートルしか、かかるとだもんな。

[近松恵美子さん 「最初1,400平方メートルだった。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 1,400平方メートルしかかかるとばいた。あたどんがその計算な、要するに岱明ふれあい健康センターのときに全部足したつが1,800平方メートルですよ。これはそら継ぎ足しとるけん、廊下でんなんでんこうこうなるけんそら1,800平方メートルになるくさい、あた。ところが今のところに現地に建て直したときは1,400平方メートルしか要らんとですよ。そうすると恐らく1,400平方メートルで計算してみんですか。5億円かかるとばいた。そらどっちがよかか。それ

と、あれですよ。仮に岱明ふれあい健康センターと併設して、そうすると岱明ふれあい健康センターは20年たつとるけん、中規模はしゃんむりこらせなんとでしようが。

[企画経営部長（原口和義君） 「そうです。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） これが2億円ばかりかかるとでしょ。恐らく2億円近くかかるとじゃなかですか。だからな、この辺ば計算するならやっぱり我々はもう恐らく皆さん今の現地に建てたほうが便利もいいし、この辺ばよくしていかと、あくまで最初区長さんたちに説明すつときはな、こうこうこうで説明するならそら区長さんなやっぱり後世に負の財産ば残さんごつていうこと言うならば、そが区長さんたちは実際利用さつさんけんですね。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） この事業費の話ですけども、当然、岱明ふれあい健康センターの改修といのは20年に1回、総合管理計画の中で20年に1回ずつやっしていかなければなりません。それと、7億円もかかるとかなんとかというふうにおっしゃいますけど、すべてあの周辺のための事業費の投入ですよ、ですから、江田議員が「岱明にはなんもなか、なんもなか。」とよくおっしゃいますけども、これをいいタイミングと思ってですよ、あの周辺を開発していくという発想はないんでしようか。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

○9番（江田計司君） あのな、道路とこの岱明ふれあい健康センターと公民館、そらな道路は道路ですよ。道路は道路で考えてくれんですか。こればな、道路ばがんするけん岱明ふれあい健康センターと公民館ば一緒にして、それでこら区長さんたちは「わあ、そらびしゃつとなるばいた。」て、これは一つはやっぱりあめ玉ばいた、道路というとは。

[企画経営部長（原口和義君） 「つくらんほうがよかですか。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） そらつくらんよりつくったほうがよかばってんな。

[近松恵美子さん 「それは話が別たい。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） そがんとばごっちゃごっちゃしなすな。

[企画経営部長（原口和義君） 「ごちゃごちゃじゃなかですよ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 我々はあくまで

[企画経営部長（原口和義君） 「議長。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） ちょっと待ちなっせ、俺が言うてから。

我々はあくまで公民館を現地に早くつくってほしい。これはちょっとまた市長にお伺いしますよ。中島校区で開かれた「市長と語ろう座談会」そんなときはどがんした話しの出たですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 中島校区が11月24日にございました。きのうも発表がございましたように、長くなりますけども、公民館の建設の進捗状況について説明してほしいとか、岱明ふれあい健康センターから岱明B&G海洋センターまでの新設道路が、公民館が併設になった場合は計画されているが、公民館との併設とは関係なく道路整備はできないか。解体後さらに更地になったあとの現公民館の、現岱明町公民館はどうなるのか、また、合併は現在地につくるようになっていたのではないかと、現在地に公民館を建てる案と岱明ふれあい健康センターに併設される案ではどちらがコストが安いかと、岱明ふれあい健康センターのトレーニングルームの機具が壊れたら修理をしてほしいと、岱明ふれあい健康センターにはお風呂があるので、トレーニングルームはB&Gに移設せず、そのままにしてほしいというような御意見がございました。

そしてまた、その前に上前原区の「市長と語ろう座談会」が11月10日にございました。この時点では、14日にございました。このときには岱明の公民館は早くつくってくださいというような大方の御意見でもございました。ですからこっちの意見もありますし、あっちの意見もあるというような状況でございます。ただいまお話を聞いておりますと、建設の費用等々も出ております。ここは第一種の地域でございますので、何でも建てられるというような状況ではございませぬ。工場も建てるというわけにはできませんので、第一種低層地域でございますので、江田議員も建築のプロでございますので、その辺は十分に御理解をされているだろうというふうに思います。そういうことでございますので、いろいろ県との打ち合わせをしながら最善の状況の中で、こういった設計になったということで、皆さんに説明をしながら、これを建設を進めているということでございますので、その辺は十分に御理解をしていただければありがたいなというふうに思います。やはり今回は早くつくってほしいというようなこと、合併後もう10年も、11年も経過しているというふうな状況でございますので、今回はつくって道路も新設をするということであれば、岱明の皆さん方から本当に喜んでいただけるような施設だろうというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 議論は白熱してまいりましたが、執行部は説明要員ですので、発言には注意をお願いします。

〔企画経営部長（原口和義君） 「議長、どういった意味ですか。」と呼ぶ〕

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） いやいや、今のちょっと済みませぬ。どういった意味でしょうか。

○議長（永野忠弘君） いや、反問権はないということなんですよ。

[企画経営部長（原口和義君） 「ああ、そうですか。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 執行部には反問権はないということです。

[企画経営部長（原口和義君） 「つらかな。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

○9番（江田計司君） 今、市長おっしゃるように、公民館を早くつくってくださいというのは両方とも一緒なんです、そうでしょ。ところがその先ほど言われる今の岱明ふれあい健康センターのところは何でんかんでん建てられん、増築はされん。つくらんとよかったですよ、ここには。今のままの状態、きのう近松さんが言わすように、岱明ふれあい健康センターを上手に使えるようにすると、岱明ふれあい健康センターは岱明ふれあい健康センターでよかったですよ。岱明ふれあい健康センターと公民館ば一緒にするけんがんなってしまうとですよ。結局、先ほどの計算すると7億円になるでしょうが、仮に、公民館ば現地に建てるでしょうが、恐らく5億円かからんですよ。岱明ふれあい健康センターは岱明ふれあい健康センターで改修は2億円ぐらいでしょうが、いっちょん変わらんじゃないですか。ただ、道路の問題は出てくるかもしれん。それと、きのう原口部長がおっしゃった駐車場の問題、要らんこつこけ建つるけん、駐車場の足らんごとなるけん、上ば買わなんでしょうが。高さは2メートルばかりあるですよ。どうしてここにそがんこだわってしゃんむりひっつけなんかいた。そら先ほどの工程ば見て、結局、岱明ふれあい健康センターを改装してからじゃなかならこの公民館な建てられんじゃなかですか。なら、今の公民館のあるところですよ、もう図書館が来年の3月は移転する。その間に図面ば引いて、今の公民館ば解体する。来年度は平成29年度でしょ。図面な半年ぐらいででくる。解体まですると29年度で、1年ででくっとだけん、平成31年度にはもう完成するとですよ。どっちが早かと思うですか。高寄市長なそんな家ば建てとるとだけん、知っとんなはるでしょうが。わざわざ継ぎ足してこうしてするよりもな。新しゅうこちに、そうすると早よでくっとですよ。金額も余りかわらんとですよ。そうすると、今からはやっぱり50年先も見越した近代的な公民館ばつくらなんとですよ。こぎゃんよせまっちゃんのごたる継ぎ足しの公民館ばつくってどがんなるかいた。利用される人が、利用される人自身が言いよんなはるとでしょうが。原口部長、この前10月31日のときに、利用者の方がな原口部長におっしゃったでしょうが、「原口部長、岱明の町長になったつもりで考えてくれませんか。」てお願いしよんなはったですね。

[企画経営部長（原口和義君） 「今聞かれよっとですか。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） はい。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） この前、そういった御質問がありました。私もそのつ



もりでやっております。ですからこの一帯の整備というのは、結局、今まで10年間そのままでもう建たなかった公民館を何もできんかったというふうな、岱明は何もできんかったという話で、この一帯の整備というのは、もう私は、公共施設等建設特別委員会の時に江田議員にもちょっと言いましたけども、「これこそ夢のある計画じゃないんですか。」というふうなことを、今聞いたんじゃないですか。言いました。そういったところで私は考えております。それこそ町長になったつもりで考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） やっぱりな、町長になったつもりならな、まちっとやっぱりこの岱明を、そらな原口部長、あたが立場はわかるですよ。玉名市の全体の企画経営部長ですけん。しかし、ようと考えてみんですか。天水も今度は建つ。ならおまけに言うなら、市長の公約がサッカー場は7億円しか計画なかつん、倍ぐらいかかるとですよ。なら岱明の4億円ばどうし辛抱するかいた。4億円か5億円ば。

[企画経営部長（原口和義君） 「辛抱しよらんですよ。すつとだけん。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） だからな、そら道路はしゃんむり今でけんてちゃよかっですよ。

[市長（高寄哲哉君） 「つくるないうことばい。やめなんばい。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） だから執行部はそういうすぐおどかしば言うでしようが。これは併設そらはっきり言うたらすとですよ。

[市長（高寄哲哉君） 「つくるもんもつくれん。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 「併設せんならこの道路もでけんすばい。」て

[「おどしたい」と呼ぶ者あり]

○9番（江田計司君） うん、おどしな、おどしだん。だから道路は要らんとですよ。道路は要らんとです。ただ要するに岱明B&G海洋センターには下から行かるつとです。市長も年に何回か来なはるが、市長は自分の車じゃなかけんな、わからんばってん。我々は、

[田中英雄君 「だけん迷うもん、ばってん。道の迷路のごとしとるけん。」と呼ぶ]

[近松恵美子さん 「公民館も迷うもん。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） もう要らんこつは言うな、後ろは。注意しなっせ。もう要らんこつ言うとは退場さすつたい。

[「全部退場しようか」と呼ぶ者あり]

○9番（江田計司君） 早う帰ってよかつたい。だから高寄市長がいつも言われている

「市民の目線になって、市民の一人一人の思いが通じる、市民の市民のための市政。市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名。」岱明は広がらんとじゃんな、いっちょんな、こら。だからな、やっぱりこの辺をやっぱり岱明町を利用される方、やっぱり弱者、そして高齢者ですよ。このことをやっぱり十分考えて、もうこれからしよつとこらもういつまでたったっちゃ、切りのなかけんですね、あればってんですね。

きのう、傍聴に来られてました、市長が「市長と語ろう座談会」へ行きなはったですね、中島区にですね。その区長さんから、今朝、朝早く電話がありました。私はもう興奮してずっと朝まで寝とらんだったけんですね。そうしたら、そのときの結果ば、総務部長があれしなはったです。ところが自分たちの総意ば全然話さっさんだつたて、そんな憤慨したて。私と同じことで今朝まで寝らんだつたて、きょうは恐らく寝らんだつたけん、来とんなはらんとかもしれんですね。結局、その中島公民館の「市長と語ろう座談会」のあとに、報告書ば持って来なはったんじゃなかですか、市に。そのきのうはあれだつたばってん、もう一遍ちよつとそのことば、要するに中島区民の総意ばちよつと語ってくれんですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

きのう近松議員の質問の中で、答弁をさせていただいた内容が、いわゆる中島区での「市長と語ろう座談会」での意見、もしくは要望という形でございました。今し方市長のほうもお話をしました。その内容でございます。その中島区の総意としてはどうだったかというのは、その場をちよつと早めに出ましたのでどうだったというふうな、皆さんのこれが総意だというような形での御意見ではありませんでしたので、その場ではどうだったかというのはわかりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はっきり言いなはったですよ、今朝も。中島区の区民の総意は、現時点に建てかえてくれて、それが中島区民の総意と。市長、そがんじゃなかったですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 中島区につきましては、先ほど私が言ったとおりでございます。総意という形は、私がおるときに総括をされたわけでもございませんので、最終的には今言われたような、今言いましたようなことが出てきたということでございまして、先ほども言いましたように、北前原区の座談会については、今の現状の併設案で早くつくってくれというふうな全体的な意見だったということで、そこそこによってやっぱり意見が違ふということもあるということをお理解していただきたいというふうに思いま

す。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 結局、併設案というそれはようと理解しとんなはらんとです。

そらそうがんですよ。最初ひつついた話ばしてから離れたりなんたりして、別の建物になるとですけん。でけてしもてから恐らく「あらら。」て言わすですよ。土足で上がってよかつが、わざわざ2メートル離れて行かなんけんですな。そらあた利用勝手ば考えてみんかいた。そら市長が言いなはるごつ市民目線じゃなかですよ。やっぱり利用される方の意見も十分聞いて、实际的に10月31日はそがんだったでしょうが副市長。そがんだったでしよ。それば十分、副市長は市長に報告ばしとんなはらんとじゃなかろうかな。それだけんもう市長は、もうとにかく併設案でいこう、併設案でいこうて、そら原口部長あたりもきつかばいた。こっでいけて言われたら、そっでいかなんしょんなかもんだけん。それと、これはもうこの件は、これは朝までかかったっちゃ切りのなかけんですな。

この前からずっといろいろ話は出ておりますけど、4月の地震のとき、16日の本震のときですよ。津波警報が出たわけですよ。そうすると鍋、高道あたりは全部海岸線ですよ。全部車でもうとにかく大渋滞ですよ。そして岱明ふれあい健康センターに来たり、その公民館に来たりですな、きょう、宮田議員も言うたもんな、樋門のこつはな、そらただこれは地震、しかし、今はもう異常気象ですよ。もう日本に近づくときは台風がものすごく気圧の低くなって来とるとです。それはどがん太かか台風の来るかわからんとですよ。そうするとですな、海岸線をもつとる人たちはやっぱり避難せなん。そうすると果たしてこの公民館と岱明ふれあい健康センターば一緒にしたところに避難のできるですか。やっぱりいろいろそういうことも考えていくと、やっぱり近代的な公民館ば、使い勝手のやすい公民館ば今の現地に建てかえてほしいというのが、我々の、なんも建つとに反対しよとじゃなか。あそこによかつば、便利のよかつば建ててくれてという、それが総意ですけん。近松議員がちょっとつけ加えたことが、利用者の声として、子どもの部活がなくなる。これは岱明ふれあい健康センターとその要するに公民館ば一緒にしたら、医療財政が厳しくなっており、健康づくりに力を入れることが求められている。介護保険法の改正により介護予防事業に力を入れなくてはならない。これを説明せずして、区長会の総意とすることには無理があるのでは、恐らくこがん都合の悪かこつは言わんですな、区長会で。ただこれは近松議員がこれだけ言ってほしいと。だから、いろんな面でただ、やっぱりきのう一生懸命言われたけども、やっぱ介護、これから高齢化になつとですよ。それとやっぱり定住化なんかもいろいろ話のありよるでしよ。だんだん減りよる。なぜ減りよるかと、やっぱり勤め先のなかけん減りよつとかもしれん。しかし、テレビでいろいろ出てくるとは、要するに定年退職になった人は、や

っぱりふるさとに帰ろうごたるとですよ。これは定年退職になった人は金持っとなつとですよ。十分やっぱりそれだけの経済効果はあるとですよ。そうすると、岱明ふれあい健康センターは岱明ふれあい健康センターでぴしゃっとしたつばして、公民館もぴしゃっとして、そんなら岱明に帰ってくる。やっぱり生まれたところに帰ごたるとですよ。だからそのためにはやっぱり今の公民館、岱明ふれあい健康センターとそういうとはぴしゃっとしたつをつくってほしいというのは我々の要望であります。

それはそれとして、もうこれはこれくらいで終わります。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番(江田計司君) それでは1番目だったのを旧庁舎跡地の計画はどうなっているかを質問いたします。

旧庁舎の解体が終わって、こんなに広がったかなと、びっくりして改めて見ております。11月24日の公共施設等建設特別委員会のときに初めてわかりました。ちょうど今の旧庁舎のところの入り口、ここにシートのかぶつとるとは知っとなはるでしょ。繁根木川沿いの建物ですね。てっきり私たちは解体しよんなはるとだろうと思いました。ところが、いつまでたっても骨組みがそのままなってますね、もう2週間ぐらいはそのままじゃなかでしょうかね。そのときに、24日の時に話をしたら、何か解体じゃなくて、要するに、あれば解体すると、もうあそこは建てられんとですよ。地主が、その時初めてあそこに市役所の土地とかこうあってですね、その時初めてわかって、どんなふうにあそこの建物の下はどがんなつとるか、ちょっとお尋ねをします。

○議長(永野忠弘君) 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長(原口和義君) ちょっと通告があっておりませんので、資料を持ってませんので、今から調べます。

○議長(永野忠弘君) なら、資料ば持って来なはるとですか。

○企画経営部長(原口和義君) はい。

○議長(永野忠弘君) 少々お待ちください。資料が今届くそうですから。

[江田計司君 「休憩しましょうか。」と呼ぶ]

[企画経営部長(原口和義君) 「もう続けてやりましょう。」と呼ぶ]

[市長(高岸哲哉君) 「あとで資料があり次第答えるけんが。」と呼ぶ]

○議長(永野忠弘君) それじゃ、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 4時29分 休憩

---

午後 4時37分 開議

○議長(永野忠弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほどの議員の御質問ですけれども、旧庁舎東側入り口の建物、名称出して、失礼しました。ちょっと今の、個人名称をちょっと済みません。失礼しました。敷地ですけれども、玉名市と東側から玉名市、用排水路、それと玉名平野の敷地になっております。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほどの名称というのは削除というのはできますか。

[中尾嘉男君 「なん、もう江田さんもずっと言いよらすもん。」と呼ぶ]

[企画経営部長（原口和義君） 「ああ。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） それは今、部長が答えられたとおりですね。私がなんでこの話ばしたかというのですね、なんもその個人の建物の件だけ余り言われんばってんですね、最初私は解体してあるけんが、要するに旧庁舎解体したけんですね、これは市が買って広なるとばいなと思ったんですよ。そしてこれも建築基準法にいろいろ絡むと思わばってんですね、要するに今の状況だったら、もうなんていうのですか、大規模改修と変わらんごとなるわけですね。そうすると、たしか、だれか景観建築課に相談しとらすとですよ。そうしたら、要するにその100平方メートルを超える建物だったら、その届け出が必要と。ところがまだ景観建築課に図面が出てきとらんだった。そうすると景観建築課としてもどうもでけん、だから恐らく今設計事務所となんか工事しよんのは大工さんごたるですもんね、ようと内容を知らっさんとあの人。ただ、これはこれでよかとして、話ば聞くとですね、要するにもうその建物の所有者がかわつとるわけですよ。かわったときにやっぱり地主さんには相談にいかないとじゃなかろうかと思うとですね。そうするとそのときに、例えばこの前から言いよる菊池川の沿線沿いの建物ですよ。この人たちには、

[福嶋譲治君 「繁根木川。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 繁根木川な。もう興奮しとるけんなんじゃわからんごとなつた。

この要するに立ち退きの条件ばつければよかつですよ、そんなときは。こういう具合に立ち退く人は立ち退いてくださいというな。だけんここもこがんしたふうで、恐らく大改修だけん、新品よりも銭の余計かかって建物もびしゃつたんですよ。そうするとあそこが代のかわってだんだん、あの通りが今なら話のつくていうこつは、これはあそこの近くの、あの通りの人が言わすとです。

[「そうそう」と呼ぶ者あり]

○9番（江田計司君） そがんですよね。あそこは吉田さんもな。だけん本当は、今こそこれば本当のやっぱりまちづくりばせなんですよ。玉名の核ばつくらなんとです。だからなんもこの建物の個人のこつば言いよつとじゃなかけども、そればそがんしたふう

ですつといくとですね、もうあそこの建物は一生相談にならんかもしれんですよ。ただ、その考えはひょっとすると市長にはないかもしれません。はっきり言わしたですもんね。だから、やっぱりこの跡地の開発の計画いかんによっては、玉名市が核となるか、それとも。ただ、今、要望書が出とるですね、玉名第1保育所建て直してくれて、それと、これはお尋ねしますけども、この計画はどがんしたふうになりよるですか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

庁舎跡地の計画は、今どうなっているかというふうな再質問でございますが、本庁舎の跡地等の活用の基本構想等の中で、旧庁舎跡地への建てかえを計画してまいりました。早急な建てかえが可能な市有地を基本に、玉名第1保育所を計画を行なってきましたけれども、保護者の利便性、敷地の面積、それから建物費用などの複数の項目から比較検討を行なってまいりましたが、問題点が多くございます。今後につきましては、旧庁舎の跡地じゃなくて、文化センター駐車場を含む、現在地及び現在地周辺の民地も含めて安全性の確保はもちろん、保護者のニーズや地域住民の声を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） その玉名第1保育所はこの前も公共施設等建設特別委員会で話したばってんですね、市の所有地が4カ所ある。ところがこの4カ所がどうにもならんところですよ。建てられんごたる。そうすると最終的に、今、村上部長おっしゃるように、やっぱり文化センターの横じゃなかとわからんというようなふうに持っていかれとるわけですよ。しかし、ようと考えてみんですか。この鹿児島本線から北のほうていうですか、何カ所あるて思うですか。もうこの玉名第1保育所も含めて、そこの玉名ゆりかご保育園かいた、それと玉名ルーテル幼稚園、玉名くすのき保育園。そんなら田中議員も言いよんなはったばってんな、この南のほうにはいっちょんかつばいた。滑石にあるぐらいなもんじゃなかですか。だから一番、ただ前この今の玉名第1保育所が多かったのは、市役所のあそこにあっただけが多かったんですよ。実際的に、今一番その恐らく六田、松木のほうの人たちが結構若手の子ども持つとなはる人が多かつじゃなかですか。だけん田中議員から話のあったごと、話のでくるかどうかわからんばってん、玉名駅の、JRの裏、農協の倉庫、あそこはもう恐らく余りは使いよらっさんじゃなかろうか。やっぱり部長、4,000平方メートルぐらい要るとでしょ。だからそういう面では、やっぱりできたら線路の南側、4,000平方メートルというのと、やっぱり坪10万円にすつとどがんなるかいた。1億円どま要つとかいた。土地だけで。しかし、それくらいはな、そらサッカー場に14億円もかけるとだけんあた、子どものための保育所あたりにはそれぐらいかけたっちゃよかろうて思うですよ。それが結局、

定住あたりになるとじゃなかですか。やっぱり今度とにかく砂天神の踏切が平成29年度中に供用開始になるとですか。そうするとますますもってあの利用は多なるですよ。それからその繁根木川の横の道路は大渋滞ですよ。ひどかときは、朝から3つ信号待たなんですよ、右折車のみょうなかつのおっとですね。だから、今の市役所の旧庁舎の跡地は、やっぱり相当時間かけて、やっぱり計画をしていかにといかんだらうと思うです。これは時間のかかるですよ、金もかかるです。しかし、それは玉名の活性化につながるとじゃなかでしょうか。

それと、文化センターの大規模改修ですか。これは一応、旧庁舎の跡地の開発は白紙になったわけでしょ。それに一緒になってこの改修するようになってったんですね、それはどがんしたふうになったですか。今のところは跡地開発は白紙でしょ。

伊子部長になるとですか。お尋ねします。言うたらんだったばってん。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 市役所跡地については、今、白紙ということですけど、文化センターの改修については、別に進めるということで考えております。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はい、わかりました。

それとちょっとお尋ねしますが、この3月に渡されたこの玉名市本庁舎跡地等活用基本構想という冊子があつてですね。

[江田計司君 実物を示す]

○9番（江田計司君） これは大体幾らどまかかったですか。

○議長（永野忠弘君） だれな、これ。

企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今ちょっとお調べてから御報告します。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） よかばいた。大体、1,000万円ぐらいかかるととんだんな。

[原口和義君「よかですか。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） はい。1,000万円ぐらいかかるととだろ。

これ立派なやつがでけるともんだけんですね、てっきりこれで進むもんで思とつとですよ。ところがこれはまだ議会も承認もしとらんし、議会ば承認させるためには、やっぱりもう普通、ただ、銭かけんちゃよかつですよ。だからこういうとももうちょっと慎重にしていかにと。もうこがんすつと納得するだらうてな、ぴしゃつなつとるとばいた。そういうことです。

最後になりますけども、合併して、もうやがて12年目に入りました。できれば、玉名の中心だけにこだわらず、天水は今度よかとのでくる。岱明だけが置き去りになつと

るごたるですね。だから、結局、全体がバランスがよくなるように、この辺をよくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これで、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第112号専決処分事項の承認について、専決第11号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第142号人権擁護委員候補者の推薦についての市長提出議案31件、請第6号岱明町公民館建設に関する請願の、請願1件、陳第9号玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情から、陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情までの、陳情3件、以上の事件を一括議題といたします。

まず、先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第139号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議第142号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件4件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第139号から議第142号までの人事案件4件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第139号から議第142号までの人事案件4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第139号から議第142号までの人事案件4件の委員会付託を省略します。

議第139号から議第142号までの人事案件4件については、12月21日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました事件を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております「議案及び請願・陳情付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

---

### 議案及び請願・陳情付託表

#### 総務委員会

議第112号	専決処分事項の承認について	専決第11号
	平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）	
	（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部）	



- 議第 1 1 3 号 平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）  
 （総則・第 1 表歳入歳出予算補正 歳入の部・第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部 ①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑤消防費・第 3 表債務負担行為補正 追加(4)・第 4 表地方債補正)
- 議第 1 2 1 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 2 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 3 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 4 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 3 0 号 普通財産の無償譲渡について
- 議第 1 3 3 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 1 3 7 号 工事請負契約の変更について
- 議第 1 3 8 号 工事請負契約の変更について
- 請第 6 号 岱明町公民館建設に関する請願
- 陳第 1 1 号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情

#### 建設経済委員会

- 議第 1 1 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 1 号  
 平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 7 号）  
 （第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部 ⑥農林水産業費）
- 議第 1 1 3 号 平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）  
 （第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部 ④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費・第 2 表繰越明許費 ⑥農林水産業費、⑧土木費・第 3 表債務負担行為補正 追加(3))
- 議第 1 1 6 号 平成 2 8 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 1 7 号 平成 2 8 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 1 8 号 平成 2 8 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 議第 1 1 9 号 平成 2 8 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）  
議第 1 2 0 号 平成 2 8 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）  
議第 1 3 6 号 市道路線の認定について

#### 文教厚生委員会

- 議第 1 1 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 1 号  
平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 7 号）  
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部 ③民生費）
- 議第 1 1 3 号 平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）  
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部 ③民生費〔1 項社会福祉費中  
7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費  
1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費、⑩教育費・第 2 表繰越明許費  
③民生費・第 3 表債務負担行為補正 追加(1)(2)(5)(6)(7)）
- 議第 1 1 4 号 平成 2 8 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議第 1 1 5 号 平成 2 8 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議第 1 2 5 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 1 2 6 号 玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 1 2 7 号 指定管理者の指定について  
議第 1 2 8 号 指定管理者の指定について  
議第 1 2 9 号 指定管理者の指定について  
議第 1 3 1 号 普通財産の無償譲渡について  
議第 1 3 2 号 普通財産の無償譲渡について  
議第 1 3 4 号 普通財産の無償貸付けについて  
議第 1 3 5 号 普通財産の無償貸付けについて  
陳第 1 0 号 全小中学校への冷暖房設備の導入を求める陳情

#### 議会運営委員会

- 陳第 9 号 玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

その前に、先ほどの企画経営部長の発言の一部につきましては、会議録にて善処します。

以上で、本日の日程は終了しました。

明10日から20日までは委員会審査のため休会とし、21日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時54分 散会

第 5 号

1 2 月 2 1 日 (水)

## 平成28年第6回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成28年12月21日（水曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告
- 4 議会運営委員長報告

#### 日程第2 質疑・討論・採決

（議第112号から議第138号まで、請第6号、陳第9号及び陳第10号）

#### 日程第3 閉会中の継続審査の件

#### 日程第4 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議第139号から議第142号まで）

#### 日程第5 委員会の中間報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 2 議会基本条例検討特別委員長報告

#### 日程第6 議員派遣の件

#### 散 会 宣 告

+++++

### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告
- 4 議会運営委員長報告

#### 日程第2 質疑・討論・採決

（議第112号から議第138号まで、請第6号、陳第9号及び陳第10号）

#### 日程第3 閉会中の継続審査の件

#### 日程第4 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議第139号から議第142号まで）

#### 日程第5 委員会の中間報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告

2 議会基本条例検討特別委員長報告

日程第6 議員派遣の件

日程第7 市長提出追加議案上程

議第143号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

日程第8 提案理由の説明

日程第9 追加報告（1件）

日程第10 議案の委員会付託  
（休憩中委員会）

日程第11 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

日程第12 質疑・討論・採決  
（議第143号）

日程第13 意見書案上程

意見書案第7号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

日程第14 意見書案審議（質疑・討論・採決）  
（意見書案第7号）

閉 会 宣 告

+++++

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時02分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員会及び議会運営委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第112号専決処分事項の承認について、専決第11号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第138号工事請負契約の変更についてまでの市長提出議案27件、請第6号岱明町公民館建設に関する請願の請願1件、陳第9号玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情及び陳第10号全小中学校への冷暖房設備の導入を求める陳情の陳情2件、以上の事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情及び陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情並びに陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情の陳情3件については、中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 皆さん、おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は議案10件、請願1件、陳情1件、継続審査の陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

議第112号専決処分事項の承認について、専決第11号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分であります。

執行部から、歳入歳出それぞれ1億6,681万9,000円を追加し、総額を353億8,927万9,000円とするもの。

内容として、熊本地震により被災した家屋の公費解体に係る経費と市単独補助である被災住宅など復旧事業補助金、農地小規模災害復旧事業補助金の追加で、それぞれ既決予算を超える申請があり、早急に対応する必要があり、専決により補正を行なったもの



と説明がありました。委員から、公費解体の発注率と今後の予測はとの質疑に、執行部から、年度内の進捗率の見込みは61.7%、12月8日現在で、申請件数が149件であるが、今後14件の追加を見込み、最終的には163件の予算化を行なっているとの答弁でした。委員から、公費解体の対象物件については、正確に調査を行なってほしいとの意見がありました。

審査を終了し、採決の結果、議第112号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ5億5,191万8,000円を追加し、総額を359億4,119万7,000円とするもの。主な歳入の内容で、地方交付税は1億740万8,000円の追加で、今回の補正の財源調整である。また、主な歳出の内容は財政管理費のうち、委託料で136万円の追加で、本年4月からふるさと寄付金に係る業務を一括して民間業者委託しているが、当初見込みを上回る寄付金が見込まれることから、それにかかる業務委託料の追加であるとの説明がありました。委員から、一般財源を地方債に組み替えてあるが、国などからの交付税措置にかわったと理解していいのかとの質疑に、執行部より、災害廃棄物対策事業債については、事業費の2分の1が国、残りを100%起債で借り、そのうちの95%が交付税算入となるとの答弁でした。委員から、雑入の587万8,000円は何かとの質疑に、執行部から、平成27年度の生活困窮者自立支援事業負担金の精算、過年度分の母子生活支援施設措置費、平成26年度の強い農業づくり交付金事業の補助金の返還であるとの答弁でした。委員から、民生費委託金の生活のしづらさなどに関する調査委託金で、岩崎と大浜地区を調査するとは何かとの質疑に、執行部から、厚生労働省が5年に一度国勢調査の調査区に居住する在宅の障がい者の方などの生活実態とニーズ調査である。玉名市においては、岩崎と大浜地区が対象で、全国分を集計して今後の障がい者施策の推進に向けた基礎資料とするとの答弁でした。委員から、債務負担行為補正の中の岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務とあるが、予算の内訳はとの質疑に、執行部から、2,553万5,000円の内訳は、岱明町公民館分として1,288万2,000円、岱明ふれあい健康センター分として1,265万3,000円である。内容については、岱明町公民館分については、現岱明町公民館の老朽化に伴い岱明ふれあい健康センターに岱明町公民館を併設して、新たな岱明町公民館をつくる計画があり、現行の岱明ふれあい健康センター分の改修を行ない、一部を岱明町公民館とするもの。それと、利用者など説明会で不足するとの指摘の面積を補う岱明町公民館として新築する部分がある。岱明ふれあい健康センターについては併設に伴う改修分であるとの答弁でした。委員から、文教厚生委員会に設計費が出ているが、これとは別のものかとの質

疑に、執行部から、平成28年と29年で岱明ふれあい健康センターと岱明町公民館の基本設計、実施設計を行なう、債務負担行為は29年度分として行なうものであるとの答弁でした。委員から、2,500万円と今回の1,094万円は一緒かとの質疑に、執行部から、岱明町公民館と岱明ふれあい健康センターの合計の基本設計、実施設計は3,648万円で、そのうち平成28年度が1,094万5,000円、2,553万5,000円が29年度分として計上している。また、平成28年度分は、総額設計費の約3割程度を前払い金などとして払うものであるとの答弁でした。委員から、1,094万5,000円の財源はとの質疑に、執行部から、財源については、地方債が840万円、一般財源として254万5,000円であるとの答弁でした。委員から、現在は併設で考えてあるが、最終的に岱明ふれあい健康センターは併設しなくても20年経過していると改修をしなければならない。その時の財源と改修費はとの質疑に、執行部から、併設しないときの財源については、合併特例債か通常の教育福祉施設整備事業債のどちらかを活用し、概算として約2億4,400万円と考えているとの答弁でした。委員から、11月24日の公共施設等建設特別委員会に出された金額として7億1,656万3,000円と書いてある。利用者団体に説明があったときは、公民館を現地建てかえとした場合は5億5,000万円かかるということで、1,800平方メートルの規模で計算すると5億5,000万円必要とのことだが、実際に1,800平方メートルは必要なく、1,400から1,500平方メートルで済むと5億5,000万円もかからない。全部合計すると7億円以上かかる。岱明ふれあい健康センターを改修するだけなら、2億円ぐらいになる。1,500平方メートルで計算すると、現地建てかえが安くできると思われる。区長に説明した時、併設した場合は約3億円、現地建てかえで4億3,000万円、1億4,000万円ほど経費が膨らむということだった。その後、利用者団体には、現地建てかえに5億5,000万円かかると、利用者団体のことは考えず執行部の考えを一方向的に押しつけてある。請願が出ているように、もう少し検討してほしいとの意見がありました。委員から、区長会での説明で反対の人もいるが、意見を聞いて修正した形がこの案になったと思う。いろんな地元の意見を聞いて最大限取り入れて建設費が高くなったと理解できるがどうかとの質疑に、執行部から、併設案については、1,800平方メートルの面積を確保したいという案であり、現地建てかえの場合も1,800平方メートルと積算をしている。理由として、当初、1,500平方メートル以下でもよいという意見もあったと思うが、利用者説明会の中での意見を踏まえて考えて、現地建てかえにおいても同様の想定をして、積算をしているとの答弁でした。委員から、併設することによって、お互い共用スペースができて、建設費も抑えることができるという考え方と思う。利用者の意見を最大限尊重すると誤解のないようにした方がよい。反対する人もいるが、計画案に対しては期待している人もいるので執行部も進めていた

だきたいとの意見がありました。委員から、現地建てかえの場合は何平方メートル必要だと利用者団体の中から意向は出ているのかとの質疑に、執行部から、一部の人からもっと小さくてもよいとの意見もあった。公民館部分の1,500平方メートルというのは、計画に厨房施設などもなく、現地建てかえとなる追加要望があると思われるとの回答でした。委員から、場所の選定や建てかえるか否かの議論ばかりで、台風などの時の避難場所があるのか。現在の公民館は避難場所として使用できないという客観的事実をもとに併設しておけば、避難した際に利便性が高まるような岱明ふれあい健康センターや公民館であるべきと思う。きちんと基本設計をつくり、内容について充実したものにしてもらいたいとの意見がありました。委員から、公民館建設は平成30年10月から建築で、供用開始は平成31年7月からなので、時間をかけて今の岱明ふれあい健康センターを改修する必要があるのなら、改修だけしてその間に市民の声を聞いてもらいたいというのが利用者団体の要望で、請願を重視してもらいたいとの意見がありました。委員から、平成28年3月22日に岱明町4校区の区長より要望書が提出されている。これまでの執行部の説明は岱明町公民館と岱明ふれあい健康センターの併設では現地建てかえより1億4,000万円高くなることから区長会は併設案に了解したと、区長会の了解をもらって、市民が納得したような説明であった。しかしながら、利用者団体には併設では利便性がないとの意見があり、議会に対しても現地建てかえ案を視野に入れた十分な検討を要望すると請願が提出されている。こうした市民の声がある中で、執行部側の一方的な事業の進め方は民主主義ではないと考える。したがって岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務に関連する歳入予算の削除を求め、予算の修正をするものであるとの理由で修正動議が出されました。

以上で審査を終了し、採決に移り、まず、修正案については、採決した結果、賛成少数で否決となりました。

次に、議第113号の原案について採決の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。

次に、議第121号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市長などの給与に関する条例の一部改正に準じて議員の期末手当を改定するため条例の整備を図るもので、12月に支給する議員の期末手当に支給月数を100分の175に、0.1カ月分引き上げるものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第121号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第122号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の給与改定に準じて市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るもので、12月に支給する市長などの期末手当の支給月数を100分の175に、0.1カ月分引き上げるものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第122号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第123号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の給与改定に準じて教育長の給与を改定するため条例の整備を図るもので、12月に支給する教育長の期末手当の支給月数を100分の175に、0.1カ月分引き上げるものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第123号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第124号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため条例の整備を図るもので、12月に支給する職員の勤勉手当の支給月数を0.9に0.1カ月分引き上げ、あわせて職員の給料月額を若年層に重点を置き、平均で0.2%引き上げる改定を行なうものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第124号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第130号普通財産の無償譲渡についてであります。

執行部から昭和51年度に農山村同和对策事業により市の施設として農機具保管施設を建設し、老朽化に伴い、今後の施設の用途について利用組合代表などと協議を行ない、申し出により無償譲渡するものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第130号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第133号普通財産の無償貸付けについてであります。

執行部から、農機具保管施設が建っている土地で組合代表などと協議を重ねた結果、申し出により無償の貸し付けをするものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第133号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第137号工事請負契約の変更についてであります。

執行部から、平成27年第2回玉名市議会臨時会で議決を得た工事請負契約について、工事内容変更のため請負代金の変更をするもの。内容として、石尾地区1号ため池

改修工事で、九州新幹線濁水等被害対策に伴う三ツ川地区石尾区の農業用水確保のための既存のため池への改修工事において、不測の工程の発生に伴い契約金額の増額による変更を行なうものとの説明がありました。

委員から、最近の議会承認の物件について、対外的に工事発注して増減はあり得ることだが、今後はもう少し設計の段階で調査をして変更がないようにしてもらいたいとの意見があり、執行部から、今回は大雨という不測の事態が発生したので変更したが、今後設計を慎重にしたいとの答弁でした。委員から、ため池がつくられているが、地震で崩落したとき、水があふれ出す危険性がある。ため池の耐震という点で基準があるのかとの質疑に、執行部から、ため池の耐震については基準があり、その基準に基づいた設計を行なっているとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第137号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第138号工事請負契約の変更についてであります。

執行部から、平成27年第4回玉名市議会定例会で議決を得た契約について、工事内容の変更のため請負代金の変更を行なうもの。石尾地区2号ため池改修工事で、九州新幹線濁水等被害対策に伴う三ツ川地区石尾区の農業用水確保のための既存のため池の改修工事において、予期せぬ工事に伴う工期延長が発生し、契約金額の増額による変更を行なうものとの説明がありました。委員から、豪雨による工事現場の被害が出たから変更したということだが、今後も山の中で大雨が降ったら、このため池に急激に水がたまって排水ができないと北側に被害が及ぶことを想定されたと思うが、調整池としての役目もあるのかとの質疑に、執行部から、調整池の役目はすると考えているとの答弁でした。委員から、ため池をつくったことによってその周辺の雨水が1回ここにたまってあふれるというようなことにはならないのかとの質疑に、執行部から、以前からため池があったところにつくっていて、余裕として1,000立方メートル確保しているとの答弁でした。委員から、新幹線関係のため池は全部で何カ所か、今後もつくる計画はあるのかとの質疑に、執行部から、現在計画が3カ所であり、これで終了との答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第138号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第6号岱明町公民館建設に関する請願であります。

委員から、建設については住民を交えたプロジェクトチームをつくり、岱明ふれあい健康センターへの併設案に加え、現地建てかえ案も視野に入れた十分な検討を行なう場をつくっていただきますよう要望しますとある。岱明ふれあい健康センターはどうしても改築をしないといけないので、その間に住民の意見を聞いて、住民が併設に賛成とい

うことになれば、これは仕方がないと思う。実際、これを使用する団体と岱明町の住民がどう思われているのか。岱明ふれあい健康センターは改築して、その間時間がある。請願に賛成であるとの意見でした。また、委員から岱明の住民から建てかえに賛成の意見を聞く。また、もとの公民館に建ててくれという人もいる。岱明の人たちが心配しているのは、このままいけば新しい公民館が合併特例債の期限までにできないのでは、と現在の講堂が少し狭い。講堂の広さを横島の公民館ぐらいつくってくれとの要望もある。だから正式に設計を委託して、そこを見きわめて当初執行部の案に多少賛成していない人の意向も組み入れられるところは組み入れることで、これには反対するとの意見でした。また、委員から、1年ぐらい余裕がある上、要望もあるので継続との意見もありました。

以上、審査の後、請第6号について採決に移り、まず、継続審査について採決した結果、賛成少数で継続審査としないものとなりました。

次に、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情であります。

委員から、これについて、固定資産税は、玉名市に入っているか、また駅舎など、どの部分かとの質疑に、執行部から、JR関係の課税の特例措置については、陳情においてどの特例措置を指しているのか不明なので即答できないとの答弁でした。委員から、税法が改正になると、固定資産税が玉名市に入るかどうかとの質疑に、執行部から、固定資産税に係る税収分は当然あり、特例がなくなればその分の増収にはなるとの答弁でした。委員から、内容もよくわからない部分があるので、今回は継続にすべきとの意見がありました。

採決の結果、請第11号については、継続審査としていくものと決しました。

次に、継続審査となっていました陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に考慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情であります。

委員から、これは、玉名地域だけのまちづくりになっている。執行部は玉名市全体を考えながら戦略的にしているとの意見でした。さらに継続という意見があり、採決の結果か、請第8号については、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されております議案8件及び陳情1件について、委員会

の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議第112号専決処分事項の承認について、専決第11号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

歳出の部、6款農林水産業費が190万7,000円の増額、これは熊本地震による農地等被害についての補修等の費用に対して補助する農地小規模災害復旧事業補助金の追加分であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、農地小規模災害復旧事業補助金の申請締め切り後に問い合わせがあつているかとの質疑に、執行部から、2件相談があつたが、それぞれの状況を確認し、対応したとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第112号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

歳出の部、4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費が5万6,000円の増額、6款農林水産業費が9,170万6,000円の増額、そのうち主なものは国の第2次補正予算による産地パワーアップ事業補助金で6,312万6,000円の増額、また多面的機能支払交付金で1,742万2,000円の増額は新たに実施する1地区分であります。7款商工費は92万4,000円の増額、8款土木費は658万9,000円の増額で、主なものは、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金で280万円の増額であります。また、各款に共通して、人事院勧告に基づく職員給与の調整などによる増減が計上されております。また、繰越明許費として熊本地震の影響で実施が遅れていた水産物供給基盤機能保全事業（大正開漁港しゅんせつ工事）で1億5,829万円など3件であります。また、債務負担行為補正では、大正開漁港しゅんせつ工事を平成29年度の期間に限度額6,000万円を追加するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、玉名市にはトマト、ミニトマト、イチゴ、ミカンなどがあるが、産地パワーアップ事業をどのように計画し、展開する予定かとの質疑に、執行部から、それらとは別に新たに産地として取り組んでいかなければいけないものを掘り起こし、計画を立てて進めていくとの答弁でありました。これを受け委員から、玉名市でもイチゴの高設栽培は少しずつ広まってきているが、身体的な負担が非常に少なく仕事が楽になったとの話を聞く。これを推進しないのかとの質疑に、執行部から、産地パワーアップ事業が始まったころ熊本県が推奨するイチゴ品種ゆうべにの高設栽培への取り組みをJAに話したことがあつたが、実績がなかったことなどから、今のところ産地パワーアップには乗せていない。今後の状況を見て検討する。経費削減や収量増の条件があるので、JAなどにも相談しながら効果があるものについて取り組ん

でいきたいとの答弁でありました。また、委員から、大開第2排水機場と新栄排水機場の工事費の財源についての質疑に、執行部から、国50%、県15%、市35%との答弁。さらに委員から、玉名市内の排水機場の年間の修理や工事にどのくらいかかっているのかとの質疑に、執行部から、市内24機場について、平成27年度は約2,000万円だったとの答弁でありました。また、委員からJR遮断機設置事業負担金について農林水産業費から支出するのはどうしてかとの質疑に、執行部から、農道が線路を横切っているところなので農林水産業費で負担しているとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第113号中付託部については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第116号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万6,000円を増額するものであり人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。

委員から、特段の質疑はなく審査を終了し、採決の結果、議第116号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第117号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,745万8,000円を増額するものであり、その主なものは、平成27年度決算における余剰金2,639万6,000円を平成28年度歳入予算に繰越金として計上するものや、九州新幹線濁水等被害対策基金の運用益1,725万1,000円を、基金へ積み立てるものであります。また、このほか人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。

委員から特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第117号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第118号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は収益的支出について45万4,000円を増額、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。また、当年度に属する債権及び債務として整備する未収金及び未払金をそれぞれ2,416万円及び1,286万3,000円に改めるものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第118号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第119号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。



内容は収益的支出について57万3,000円の増額で、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。また、債務負担行為として岱明汚水中継ポンプ場維持管理業務を平成29年度の期間で2,500万円を限度額を設定するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、岱明汚水中継ポンプ場の維持管理について維持管理を行なう資格を持った技師は職員の中にいるのかとの質疑に、執行部から、そういった資格を持った職員はいないので、外部委託しているとの答弁でありました。これを受け委員から、適正に管理できているか確認はできているのかとの質疑に、執行部から、管理については、日報や月報、年間報告等を確認しているとの答弁でありました。委員から、職員が専門的な資格の取得が可能ならば浄化センターなどの管理や老朽管路の布設がえなどの適切な判断を職員でできるようになるので、経費削減の面からもそういう資格取得についても考えていってはどうかとの質疑に、執行部から、職員は移動はあるし、専門的な技術者も相当な人数が必要になる。また、民間でできることは民間に任せていく方針であり、専門的な分野は専門的な業者にさせていただいている。また、この管理業務は下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称合特法に基づいて特定の業者に委託してみるものである、との答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第119号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第120号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は収益的支出について9万6,000円の増額で、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。また、債務負担行為として横島町農集排污水处理場施設等維持管理業務を平成29年度の期間で5,600万円の限度額を設定し、天水町農集排污水处理場施設等維持管理業務を平成29年度の期間で1,800万円の限度額を設定するものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第120号について、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第136号市道路線の認定についてであります。

これは道路法第8条第2項の規定により玉中西2号線ほか2路線を市道に認定するものであります。

執行部の説明を受け、委員から、市道に認定される前の位置づけと認定されたあとどうなることの質疑に、執行部から、今回提案している3路線はすべて生活道路であり、市道認定前は原材料支給や機械借り上げにより維持管理されていた。市道に認定された場合、道路拡幅、勾配、舗装など本格的な工事を行なうことができるとの答弁でありま

した。また、委員から、幅員が狭く緊急車両が通れないような道路で、用地買収のめどがたったので市道認定して幅員を広げるとの説明だったが、そういった場所はほかにたくさんあると思う。要望すれば市道にできるかの質疑に、執行部から、市道認定するには要件があり、起点・終点が公道と交わることや、4メートル以上の幅員を確保できることのほか、近くに同様な路線がないかなど、地形的な要件を踏まえて認定しているとの答弁でありました。さらに、委員から、どのように要望していけばいいのかと質疑に、執行部から、緊急車両が通れないことや通学路であることなどを理由に、区長から要望してもらおうが現地確認などをしながら要件を確認し、助言を行なっているので、まず、区長さんから市に相談していただくのが一番いいとの答弁でありました。また、委員から、合併後玉名市で市道認定した路線はどのくらいあるか。また、市道認定したが、工事されていない路線はどれくらいあるかとの質疑に、執行部から、合併后市道認定は40路線行なった。また、市道認定路線数は平成27年度末までで1,515本認定している。そのうち平成22年から平成28年12月までで、107路線について工事の要望があり、43路線で着工しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第136号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査としておりました陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情についてであります。

執行部から11月に開野区長や坂門田資源保全帯の方々に対して事業の概要や進め方、地元負担金などを説明し、今後対象となる約350筆、27.7ヘクタールの地権者や耕作者等の同意が必要となること。中山間地で事業費が高くなることが予想されることから、費用対効果を上げるため、米麦の耕作だけでなく、施設園芸なども検討する必要があるとのことを伝えた。また、地区役員を中心に、これから地権者等に同意を聴取していくことを伺っているとの報告がありました。これを受け、委員から、地元の同意が取れてから再度陳情していただいてもいいのではないかと意見や、地元からある程度同意が得られているとの話を聞いているので、農業振興だけでなく、地域の維持等のためにも陳情は採択して進めていただいたほうがいいとの意見もありました。また、委員から地元の同意はどのくらい分からないので、同意がきっちりと把握できてから改めて審議してはどうかという意見があり、請第7号については、全員異議なく継続審査とするものと決しました。

また、このほかにも、議案以外のことで、企業誘致の現状やトップセールスの効果、玉名平野の土地利用の検討、新玉名駅駐車場の有料化、道路管理、下水処理施設の整備など多岐にわたる質疑がありました。

以上をもちまして、建設経済委員会の付託案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） おはようございます。

今期、文教厚生委員会に付託されました議案13件、陳情1件につきまして審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議第112号専決処分事項の承認について、専決第11号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてですが、3款民生費1億6,491万2,000円の追加で、熊本地震により被災した家屋の公費解体に係る経費9,782万5,000円と市単独補助である被災住宅等復旧事業補助金6,629万5,000円の追加分です。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第112号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてですが、3款民生費は3億6,956万3,000円の追加で、主なものは、利用料の増加による障害者介護給付訓練等給付事業や生活保護扶助費などです。また、玉陵小学校建設に伴うたまきな学童クラブ室新築工事につきましては、国の第2次補正予算により補助率がかさ上げされることから、今年度に事業を前倒しして実施するものです。4款衛生費につきましては、3,024万3,000円の追加で、公立玉名中央病院事業負担金小児医療体制支援分などです。これは、平成28年7月から小児科医が3名から4名になったことに伴う小児科医1名分の人件費を玉東町と負担するものです。10款教育費は2,600万5,000円の追加で、小中学校空調設備設計業務、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務などです。第2表繰越明許費は、放課後児童クラブ整備事業の繰越限度額を設定し、第3表債務負担行為補正は、重度心身障害者医療費助成申請処理業務ほか、4件の限度額を設定するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、旧米富村小学校跡地の戦没者慰霊碑の移転先について質疑があり、執行部から、これは現在の三ツ川地区に当たることから、三ツ川小学校正門付近への移設を検討しているとの答弁がありました。また、委員から、国庫補助金の適用基準はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、事業名は平成28年度国内民間建立慰霊碑移設等事業であり、国が2分の1、市が2分の1の補助事業で上限額50万円となっているとの答弁がありました。また、他の遺族会からの要望はあっているのかとの質疑に、平成26年度に全国遺族会から調査があっており三ツ川地区の慰霊碑の移転のみが補助対象となった。他地区から修復の要望が多数あったが、この事業には該当しないとの答弁がありました。

次に、委員から、たまきな学童クラブの建設場所、規模、改修時期について質疑があ

り、執行部から、玉陵中学校プール北側駐車場に建設を予定している。平屋建て、延べ床面積131平方メートルで、収容人員50名である。建設後もたまきな幼稚園に引き続き委託する予定であり、開所時期は、玉陵小学校の開校と同時に開所するとの答弁がありました。また、委員から、50名の試算の根拠はどの質疑がありまして、執行部から、4月末に小学校にアンケート調査を実施したところ、現在の利用状況と今後の利用調査により利用児童数を50名と試算している。実際、子どもたちの生活空間は約105平方メートル程度であることから、1人当たり1.65平方メートルの必要基準からすると63名程度は利用可能。現在たまきな幼稚園で行なっているたまきな学童クラブの利用児童数は30名程度で推移していることから、面積は足りているとの答弁がありました。これに対して委員から、小学校の統廃合により、利用者は他の地区からも見込まれることから、50名で足りるのか疑問。部活動の廃止による社会体育への移行の調整はできているのかとの質疑がありましたが、執行部から4月の調査では、部活動の社会体育への移行についての項目は設けていないとの答弁がありまして、委員から、部活動廃止による影響を反映してない計画で足りるのか疑問であるとの意見がありました。このほか、委員から新設する学童クラブ内には、家庭的な炊事ができる設備を十分整えてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、小中学校への空調設備導入について、これまで国の補助要綱等があったのかとの質疑があり、執行部から、空調設備に対する補助要綱はこれまでもあったが、文部科学省で校舎の耐震化を優先したためメニューはあったものの採択がなかった。今年度は国の補正予算により空調設備にも補助金がつきだしたとの答弁がありました。また、委員から、補助が確定すれば、今後の設備導入までの予定はどうなるのかとの質疑に、執行部から、補助金の内示が今年度中にあれば次年度に予算を全額繰越ことになるが、平成29年度6月までに設計を完了し、年度内に全小中学校に導入する計画であるとの答弁がありました。

次に、委員から、岱明公民館の複合施設の設計業務委託料について、区長会には総意として理解を得たとの説明があったが、利用者の方々の理解は得られていない状況で、設計の委託料を計上するのはいかなるものか。長期にわたり地域の核となる建物であるだけに丁寧な議論をしたあとに計上すべきと考えるがとの質疑に、執行部から、建設に反対する意見が多いのも事実であるが、岱明区長会から併設での早期建設を望む要望書の提出もあっている。市としても今後の公共施設のあり方として将来を担う世代への無責任な負担の先送りの回避、現存する公共施設の効率的かつ適正な管理、貴重な財産を無駄に使わないというのが行政に課せられた責務であり、また、現公民館は耐震性も確保できていないため、早急な事業着手が必要なことから、今回予算計上しているとの答弁がありました。これに対して委員から、民意を酌み取る努力をするのも行政に課せら

れた責務ではないかないのかとの意見に、区長会、利用者団体の主だった方々に説明をして多様な意見があるのは十分承知している。そういう中で、これまでの経緯を含めて、公共施設適正配置計画の方向性に基づいて総合的に判断した結果、併設建てかえのほうが機能の集約等ですぐれているとの判断をしたとの答弁がありました。

続いて、執行部から岱明町公民館と岱明ふれあい健康センター併設の平面図を使って部屋の配置や出入り口や動線について説明がありました。委員からのこの平面図を見ると出入り口がいくつもあり、高齢者にとってとても非常にわかりにくいと思うがどうかとの質疑に、執行部から、高齢者の方々が多数利用されると思うが、代表の方が事務室で、受付の手続きをしてもらい、他の方々はエントランスから靴を脱いで入ってもらうような運用を考えているとの説明がありました。これに対して委員から、公民館というのは貸し部屋ではない、鍵を借りる責任者だけが事務所に来てそれ以外の利用者が把握できないようなやり方が公民館のあるべき姿なのか。また、同じ人だけが使う公民館ではないので出入り口が多いのは混乱を招くおそれがあるのではとの質疑があり、執行部から出入り口が多くてわかりづらいという指摘もわからなくはないが、市として健康センターとの併設を推進したいと考えるとの答弁がありました。また、委員から、人口が減る中で施設を集約していく必要もある。集約して利便性を高めて、利用率も上げていく必要がある。建設予定地の北側には、岱明B&G海洋センターがあるが、この敷地内には生かされてない土地がある。市道を延伸することにより、岱明B&G海洋センターに接続することになるが、現公民館の跡地も含めてどのような利活用を考えているのか。岱明町中央公園グラウンドと岱明B&G海洋センター体育館、それと、公民館が近接することによる新しいまちづくりを考えていく必要があると思うがどうかとの質疑があり、執行部から、現公民館の跡地となった場合については、利用者等の意見を聞きながら活用方法について検討していく。また、市道の延伸により2つの施設を結ぶことによって、お互いの施設の相乗効果による利活用ができるのではないかと考える。施設が集約されることによって、施設周辺の全体的な土地の利活用といった将来的な展望も開けるのではないかと考えるとの答弁がありました。また、委員から、施設が集約が目的になってしまって、地域の方々の利便性が二の次になっている。これまで利用している部屋も狭くなり使用料もいろいろな問題が発生する可能性があり、この計画には賛成できないとの意見や、現地建てかえ岱明ふれあい健康センターとの併設のどちらの意見も尊重しなければいけないが、これまで議論してきており、結論を出す時期にきているのではないかと意見。また、平面図を見て説明を聞いても、出入り口が多く動線が複雑で迷路のように思える。そういう意味では、時間をかけて議論を深めたほうがいいのではないかと意見がありました。また、今回の平面図を示して区長会には説明してあるのかとの質疑に、執行部から、今回の平面図についてはすべての区長に説明しているわ

けではないとの答弁がありました。これに対して委員から、何名の区長に説明しているのかとの質疑があり、執行部から、校区の区長会長4名に対して、今回の平面図を示してそれまでの考え方と平面図を見た上での考えを聞いたとの答弁がありました。

このほか生活保護費の扶助費全体に占める医療扶助の割合や子ども医療費が不足した要因、小学校の統廃合による跡地利用等の質疑がありました。

質疑の後、今回計上されています岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務の関連歳出予算を削除する修正案を付した修正動議が委員から提出されました。修正案の提案理由として、岱明町公民館については、地元住民と執行部との十分な議論がなされていない。利用者団体からも議会に対して、現地建てかえ案も視野に入れた十分な検討を要望するとの内容の請願が提出されている。このような状況をかいま見ると、地元住民との合意形成がなされておらず、さらなる議論を重ねる必要があると考える。したがって、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務に関連する歳出予算の削減を求め予算の修正をするものであるとの説明があり、採決に入りました。

まず、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務関連歳出予算を削除する修正案については、挙手による採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第113号中付託分の原案について、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第114号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、歳入歳出それぞれ2,289万2,000円を追加し、総額を109億8,622万1,000円とするもので、歳出の主なものは、11款諸支出金2,190万1,000円で、平成27年度の療養給付費等の決定に伴う、国への償還金です。

執行部からの説明のあと、委員から、保険給付費の補正はなされていないが大丈夫かとの質疑があり、執行部から、現時点では追加補正の必要はないと思われるがインフルエンザ等の爆発的な流行があれば保険給付費が不足することから追加補正を計上することになるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第114号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第115号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、総額を78億7,422万6,000円とするもので、歳出の主なものは、保険給付費の組み替えに伴う財源の調整などです。

第2表債務負担行為については、短期集中型通所サービス事業業務及び介護給付費用適正化業務の限度額を定めるものです。委員から、平成27年度に介護保険料の改定があったが、現在の推移からいくと、次期改定時の見通しはどうかとの質疑があり、執行部から、平成29年度に計画を策定し、平成30年が改定年度となる。元気な高齢者自体はふえているが、高齢者の絶対数が増加しているため、保険料は増額となるのではないかと予想しているとの答弁がありました。

次に、委員から地域密着型介護サービス給付費負担金は、小規模デイサービスの事業施設が1件減ったとのことによる減額とのことだが、減った理由はどうかとの質疑があり、執行部から、デイサービスのうち、利用定員が18人以下のものを地域密着型と位置づけられるようになったもので、全体での事業所の数は変わっていないが、定員数の振り分けが変わったことによるものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第115号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第125号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは、玉名市立玉名第1保育所の開所時間の延長と玉名市立滑石保育所及び玉名市立睦合保育所の民営化に伴い、条例の整備を図るものです。

改正の内容は、玉名第1保育所の開所時間を「7時30分から」を「7時から」にまた土曜日の開所時間を「15時まで」を「17時まで」に改めるとともに、滑石保育所及び睦合保育所の民営化に伴い、同園を廃止することによるものです。

執行部からの説明のあと、委員から、公立保育所のうち、玉名第1保育所以外の開所時間はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、大野保育所と高道保育所が午前7時、伊倉保育所と豊水保育所は7時30分の開所となっているとの答弁がありました。これに対して委員から、公立保育所で開所時間が違うのはどうしてかとの質疑に対し、執行部から開所時間を統一したいが保育士の確保が難しく、体制がとれないためとの答弁がありました。また、委員から、働きやすい環境が民間にあるのであれば早急に民営化すべき。民営化しなければ待機児童の問題や開所時間の格差解消は図られないのではないかと質疑があり、執行部から、保育士の待遇については民間との給与格差があったため、平成28年度より給与を増額しており、人員の確保ができた保育所では開所時間の改善ができています。また、玉名市公立保育所のあり方検討委員会の意見も踏まえながら民営化についても早めに検討していくとの答弁がありました。また、委員から、7時に預けに来る件数と保護者の労働実態はどうかとの質疑に対して、執行部から、7時に預けに来る件数はごくわずかであり、労働実態としては、勤務地が熊本市内の方や民間の保育士の方が多いとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第125号については、原案のとおり全員異議

なく可決すべきものと決しました。

次に、議第126号玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは玉名市岱明図書館の位置を変更するため条例の整備を図るものです。

改正の内容は、玉名市岱明図書館の位置を玉名市岱明町野口2129番地に変更するものです。執行部からの説明のあと、委員から、図書館が岱明支所2階に移転するが面積、蔵書数はどうなっているか。また、マイナンバーカードの活用等の考えはあるのかとの質疑があり、執行部から、支所2階の床面積が1,100平方メートルで、そのうち図書館部分が864平方メートル、現図書館に比べると500平方メートルほど広くなり、学習室やDVDを鑑賞できるスペースを設ける。また、現岱明図書館の蔵書数は3万6,000冊であるが、将来的に6万冊にふやす予定である。また、委託している窓口業務の職員を1名から2名に増員する計画である。現在、本の貸し出しにマイナンバーカードを活用する予定はないが、システム的には利用可能との回答を得ている。今後の検討課題との答弁がありました。

次に、委員から、岱明図書館の特色みたいなものはあるのかとの質疑があり、執行部から、学習スペースが欲しいとの要望が多いことから、学習室の配置に重点を置いたとの答弁があり、委員から、今後利用者の動向を見ながら市内全域から来館があるような特色のある図書館づくりを進めてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、管理委託料はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、窓口業務委託が本年度をもって満了とすることから、本年度内にプロポーザル方式で公募し業者を選定する予定である。3カ年で1億1,500万円の債務負担行為を承認いただいているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第126号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第127号から議第129号までの指定管理者の指定についてですが、各施設の条例の規定に基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

初めに、議第127号の改正の内容は、既に指定管理者の指定を行なっている蛇ヶ谷公園テニスコートを除く蛇ヶ谷公園を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間として公益社団法人玉名市シルバー人材センターに指定管理者の指定をするものです。

執行部からの説明のあと、委員から、指定管理料は幾らか、また、遊具等の点検は定期的に行っているのかとの質疑があり、執行部から、指定管理料は年間1,199万8,800円、遊具の検査は定期的に行なっているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第127号については、原案のとおり全員異議



なく可決すべきものと決しました。

次に、議第128号の改正の内容といたしましては、玉名市桃田運動公園を平成29年4月1日から平成34年3月31日までを期間として、玉名市体育施設管理運営協同企業体に指定管理者として指定するものです。

執行部からの説明のあと、委員から共同企業体が指定管理者となっているが、各団体の業務内容と管理委託料はどのようになっているかとの質疑があり、執行部から、各団体の業務内容と出資割合でいえば、熊本YMCAがスポーツ振興の業務で40%、玉名市シルバー人材センターが受付及び緑地管理業務で20%、キューネットが警備業務で20%、スクラムが清掃業務で20%となっているとの答弁がありました。次に委員から、共同企業体に指定管理を委託することによって、経費の削減になっているのかとの質疑があり、執行部から、スポーツ振興係職員2名削減となり、その他管理費等で850万円程度の削減となるとの答弁がありました。また、委員から、熊本YMCAは益城町体育館でも指定管理となっており、熊本地震の経験から避難所としての運営のノウハウがあると聞いている。桃田総合体育館が避難所となる可能性もあることから、防災の面でも役割等取り決めをお願いしたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第128号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第129号の改正の内容は、玉名市岱明中央公園、玉名市横島グラウンド、玉名市天水グラウンド、玉名市天水テニスコート、玉名市横島体育館、玉名市天水体育館、玉名市天水相撲場及び玉名市岱明B&G海洋センターを平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間として、株式会社サンアメニティに指定管理者として指定するものです。

執行部からの説明のあと、委員から管理者となる団体の所在地が東京都北区になっているが、玉名市内に支店又は営業所があるのか。また、玉名市での雇用はあるのかとの質疑があり、執行部から、長洲町に営業所がある。職員等の確保については、地元での雇用をお願いしているとの答弁がありました。

次に、委員から、従来の市管理から各団体に管理が変わるが、市民がとまどうことがないように十分な周知をお願いしたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第129号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第131号普通財産の無償譲渡については、保育園の民営化に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、玉名市立滑石保育所の建物を社会福祉法人天水若竹会に、平成29年4月1日付で無償譲渡するものです。

次に、議第134号普通財産の無償貸付けについては、同じく保育所の民営化に伴

い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、玉名市立滑石保育所の土地3筆を同じく社会福祉法人天水若竹会に無償にて貸し付けるもので、貸し付け期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとするものです。

執行部からの説明のあと、委員から、過去に民営化した保育園で、現在土地建物ともに保育園名義となっているが、将来的にはどうなるのかとの質疑があり、執行部から、建物については無償譲渡、土地については5年間の無償貸し付けとするが、5年経過後は不動産鑑定等を行ない、有償譲渡もしくは有償貸し付けを協議し決定することとしているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第131号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、採決の結果、議第134号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第132号の普通財産の無償譲渡については、同じく保育所の民営化に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、睦合保育所の建物を、社会福祉法人天水福祉事業会に、平成29年4月1日付で無償譲渡するものです。

次に、議第135号普通財産の無償貸し付けについては、同じく保育所の民営化に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、睦合保育所の土地10筆を、社会福祉法人天水福祉事業会に貸し付けるもので、貸し付け期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとするものです。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第132号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

また、採決の結果、議第135号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第10号全小中学校への冷暖房設備の導入を求める陳情についてです。

陳情の趣旨は、昨今の気象状況は、児童生徒たちの学習環境を非常に過酷なものとし、健康被害等教育環境に重大な影響を及ぼしている。児童・生徒の健全な教育環境を維持し、適切な教育環境を実施するためにも、早期かつ緊急に全小中学校への冷暖房設備の導入を行ない、公平な整備実現の為導入は一括にて行なうよう陳情するというものです。

この件について、委員から、国庫補助がなかった場合、どのように事業を進めるのかとの質疑があり、執行部から教育委員会としては、できるだけ早急に導入したいが、市全体で財政状況を考える必要があることから、改めて検討する必要があるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第10号については、原案のとおり全員異議な

く採択すべきものと決しました。

その他、専門職員の募集案内についての質疑と市の人材育成についての意見がありました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 議会運営委員長 横手良弘君。

〔議会運営委員長 横手良弘君 登壇〕

○議会運営委員長（横手良弘君） おはようございます。

議会運営委員会に付託されました陳第9号玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

まず議長から政務活動費については全国的に問題になっており、当議会においても問題意識を持ち、会派代表者会議を開き条例改正等の議論を行なっているとの報告を受け、審査に入りました。

委員から政務活動費の後払いの方向で条例改正をすべきである。政務活動費を後払いに変更するのはよいとして、情報開示の費用負担の改善、第三者による監査機関の設置については反対で、陳情が出たからではなく、議員の意向で改正すべきである。当市のやり方は書類を出せば事務局でチェックし、監査委員もチェックをする。今回の陳情を認めたら議員も含めて監視機能が働いていないことになる。前払いも、後払いもチェックは一緒であるので、今のままで問題はない。ほかから言われて改善するのではなく、市議会の自主的な改善を行なうべきである。後払いを含めて検討し、収支報告書等をホームページで公開する。第三者による監査機関の設置は監査委員もいるので必要はない。開示請求自体には費用負担は発生しない。陳情に開示請求の費用を負担しなければならぬとあるのは、請求者自身が持ち帰るためにコピーが必要と思い、自分のために複写するコピー代のことであり、請求者が負担するのは当たり前のことである。平成25年に政務活動費使途基準運用指針を設けており、それを遵守して支出を行なっている。このように、今までも議会は自主的に改善を進めている。

以上のような意見が出され、審査を終了し、採決の結果、賛成なしで不採択すべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時45分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）に対しては、江田計司君ほか1名から、お手元に配付しております、修正動議が提出されております。よってこれを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。9番、無党派の江田です。

議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出をする。

平成28年12月21日提出。

提出者 玉名市議会議員 江田計司、近松恵美子。

玉名市議会議長 永野忠弘殿。

修正理由

平成28年3月22日に岱明町4校区の区長より要望書が提出されている。これまでの執行部の説明は、岱明町公民館と岱明ふれあい健康センターの併設では現地建てかえよりも1億4,000万円高くなることから、区長会は併設案に了解したと区長会の了解をもって市民が納得したような説明であった。しかしながら、利用者団体には併設では利便性がないとの意見があり、議会に対しても現地建てかえ案も視野に入れた十分な検討を要望するとの内容の請願が提出されている。こうした市民の声がある中で、執行部側の一方的な事業の進め方は民主主義ではないし、地元住民と執行部との十分な議論による合意形成はなされておらず、さらなる議論を重ねる必要があると考える。

したがって、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務に関連する歳入歳出予算の削除を求め、予算の修正をするものである。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、議第113号に対する議員提出修正案の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「質疑・討論・採決」を行いません。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出の修正案の説明について、質疑はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案されています議案の中で、議第121号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第122号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第123号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上について反対をします。

人事院勧告における国家公務員の給与改定に準じて議第124号で玉名市一般職員の給与の改正があります。議第121号、122号、123号、この3議案は一般職員の給与改正に連動して議員、市長、教育長、それぞれの期末手当が引き上げられる改正があります。私は玉名市の議員、市長、教育長の報酬や給与は市民目線では決して安くはないと思っております。ですから、職員給与改正に連動してわざわざ引き上げる必要はないと考えます。

次に、議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

岱明町公民館を岱明ふれあい健康センターに複合化するための関連予算が計上してあります。老朽化した公民館を早急に建てかえることについては、市民も議会も執行部も同じであります。では何が問題なのかと考えると、建てかえの場所やその方法をめぐる手順が今問われているものだと思います。現在、公共施設の縮減が伴う公共施設の再編統廃合計画が進行中であり、人口が減っていく中で、公共施設の維持管理を考えれば避けて通れない重大な問題であります。そういう中での岱明町公民館建てかえをどうするのか、老朽化した岱明町公民館を建てかえることは、合併協議会での決定事項で、新市建設計画にも載せてありました。執行部は岱明ふれあい健康センターへの複合化を提案し、区長会が賛同していると言います。しかし、一方でこの12月議会に岱明町公民館を利用する講座の責任者と岱明ふれあい健康センター利用者有志の会の皆さんが、岱明町公民館建設に関する請願書を提出しております。このことは、公民館建設について、住民の理解と合意形成が不十分の事態にあると言わざるを得ません。住民の声に耳を傾けて住民の理解と賛同を得ながら事を進めることが行政の責務であります。これは合併特例債や公共施設の再編、統廃合計画における有利な財政措置を活用する以前の前提であります。現在の玉名市では、天水、横島、岱明の役場は支所になりました。合併により新市一体となった発展を願う市民の思いとは大きくかけ離れた状態にあります。旧玉名、天水、横島、岱明が合併に向かって踏み出した大きな理由は、このままで

は、市や町がやっていけなくなる。だから合併するというのではなかったでしょうか。地域社会を安定的に持続させていくことは、新玉名市の最も大切な役割であります。岱明町公民館建設について、住民の中には、委員会質疑における執行部答弁どおり、多様な意見があるにもかかわらず、今議会に公民館建設についての関連予算が提案していることは早計であり、住民の意見を押し込めるものにほかなりません。私は住民の理解と合意を得る努力をさらに継続することを強く求めるものであります。

したがって、ただいま提出してあります関連予算を削除する修正案に賛成をします。岱明町公民館建設問題は、市政運営に対して議会と議員の住民に対する責任が大きく問われている問題です。

議員各位の良識ある御判断を切にお願いして、討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

[近松恵美子さん 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 12番議員の近松です。

私は、議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案に対して賛成の立場で、また、請第6号岱明町公民館建設に関する請願について、採択に賛成の立場で、利用者の立場から討論いたします。

まずこの問題は、先ほど前田議員からも言われましたが、市民の理解が得られていないという大きな問題があります。市長はこの問題につきまして、今議会の開会のあいさつで地域住民の理解を得られたと、そのように述べられました。しかし、私が9月議会において、介護保険法の改正により、総合事業として介護予防事業を市が積極的に取り組まなくなったこのような時代背景において、保健センターを機能を縮小することはどうなのかと、このことも区長さん方にお話されたのか。それと、また、小学生の部活が平成30年度でなくなることから、子どもの居場所づくりを考えていかなければいけないこと、その時代にあってトレーニングルームの使い勝手が悪くなることはいかかなものかと、このことについても区長さん方にお話されたのかと。それから利用団体から使い勝手が悪いという反対意見が出ていることを区長さん方に伝えたのかということも9月議会で主張いたしましたが、12月議会でも再度質問しましたところ、このことについては、区長さん方には伝えてないという答弁でございました。合併時の約束事をほごにするに当たっては、地域住民に十分な説明と理解が求められます。さらに増設する公民館本体と供用施設である岱明ふれあい健康センターが2メートルも離れているこの設計図を見てもらったのは、公民館をあまり利用されていない4人の区長さんだけだったということが文教厚生委員会で明らかになりました。議会の冒頭で、市長が岱明地区の住民

の理解を得たと議員全員に話されたことは何だったのでしょうか。また、中島地区においてはメリット、デメリットをしっかりと伝えた上で、執行部関係者を招いて説明会を開催したところ、全員が現地建てかえを求めたということは、市長以下、執行部も報告を受けているはずでございます。それに対し、北前原地区では同意を得られたと議会で行われましたが、説明を含み、たったの3分で終わったと聞いております。設計図も見ずして、3分の説明では問題は見えません。あまり利用されていない区長さん方だけで決めてもらっては困るというのが一般住民の声でございます。

このような状況の中で、住民の理解を得たと議会に報告し、合併時の約束をほごにするのはいかななものか、これは、住民の同意を得ているとは言えないと私は思います。

2点目は管理上の問題が大きすぎるということでございます。平面図を見ますと、部屋が十分あるように見えるかもしれませんが、利用者がどのように行動するかを想像するに、大変不便であると、また、全く性質の違う2つの施設の建物が境界がないことは管理不能となり、このまま建設されるなら運用面で混乱が起こり、住民の苦情が押し寄せることは目に見えています。入館料を取る施設と、取らない施設が同じ屋根の下にあるということは住民も使用に当たり、混乱し、職員も戸惑います。岱明ふれあい健康センターは複合しすぎるぐらい既に複合している施設でありますから、ここに公民館機能を合わせることはとても難しいことなのだ、私は一般質問で申し上げました。公民館側から執行部案では、出入り口が7つぐらいありますから、どこからでも入れるというそういう設計になっておりますので、公民館側から入るなら、同じ敷地内でも無料で過ごせます。無料でお風呂に入ってもわかりません。帰りに体育館で運動しても有料で利用している人との区別がつきません。このように、利用者にも、管理人にも複雑で問題が多発する複合に加える複合施設をつくる必要があるのか。現地建てかえを差しおいてこのようにする必要はあるのか理解できません。

3番目、使い勝手が悪いということですが、これは細かいことがたくさんありますけどもるる申し上げますが、この使い勝手が悪いということについては、執行部は利用者側のエゴという受けとめ方をしているのではないかと、そう思わざるを得ないですが、そうではないのです。利用者は今後利用する方々のために、この公民館が子々孫々に負の遺産とならないために、有効に活用されるために、問題を指摘して下さっているのです。利用者が「この公民館の執行部案は迷路だ。」と言ったことに対して議会で、執行部は「私は、迷路だとは思わない。」というふうに発言がありました。その執行部がそのように思っても、利用者が、高齢者が迷路だと感じるのであれば、それが正解なのだということ、それが利用者の立場になるのだということを忘れてはいけません。ある方が、よく公民館を利用されてる方が、留守番をしているご主人におじいさんに言っていた言葉があります。「おじいさん、私はよく公民館に行くけども、私と同じ年代の

人はしょっちゅう病院に行ってますよ。」というふうに言われた方がおられます、また、ある敬老会に行きましたら、なんか手作業をしている方がいまして、「あんたそれどこで習ったな。」と聞かれたら「介護施設で習った。」「じゃあ、それいいな。」ということ、「じゃあ、あんたもこの介護施設に来れるように言ってあげるよ。」ということで介護保険を利用された方がおられます。公民館の活動を活発化することは、医療費の削減になり、そして介護費の削減になっていきます。また、先ほどの総務委員長の報告では一般住民から横島より広い講堂がほしいという声があったということがありましたけれども、このトレーニングルームと講堂を共用することによって、舞台をつくりますので、子どもの遊ぶスペースが非常に狭くなります。そしてまた、音の出る講義とか、講演、それから音楽活動と体育目的と共有するために天井を低くしますので、今まで楽しんでたバドミントンが十分できません。卓球台も置くスペースもなくなります。このような大きな問題をはらんでいるのがこの併設案です。

さらに、駐車場の問題があります。駐車場が遠くなるだけではなく、さらに坂を上っていく計画になっています。この4メートルの高さをどのように整備されるのか、この議会で計画が示されませんでした。果たして車いすでも車から降りて公民館まで来られる駐車場なのか、その疑問が払拭されない状況で、併設案には賛成できません。

次に、費用の問題ですが、江田議員の総務委員会の議論でもありましたように、現地建てかえのほうが安く済みます。

〔中尾嘉男君 「高くなるとじゃなか、これ高くなるてしてあるばい。」と呼ぶ〕

○12番（近松恵美子さん） 執行部案は、1,800平方メートルで計算してますので高くなりますけれども、現公民館は1,000平方メートルです。そして合併時の、合併前の計画では1,400平方メートルで計画しておりましたので、私としては、1,000か、1,400で十分というふうに思っております。多くの方は併設するくらいなら、今と同じ公民館でいいというふうに思っておりますので、1,000平方メートルにしますら、かなり安くなります。

その他に原案は、駐車場は岱明ふれあい健康センターと公民館兼用でありますので、公民館だけでしたら、公民館を利用しない時は電気は必要ありませんけれども、岱明ふれあい健康センターと共用となりますと、9時、10時までずっとすべての駐車場に照明をつけておかなければなりません。また、施設においても通路があまり長いことから無駄な照明、冷暖房費が発生することによる経費の無駄が考えられます。

次に、集約することによって、利便性を高めて利用率を上げていく必要があるという意見について反論いたします。

岱明B&G海洋センターと岱明ふれあい健康センターをつなぐ道路をつくることによって、これはあとにします。利便性を高めて利用率を上げてく必要があるという考えに



ついて反論いたします。

住民の立場で返しますなら、道路の問題と公民館の問題は別ということです。岱明B & G海洋センターの利用者がスポーツをしたあと帰りに温泉に入りに行くということは考えられますが、スポーツをしたあと公民館で学習に来るということはほぼ考えられません。そういった意味で集約化することで利便性が高めて利用率が上がるということは、これは私としては考えられないと思います。道路をつくることで岱明B & G海洋センターに行った方がお風呂に入ることでお風呂の利用率が高くなることは考えられますが、公民館をくっつけたことで利用率が高くなるということは、全くないというふうに私は思います。さらに、市長も言われているようですけども、文教厚生委員会でもありました。それと、人口が減る、減ると言いますが、岱明地区では、高齢者が今後65歳以上がどんどんふえていくという、こういう状況において介護予防に力を入れていかなければいけないと私は思います。

また、文教厚生委員会で発言がありました。北側には岱明B & G海洋センターがあるが、ここと道路をつくることによって一体となったまちづくりができるのではないかとそのような発言がありましたし、市長もそのように中土がよくなるとそのようなことも言われているようですけども、この案については、皆さんが、道路の問題と公民館の問題は別と、道路は道路でつくればいいと、公民館は公民館として使いやすいものをつくるべきだと、それが一般住民の声でございます。

そして私は、やはり総務委員会、文教厚生委員会を通して、やはり利用者の立場に立ったが議論がなされていないふうに感じております。それは、議員各位があまりにもこの今の岱明ふれあい健康センターが複合施設で、内容が難しいためによく御理解いただけてないのではないかなということをお慮しております。

9月議会におきまして、横手議員が市役所跡地に保育所という請願が一部不採択になりました時に、議員が十分な審議をしないで結論を出したと、これでは、玉名市議会の信頼をなくすことにつながると、非常に大切なことを述べられました。

どうか私が今述べました原案反対、修正案賛成の立場で利用者の市民の立場で述べました、指摘しました、今の6つの点につきまして、原案賛成の方がおられましたら納得いく討論をお願いしたいというふうに思います。

玉名市議会の信頼をなくすことがないように、どのような考えで、これが岱明町の悲願であった公民館建設が決まるのか、住民がしっかり納得いく議論をここでしていただきたいというふうに思っております。

慎重にお考えいただきたいということをお願いしまして、私の、賛成討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はございませんか。

[田中英雄君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 10番議員、田中英雄でございます。

私は、修正案に対して反対、原案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

岱明町の公民館建設に当たっては合併からもう11年がたちますが、既に旧岱明町の時に公民館建設の基本設計はできておったということを聞いております。それが、合併後さまざまな利用者の方から御意見があり、予算が倍以上に膨らんだために、当時の島津市長が、これはできないよというところで中止にされました。そしてかわりと言っては何だけれども、岱明中学校の体育館を建てるよというところで、そのときに、住民の方々は納得されたというふうに伺っております。11年を経て、一旦は旧岱明町役場の3階に公民館を移すという案が執行部の方から提案されました。それに対しては3階というのは、高齢者の方は特に利用しにくいので、それはいけないよという案がありまして、御意見がありまして、私も確かにそうだなと。もともと事務所機能を優先する形でつくられていた旧役場を公民館にするのはやはりやめた方がいいということで、与党である私も勇気を持って、市長にこれを白紙に戻せないかというところをお願いしたところであります。結果として、有明広域圏事務局が3階には入ることになりまして、もう来年の新年早々供用開始されます。さらには、図書館のほうは旧役場の2階に移りまして、これも4月から供用開始されることとなります。これはとてもすばらしいことではないかと思っております。いざ使い始めてみたらよかったねというふうになると自信を持って期待するところでございます。

そして残された公民館であります。私はもともと今現在公民館の建っている場所は非常に道路に面している場所であるから、今岱明町の鍋校区、高道校区の人たちは、高齢の方で車のない方はスーパーに行くにもタクシーを利用して行かれていると、今乗り合いタクシーのしおかぜタクシーというのができましたからそちらを利用すれば、スーパーに行くことも可能ではありますけれども、現在買い物難民というふうな形の方がたくさんいらっしゃる、そしてそれは今後ますますふえる可能性がある。できればあの中心部にあり、利便性の高い今の公民館の地区には公民館も含めて、例えば、買い物できる場所であるとか、子どもたちの児童センターであるとか、そういった複合施設を建ててはどうかというふうに、執行部の方には御提案していたところでございます。

そして今度の新公民館を岱明ふれあい健康センターの隣に新設するという案が提示されました。これに対しては先ほど、近松議員がおっしゃいましたように、これから介護がふいてくるんだから、介護認定の事業の縮小をするような形でとらえていらっしゃる

いますけれども、実は、介護事業に関して、また、介護予防事業に関しては、各地域の岱明町の公民館で介護予防事業を行なわれておりまして、そのために、岱明地区、地区の公民館32カ所中既に16カ所は新築又は改築されて、そこで介護予防の授業が既に行なわれております。ですから、むしろ玉名市は介護事業に対しては積極的に取り組み介護予防していくというのは各地域、地域に自分の近くの公民館でできるような既に施策を打っておりまして、近松議員のおっしゃるような心配は少ないと思います。

今度、新しく温泉施設のある岱明ふれあい健康センターの隣にこの公民館ができるということは、近松議員もおっしゃっておられましたけども、公民館に来た人が温泉に入る、お風呂に入る、お風呂に来た人が公民館で学習活動、体操等とかに取り組むこともできて、既に移動距離もないし、また、駐車場の不安も建設段階で意見もなされて、駐車場も増設する。さらには、岱明B&G海洋センター、岱明町中央グラウンドにも道路を続けて一体型の施設として、この1つのゾーンとして利用しやすいようにするというのは、これは極めていい考えではなかろうかと思えます。

例えば、横島町は、小学校があり、その隣に図書館があり、グラウンドがあり、道を挟んだ真向かいに旧横島支所があり、そこに公民館があり、さらには温泉施設があるという、そしてそのコンパクトにまとまったすぐ側にコンビニがあり、スーパーがあるという非常に4,500人の地元住民の数に合わせたというわけではないんですけど、非常にコンパクトにまとまっているから、自治体として非常に機能的に生活することができて横島町の人口はふえております。岱明町は残念ながら現時点ではポツンポツンと公共施設が点在しておりまして、さらには公民館のそばにはコンビニもありませんし、先ほど申したような介護の施設もございません。公民館を岱明ふれあい健康センターの隣に建てることによって、機能性が増し、また、住民の人口が活性化することによって、またコンビニであるとか、介護施設の自然発生的に投資対象となるってできる可能性も出てきます。

先ほどもう1つ、小学校の部活動が廃止されるとおっしゃいました。これは先生方が学校単位で担当されているクラブ活動が、地域が受け皿となって行なう社会体育に移行するという形であります。これに関しては、私もPTAの役員のほうを岱明中学校のほうでさせていただいておりますけれども、岱明地区4小学校のPTA会長さんたちが、今真剣にどうするかということをお話し合っておられる最中であります。これに関しては、今中央グラウンド、岱明町の中央グラウンドが老朽化して今度新しく改修もしなくてはいけないという話にもなっております。公民館を建て直し、岱明ふれあい健康センターを改修し、さらには道路を通して中央グラウンドも改修し、さらには現在の公民館の土地に新しく、みんなが活性化するような施設を建てると、こういうひとつの大きな流れをつくるのが今回の公民館建てかえの案でございます。

説明不足ということは十分にあるかもしれませんが、合併特例債の使用期限というものが迫っておりますから、そういう意味では急いだ案となっております。これから地元の皆さんにも十分に説明し、修正すべき点は修正して設計し、本当にこのまま順調にいけば平成31年の7月、2年半後には公民館は供用開始になります。これがまた遅れるといつできるかわかりません。ぜひ、岱明町も含め、また、玉名市全体のことも考えてここにいらっしゃる皆さん方の御賛同を得て、予算を通していただくようお願いする次第であります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[小屋野幸隆君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 21番 小屋野幸隆君。

[21番 小屋野幸隆君 登壇]

○21番（小屋野幸隆君） 今日は両論あって激論をされておりますが、私は修正案反対、原案賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

その前に、所属クラブは保守前進クラブの小屋野です。

私は、原案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。私が岱明ふれあい健康センター併設案に賛成する主な理由を3つほど挙げてみたいと思います。

まず1つ目は、市が結論づけた公民館の建設位置は一言でいいますと妥当だという事でございます。市執行部が、公民館の建設位置を比較した内容が、利用団体や区長会そして私たち議会にもきちんと示されました。そして、結果として、よりすぐれるものは今ある建設場所ではなく、岱明ふれあい健康センターへの併設になるという結論とその合理的な理由が説明をされております。

一方、今ある場所に建てるべきという執行部が出した結論に否定的な方には合理的な理由、根拠はなく、道理に合わないと思っております。すべてではないですが、利用者の要望が酌み取られ、より安いコストで建つ併設案を否定し、現在の場所以外は認めないというのは不条理な話ではないでしょうか。なぜ、現在地の建てかえだけをかたくなに主張されるのか、要望書を提出されました地元区長会を初め、多くの納税者の皆さまに御納得いただけないでしょう。

次に、2つ目はもう公民館建設の結論を出す時期にあるということでもあります。合併から11年が過ぎ、いまだ建設に至らないこの現状、そして市が建物の耐震性を問題視してきた中での熊本地震の発生、このような状況があるにもかかわらず、前回の支所移転計画のときと同じように、いたずらに先延ばしすることは無責任だと思います。当然、賛成、反対はあるでしょうが、もう結論を出す時期にあると私だけではなく、多くの岱明町民がそう思っていると思っております。

最後の3点目は、市の説明責任は十分果たされ、民意がきちんと反映されているということでもあります。住民と合意が得られておらず、十分な議論が交わされていないという方がおられます。しかし、私はそう思いません。1日も早い公民館の建てかえを望む岱明地区の住民の思いを、また、将来にわたって責任を持てる行政運営を期待する市民の声を執行部は真摯に受けとめ、誠実に説明責任を果たしてきたと思います。前回の支所移転案に賛同された方や今回の併設案に賛同されている方は、どのような思いでおられるのか。また、前回のように公民館の建設が先延ばしになってしまう。いつになれば公民館建設は軌道に乗っていくのか、などと心配をされている方がおられるのも事実です。

このようなこともあり、今年9月の地元区長会と地元議員との意見交換会で、前年度の岱明区長会の総会と同じく、我々も市の提案に賛同すると、我々6名の議員に明言をされました。その場で地元議員に対し、正式に思いが述べられたのであります。岱明ふれあい健康センターへの併設案は、一部の利用団体者を除き、区長会を初め多くの一般市民の賛同の上に計画をされています。そして重要なのは、岱明の公民館建設だけが例外ではありません。天水地区の集約化と同様に供用、兼用が基本となる効率的な施設の残し方をすることです。一体的に整備される市道改良により、岱明B&G海洋センターや中央公園グラウンドなど周辺施設の利用が再び活性化をされ、周辺地域の振興発展の可能性が期待できます。施設の建設費用や維持管理費用の御負担をいただくのは、利用者の方だけではありません。すべての市民が負うのであります。そのことが一番大切ではないでしょうか。賛否両論が出されていますが、御利用団体や区長会など地元住民との議論は尽くされており、あとは責任ある決断をするだけです。私は、将来を見据えたときに、既存の施設が有効に活用される岱明町、そして健康センターの複合施設設計業務委託料は必要と考え、原案に賛成の討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はございませんか。

[江田計司君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 9番、江田です。

今、田中議員からと小屋野議員からありました。要するに、公民館と岱明ふれあい健康センターと併設した場合には、供用開始は、これは田中議員からもありましたけども、平成31年7月からなんです。というのはなぜかというと、結局、今の岱明ふれあい健康センターは20年間で中規模改修せんといかんのです。ですから、その中規模改修をして終わったあとに、今度計画されているその公民館を、要するに平成30年10

月から建てるようになるんです。ですから、その間、時間があるわけですよ。ですから、あくまで岱明ふれあい健康センターを改修しながらその間に皆さんの意見を十分聞いて、そして併設がいいって言えば、それは併設でもよかです。だからその間が、やっぱり時間があくから、ここを十分地域住民の方とお話をして、意見交換をしたらどうだろうと思います。

それと、田中議員から、その地区公民館で体操してるといいますけれども、それでも介護認定がふえているわけです。ということはどういうことかということ、この地区公民館は介護予防より元気な方がやっておられるわけですね。ですから、今度のその岱明ふれあい健康センターを利用する人はまた違った利用の仕方があるわけです。ですから、岱明ふれあい健康センターは健康センター、公民館は公民館と、やっぱり利用の仕方が違うわけです。ですから。この辺は十分、今回、その設計だけ急いで、最終的には合併特例債は平成32年度中ですから、平成33年の3月いっぱいよかですよ。せっかくここ10年間かかったんですから、もうちょっと50年もかかる公民館ですから、十分検討して、特に、やっぱり避難の件とか、これから利用される皆さんの意見も十分聞いて検討されたらどうでしょうか。

それから請第6号岱明町公民館建設に関する請願は、前田総務委員長長の報告では、不採択でありました。私は、採択の立場で討論をいたします。

岱明町公民館建設には岱明町の長年の悲願であり、先ほど来説明をしてきたとおりであります。しかしながら、この利用者団体の意見は岱明町公民館建設については、住民も交えたプロジェクトチームをつくり、岱明町ふれあい健康センターへの併設案に加え、現地建てかえ案も視野に入れた十分な検討を行なう場をつくっていただく。これが要望であります。高寄市長がいつも言われております。「市民一人一人の思いが通じる、市民の市民による市民のための市政」が基本市政であるならば、この請第6号は採択すべきではないだろうかと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論ございませんか。

[福嶋讓治君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋讓治君。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） 13番、無党派の福嶋です。

ただいま両意見たくさん聞きました。4人聞きました。私は、修正案に賛成の立場で討論いたします。

江田議員の修正案を出された理由、近松議員の事細かな説明、非常にわかりやすく論理的だったと思っております。当然だろうと思っております。それと反対のその修正

案に対する反対意見に対しての中に、聞いておりました非常に利用者の視点からの意見がなかった。見方がなかったということ。それと、最終的に出された2メートル離す、離して建てなければいけない。その理由がどういうところにあったのか、どういうことなのか、そういうこともきちんと岱明の皆さんに特に説明をなされた上での結論を出すということが必要ではないかと私は考えております。その辺がまだ十分足りてない。だからもう少し説明を、話し合いしてもいいんじゃないかということ。

それと、現地建てかえは、この修正案に反対の方々からは、時間的に間に合わないというような意味合いの言葉が出ましたけれども、公共施設等建設特別委員会の中におきまして、現地建てかえでも十分間に合うというような意見交換がなされております。

そういうことも含めまして、皆さんに十分情報開示をした上での結論を求める方向にいくべきだと考えております。

私はこの修正案に対して賛成します。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[嶋村 徹君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 7番、市民クラブ、嶋村です。

私は、原案に対し賛成の立場で討論させていただきます。

岱明町公民館、岱明ふれあい健康センター併設については、これまで地元地区で数回にわたり検討を重ねられてきております。早急に集約複合化で計画どおり進めていただきたいと思っております。今後、高齢化が進む中で社会体育と福祉事業が連携して事業を行なっていくことに大変意義があると思っております。また、今回の計画は周辺開発と一体的に考えられており、岱明B&G海洋センター体育館と距離が近くなります。施設利用がこれまで以上に使いやすくなるのではないかと考え、ぜひ複合化で進めていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 討論がありませんならば、これにて討論を終結いたします。

議事の都合により、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時37分 休憩

---

午後 1時33分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第112号 専決処分事項の承認について 専決第11号  
平成28年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

以上、専決処分予算議案1件について、採決に入ります。ただいま採決に付しております議第112号に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第112号については、承認することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第113号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

以上、予算議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第114号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第115号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第116号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

議第117号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算  
（第2号）

議第118号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

議第119号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第120号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

以上、予算議案7件について、一括して採決いたします。ただいま採決に付しております予算議案7件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案7件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第113号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について、採決いたします。

初めに、まず、議第113号に対する、江田計司君ほか1名から提出された議員提出修正案、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設設計業務に関する歳入歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議題113号に対する議員提出修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第113号に対する議員提出修正案については、可決いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、原案について採決いたします。

議第113号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第113号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。ただいま修正議決されました議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第121号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第122号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第123号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案3件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第124号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第125号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第126号 玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案3件について、採決いたします。ただいま採決に付しております議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第121号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第121号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第121号については、原案のとおり決定いたしました。

議第122号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第122号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第122号については、原案のとおり決定いたしました。

議第123号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第123号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第123号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第127号 指定管理者の指定について

議第128号 指定管理者の指定について

議第129号 指定管理者の指定について

議第130号 普通財産の無償譲渡について

議第131号 普通財産の無償譲渡について

議第132号 普通財産の無償譲渡について

議第133号 普通財産の無償貸付けについて

議第134号 普通財産の無償貸付けについて

議第135号 普通財産の無償貸付けについて

議第136号 市道路線の認定について

議第137号 工事請負契約の変更について

議第138号 工事請負契約の変更について

以上、議案12件について採決いたします。ただいま採決に付しております議案12件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案12件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第6号 岱明町公民館建設に関する請願

以上、請願1件について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第6号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。請第6号については、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、請第6号については、採択することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第9号 玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情

以上、陳情1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

陳第10号 全小中学校への冷暖房設備の導入を求める陳情

以上、陳情1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第10号に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告の通り、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、陳第10号については、採択することに決定いたしました。

陳第9号 玉名市議会議員の政務活動費に関する陳情

以上、陳情1件について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第9号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳第9号について採択することに賛成の諸君の起

立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、陳第9号については、不採択と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

まず、付託事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長より、目下、総務委員会において審査中の陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情及び陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情の陳情2件について、建設経済委員長より、目下、建設経済委員会において審査中の陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情の陳情1件について、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案審議」を行いません。

議第139号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第142号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案4件を一括議題といたします。これより委員会付託を省略しておりました議第139号から議第142号までの人事案件4件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第139号から議第142号までの人事案件4件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議第139号から議第142号までの人事案件4件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第139号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第139号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第139号については、原案のとおり、推薦に同意することに決定いたしました。

議第140号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第140号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第140号については、原案のとおり、推薦に同意することに決定いたしました。

議第141号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第141号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第141号については、原案のとおり、推薦に同意することに決定いたしました。

議第142号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第142号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第142号については、原案のとおり、推薦に同意することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第5 委員会の中間報告

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「委員会の中間報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君。

〔公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君 登壇〕

○公共施設等建設特別委員長（福嶋譲治君） 去る11月24日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

まず岱明町公民館建設事業についてであります。執行部より、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センター複合施設の整備概要、10月31日開催の利用者団体との意見交換会の質疑内容、複合施設に係る12月補正予算の追加理由と要求内容、岱明町公民館建設に関連する岱明ふれあい健康センター外壁等改修や駐車場整備市道延伸の一体構想の工程と概算総事業費について説明がありました。

執行部から説明のあと、委員から、8月時点と今回の平面図を比べると公民館と岱明ふれあい健康センター共用部分が離れているがどうしてかとの質疑に、執行部から、8月の意見交換会のあと建物の形状、建築の方法等を関係所管課で検討したところ、法律的に問題があって2メートルほど離して設計しているとの答弁がありました。これに対して委員から、公民館から岱明ふれあい健康センター共用部分への移動はどうなるのかとの質疑に、執行部から、例えば、公民館の音楽室を利用する方が岱明ふれあい健康センターのサークルルームを利用されるとは想定しにくい。しかし、仮に行き来する場合でも、1人の方が事務室で鍵を借りる必要はあるが、残りの方は共用部分の玄関から直接サークルルームに行けるとの答弁がありました。また、委員から、最初の計画案と全く違う。10月の意見交換会でも現公民館での建てかえはない旨の発言がっており、併設でしか計画が進んでいないとの意見があり、執行部から、意見交換会の際は総合的に諸事情を検討した結果、現時点では、岱明ふれあい健康センターとの併設を進めるべきとの考えから、現時点では現公民館が建っている場所での建設は考えていないとの発言であったとの答弁がありました。

次に、委員から、併設での講堂の収容人数は何名になるのか、現公民館の収容人数はどうか、参考までに横島町公民館と改修後の天水町公民館はどうか。また、現在地に建てかえる場合、市道寺ノ前線の延伸はあるのかとの質疑に、執行部から、併設案の講堂と横島町公民館多目的ホールが同規模で300人が収容可能。現岱明町公民館の講堂で250人、改修後の天水町公民館は面積から300人弱の収容人数が想定される。また、現時点では寺ノ前線の延伸については、併設に伴う計画であり、現在地建てかえのことは考えていないとの答弁がありました。これに対して委員から、町の人口規模で比較した場合、講堂の収容面積が足りないとの意見があるとの意見に対し、執行部から、今後構造的に床面積の拡張が可能かどうか十分検討するとの答弁がありました。

次に、委員から、建築基準法により、公民館と岱明ふれあい健康センターの間を2メートル程度離す必要があるとのことだが、複合施設をつくるのなら一体化したほうが執行部の考えに合致するのではないか。また、社会、教育施設である公民館と福祉施設である岱明ふれあい健康センターを併設する場合、法律上問題はないのかとの質疑に、執行部から、近隣市町においても支所、図書館、公民館等を1つの建物にいくつもの機能を有した複合施設が現に存在しており、法的な問題は無いものと考えたとの答弁がありました。また、施設が老朽化して市の土地があるから、そこに建てるといったふうで総合的な開発計画がないまま事業が進められている感じを受ける。市道延伸により岱明中央公園と接続するのであれば岱明ふれあい健康センター北側の農地も含めた総合的な計画の考えはないのかとの質疑があり、執行部から、現時点では市道延伸による周辺農地についての計画はないが、市道延伸により、将来的には宅地化が進むことも予想される。公共的な施設が必要ということになれば、市として活用を考える価値はある。更新時期を迎える岱明中央公園の整備も合わせてトータル的に考えていく必要があると考えたとの答弁がありました。これに対して委員から、公民館建設の問題にしても、公民館の建てかえだけでなく総合計画の見直しもあっていることから、市道延伸による施設の集約といった岱明町の将来的な展望も示していかないと話がまとまらないのではないかとの意見があり、執行部から、この場所を活性化するためにも公民館を岱明ふれあい健康センターに集約し岱明中央公園の利活用のためにも、まずは市道を延伸して一体的な整備につなげたいとの答弁がありました。

次に、委員から、市道寺ノ前線の延伸が里道に沿って計画されているが、里道は活用しつつ岱明ふれあい健康センターと北側の岱明B&G海洋センターを直線でつなげることはできないのかとの質疑があり、執行部から、複数の案を検討したが、最も残地が少ないことから里道を活用した計画となった。今後、設計の段階で地権者の了解が得られれば、できるだけ直線に近い形で検討することは大きなことと考えたとの答弁がありました。

次に、委員から、これまで数度意見交換会が行なわれているが、現在地建てかえを要望されている意見が多いように思う。いろいろな意見があるとの執行部の説明であるが、これまでの説明が執行部が予定している方向に誘導されている部分もあるのではないかと感じる。また岱明町時代に公民館を現在地に建てかえるとの理由で土地を売った方への説明はどうするのかとの質疑に、執行部から、岱明ふれあい健康センターとの併設については、これまで岱明地区の地域協議会を初め、区長や利用者団体との意見交換会等にて1年かけて説明を重ねてきている。また、土地の買収の件は、実際には旧岱明町の土地との交換で、現公民館の裏の土地を確保している。議会の一般質問があった数日後に当時の地権者を訪ねて説明し了解していただいているとの答弁がありました。

次に、岱明支所庁舎利活用事業の進捗状況について執行部より、工期を12月22日までとし岱明支所の2階を図書館、3階を有明広域行政事務組合の事務所として大規模改修を行なっている。3階部分については、ほぼ工事が終了しており、消防署等の検査と室内のクリーニング等を行ない、年末には有明広域行政事務組合による事務所移転がなされて、年明けには業務を開始する予定である。2階の図書館については、本棚等の設置が残っているが、年明けから移転と開館の準備に入り、4月に開館予定との説明がありました。

次に、天水支所周辺施設集約化事業について8月22日の住民説明会で出され要望により修正があった点と今後のスケジュールについて説明がありました。執行部からの説明の後、委員から、公民館建設の入札は終わっているのか。また、基本設計の修正図では大研修室ホールが図書館の横に配置されているが、これについての意見は出なかったのか、防音は完璧にできるのかとの質疑があり、執行部から、現在は解体工事の段階で工事発注はそのあと平成29年度からになる。また、大研修室ホールと図書館が接することで防音の問題について数名の方から意見をいただいている。完全防音とはなっていないが、コンクリート壁を厚くし、全面ではないにしても、間に倉庫を設けていることで防音対策をとっている。実施設計の際にも対策を講じることができないかお願いしているとの答弁がありました。

次に、委員から、公民館を建設するまでの一定期間公民館を利用できなくなるが、他の施設を利用するなどして公民館講座を開催する計画はあるのかとの質疑に、執行部から、主催講座については、中央公民館や横島町公民館等にて実施したいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、公民館ごとに施設使用料が違うが公民館講座では、天水町公民館の料金で他の施設を利用できるようにするのかとの質疑があり、執行部から、公民館の使用料は玉名市公民館条例で規定しているため、使用する公民館の料金を支払ってもらう必要があるとの答弁があり、これに対し委員から、利用者との話し合いを行なったのかとの質疑に、執行部から、使用料については、市民団体との具体的



な話し合いはしていないが、自主講座の開催について周辺施設を利用して行なってもらおうよう協力をお願いはしてあるとの答弁があり、委員から、利用団体には早めに話し合いの場を持ってほしいとの意見がありました。また、委員から、地元の利用者は他の町の公民館を借りるのにちゅうちょされるところがあって、近くの民間施設等の利用を考えている。そういうところも考慮して不便を来さないように話し合いをもって進めてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、天水町公民館の大研修室ホールの収容人員は300人弱とのことだが、駐車場の整備はなされているのかとの質疑があり、執行部から、支所があいた際には駐車場として利用するとの話は出ているが、今後検討していくとの答弁があり、委員から、施設が完成して駐車場がないとなると非常に困る。駐車場の整備も同時進行で進めてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、読み聞かせコーナーの位置について、まだ変更はできるのかとの質疑に、執行部から、玉名市の図書館協議会の役員で天水地区出身の役員と協議することとしている。時期的に厳しいが、納得していただくよう話し合いを進めていくとの答弁がありました。

次に、市庁舎跡地利活用に関することについて、旧市庁舎跡地は、玉名第1保育所の建てかえ用地の一つであることに変わりはないことから、新たな基本構想の策定については見送ることとしているとの説明があり、続いて、旧庁舎解体工事について建物自体の解体がほぼ完了しており、12月22日までは終了する予定である。旧庁舎本館の解体後は文化センターの駐車場として整備することとしており、駐車台数は従来の北側駐車場と合わせて約106台となる予定。跡地の利用が確定するまでは、立体駐車場と別館南側の跡地については、進入禁止とするとの説明がありました。説明のあと、委員から、旧庁舎東側の店舗が改築されているが、旧庁舎の解体工事に関係はあるのかとの質疑があり、執行部から、旧庁舎の解体工事には関係ない。市が貸し付けている土地ではあるが、建物の老朽化により自主的に改修が行なわれているものとの答弁があり、委員から、市の土地であるなら、事前に相談がなかったのかとの質疑に、賃貸借契約の関係で、事前に改修したい旨の話は聞いているとの答弁がありました。

次に、委員から、旧庁舎東側の市道は通学道路で、歩道もないことから、旧庁舎跡地東側の13軒も含めて、総合的に計画していく必要があるとの答弁があったと思うが、市内部での話し合いはあっていないのかとの質疑に、執行部から、旧庁舎跡地がどういった利用になるかわかってくることから、市内部での検討はしていない。ただ、危険な道路であるという認識は持っているので、旧庁舎の跡地利用を明確にした上でやっていきたいとの答弁がありました。また、委員から、旧庁舎東側の道路は岱明、横島、天水方面から現在の市役所に行くための主要な道路であり、以前から拡幅をお願いしてい

る。1件でも市有地があるのなら、賃貸借契約の更新の際にでも移転や解体の条件はつけられないのかとの質疑があり、執行部から、この道路問題については早期解消に向けて市内部で協議を進めるとの答弁がありました。

次に、委員から、砂天神付近も拡幅されることから、今後は庁舎跡地東側の道路が一番の障害となってくる。庁舎跡地は玉名市の核となる場所であり、東側道路も含めた行政としての長期計画をもってまちづくりをしていく必要があるのではないかとの意見があり、また、旧庁舎東側の市道の拡幅をどうするかを考えた場合、市道沿いの民家の代替地として庁舎跡地を活用するような計画が必要ではないかとの意見がありました。これらの意見を踏まえて、この問題は市全体の問題として共有してもらって、まず協議なり公の場で検討してもらうようこの特別委員会として要望する。また、その検討結果の報告をお願いするとの意見がありました。

次に、委員から、玉名第1保育所は建てかえ地を検討されているが、今ある候補地の中で決まりそうかとの質疑があり、執行部から、議会に示している4候補地のそれぞれで問題があり、結論は出ていない。旧庁舎跡地も含めたところで検討しているとの答弁があり、これに対し委員から、これら市有地への建設が困難な場合は、民地への建設の可能性もあるのか、候補地は市有地のみかとの質疑があり、執行部から、今現在は市有地で検討しているが、状況的に困難な場合は当然民地も候補地として検討していくことになるとの答弁がありました。

次に、市民会館建設に関することについて執行部から、実施設計を進める過程において消防法の関係法令に適合するよう、動線等に微調整が必要となったため、変更箇所について説明がありました。

説明のあと、委員から、市民会館の駐車場として市役所の駐車場や市職員駐車場を利用することも考えられるが、市職員駐車場から福祉センターを通り抜けるような道路の考えはないかとの質疑に、執行部から、福祉センター北側は社会福祉協議会の公用車駐車場があり、公用車が建物の下を通っている。歩いて通り抜けることはできるが、一般の車の通り抜けは考えていない。市民会館の利用者であれば、市道側に入り口があるため、合同庁舎東側の歩道を利用されると思われるとの答弁がありました。

次に、委員から、利用頻度を上げる対策はあるのか。また、管理運営は引き続き自治振興公社に任せていくのかとの質疑があり、執行部から、市民会館の管理は平成27年度から平成31年度までの5カ年間、自治振興公社に指定管理をお願いしている。また、利用頻度を上げる対策について具体的には進んでいないが、自治振興公社の運営には市職員も関与していることから、今後対策を検討していくとの答弁がありました。これに対して委員から、新しい施設を建設するのであれば、多くの利用があつて費用対効果が大幅に望めるというような目的で建設されるものと考えている。建設が完了し、オ

オープンするときには、スケジュールが8割程度は埋まっているぐらいでないと、費用対効果は望めないのではないかと。稼働率を重点課題において今後検討を進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、委員から、市民会館の進入口について東側正面出入り口と福祉センター側からのみでは混雑が予想される。シルバー人材センター方面からの出入り口を整備して渋滞を解消するような計画はあるのかと質疑があり、執行部から、シルバー人材センター南側の道路は、通行は可能であるが、道路の幅員が十分ではないため、活用するのであれば、対策を講じる必要がある。また、来るときより帰るときのほうが集中することから出口が分散するような考え方をもちて検討していくとの答弁がありました。また、委員から、身体障がい者用の駐車場が正面入り口に一番近い場所になく、福祉センター側に配置されている理由はとの質疑に、執行部から、雨天時に濡れないよう配慮して配置しているとの答弁がありました。

次に、委員から、西側の59台分の駐車場は必要なのか。建設位置を西側に移動して、関係者のみの駐車場にはできなかったのか。駐車場が分散するほど無駄なスペースができるのではとの質疑があり、執行部から、駐車場を1カ所にまとめればロスなく、効率的に台数がふえることは理解できる。西側に駐車場を配置する理由は、福祉センター利用者との共用駐車場を整備することが1つと、当初からできる限り福祉センター正面に建物が来ないように要望があっていたためとの答弁がありました。また、委員から、介護保険の総合事業の関係で、福祉センターの利用者は今後ふえるのではないかと。福祉センター利用をどう見ているかとの質疑に、執行部から、現在介護予防のための機能訓練はシルバー人材センターで行なっておりで、来年度から福祉センターで実施するかは未定。仮に福祉センターで行なうにしても週に1回昼間の利用となり、総合事業で急激にふえることはないと思われるとの答弁があり、また、執行部から、市民会館の駐車場については、周辺施設の駐車場の運用も含めて調整していくとの答弁がありました。

次に、委員から、市民会館完成後、事務室は移るのかとの質疑に、執行部から、現在の管理棟ですべてを管理するには無理があることから、両方に管理事務室を設けている。どちらがメインになるかは、まだ決定していないとの答弁がありました。

次に、委員から、福祉センターには福祉車両や福祉バスの乗り入れも考えられるが、福祉センターとしては支障はないのかとの質疑があり、執行部から、平日に福祉センターと市民会館両方の利用が重なった場合は、駐車場は混雑すると思われるとの答弁があり、委員から、市民会館の年間の利用率を仮に50%としても、当然平日の利用もふえることから駐車場は混雑するのではないかととの意見があり、執行部から、平日で利用が重なる際には、お互いの施設で利用者に迷惑がかからないような対策をとっていく必要

があるとの答弁がありました。

次に、委員から、ホールは1,200席以上でないと採算が取れないため、外部からのイベント開催が難しいとの意見を聞くが、採算を考えた場合の稼働率アップは厳しいのではないかと意見が多いとの意見がありました。

最後に、サッカー場建設に関して執行部より、伊倉中北地区におけるサッカー場建設の概要。サッカー場建設に関する指導者向け調査結果。建設までのスケジュール。防災公園での整備は補助対象外であるとの説明がありました。

執行部からの説明のあと、委員から、前回の委員会でこの候補地は県道の渋滞にもつながることから、サッカー場の建設地には向かない。九州看護福祉大学付近スーパー林道沿いの土地など検討はしたのかとの質疑があり、執行部から、今回、他の候補地の調査まではできていない。九州看護福祉大学付近にスーパー林道が通っているが、スーパー林道沿いの農協所有の土地については、宅地造成の計画があったと聞いている。しかし、この場所は段差があり、傾斜が急なため、住宅の造成には不向きな場所で、計画は実施されなかったという経緯があると聞いたことがあります。サッカー場を建設するとすると厳しい場所ではないかと考えるとの答弁がありました。

次に、委員から、この候補地については、前回の委員会で反対する意見が多く、他の候補地にも広げて検討し直すような委員会としての意見だったのではとの意見がありました。

次に、委員から、今年の高校総体では総合体育館の使用はできなかったが国道208号線沿いが非常に混雑した。県道沿いでは渋滞の原因にもなり、この場所では厳しいのではないかと。また、場所的に傾斜地の際に位置するため、雨水も流れ込む。排水については検討したのかとの質疑があり、このほか今回候補地になっている地区には桃田運動公園、一本松団地や世間部方面からも排水が来ている。この場所にサッカー場建設した場合、雨量に対する排水機場の能力が十分か検討はしてあるのかとの質疑があり、執行部から、傾斜地際の際の道路横に排水設備があり、その周辺でいえば候補地から県道沿いにも用水路がある。また、凸版印刷付近には豊水方向に排水路が通っている状況である。1メートル程度の盛り土をして、開放型の調整池を整備することで解消できるものと想定している。現時点では流量計算をした上で候補地の選定をしているわけではない。今後、基本設計の中で検討していくことになるとの答弁がありました。

次に、委員から、サッカー場は主にどこからの利用を想定しているのかとの質疑に、執行部から、市内の小中学校等の利用も考えているが、サッカー協会からも2面あれば対外試合もできると聞いている。それで対外試合の誘致についても行なっていこうと考えているとの答弁があり、これに対し委員から、市外からの利用となると、菊水インター方面、国道208号線方面、河内方面から県道1号線に集中する。開催時には天水、横

島のほうは県道が混雑して通行ができなくなる。ほかに候補地はないのかとの質疑があり、執行部から、候補地については、サッカー場建設検討委員会でも最初の候補地10カ所以外には出なかったとの答弁がありました。

次に、委員から、この候補地は取りつけ道路が悪すぎる。桃田運動公園の市民プールも老朽化していることから、金栗記念広場をプール側に拡張して整備することはできないかとの質疑があり、執行部から、金栗記念広場を拡張し、建設する案については、建設検討委員会でも検討しているが、その際は駐車場方向への拡張についてであった。駐車場がかなり減り運動公園自体の機能は損なわれることから断念している。市民プールはレジャー施設でもあり、夏場の憩いの場にもなっていることから、サッカー場建設のために廃止することは難しいのではないかと考えるとの答弁がありました。

次に、委員から、排水の問題、道路環境からこの場所はサッカー場建設に不向きとの見解が多いように感じる。再度この場所でいいのか検討してほしいとの意見がありました。

以上、審査案件に対する質疑応答のあと、今後も引き続き調査、慎重審議する必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の間接報告は終わりました。

議会基本条例検討特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

議会基本条例検討特別委員長 江田計司君。

[議会基本条例検討特別委員長 江田計司君 登壇]

○議会基本条例検討特別委員長（江田計司君） こんにちは、皆さんお疲れです。

議会基本条例検討特別委員会で調査中の議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項につきまして、その途中経過を報告いたします。

先の第5回定例会におきまして、当委員会が全会一致の可決により設置され、以降、実質的な調査研究へと入ることになりました。当委員会の設置に伴い、本市議会が正式に議会基本条例の議論に入ったことで、本市の議会改革が最も重大な局面を迎えるに至ったことは申すまでもなく、当委員会の判断は、今後の玉名市議会のあり方とその方向性を決定づけるものであり、非常に重要な責務を担っているものであります。

今回の中間報告に至るまで、11月21日招集の第2回委員会、12月16日招集の第3回委員会と2回の委員会を開催しておりますので、それぞれの経過を御報告させていただきます。

それではまず、11月21日招集の第2回委員会の経過について御報告申し上げます。

当委員会が議会基本条例の調査研究を進めていくに当たり、まず議会基本条例がどのような経緯の中から誕生したのか、また、どういう趣旨のものなのか制度の理解を深め、委員会における議論の充実、向上に資するべく、改めて第一義的に議会基本条例の概要から調査研究を開始いたしました。

そこで、議会基本条例が誕生するに至った背景について、4つの点を踏まえ、そこからなぜ議会基本条例が必要なのか、条例制定の必要性の考察を行っております。そこで、議員各位にも委員会の調査内容を理解していただくに当たり、導入部として議会基本条例誕生の背景についてこの場を借りて、あえて述べさせていただきたいと存じます。

議会基本条例の誕生の背景の1点目は、現在の日本の政治制度の大きな転換点があったこと。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、それまで機関委任事務に象徴される、いわゆる中央集権体制であった日本の政治制度が、自治体が基本となる地方分権へ移行し、分権時代に突入した。地方の首長を国の下部機関と位置づけ、事務処理させていたこの機関委任事務が、地方分権一括法の施行により廃止されるとともに、それに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権と通達行政も廃止。それまで地方議会の関与は一切及ばなかった機関委任事務は、法律に基づく自治事務や法定受託事務へ再編されるとともに、条例制定権を初めとする地方議会への関与が及ぶよう改められ、その事務に地方自治体が独自に工夫する余地が生まれることとなる。これにより、地域社会にかかわる施策を議会が決める割合が増加し、地方議会への役割が拡大した。

議会基本条例誕生の背景の2点目は、日本の地方制度とその現状にある。現在の地方議会の制度は、二元代表制とされ、首長、議会が共に住民から直接選挙によって選ばれるとともに、この関係において両者は対等かつチェック・アンド・バランスの緊張した関係に立つとされている。しかしながら、実際は強い首長制であり、首長と議会が対等な関係の二元代表制にあるという考えには大きな誤りがあると言わざるを得ない。

議会基本条例誕生の背景の3点目は、二元代表制と首長制の問題点にある。通説的に車の両輪に例えられる二元代表制だが、実際に議会権限は乏しく、半面、首長権限は、予算編成権、人事権、再議権、議会の招集権、議案提出権、議会の解散権など多岐にわたり、非常に手厚いということ。これは戦後につくられた日本の司法制度の最も大きな特徴であり、制度として戦後70年近く変化していない。つまりは、現行の地方制度は首長に大きな権限を与え、議会は首長主導統制のもとで活動するという首長主導型の自治体運営である。実務上でも議会は首長より不利な立場にある。

議会基本条例誕生の背景の4点目は、議会改革の必要性が生まれてきたこと。議会、

議員を取り巻く現状、実態を見ると、現行の日本の制度は、議会に対し首長が優位に立つ仕組み。また、住民やマスコミ等、議会に対する批判は絶えないが、要望は多いといった屈折した状況にある。そして何より、議会の権限が乏しいといった制度的な限界から、議会は機能不全に陥っている。

このような状況の中、住民や有権者から議会不信にどう対処するか、現行の非力な議会権限をどう拡大するか、それが議会改革の命題となり、議会改革の必要性が生まれてきた。

以上のような点から、地方議会が置かれている現状を変革するために、現在の強い首長制の制度からその手法を変えるという議会改革の気運が醸成されてまいりました。その手法の1つ目が、議会の役割をできる限り首長と同格の姿に近づけること。それはつまり議会権限と機能の強化。そして手法の2つ目が、住民に見えるわかりやすい議会、有権者の納得が得られる議会審議など、地方議会のあり方を大幅に変える新機軸を導入すること。それはつまり、議会審議の透明性の向上と議員の説明責任の明確化、こうした議会改革の手法を制度として固定化し、継続性のあるものにするという検討の中から、平成18年5月、北海道栗山町が全国で初めて、議会基本条例を導入し、これ以降議会改革のあり方を具体的に示す成果として栗山町の議会基本条例が注目を集め、全国へと広まることとなってきたわけであります。

戦後、日本の長きにわたって地方議会が首長主導で運営されてきたことを反省し、これまで受け身だった議会の体制のあり方を大きく改めるとともに、議会を活発な議論の場に変えることを目的とした新しい制度設計の必要性、これこそが議会基本条例の誕生の理由と言えます。

こうした経緯から始まった議会基本条例制定の取り組みではありますが、その制度状況を見てみますと、都道府県では47団体に対し、9団体が制定し、制定率19.1%、市区では813団体に対し444団体が制定し、制定率は54.6%、町村では928団体に対し、246団体が制定し、制定率26.5%、熊本県内の状況を見てみますと、県が未制定、市は14団体のうち7団体が制定し、制定率50%、町村では31団体に対し、6団体が制定し、制定率19.4%、全国初の議会基本条例の制定から既に10年の歳月が経過し、その間、それぞれの自治体ごとに条例の規定の仕方は異なるようになり、そのとらえ方にも差異が生まれてきております。

以上、議会基本条例の概要を念頭に置いた上で、当委員会では、まず議会基本条例に対する委員相互の認識や見解について自由に発言をいただき、委員間での議論を行ないました。そこでどういった意見が出されたのか、委員からの主だった意見を報告させていただきます。

現状肯定論としては、次のような意見が出されました。

意見1、議会基本条例制定の是非は別として、今でも我々は地方自治法にのっとり、議会の権限については各人差はあれども理解して行動している。議会基本条例の一般的な規定事項についても、その半分以上を本市は行なっている。それを明文化してわかりやすくするのであれば何も問題はないが、逆にまた、わざわざ明文化しなくても、我々はちゃんと行動しているものと認識をしている。また、地方分権が進み、市長が絶対的な権限を持ったとされているが、だからといって議員は何もできないとは思っていない。実際には我々はそれなりに権限を持っているし、チェック機能も発揮している。特に玉名市議会は予算の削除を頻繁に行なっており、両輪としての役割が十分に果たしていると考えている。

意見2、議会基本条例を制定しなくても同じことは今でも十分できる。ただ、我々の活動が足らずに今やっていないというだけの話であって、議会基本条例を制定すればできて、今ができないというわけではない。そういう意味では我々自身が反省をしなければならない。また、明文化した方がやりやすいというが、逆に明文化すれば条例に縛られるし、条例というのは簡単に見直せるものではない。

条例待望論としては次のような意見が出されました。

意見1、玉名市も先の定例会の中で自治基本条例を制定した。それに伴って議会としてもちゃんと議会基本条例を定め、それにのっとり動き、仕事をするに定めるのが一番明確で、市民の方々にもわかりやすい。全国を見ても、市の過半数が議会基本条例を制定している状況にある。市民の方々にわかりやすい議会の運営をし、議会が条例ののっとり活動していることをわかっていただくためにも、速やかに条例を制定すべき。

意見2、議会基本条例の制定に当たって一番大事なものは、議会と市民の関係がどうかということ。議会と市民でいろんな議論ができるよう、条例によって進めていく。次に、議会と執行部との討論を条例で規定するのも重要なところ。また、議員相互の活発な討議も条例に規定しておれば、いろんなところで議員だけの討議もできると思う。さらに、市民の中での問題は議会報告会で取り上げ、市民に対する広報も、今は「議会だより」しかないが、条例に議会報告会を規定し、条例に基づきちゃんと報告をする。また、議員は、市民の意見を聞いて提案をしているが、いろんな団体と意見交換会をしたあとに提案するような場も条例に規定すれば、結構いい議会運営ができるものと考えられる。今より一歩先に進んだことをするためには、やはり議会基本条例を制定すべき。

意見3、議員が一生懸命に活動しているが、まずその中身を市民にわかってもらえていない。市民の付託を受けて市民の代表として市政の場に上がってきている議員の一番の活動は、市政に対しての議論。今の玉名市議会では非常に活発に議論していると思うが、委員会でも賛成者、反対者、もっとお互いの意見をぶつけあってもいいし、全員協議会の中でも、意見を叩き合い、合意形成をして、よりよい方向に玉名市政をもって



いく。こういう議論がまだまだ不足していると感じるし、これを制度化できないかと考える。また、議員の活動も市民にわかってもらう意味でも議会報告会を条例に規定し、年に何回か行なうべき。そういった中で、議員は4年に一度選挙で洗礼を受けていかねばならないと思う。時代の変化に合わせた議会の活性化、これには議会基本条例が必要であると考えます。

意見4、議会、議員に対して、市民からいろいろな要望が上がってくる。しかしながら、その多数の要望を執行部に訴えてもなかなか採択してもらえない。議会に対して要望が上がっているのであるから、やはり議員間で議論し、議論した上で、執行部と要望を採択すべきか、否かの議論ができるような議会にしていかなければならない。ただ単に執行部より提案されたものを議論しているだけでは、二代表制とは言えない。玉名市も自治基本条例をつくった。だからこそ議会もあえてきっちりと議会基本条例をつくって議論をしあうべき。

以上のような意見に基づき、委員間での議論が交わされたところでもあります。

次に、これらの意見を踏まえて、改めて当委員会の設置の趣旨に基づき、委員各位の条例制定に向けた認識の確認を行っております。

そもそも当委員会は、各派代表者会議での協議決定に基づき、議会基本条例をつくることを前提に特別委員会設置が提案され、条例制定の方向で検討していくこととされています。

委員からも、当委員会が設置された経緯に鑑み、やはり条例制定に向けてみんなで活発な議論を行なうとともに、委員それぞれ各会派等から選出されていることを認識し、委員外議員からもしっかりと意見の聴取を行ない、また、集約した意見をこの特別委員会の議論の場へと持ちより、条例制定に向けた検討を推進すべきと提言され、その旨を委員各位、共通認識として確認した次第であります。

次に、委員会調査の進め方でもあります。当委員会の今後の具体的展開の方法について協議をしております。また、委員会を大きく前半と後半の二部構成として展開すること。前半において行なうことは、条例制定に当たって、議会を根本に据える考えとなる基本理念の制定、現行制度の確認、検討事項の選定と抽出、その後抽出された検討事項の精査と課題・問題点の洗い出し、事項別の改善点の整理、後半において行なうことは、前半の抽出した各事項の要素を組み合わせでの条例草案の起案作業。草案について文言、条項等の詳細を検討しながら修正を加えていき、委員会における最終結審及び最終的に条例を形づくるものとなる委員会報告書の作成。

以上の内容にて委員会の調査を具体的に展開していく旨、委員各位、了承いたしました。

最後に、今後のスケジュールに関し、来年10月が市議会議員一般選挙に当たり、そ

れまで条例をつくり上げるのか、もしくはそれ以降つくり上げる形で委員会を進めるのかといった点について協議をしております。委員長一任といった声もございましたが、委員会調査の具体的な展開の中で、今後、先進地の視察を行なう段階で、ある程度の条例の形が見えてくること、さらには来年2月に予定している有識者を招いての議会制度研修会で、議会基本条例に対する研さんを深めることで、議員全体の意識が醸成されれば、条例の制定はスムーズにいくだろうとの見解が委員の間で示されました。

よって、当委員会の方針として、あくまで来年の選挙までにできるだけ早い段階で条例制定を目指すことで、そのためには、月1回以上、委員会を開催していくことを委員各位、了解した上で第2回委員会を閉会いたしました。

かわって、12月16日招集の第3回委員会の経過について報告いたします。

この委員会では、議会基本条例における基本理念について議題とし、協議しております。議会基本条例の議論を進めていくに当たり、条例制定に向けた共通認識だけではなく、議会として、その根本に据える基本理念の制定が必要となるため、基本理念についての考察を行なうとともに、構築に向けた協議を行なった次第であります。

この基本理念とは、どういった議会づくりを目指していくのか。また、玉名市議会のあり方、ビジョン、価値観というものをただ漠然とした概念でなく、言葉として明確に定義することで、この基本理念の存在をこれから議会基本条例制定の議論をしていく上での、最も大きな指標とするものであります。また、この基本理念を実現するための手段や具体的方策を当委員会では、基本方向、基本方針と称することといたしております。

基本理念の構築に向けて、委員から出されました主だった意見について御報告いたします。

意見1、合併前と比較し、合併後は7万市民の自治体の議員ということで、責任も大きくなったし活動範囲も広がって自覚と責任を問われるなど、みずから思うようになった。日々、普通に生活していても、市の代表であるとの自覚を持つことを要求される。行政視察により、他市へ訪問する際も玉名市の代表であるとの自覚を持ち、当然のことながら、恥ずかしいと批判される事はしてはならない。それが基本的なところで必要でもあるし、自覚を持っていなければならないとの心構えは基本理念にうたうものと考え。

意見2、会議における議員の途中退席も多く、そうした出席状況について、今議会報にも明確に公開できないような状況にある。しかしながら、きちっとした退席理由があれば、ちゃんと申し出て公開できるわけであり、こういう議員の資質をきっちりと条例で定め、それをちゃんと議会報にも公開することで、市民に開かれた議会をきっちりと見せていくような基本理念を定めるべき。

意見3、市民に開かれた議会を理念とするなら、議会運営委員会や全員協議会も含め、すべての会議が録画でいつでも視聴可能でなければならないと考える。また、現行の委員会中継は議員席しか映していないが、執行部の認識を高めるためにも、執行部答弁の際は執行部を映すなどの規定をうたい、議会と対等とすべき、特に執行部への反問権を危惧するものであれば、それだけのことはしていかなければならない。そういうことも含めて、玉名市では今後、将来にわたって、どういう方向で議会運営をやっていくのかを基本理念として検討すべき。また、新人の方々が、玉名市議会の基本理念を認識されて議員に立候補されるような内容とすべく、みんなでいろんな意見を出し合ってじっくり検討を進めるべき。

意見4、市民に信頼されて、いかに議会と市民がより近くに思えるのかというのが基本理念の根底だと思われる。議員の報酬や定数も含めて、市民がどういう考えを持っているのか、そういう意見を聞くことが大切である。議会がおかしな行動をとらないための基本理念を定めるべき。

以上のような意見が交わされたところです。また、その他意見の総括といたしますと、複数の委員の意見に共通していたのは、やはり基本理念はわかりやすく、端的に短文でまとめ、その実現手段である基本方向、基本方針での項目を充実させればよいといったものが主でありました。この基本理念の制定については、今後も十分な議論を尽くすべく、引き続き、さらなる検討を重ねることとし、あわせて委員各位には、一旦、各会派等に持ち帰っていただき、会派内の案をある程度取りまとめた上で、次回の委員会に持ち寄り報告するという事で委員各位、了承をいたしました。

最後に、委員から、当委員会での調査の大まかな内容や方向性については、委員会から全議員に報告し、進捗状況を最低限理解してもらおうということをまめに行なったほうがいいのではとの提言がなされ、本件について委員各位、了承し、第3回委員会を閉会いたしました。

また、当委員会では、この取り決めにに基づき、議員各位に対しまして、今後委員会調査の進捗の状況を随時報告書にてお知らせをしております。報告内容における不明な点につきましては、各自事務局及び委員にお尋ねをいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、当委員会におきまして、今後も引き続き、玉名市議会を代表して議会基本条例の速やかな制定に向け、充実した調査研究と積極的な協議、検討の実施を継続してまいりますので、議員各位の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、議会基本条例検討特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、議会基本条例検討特別委員長の中間報告は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第6 議員派遣の件

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

〔議会事務局次長 荒木 勇君 登壇〕

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

まず1件目でございます。

派遣目的、第24回熊本県市議会議員研修会出席のため

派遣場所、熊本県熊本市

派遣期間、平成29年2月6日の1日間

派遣議員、全議員となります。

これは、地方自治の確立と都市の交流発展を目的に、熊本県下14市の議長をもって組織されます熊本県市議会議長会主催によります熊本県市議会議員研修会には、熊本県下14市の全議員が出席されることとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

続きまして、2件目でございます。

派遣目的、玉名市議会議員研修会出席のため

派遣場所、玉名市役所本庁4階第2委員会室

派遣期間、平成29年2月17日の1日間

派遣議員、全議員となります。

これは、玉名市議会が議会制度に関する研修会を開催するに当たり、全議員が出席されることとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

---

午後 3時53分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りします。

日程第7 市長提出追加議案上程

議第143号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

日程第8 提案理由の説明

日程第9 追加報告（1件）

日程第10 議案の委員会付託

日程第11 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

日程第12 質疑・討論・採決

（議第143号）

日程第13 意見書案上程

意見書案第7号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

日程第14 意見書案審議（質疑・討論・採決）

（意見書案第7号）

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第7 市長提出追加議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出追加議案を上程します。

議第143号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）以上議案1件を議題とします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

合わせて申し上げます。

ただいま議題となっております議第143号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）につきましては、本日定刻前に市長より議会に追加提出されたものであります。一般会計補正予算につきましては、先ほどの採決で、議第113号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第8号）が修正可決されたことに伴い、議第143号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）の補正前の額に移動が生じております。よって、この際、お諮りいたします。

議第143号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議第143号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

〔総務部長 上嶋 晃君 登壇〕

○総務部長（上嶋 晃君） 本日、追加提案いたしました議第143号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の追加は、熊本地震被災家屋等の災害廃棄物処理について環境省の災害査定が行なわれ、11月末に事業費の決定がなされたことに伴い、補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

それでは、お手元に資料をお配りしておりますが、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,322万6,000円を追加するものでございます。歳入につきましては、10款地方交付税は1億4,649万3,000円の追加でございます。普通交付税2,300万3,000円の追加

で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。特別交付税1億2,349万円の追加で、12月交付額の決定により、災害廃棄物処理に係る事業費から国庫補助金を除いた額の95%が特別交付税として措置されたものでございます。14款国庫支出金は8,833万3,000円の追加で、災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。21款市債は4,160万円の減額で、災害廃棄物処理に係る事業費について特別交付税により措置されたため、全額を廃止するものでございます。

歳出につきましては、4款衛生費は1億9,322万6,000円の追加で、主に災害ごみの仮置き場管理運営、収集運搬並びに処分の業務委託に係る予算の追加などございます。

次に、第2表繰越明許費補正につきまして御説明申し上げます。まず、公営住宅ストック総合改善事業は、横島の桜谷団地外壁補修工事について11月に2度の入札を行ないましたが、業者が辞退したことで不調となり、今後、国や県との調整に不測の日数を必要とするため、年度内の工事完了が見込めないことから繰り越すものでございます。また、玉陵中学校部室棟新築工事につきましては、排水計画など開発行為許可申請内容の変更に対応する必要があるため、部室等の設計業務、建設工事に遅れが生じたため繰り越すものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、災害廃棄物対策事業を廃止するものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げますが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第9 追加報告

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「追加報告」を行ないます。

報告第9号専決処分の報告について、専決第12号、以上、1件の報告があります。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 追加議案書の1ページをお願いいたします。

報告第9号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、平成28年7月25日午前9時ごろ、玉名市役所本庁舎南側駐車場において市職員が運転する公用車が相手方所有の軽自動車と接触し、左後方フェ

ンダーを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は100%にあたる5万1,580円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物権災害共済会の自動車共済より全額給付されます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、追加報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第10、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第143号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）の市長提出議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議第143号につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案付託表

##### 総務委員会

議第143号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）  
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部 ④衛生費・第3表地方債補正）

##### 建設経済委員会

議第143号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）  
（第2表繰越明許費補正 追加 ⑧土木費）

##### 文教厚生委員会

議第143号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）  
（第2表繰越明許費補正 追加 ⑩教育費）

---

○議長（永野忠弘君） 各常任委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 4時04分 休憩

---

午後 5時45分 開議



○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 1 1 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第 1 1、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第 1 4 3 号平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 9 号）の市長提出議案 1 件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案 1 件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

議第 1 4 3 号平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 9 号）中付託分であります。

執行部から歳入歳出それぞれ 1 億 9,322 万 6,000 円を追加し、総額を 3 億 6 千 1 万 2,347 円 8,000 円とするもの。主な歳入については、地方交付税 1 億 4,649 万 3,000 円の追加、国庫支出金 8,833 万 3,000 円の追加で、災害等廃棄物処理事業補助金である。また歳出については、衛生費の 1 億 9,322 万 6,000 円の追加で、主に災害ごみの仮置き場管理運営収集運搬並びに処分の業務委託費であるとの説明でした。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第 1 4 3 号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 今回、建設経済委員会に付託されております議案 1 件について委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

議第 1 4 3 号平成 2 8 年度玉名市一般会計補正予算（第 9 号）中付託分についてであります。

内容は、繰越明許費の追加で 8 款土木費で 2,000 万円を繰り越すものであり、公営住宅ストック総合改善事業において、横島町の公営住宅桜台団地 1 号棟から 3 号棟の外壁補修工事について、入札を執行したところ、熊本地震による復旧復興工事による業

者の手持ち工事の増加や慢性的な人手不足などが原因で、1回目、2回目とも業者辞退となり、入札が不調になったことであり、年度内の適正工事は確保できないために工事費2,000万円を繰り越すものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第143号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案1件について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第143号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）中付託分は、第2表繰越明許費10款教育費2,130万円の追加です。これは玉陵中学校部室棟新築工事において、排水計画など開発行為許可申請内容の変更に対応する必要があり、部室棟の設計業務建設工事に遅れが生じたため繰り越すものです。

執行部からの説明のあと、委員より、今回繰り越しに至った背景について説明をとの質疑があり、執行部より第一に開発行為による設計の見直しを優先したこと。また、第二に、今後の工程を考えると、今年度できる限り工事を行ない、来年度からの工事をスムーズに行なうこと必要があったためとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第143号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第12 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第12、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第143号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第143号に対する各委員長の報告は、可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第143号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第13 意見書案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第13、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程します

意見書案第7号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について以上、意見書案1件を議題とします。

お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。お諮りいたします。まず、ただいま議題となっております意見書案第7号については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第7号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第7号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

### 日程第14 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第14、「意見書案審議」を行ないます。

これよりただいま議題となっております意見書案第7号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第7号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第7号について、討論はありますか。

〔内田靖信君 発言求む〕

○議長（永野忠弘君） 8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自友クラブの内田です。

意見書案第7号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書につきまして、反対討論を行ないます。

さかのぼること5年ほど前に県議会議員、また私たち市議会議員等の年金制度が廃止をされたところでございます。その背景には市町村合併による痛みを伴う行財政改革を市民に強いるもので、先の制度は、議員年金掛け金の2分の1を一般財源で賄うと国民感情あるいは市民感情に反するものとしての廃止でもございました。今回の厚生年金加入もかつての議員年金と同様に一般財源の負担を伴うものでありまして、地方交付税が削減される中に、市民から見れば、今回の厚生年金加入は市議会議員の特権ともうつります、到底市民の理解を得ることは困難と考えております。よって、この意見書に異議を申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

意見書案第7号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について採決いたします。

意見書案第7号については、異議がありますので、起立により採決いたします。

意見書案第7号については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、意見書案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成28年第6回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永野忠弘

玉名市議会議員 宮田知美

玉名市議会議員 前田正治

玉名市議会会議録  
平成28年第6回定例会

発行人 玉名市議会議長 永野忠弘

編集人 玉名市議会事務局長 堀内政信

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

---

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155